

第4回幕別町議会定例会

議事日程

令和7年第4回幕別町議会定例会
(令和7年11月27日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
行政報告
- 日程第3 報告第16号 専決処分した事件の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第4 承認第3号 専決処分した事件の承認について
(令和7年度幕別町一般会計補正予算（第6号）)
- 日程第5 議案第103号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第104号 幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第7 議案第105号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第106号 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第112号 令和7年度幕別町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議案第113号 令和7年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第114号 令和7年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第115号 令和7年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第116号 令和7年度幕別町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第117号 令和7年度幕別町下水道事業会計補正予算（第3号）

会議録

令和7年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和7年11月27日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 11月27日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)

議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子

- | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 畠山美和 | 2 塚本逸彦 | 3 山端隆治 | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀 |
| 6 長谷陽子 | 7 酒井はやみ | 8 荒 貴賀 | 9 野原恵子 | 10 石川康弘 |
| 11 岡本眞利子 | 12 小島智恵 | 13 藤谷謹至 | 16 谷口和弥 | 17 藤原 孟 |

- 6 欠席議員

14 田口廣之

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義	副 町 長 伊藤博明
教 育 長 笹原敏文	代 表 監 査 委 員 八重柏新治
企 画 総 務 部 長 山端広和	住 民 生 活 部 長 寺田 治
保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁	経 済 部 長 高橋修二
建 設 部 長 河村伸二	会 計 管 理 者 武田健吾
忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健	札 内 支 所 長 白坂博司
教 育 部 長 石田晋一	政 策 推 進 課 長 宇野和哉
総 務 課 長 西田建司	地 域 振 興 課 長 安田奈緒
糠 内 出 張 所 長 古山悌士	住 民 課 長 佐々木一成
税 務 課 長 田村真由美	福 祉 課 長 広田瑞恵
こ ど も 課 長 山本 充	保 健 課 長 西嶋 慎
農 林 課 長 遠藤寛士	商 工 観 光 課 長 本間 淳
学 校 教 育 課 長 酒井貴範	生 涯 学 習 課 長 谷口英将

ほか、関係係長

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 佐藤勝博 課長 岩岡夢貴 係長 渡辺 優

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- | | | |
|--------|--------|---------|
| 2 塚本逸彦 | 3 山端隆治 | 4 内山美穂子 |
|--------|--------|---------|

議事の経過

(令和7年11月27日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） ただ今から、令和7年第4回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、2番塚本議員、3番山端議員、4番内山議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月16日までの20日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月16日までの20日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による「財政援助団体監査結果報告書」「行政監査結果報告書」及び地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」が議長宛てに提出されておりますので、あらかじめ配布いたしました。

次に、11月12日、全国町村議会議長会による第69回町村議会議長全国大会がNHKホールにおいて開催され、私が参加をしております。その議案の抜粋をあらかじめ配布いたしましたので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤勝博） 14番田口議員から本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
飯田町長。

○町長（飯田晴義） 令和7年第4回町議会定例会が開催されるに当たり、この1年間、町政各般にわたり、議員の皆様から賜りました温かいご指導とご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年も残すところ、あと、一月余りとなりました。

今年は2月の記録的な大雪に始まり、春先の不安定な天候、夏場の高温少雨に加え、9月には線状降水帯の発生に伴う大雨と強風、11月には暴風による災害に見舞われたところではありますが、本町でも農業関係施設や道路などで被害が出たものの、心配された農作物は概ね平年並みの作況となったところでもあります。

おかげさまで、現在、アイヌ文化拠点空間施設やあかしや南団地公営住宅の建設、義務教育学校や認定こども園の改修等も予定どおり進み、その他の各種施策や事業等につきましても、議会をはじめ、町民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、計画どおり順調に進められてきたものと考えており、ここに改めて感謝を申し上げます。

以下、当面する行政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。

初めに、暴風による被害について申し上げます。

11月1日、前線を伴った低気圧の影響により、十勝中部地域に暴風警報が発表され、池田観測所においては、観測史上最大を更新する最大瞬間風速30.2メートルを記録したところでもあります。この影響を受け、本町においても強風による倒木被害が発生し、明野ヶ丘公園や幕別運動公園などの公園で5施設、札内南コミュニティセンターや幕別小学校、白人小学校などの公共施設で6施設、町道幕別札内線をはじめとする町道8路線において、合計46本の倒木が確認されたところでもあります。また、幕別中学校体育館及び旧幕別みどり保育所においては、屋根のトタンが強風にあおられ剥離する被害が発生したところでもあります。

これらの被害につきましては、強風が収まった後、倒木は速やかに除去するとともに、剥離したトタン屋根については応急工事が完了したところであり、本復旧に向けた詳細な調査を行っているところでもあります。

次に、福祉灯油の実施について申し上げます。

国際的な原油価格の高値、円安により、本年度も灯油価格が高値水準にあることから、低所得者世帯などの生活の安定を図るため、本定例会に福祉灯油の実施に要する補正予算案を提出したところでもあります。本事業は、本町に住所を有する生活保護世帯、本年度の町民税非課税世帯であって満65歳以上の高齢者世帯や身体・知的・精神に重度の障がいのある方がいる世帯など2,210世帯を対象に、現金1万円を支給するものであります。

次に、幕別町電子地域通貨「まく Pay」のキャンペーン実施について申し上げます。

米をはじめとした食料品や生活必需品、燃料費の高騰が続いており、年末の家計に与える影響は深刻であります。こうしたことから、物価高騰対策として、幕別町商工会が運営しております幕別町電子地域通貨「まく Pay」について、12月1日から令和8年1月7日までの利用額の30パーセント相当分を上限として、ポイントを還元する緊急経済支援を行う予定としており、本定例会に実施に要する補正予算案を提出したところでもあります。

次に、新年度予算編成の取組について申し上げます。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」、いわゆる骨太の方針2025において、令和8年度予算編成に向けた考え方として、賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的な考え方の下、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」の実現を目指すとしており、加えて、人材希少社会において、国民の不安を取り除き、公教育の充実、自己実現を可能とする環境の整備、地方創生等により、人中心の国づくりを進め、人財尊重社会を築くとしております。

また、令和7年度補正予算における「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」については、今後、使途が明らかになり次第、直ちに活用方法を検討することとしており、年明けから、令和8年度予算に引き続く2か年にわたる切れ目のない支援をすべく、予算編成をまいります。

町の新年度予算編成につきましては、年末に向けて予算編成作業が本格化いたしますが、多数の大型事業を計画していることを踏まえ、骨太の方針に基づき今後示される国の予算案や地方財政計画、地方債計画など国の動向を十分注視した上で、地方財政に関する施策の情報収集に努めるとともに、

社会経済などの先行きを見据え、町民のニーズに対応した予算の編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、第5次幕別町行政改革大綱の策定について申し上げます。

本町では、社会経済情勢の変化に対応し、簡素にして効率的な町政の実現を図るために「幕別町行政改革大綱」を策定しており、令和3年度を始期とする第4次幕別町行政改革大綱後期推進計画が令和8年3月末で計画期間が終了となることから、現在、内部の行政改革推進本部で原案の検討を進めているところであります。

今後、12月中旬に開催予定の附属機関である幕別町行政改革推進委員会に諮問し、答申後、1月下旬に議員の皆様は大綱案をご説明させていただいた上で、パブリックコメントを経て、3月末に策定を終える予定としているところであります。

次に、本年の農作物の作況について申し上げます。

本年は、春の植付け期に不順な天候が続き、6月下旬から8月にかけては高温少雨の環境が続きました。さらに、9月には線状降水帯の発生に伴う大雨と強風に見舞われるなど、一部の作物において収量及び品質の低下が見られましたが、作物全体としては平年並みとなる見込みであります。

主な農作物の作況につきましては、秋まき小麦は1等の割合が高く、製品反収も10.6俵と平年を上回る結果となりました。豆類については、小豆において収量の低下が見込まれるものの、大豆においては平年を上回る見込みであります。

他方で、馬鈴しょについては、全体として小玉傾向にあり、特に食用馬鈴しょは、収量は平年に比べて少なくなる見込みであり、てん菜については、褐斑病などの発生は見られましたが、防除の徹底によりまして、収量は平年並み、糖度は14.9パーセントと平年と比べるとやや低くなる見込みとお聞きしております。

また、飼料作物については、牧草、飼料用トウモロコシのいずれも収量及び品質共に平年並みとなる見込みであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

11月20日現在における公共工事の発注済額は68億8,549万円で、発注率にいたしますと98.4パーセントとなっており、計画しておりました工事の大部分の発注を終えたところであります。発注済みの工事につきましては、工事の早期完成に努めるとともに、労災事故の防止など、安全管理の徹底を図ってまいります。

また、今後の発注工事におきましては、冬季施工となりますことから、発注条件の整備など安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、報告第16号、専決処分して事件の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第16号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

専決処分第9号であります。

損害賠償の額を定めることについて、令和2年3月に議決されました「地方自治法第180条第1項

の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、令和7年10月14日付で専決処分を行ったものであります。

「1理由」であります。

令和7年9月21日未明、札内さかえ保育所の敷地内に設置していた、遊具を保管するテントが強風にあおられて飛ばされ、道路西向かいの住宅北側の壁に衝突し、塗装を損傷させる事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものであります。

5ページをご覧ください。

「2損害賠償額」は4万4,000円であります。

建物修復費の全額を賠償するものであります。

「3損害賠償の相手方」は、町内在住の方であります。

幸い、人的な被害には至りませんでした。相手方には多大なご迷惑をおかけいたしましたことに対し、心からのお詫びを申し上げ、事故後の対応にご理解をいただいたところであります。

このたびの事故は、町有財産の管理上の瑕疵に起因するものでありますことから、損害賠償額につきましては、加入しております全国町村会総合賠償補償保険により全額保険給付されるものであります。

事故の原因となりましたテントは、保育所南側のコンクリート舗装にくい打ち等を行うことなく設置していたもので、9月20日から21日にかけての強風により、飛ばされたものと推測しております。

保育所を管理する職員に対し、監督上の措置として「訓告」し、今回の事故を教訓として、今後このような事故が二度と起きることのないよう、日頃からの施設管理に留意するとともに、予測される気象変動に十分な事前対応を図るよう、指導したところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

小島議員。

○12番（小島智恵） テントが強風で飛ばされての損害賠償ということなのですが、この遊具を保管していたテントというのは、もう少し詳しくなのですか、どういったものだったのか。

あと、さかえ保育所の周囲は柵で囲まれていると思うのですが、テントはその柵に引っかかることなく、柵の上を飛び越えてもう直接相手方の住宅に衝突をしていったということなのか。あの事故の状況、今、推測といった話もあって見ていた人もないのかもしれませんが、事故の状況をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（山本 充） さかえ保育所で使用していたテントというのは、サイクリングテントということで、自転車3台ぐらい入るドーム型というのでしょうか、U字型のテントになっております。そして、柵については引っかかることなく飛び越えまして、そのまま道路を転がるように多分横断したと思われまして、今回の被害者宅の壁をこすって、その先の道路で止まっていたという状況であります。

ちなみに遊具につきましては、スクーターという台に車輪が2台ついて手で持つキックボードみたいな形の遊具でございまして、それがそのテントの中に入っておりました。そのほかにベンチとコンテナも、ふだんそれを入れて使っている状況です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12番（小島智恵） かなりの強風で巻き上げられたようでありますけれども、これがもし子どもたちだったり、保育所の周辺にいる方にぶつかりでもしましたらと思いますと、これは非常に危険だったなというふうに思います。簡易的なテントではなくて、常設のしっかりとした物置などでそういった遊具を保管することが大事でありますし、再発防止のためにもそれが大事だと思うのですが、それはいかがなんでしょうか。

また、こういった事故を受けまして、他の保育所においても同様のことが懸念されるわけなのです。

けれども、他の保育所ではそういう簡易的なものを使用していないのか、点検、確認を行われておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（山本 充） 夏場につきましては、そういったスクーターという遊び道具などは、頻度がすぐ使うということなものですから、そこに入れて保管しておりまして、冬場につきましては今度除雪等がありますので、そのテントにつきましては、除雪道具を入れて、すぐに除雪できるような態勢ということで使っている状況でございました。

あと、このテントにつきましては、ほかの保育所等については使用していない、こういうテントはございません。今後も強風の情報がありましたら、外に置いてあるものについては、なるべく建物内に避難させて、こういった事故が起きないように努めてまいりたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12 番（小島智恵） さかえ保育所では、もう今後そういった簡易的なテントは使わないという、きちんとした強風で飛ばないような建物の中に保管していく、そういう対応を今後していくということでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（山本 充） はい。夏場、おもちゃの出し入れが、物置から出してくる等を考えて、その手間を考えると近場のテントということで、それを使っておりましたけれども、これからはそのテントの代用のしっかりしたものは購入する予定はございません。しっかりと物置で管理して、今後遊び等で使うときはそこから出すということで考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

以上で、報告第 16 号を終わります。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第 4、承認第 3 号から日程第 14、議案第 117 号までの 11 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 4、承認第 3 号から日程第 14、議案第 117 号までの 11 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 4、承認第 3 号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 承認第 3 号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページと議案説明資料の 2 ページをご覧ください。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め」、専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

専決処分第 8 号であります。

令和 7 年度幕別町一般会計補正予算について、令和 7 年 10 月 3 日付で専決処分を行ったものであり

ます。

9月20日から21日にかけての大雨・強風による農業用施設と土木施設の被害と、9月28日に発生した千住地区の畑地かんがい用水路の漏水事故に対処するため、関連費用を追加したものであります。

2ページをご覧ください。

令和7年度幕別町一般会計補正予算（第6号）であります。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,035万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ227億2,873万7,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、3ページから4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

5ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」、「1追加」であります。

9月20日から21日にかけての大雨・強風による農業用施設と土木施設の災害復旧事業の財源に充当するため地方債を発行しようとするものであります。

農業施設等単独災害復旧事業は、相川地区第一幹線明渠排水路ほか7か所の、土木施設等単独災害復旧事業は、町道幌内沢線ほか27路線と新和川ほか4河川、糠内公園ほか1公園の災害復旧事業について、総額1,960万円を限度として、地方債を追加するものであります。

起債の方法等は、記載のとおりであります。

歳出からご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

6款農林業費、1項農業費、7目農地費260万円の追加であります。

9月28日午後5時頃に千住地区の畑地かんがい用水路において、硬質ポリ塩化ビニール管の破損により漏水が発生し、秋播き小麦の防除作業等に支障がないよう、早急に修繕することが必要なことから、工事請負費を追加したものであります。

14款災害復旧費、1項農林業災害復旧費、1目単独災害復旧費808万5,000円の追加であります。

9月20日からの大雨・強風により、復旧工事が必要となりました農林業災害復旧費であります。

13節は、土砂除去等に係る重機等借上料であります。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

図面中央部に「（借1）五位地区糠内第1号明渠排水路」と青色の丸印で記載しておりますように、「（借）」で表示している、明渠排水路6か所と町営牧場3か所の土砂除去等に係る重機等借上料であります。

14節は、2ページ上部に「（工1）相川地区第1明渠排水路その1」と赤色の丸印で記載しておりますように、「（工）」で表示している、明渠排水路5か所ののり面決壊等に係る復旧工事費であります。

議案書の7ページをご覧ください。

2項土木災害復旧費、1目単独災害復旧費1,967万1,000円の追加であります。

13節は、路面整備や土砂除去に係る道路維持機械の借上料であります。

もう一度議案説明資料3ページをご覧ください。3ページ上部に「（借1）更生川（河川）」と青色の丸印で記載しておりますように、「（借）」で表示している18か所に係る重機等借上料であります。

議案書の8ページをご覧ください。

14節は、災害復旧工事費であります。

細節1は、道路と河川の復旧工事費で、議案説明資料3ページ上部に「（工1）幌内沢線」と赤色の丸印で記載しておりますように、「（工）」で表示している25か所の路肩崩壊などに係る復旧工事費であります。

細節2は、公園の復旧工事費で、「（工1）依田公園」と緑色の丸印で記載しておりますように、

3つの公園で発生した倒木等に係る復旧工事費であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

21款1項1目繰越金1,075万6,000円であります。

23款1項町債、9目災害復旧債1,960万円であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第103号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第8、議案第106号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例までの4議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第103号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第104号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第105号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第106号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の13ページ、議案説明資料の24ページをご覧ください。

議案第103号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

人事院は、国家公務員法に基づき、本年8月7日に国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する勧告を行いました。

勧告の内容は、公務と民間の給与比較の結果、月例給、特別給のいずれも民間が公務を上回っていることから、民間との均衡を図るため、月例給と特別給を引き上げ、あわせて宿日直手当と通勤手当などの見直しを行おうとするものであります。

公務において人材確保が喫緊の課題であることから、採用市場での競争力を向上させるため、月例給については、昨年に引き続いて、初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に俸給表を昨年を上回る平均3.3パーセントの引上げを行い、特別給、いわゆるボーナスは、本条例によりみなし適用されている再任用職員を含む「定年前再任用短時間勤務職員」を除いた一般職の職員は、支給月数を年間で0.05月分引き上げて年間4.65月分とし、民間の特別給の支給状況等を参考に、期末手当と勤勉手当に均等に配分するものであります。

あわせて、再任用職員を含む「定年前再任用短時間勤務職員」は、支給月数を0.05月分引き上げて、年間2.45月分とするものであります。

国は、11月11日に開催された閣議において、一般職の職員の給与に関する法律については、人事院勧告どおりの給与改定を盛り込んだ改正を行う旨を決定しております。

本町の職員給与は、従前から国家公務員の給与制度に準じ、人事院勧告の内容に沿って改定を実施してきたところでありますことから、本年度においても、国に準じて本条例の改正を行おうとするも

のであります。

議案説明資料の 24 ページをご覧ください。

本改正条例は、条例の施行日の関係から、大きく第 1 条と第 2 条の形式を採用しております。

初めに、改正条例第 1 条関係についてであります。

宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び行政職給料表に関して改正を行うもので、令和 7 年 4 月 1 日に遡及して適用しようとするものであります。

第 14 条は、宿日直手当を定めております。

宿日直勤務は、正規の勤務時間外に職場に待機し、電話対応や外部との連絡、文書の収受などを行う断続的な勤務であります。

1 回当たりの手当の額を 4,700 円に、半日勤務を行った日に退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務に係る手当の額を 7,050 円に引き上げるものであります。

なお、現状、本町においては、当該業務を民間に委託しており、職員に宿日直勤務を命じておりませんが、不測の事態に備え定めているものであります。

第 16 条は、期末手当を定めております。

第 2 項において、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の 12 月の期末手当の支給率を「100 分の 125」から「100 分の 127.5」に、第 3 項において、定年前再任用短時間勤務職員の 12 月の期末手当の支給率を「100 分の 70」から「100 分の 72.5」に引き上げるものであります。

25 ページをご覧ください。

第 17 条は、勤勉手当を定めております。

第 2 項第 1 号において、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の 12 月の勤勉手当の支給率を「100 分の 105」から「100 分の 107.5」に、同項第 2 号において、定年前再任用短時間勤務職員の 12 月の勤勉手当の支給率を「100 分の 50」から「100 分の 52.5」に引き上げるものであります。

別表第 1 は、行政職給料表であります。

初任給をはじめ、若年層に重点を置き、年齢の上昇に伴い改定率を逡減させるものであります。

本町の現在の職員構成における級別の平均上昇率は、1 級が 5.5 パーセント、以下、2 級が 4.4、3 級が 3.6、4 級が 3.1、5 級が 2.8、6 級が 2.8、7 級が 2.9 で、全体では、平均 3.5 パーセントであります。26 ページをご覧ください。高校卒の初任給、1 級 5 号給は現行の 18 万 8,000 円から 1 万 2,300 円を引上げて 20 万 300 円に、大学卒の初任給、1 級 25 号給は 22 万円から 1 万 2,000 円引き上げ 23 万 2,000 円に改めるものであります。

給料表は 29 ページまでにわたっておりますが、今回は、すべての号給の給料月額と定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を改めるものであります。

30 ページをご覧ください。

改正条例第 2 条関係についてであります。

本改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

第 9 条の 4 は、通勤手当を定めております。

このたびの条例の改正事項ではありませんが、人事院勧告がなされた内容についてご説明いたします。

第 1 項は、通勤手当の支給対象者を、第 2 項は通勤手当の額を定めております。

31 ページをご覧ください。

上から 3 行目、第 2 号は「前項第 2 号に掲げる職員」、これは、片道 2 キロメートル以上を自動車等を使用することを常例とする職員であります。

この職員に支給する通勤手当の額は、条例においては「町長が規則で定める額」と定めております。

このたびの人事院勧告において、国家公務員の通勤手当の額が引き上げられましたので、本改正条例の成立後に規則を改め、本年 4 月に遡及して適用しようとするものであります。

以上が規則で改正する内容であります。

第3項として、自動車等を使用することを常例とする職員のうち、自動車等の駐車場を利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する額として規則で定める額を通勤手当として支給すると追加するものであります。

第4項から第7項までは、第3項の追加に伴う項の繰り下げであります。

第16条は、期末手当を定めております。

第2項で定めている期末手当の支給率を、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員は、令和8年度以降、6月、12月共に「100分の126.25」に改めるものであります。

32ページをご覧ください。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率を定めております。6月、12月共に「100分の71.25」に改めるものであります。

第17条は、勤勉手当を定めております。第2項第1号で定めている勤勉手当の支給率を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員は、6月、12月共に「100分の106.25」に改めるものであります。

同項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率を定めており、6月、12月共に「100分の51.25」に改めるものであります。

これらの給与改定を行うことにつきましては、本年11月11日に幕別町職員組合との間で協議が調っているところであります。

この改正によります本年度分に係る定年前再任用短時間勤務職員を含めた、正職員に係る給料、手当などと共済費の影響額は、特別会計と事業会計も含めた総額で5,833万4,000円であります。

議案書16ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1条第1項は、この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正条例第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するとするものであります。

第2項は、改正条例第1条の規定は、令和7年4月1日から適用する、と給料月額等の改定に係る遡及適用を定めるものであります。

第2条は、給与の内払いについて定めております。

以上で、議案第103号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

議案第104号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の18ページ、議案説明資料の33ページをご覧ください。

本条例は、一般職の職員の給与改定と同様、国の行政職俸給表（二）の改定に伴い、これを参照して策定している本町の会計年度任用職員の給料表を改正しようとするものであります。

議案説明資料の33ページをご覧ください。

別表第1は、フルタイム会計年度任用職員の給料表であります。

国の行政職俸給表（二）の改定に伴い、給料月額を改めるものであります。

給料表の1号給から34ページの164号給まで、平均4.0パーセントの引上げを行うものであります。

議案書の19ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するとするものであります。

第2項は、給与の内払いについて定めております。

以上で、議案第104号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

議案第105号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の 20 ページ、議案説明資料の 35 ページをご覧ください。

本条例は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の支給率を、一般職の特別給と同様に 0.05 月分引き上げようとするものであります。

議案説明資料の 35 ページをご覧ください。

初めに、改正条例第 1 条についてであります。

第 4 条第 2 項において、12 月の期末手当の支給率を「100 分の 230」から 0.05 月引き上げ、「100 分の 235」に改めるものであります。

36 ページをご覧ください。

改正条例第 2 条関係についてであります。

期末手当の支給率を規定している第 4 条第 2 項において、令和 8 年度以降の 6 月及び 12 月に支給する期末手当の支給率を、「100 分の 232.5」に改めるものであります。

この改正による本年度の増額分は、合計で 12 万 3,000 円であります。

議案書の 20 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正条例第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

以上で、議案第 105 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

議案第 106 号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の 21 ページ、議案説明資料の 37 ページをご覧ください。

本条例は、議案第 105 号と同様に、議会議員の期末手当の支給率を、0.05 月分引き上げようとするものであります。

議案説明資料の 37 ページをご覧ください。

改正条例第 1 条関係についてであります。

第 2 条第 2 項において、12 月の期末手当の支給率を「100 分の 230」から 0.05 月分引き上げ、「100 分の 235」に改めるものであります。

38 ページをご覧ください。

改正条例第 2 条関係についてであります。

期末手当の支給率を規定している第 2 条第 2 項において、令和 8 年度以降の 6 月及び 12 月に支給する期末手当の支給率を、「100 分の 232.5」に改めるものであります。

この改正による本年度の増額分は、合計で 20 万 4,000 円であります。

議案書の 21 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正条例第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 103 号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 104 号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 105 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 106 号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 112 号、令和 7 年度幕別町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 112 号、令和 7 年度幕別町一般会計補正予算（第 7 号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 7,806 万 9,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 231 億 680 万 6,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページから 4 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

5 ページをご覧ください。

「第 2 表 債務負担行為補正」「1 追加」であります。

「忠類地域通所介護事業運営費補助金」であります。

忠類地域における通所介護事業、デイサービス事業の提供体制を安定的かつ継続的に確保するため、引き続き、社会福祉法人幕別真幸協会に対して、「令和 8 年度から令和 12 年度まで」の 5 年を期間として、運営費補助金を支出すべく、債務負担行為を追加しようとするものであります。

限度額は、「忠類地域通所介護事業の実施に要する経費から介護報酬、利用者負担等を控除した額」とするものであります。

「幕別町道路維持管理業務委託料」であります。

国土交通省が官民連携事業の導入に係る検討などに補助する「先導的官民連携支援事業」を活用し、道路や公園などの維持管理業務における包括的民間委託の手法を現在検討しており、令和 9 年度から新たな手法による委託業務を予定していることから、現在の手法による業務委託を令和 8 年度を期間に「2 億 9,521 万円に消費税及び地方消費税を加算した額」を限度額として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

「まくべつ学園管理業務委託料（旧幕別小学校分）」であります。

令和 8 年 4 月から開校するまくべつ学園は、開校日時点において、1 年生から 4 年生までは、現在

の幕別小学校で、5年生から9年生までは、現在の幕別中学校で授業を行い、8月の2学期から、全ての学年が、現在、増築改修工事を施工しているまくべつ学園に通学することとしております。

このことから、令和8年4月から8月までの旧幕別小学校校舎等の管理業務を、令和8年度を期間に「482万6,000円に消費税及び地方消費税を加算した額」を限度額として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

歳出からご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

1款1項1目議会費20万4,000円の追加であります。

議会議員の期末手当の支給率の改定に伴う増額分であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費281万9,000円の追加であります。

総務一般管理事務事業は、郵便料を追加するものであります。

会計年度任用職員給料等支払事務事業（教育以外）は、給料表改定による給料の遡及適用相当額であります。

今回の人事院勧告に基づく給与改定に伴い、一般会計、特別会計及び事業会計に係る影響額は、給料のほか、通勤手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当と共済費を含め、正職員分が5,833万4,000円、会計年度職員分が6,304万4,000円、合計1億2,137万8,000円であります。

庁舎維持管理事業は、電気料の追加であります。

電気料と燃料費は、国際的な原油価格の高騰や円安を背景とした国内燃料価格の上昇に伴い、不足見込額を追加するものであります。

以下の事務事業において説明は省略いたしますが、一般会計の補正総額は、燃料費が1,491万8,000、電気料が1,307万4,000円、合計2,799万2,000円であります。

5目一般財産管理費58万7,000円の追加であります。

10ページをご覧ください。

6目札内コミュニティプラザ管理費66万9,000円の追加であります。

修繕料は、監視用防犯カメラの修繕料であります。

7目近隣センター管理費170万8,000円の追加であります。

17節は、暖房機器の故障に伴う更新であります。

8目庁用車両管理費43万8,000円の追加であります。

10目協働のまちづくり支援費900万円の追加であります。

マイホーム応援事業補助金の申請件数が、予算見込みを超えていることに加え、幕別本町地区の建築件数と、地元業者による施工加算の増加に伴い、1件当たりの補助金額が増加しておりますことから追加するものであります。

12目総合支所費28万6,000円の追加であります。

11ページをご覧ください。

13目防災諸費33万3,000円の追加であります。

14目交通防犯費46万6,000円の追加であります。

12ページをご覧ください。

修繕料は、交通安全指導車の修理費用であります。

19目電算管理費364万2,000円の追加であります。

修繕料は、本町の光ケーブルを共架している北電柱とNTT柱の更新に伴い、架け替えを行うものであります。

17節は、総合行政情報システムの標準化に伴い、圧着はがきの印刷方式が単独帳票へ変更となることから、圧着機を更新するものであります。

20目地域おこし協力隊推進事業費65万8,000円の追加であります。

22目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費1,578万7,000円の追加であります。

13 ページをご覧ください。

臨時交付金を活用して実施いたします「まく Pay ポイント還元事業」であります。

詳細を説明いたしますので、議案説明資料の 52 ページをご覧ください。

今回、追加いたしますのは、既に通知がありました令和 7 年 5 月 27 日付で、限度額の配分通知がありました「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」のうちの物価高騰に対する住民生活支援を目的として国が定めた「推奨事業メニュー」に要する経費であります。

「事業内容」欄をご覧ください。

物価高騰による住民の生活支援と地域内の消費喚起を図るため、幕別町商工会が実施するまく Pay の利用額の 30 パーセント相当分、カード 1 枚当たり 1 万 5,000 円相当分を上限にポイント還元する費用と事務経費を補助するものであります。

「積算」欄に記載のとおり、総利用額 5,000 万円を見込み、その 30 パーセントの 1,500 万円を補助するものであります。

下段に記載のとおり、今回の事業費をもって令和 7 年 5 月 27 日付の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を全て予算計上するものであります。

議案書 13 ページにお戻りください。

2 項徴税費、2 目賦課徴収費 300 万円の追加であります。

過誤納還付金であります。

14 ページをご覧ください。

5 項、1 目統計調査費 8 万 2,000 円の追加であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 2,503 万 8,000 円の追加であります。

福祉灯油等支給事業は、灯油価格の高騰によって、大きな影響を受けている低所得世帯に対し、燃料費をはじめとする冬期間の生活費の一部として 1 万円を助成するものであります。

対象は、本年 11 月 1 日現在で本町に住所を有し、令和 7 年度の住民税非課税世帯のうち、65 歳以上の方のみの高齢者世帯をはじめ、身体障害者手帳 1 級または 2 級の方の属する世帯やひとり親世帯と生活保護の受給世帯などであります。対象を 2,210 世帯と見込んでおります。

2 目国民年金事務費 34 万円の追加であります。

15 ページをご覧ください。

3 目障害者福祉費 1,725 万円の追加であります。

障害者自立支援給付事業は、サービス利用日数の増加などに伴う給付費の増額であります。

4 目東十勝障害認定審査会費 13 万 8,000 円の追加であります。

16 ページをご覧ください。

6 目老人福祉費 679 万 4,000 円の追加であります。

中等度難聴者補聴器購入費助成事業は、本年度から、中等度の聴覚障害を有する 40 歳以上の方を対象に、補聴器購入費用について片耳 5 万円を限度に助成することとし、これまで当初予算に 300 万円、9 月補正予算に 150 万円を計上しております。

10 月末現在で、52 人の方々に対し、両耳は 38 人 380 万円、片耳は 14 人 70 万円を既に助成しております。今後の助成見込額を追加するものであります。

介護施設環境改善事業は、国の補助事業を活用し、町内の五つの介護事業者に対し、冷房設備を設置するため費用を助成するものであります。

必要経費のうち、国から補助される 2 分の 1 と町が負担する 4 分の 1 を合わせて交付するものであります。

7 目後期高齢者医療費 64 万 9,000 円の減額であります。

8 目重層的支援事業費 244 万 4,000 円の追加であります。

介護予防支援事業は、6 月末に退職した保健師の代替職員として、フルタイム会計年度任用職員保健師 1 名を雇用すべく予算計上しておりましたが、応募状況にからパートタイムに変更することとい

たしましたので、予算の組替えを行うものであります。

18 ページにお進みください。

過年度国庫支出金等返還事務事業は、前年度の重層的支援体制整備事業交付金に係る精算還付金であります。

19 ページをご覧ください。

9 目保健福祉センター管理費 220 万 9,000 円、10 目老人福祉センター管理費 21 万 2,000 円、11 目ふれあいセンター福寿管理費 242 万 5,000 円の追加であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 106 万 4,000 円の追加であります。

児童福祉総務事務事業は、前年度の子ども・子育て支援事業費補助金に係る精算還付金であります。妊婦のための支援給付金給付事業、20 ページをご覧ください。

妊婦支援給付金の給付情報を管理するため、健康管理システム、電算システムであります。これを改修するものであります。

過年度国庫支出金等返還事務事業は、前年度の出産・子育て応援交付金に係る精算還付金であります。

3 目施設型・地域型保育施設費 2,010 万 4,000 円の追加であります。

21 ページをご覧ください。

認定こども園等施設型給付事業は、町内 1 事業所に対し令和 5 年度分として支出した、子どものための教育・保育給付交付金に係る当該事業所からの返還金 206 万 3,000 円のうち、国に 120 万円を、北海道に 43 万円を返還するものであります。

4 目へき地保育所費 326 万 5,000 円の追加であります。

22 ページをご覧ください。

5 目発達支援センター費 130 万 1,000 円の追加であります。

23 ページをご覧ください。

6 目児童館費 594 万 8,000 円の追加であります。

24 ページをご覧ください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 32 万 1,000 円の追加であります。

2 目母子保健対策費 82 万 2,000 円の追加であります。

母子保健対策事業 25 ページになります。

22 節は、前年度の出産・子育て応援交付金に係る精算還付金であります。

乳幼児健診事業は、前年度の母子保健衛生費補助金に係る国への精算還付金であります。

妊娠・出産包括支援事業は、産後ケア事業委託料に不足が見込まれますことから、追加するものであります。

3 目予防費 6,000 円の追加であります。

4 目成人保健対策費 6 万円の追加であります。

26 ページをご覧ください。

5 目診療所費 1 万 2,000 円の追加であります。

6 目環境衛生費 88 万 5,000 円の追加であります。

27 ページになります。

葬斎場維持管理事業、修繕料は、浄化槽のブロワーポンプの修繕の費用であります。

5 款労働費、1 項労働諸費、2 目雇用対策費 14 万 8,000 円の追加であります。

28 ページをご覧ください。

6 款農林業費、1 項農業費、1 目農業委員会費 4 万 4,000 円の追加であります。

2 目農業振興費 1 億 882 万 7,000 円の追加であります。

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業は、畑作産地における持続的かつ安定した生産体制の確立に向けた取組を総合的に支援する事業で、省力作業機械の導入により、労働負担軽減対策に取り

組む2団体に対し交付される国からの間接補助金であります。

経営継承・発展支援事業は、従前の担い手から経営を継承し、発展するための取組を行う経営体に対し、それぞれ100万円を支援するもので2人分を見込むものであります。

29ページをご覧ください。

3目農業試験圃場費9万3,000円の追加であります。

6目町営牧場費77万4,000円の追加であります。

30ページをご覧ください。

7目農地費133万1,000円の追加であります。

幕別ダムからの取水に際し、木の枝や落ち葉などを取り除く除じん機の操作盤故障に伴い、補修工事を実施するものであります。

2項林業費、1目林業総務費458万2,000円の追加であります。

公費造林推進補助事業は、民有林造林事業に対する北海道からの補助金の増額決定に伴い、追加するものであります。

有害鳥獣駆除対策事業は、シカとアライグマの駆除頭数増加に伴い、有害鳥獣駆除出動謝礼と補助金を追加するものであります。

31ページをご覧ください。

7款1項商工費、4目スキー場管理費86万6,000円の追加であります。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路・河川管理費28万2,000円の追加であります。

32ページをご覧ください。

2項道路橋梁費、1目道路新設改良費9万8,000円の追加であります。地域インフラ群再生戦略マネージメントのモデル地区に選定されたことに伴う旅費であります。

2目道路維持補修費360万3,000円の追加であります。

トラフ等の補修工事費を追加するものであります。

3項都市計画費、2目都市環境管理費591万8,000円の追加であります。

修繕料は、公園の各種設備の故障に対処するため、不足見込額を追加するものであります。

14節は、公園の修繕工事等を追加するものであります。

33ページをご覧ください。

9款、1項消防費、1目常備消防費538万5,000円の追加であります。

消防職員の給与改定に伴う、とかち広域消防事務組合への分担金であります。

2目非常備消防費16万7,000円の追加であります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費105万7,000円の追加であります。

34ページをご覧ください。

3目教育財産費404万5,000円の追加であります。学校等の修繕料であります。

6目学校給食センター管理費236万2,000円の追加であります。

35ページをご覧ください。

7目まくべつ学園増改修事業費537万9,000円の追加であります。

令和8年4月に開校するまくべつ学園の校門の新設や駐輪場の整備など、外構工事に係る測量設計委託料であります。

36ページをご覧ください。

2項小学校費、1目学校管理費816万円、3項中学校費、1目学校管理費517万1,000円の追加であります。

37ページをご覧ください。

4項社会教育費、1目社会教育総務費19万8,000円の追加であります。

38ページをご覧ください。

2目公民館費98万3,000円、3目町民会館費43万1,000円の追加であります。

39 ページをご覧ください。

4 目郷土館費 28 万 3,000 円、5 目ナウマン象記念館管理費 93 万 6,000 円の追加であります。

40 ページをご覧ください。

6 目集団研修施設費 13 万 3,000 円、7 目図書館管理費 219 万 9,000 円の追加であります。

41 ページをご覧ください。

5 項保健体育費、1 目保健体育総務費 361 万 3,000 円の追加であります。

アスリートと創るオリンピックの町創生事業は、来年 2 月に開催されるミラノ・コルティナオリンピックに、本町出身の「高木美帆選手」「稲川くるみ選手」「笠原光太朗選手」の出場が見込まれ、「2026 冬季オリンピック出場選手を応援する会」が組織される予定と伺っておりますことから、実行委員会補助金を追加するものであります。

42 ページをご覧ください。

2 目体育施設費 63 万 2,000 円の追加であります。

12 款職員費、1 項 1 目職員給与費 8,070 万 1,000 円の追加であります。

2 節は、人事院勧告に基づく給与改定のほか、年度内の職員の退職・採用と人事異動に伴う会計間での調整による増額、3 節の細節 2 は、特別職の期末手当の支給率の引上げに伴う増額であります。

細節 11 の時間外勤務手当は、現計予算に 4,571 万 7,000 円を計上しておりますが、物価高騰対策補助金給付事務をはじめ、時間外勤務の増加に伴い 3,150 万 2,000 円を追加するものであります。

細節 14 は、一般職の期末勤勉手当であります。

43 ページをご覧ください。

細節 14 は、令和 6 年度中の退職者に係る調整額による追加納付分と本年 4 月から退職手当組合負担金の一般職の普通納付金負担率が、1,000 分の 67.5 から 1,000 分の 101.25 に引上げとなったことに伴う増額であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

6 ページまでお戻りください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 559 万 7,000 円の追加であります。

12 款 1 項 1 目地方交付税 1,242 万 6,000 円の追加であります。

普通交付税であります。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 862 万 5,000 円の追加であります。

障害児入所給付費等国庫負担金であります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 1,547 万 7,000 円の追加であります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

2 目民生費補助金 281 万 1,000 円の追加であります。

1 節、細節 6 は、介護施設の冷房設備設置に係る国庫補助金であります。

7 ページをご覧ください。

2 節は、産後ケア事業と健康管理システム改修に係る国庫補助金であります。

17 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 431 万 2,000 円の追加であります。

障害児入所給付費等道負担金であります。

2 項道補助金、2 目民生費補助金 62 万 7,000 円の追加であります。

1 節、細節 12 は、福祉灯油等支給事業、2 節は、産後ケア事業に係る道補助金であります。

4 目農林業費補助金 1 億 956 万 8,000 円の追加であります。

8 ページをご覧ください。

20 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目まちづくり基金繰入金 1,240 万円の追加であります。

マイホーム応援事業補助金と「2056 冬季オリンピック出場選手を応援する会」に対する補助金に、まちづくり基金を充当するものであります。

2 項特別会計繰入金、1 目介護保険特別会計繰入金 8 万 6,000 円の追加であります。

一般会計で実施している権利擁護推進事業の人件費に係る繰入金であります。

21 款 1 項 1 目繰越金 2 億 272 万 9,000 円の追加であります。

22 款諸収入、5 項 4 目雑入 341 万 1,000 円であります。

細節 10 は、旧緑資源公団庁舎附帯設備使用料、細節 69 は、経営継承・発展支援事業に係る全国農業会議所からの補助金、細節 70 は、町内保育事業者からの地域型保育給付費返還金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

荒議員。

○8 番（荒 貴賀） 福祉灯油等支援事業についてお聞きしたいと思います。

町長の行政報告の中にあるように、国際的な原油価格の高騰、そして低所得者世帯などの生活安定のために福祉灯油が大変重要な制度であると認識し、今年も支給されたことに本当に安堵したところであります。幕別町におきましても、平成 30 年から福祉灯油が実施されて、当時の世界情勢、原油価格の高騰から 1 リットル当たり灯油価格が 100 円を超えるという事態から、町としても 7,000 円の支給がされました。その後、価格が安定し福祉灯油がなくなり、2021 年に 1 リットル当たり 110 円を超えるあたりから福祉灯油が行われて、そのときに価格も 7,000 円から 1 万円に引き上げられ支給はされてきています。

先ほどのお話のとおり原油価格はすごく上がっています。現在の灯油価格は 1 リットル当たり 124 円です。現在、ガソリン税の暫定税率の廃止ということがありますけれども、灯油についてはそもそもガソリン税がないものですから、やはり価格の上昇についてはかなり限定的にならざるを得ないと認識しております。町としても、今後のこういう情勢を考えたときに、価格の引上げを考える時期に来ているのではないかと思いますのですが、町の今の考え、今後についてどのようにお考えになるのか、お聞かせ願いますか。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 福祉灯油の助成の金額についてのご質問でございます。

今回 1 万円ということで価格を設定しているのですけれども、こちらの考え方ですが、家庭の収入に占める灯油代というのは、収入が低い世帯ほど負担割合が高くなります。ですので、福祉灯油の助成対象となります高齢者夫婦の非課税世帯のモデル収入を用いまして、福祉灯油の対象とならない世帯と、こちらのモデル収入を比較しまして、それぞれの収入に占める福祉灯油代の負担割合についてシミュレーションを行った結果、負担割合が逆転しないラインを 1 万円ということで設定をしているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒 貴賀） 対象については理解したところであります。私が認識したいのは引上げ、いわゆる原油価格が上がって、灯油が上がっているという現状を、推移する状況で、額自体の引上げを考えていないのかについてお聞きしたところでありますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 先ほどの話に戻るのでございますけれども、額を上げ過ぎてしまいますと、対象とならない世帯の方の負担割合と逆転してしまいますから、そうなる負担割合過多というふうに考えておりまして、その部分で 1 万円という設定をしておりますので、今年に関しましてはこれ以上上げるという考えはございません。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第113号、令和7年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)から日程第14、議案第117号、令和7年度幕別町下水道事業会計補正予算(第3号)までの5議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第113号令和7年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)から議案第117号令和7年度幕別町下水道事業会計補正予算(第3号)までの5議案について、一括してご説明申し上げます。

議案第113号、令和7年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ425万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ28億6,397万4,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費184万7,000円の追加であります。

人事院勧告に基づく給与改定や人事異動に伴う会計間での調整のほか、時間外勤務手当などの人件費の補正であります。

6ページをご覧ください。

2項徴税費、1目賦課徴収費29万5,000円の追加であります。

4款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費11万円の追加であります。

7ページをご覧ください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険税還付金200万円の追加であります。

歳入をご説明申し上げます。

4ページにお戻りください。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金214万2,000円の追加であります。

2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金33万円の追加であります。

5款1項1目繰越金178万円の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

議案第114号、令和7年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

17ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ140万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ5億4,428万4,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、18ページ、19ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

21ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 140 万 6,000 円の追加であります。

人事院勧告に基づく給与改定や人事異動に伴う会計間での調整など、人件費の補正のほか、12 節は、こども未来戦略の加速化プランにおいて、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、医療保険の保険料と併せて拠出する「子ども・子育て支援金制度」が令和 8 年度から開始されることに伴い、後期高齢者医療システムを改修するものであります。

歳入をご説明申し上げます。

20 ページにお戻りください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 64 万 9,000 円の減額であります。

6 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目民生費補助金 205 万 5,000 円の追加であります。

後期高齢者医療システム改修に伴う国庫補助金であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

議案第 115 号、令和 7 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

28 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 143 万 7,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 30 億 6,988 万 5,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、29 ページ、30 ページに記載しております「第 1 表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

33 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 4 万 7,000 円の減額。

34 ページになります。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費 83 万 8,000 円の追加、2 目認定調査等費 22 万 8,000 円の追加であります。人事院勧告に基づく給与改定や人事異動に伴う会計間での調整のほか、会計年度任用職員に係る人件費の補正であります。

35 ページをご覧ください。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、2 目介護予防ケアマネジメント事業費 32 万 2,000 円の追加であります。

36 ページになります。

2 項 1 目一般介護予防事業費 1 万円の追加であります。

6 款 1 項繰出金、1 目他会計繰出金 8 万 6,000 円の追加であります。

一般会計で実施している権利擁護推進事業の人件費に係る繰出金であります。

歳入をご説明申し上げます。

31 ページにお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 26 万 8,000 円の追加であります。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金 138 万 5,000 円の減額であります。

前年度からの繰越金の確定に伴うものであります。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目地域支援事業交付金 6 万 6,000 円の追加。

32 ページになります。

6 款道支出金、2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 4 万 2,000 円の追加であります。地域支援事業費に係る補助金であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 15 万 8,000 円の追加であります。

9 款 1 項 1 目繰越金 228 万 8,000 円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

議案第 116 号、令和 7 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 4 号）について、ご説明申し上げます。

46 ページをご覧ください。

第2条は、収益的支出の補正であります。

第1款水道事業費用、既決予定額から補正予定額 36 万 9,000 円を減額し 6 億 4,669 万 6,000 円と定めるものであります。

第2款簡易水道事業費用、既決予定額に 455 万 9,000 円を追加し 3 億 5,841 万 7,000 円と定めるものであります。

第3条は、資本的支出の補正であります。

第1款水道事業資本的支出、既決予定額に 574 万 8,000 円を追加し 6 億 2,151 万 3,000 円と定めるものであります。

第2款簡易水道事業資本的支出、既決予定額から 2 万 7,000 円を減額し 4 億 3,753 万 6,000 円と定めるものであります。

第3条の2行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2 億 9,344 万 3,000 円は消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金で補填するものであります。

47 ページをご覧ください。

第4条は、債務負担行為に係る条文の追加であります。

第5条として、債務負担行為を規定するものであります。

「上水道施設管理業務委託料」と「簡易水道施設管理業務委託料」は、下水道事業の管理業務と一体の業務として委託しております。

下水道事業は、令和 10 年 4 月に幕別町浄化センターを廃止し、幕別処理区を十勝川流域下水道に統合する計画でありますことから、これに合わせて、水道事業の契約期間を令和 8 年度から 9 年度までの 2 年とするものであります。

上水道施設管理業務委託料は 982 万円に、簡易水道施設管理業務委託料は 4,312 万円に、それぞれ消費税及び地方消費税を加算した額を限度額と定めるものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

人件費の増額に伴い 6,459 万 8,000 円に改めるものであります。

48 ページをご覧ください。

収益的支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費 99 万 1,000 円の減額、4 目総係費 62 万 2,000 円の追加であります。給与改定や人事異動に伴う人件費の補正であります。

49 ページをご覧ください。

2 款簡易水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費 455 万 9,000 円の追加であります。

電気料の不足見込額を追加するものであります。

50 ページをご覧ください。

資本的支出であります。

1 款水道事業資本的支出、1 項 1 目建設改良費 574 万 8,000 円の追加、2 款簡易水道事業資本的支出、1 項 1 目建設改良費 2 万 7,000 円の減額であります。

人件費の補正であります。

以上で、水道事業会計補正予算（第 4 号）の説明を終わらせていただきます。

議案第 117 号 令和 7 年度幕別町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

59 ページをご覧ください。

第2条は、収益的支出の補正であります。

第1款公共下水道事業費用、既決予定額に 559 万 5,000 円を追加し 8 億 9,858 万 3,000 円と定めるものであります。

第3款農業集落排水事業費用、既決予定額に13万7,000円を追加し1億2,327万円と定めるものがあります。

第3条は、資本的支出の補正であります。

第1款公共下水道事業資本的支出、既決予定額から51万1,000円を減額し15億4,830万5,000円と定めるものであります。

第2款個別排水処理事業資本的支出、既決予定額に281万7,000円を追加し1億4,398万9,000円と定めるものであります。

第3条の2行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億6,350万3,000円は、消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金で補填するものであります。

60ページをご覧ください。

第4条は、債務負担行為に係る条文の追加であります。

第5条として、債務負担行為を規定するものであります。

令和10年4月からの幕別処理区の十勝川流域下水道への統合計画に合わせて、これらの業務委託の契約期間を令和8年度から9年度までの2年とするものであります。

雨水排水ポンプ所管理業務委託料は526万円、ポンプ場管理業務委託料は1,826万円、処理場管理業務委託料（公共下水道）は1億1,220万円、処理場汚泥運搬業務委託料は2,463万6,000円、いずれの委託料もそれぞれの額に消費税及び地方消費税を加算した額を限度額とするものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

人件費の増額に伴い3,063万円に改めるものであります。

61ページをご覧ください。

収益的支出であります。

1款公共下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費150万円の追加であります。

公共汚水ますに係る修繕料の追加であります。

2目ポンプ場費104万8,000円の追加、3目処理場費112万円の追加であります。

不足見込額を追加するものであります。

5目総係費192万7,000円の追加であります。

給与改定や人事異動に伴う人件費の補正であります。

3款農業集落排水事業費用、1項営業費用、1目管渠費7万円の追加、2目処理場費6万7,000円の追加であります。

62ページをご覧ください。

資本的支出であります。

1款公共下水道事業資本的支出、1項1目建設改良費51万1,000円の減額であります。

人件費の補正であります。

2款個別排水処理事業資本的支出、1項1目建設改良費281万7,000円の追加であります。

人件費の補正であります。

以上で、議案第113号から議案第117号までの説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 後期高齢者ですね。ページ数にいたしまして、21ページでお尋ねをいたします。

ここでは、12節委託料に関わりまして、新たに子ども・子育て支援支援金制度対応システム改修業務委託料というのが205万5,000円計上されました。これは新年度から後期高齢者医療保険の負担金にさらにこの分の、いわゆる子ども・子育て支援金分の負担が加入者にかかっていくということだろうと思うのですが、改めてシステム改修されるに当たって、どのぐらいの負担になっていくのか。事

業全体の来年度に関わってくるとは思うのですけれども、改修する時点でどういう事業になっていくかの、その見込み状況をお示ください。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 子ども・子育て支援金に係る改修費の関係でございますが、議員おっしゃるとおり来年度、令和8年度から現行の保険料に子ども・子育て支援金が加算されて徴収するという形になりまして、現行、詳しい仕様が国から示されてはおりませんが、試算の段階ではございますが、後期高齢者医療制度におきましては、令和8年度1人当たり月200円程度の増額となるように聞いております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 令和8年度ということですから、来年の4月からスタートするのだらうというふうに思うのですけれども、後期高齢者医療制度に子ども・子育て支援金が加算されていくことの、何ていうんですか、全然なじまないなという。国が決めてきていますから幕別町でどうこうということにはならないのですけれども。今、概要は明確ではないということでありましたが、これ決まるときに、当初は200円程度であるけれども、毎年上がって行って、短い期間の中に倍加になっていくような流れもありました。そういった情報については、幕別町のほうには入っているのでしょうか。このシステムは、そしてどこに委託されるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 令和8年度以降の保険料につきましては、こちらはまだ試算の段階ではございますが、先ほど令和8年度は200円と申しましたが、令和9年度で250円、令和10年度で350円という試算が出てございます。

あと、改修の関係につきましては、現行委託しているベンダーのほうに随意契約をする予定としております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 毎年毎年、負担金が上がっていくということで、後期高齢者医療保険料そのものも毎年見直しがされまして、引き上がっているという現状にあります。そこに新たにこういった負担が入ってくるということについては、高齢化社会の中で、幕別町でもどのぐらいの人が今対象になっていくか、それも教えていただきたいのですが、かなりの負担になっていくであろうというふうに思います。性格上、国が決めていることでもありますから、私はその実態のいわゆるなじまないということも含めて意見を申し上げておくことと併せまして、今、加入者がどのぐらいで、総額で令和8年度どのぐらいの負担を予測されているのか、分かりましたらお示ください。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） こちらですね、加入者全員が徴収対象となりますので、今現在で申し上げますと、後期高齢者医療制度の被保険者数は約5,000人というふうになってございます。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第113号、令和7年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第114号、令和7年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決

することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第115号、令和7年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第116号、令和7年度幕別町水道事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第117号、令和7年度幕別町下水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

議事の都合により、明11月28日から12月8日までの11日間は、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、11月28日から12月8日までの11日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(寺林俊幸) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、12月9日午前10時からであります。

11:40 散会

第 4 回幕別町議会定例会

議事日程

令和 7 年第 4 回幕別町議会定例会
(令和 7 年12月 9 日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
5 小田新紀 6 長谷陽子 7 酒井はやみ
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問（6 人）

会議録

令和7年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和7年12月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)

議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子

- | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 畠山美和 | 2 塚本逸彦 | 3 山端隆治 | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀 |
| 6 長谷陽子 | 7 酒井はやみ | 8 荒 貴賀 | 9 野原恵子 | 10 石川康弘 |
| 11 岡本眞利子 | 12 小島智恵 | 13 藤谷謹至 | 16 谷口和弥 | 17 藤原 孟 |

- 6 欠席議員

14 田口廣之

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町	長	飯田晴義
教 育	長	笹原敏文
住 民 生 活 部	長	寺田 治
経 済 部	長	高橋修二
会 計 管 理 者		武田健吾
札 内 支 所	長	白坂博司
政 策 推 進 課	長	宇野和哉
地 域 振 興 課	長	安田奈緒
住 民 課	長	佐々木一成
福 祉 課	長	広田瑞恵
保 健 課	長	西嶋 慎
商 工 観 光 課	長	本間 淳
札内支所住民課	長	宮田 哲
生涯学習課	長	谷口英将

副 町 長	伊藤博明
企 画 総 務 部 長	山端広和
保 健 福 祉 部 長	亀田貴仁
建 設 部 長	河村伸二
忠 類 総 合 支 所 長	鯨岡 健
教 育 部 長	石田晋一
総 務 課 長	西田建司
糠 内 出 張 所 長	古山悌士
防 災 環 境 課 長	半田 健
こ ど も 課 長	山本 充
農 林 課 長	遠藤寛士
土 木 課 長	香田裕一
学 校 教 育 課 長	酒井貴範
幕別認定こども園長	渡部真矢子

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 佐藤勝博 課長 岩岡夢貴 係長 渡辺 優

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 5 小田新紀 6 長谷陽子 7 酒井はやみ

議事の経過

(令和7年12月9日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番小田議員、6番長谷議員、7番酒井議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤勝博） 14番田口議員から、本日欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について、申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○16番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

一つ目、マイナ保険証の普及推進をさらに積極的に。

救急車による救急搬送時に救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、過去の受診歴などを確認できる「マイナ救急」が、令和7年10月1日から全国で一斉に始まりました。とかち広域消防局でも、マイナ保険証の情報を閲覧する機器が、十勝管内の全消防署で稼働している救急車に搭載されていると報道がされているところであります。

「マイナ救急」は①119番通報を受けた指令員が通報者に対し、傷病者のマイナ保険証の準備を依頼。②傷病者が会話困難でも、救急隊員がマイナ保険証をカードリーダーで読み取り、タブレットで服薬情報や受診歴を把握し、適切な処置や搬送先の選定に役立てることが出来ます。カードリーダーの利用には傷病者本人の同意が必要ですが、意識不明のケースなど、状況によっては救急隊員の判断で照会することなどができ、救急活動の迅速化が可能となります。「マイナ救急」は町民の命と健康を維持するに当たっては重要なアイテムになると推察されます。

ついては、以下の点を伺います。

(1) 昨年 12 月に従来保険証の新規発行が停止されました。マイナ保険証未登録者には保険証代わりとなる資格確認書が配られるが、マイナ保険証での受診を基本とする仕組みへ移行しています。町の国民健康保険被保険者のうち資格確認書交付者の数は。

(2) スマートフォンのマイナ保険証の登録者について把握しているのであれば、登録数・登録率は。

(3) マイナ保険証の普及推進、スマートフォンへのマイナ保険証の登録者を増やすための手だては。

二つ目であります。ヒグマの被害を防止し、町民との共存共栄を。

北海道だけでなく、全国で熊の出没や被害が相次ぎ、日々の人々の暮らしが脅かされています。

環境省は令和 7 年 11 月 17 日、4 月から 10 月までの熊による人的被害が速報値で 196 人に上ったと発表しました。記録が残る 2006 年度以降の同期比では最悪となり、年間最多だった 2023 年度の 219 人に迫っています。10 月だけでも 88 人で、月間の被害者数としては最も多くなりました。北海道の発表では道内の同じ時期の被害は死者 2 人、負傷者 4 人の計 6 名。過去 10 年の同じ時期では 2021 年の 11 人が最多で、2023 年が 7 人だったとしています。

「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が令和 7 年 9 月 1 日に施行されました。同法では、①ヒグマやツキノワグマが住居や広場などに侵入またはそのおそれがある、②危害防止が緊急に必要、③銃猟以外での確かつ迅速な捕獲が困難、④住民らに弾丸が当たるおそれがない、この 4 条件を満たすと市町村長が判断した場合、緊急銃猟を可能としました。

ついては、以下の点を伺います。

(1) 「幕別町鳥獣被害防止計画」では、2025 年度から 2027 年度のヒグマ捕獲数を毎年度 5 頭としています。幕別町内における今年度のヒグマの出没や捕獲数、ヒグマによる被害の状況は。

(2) 「緊急銃猟マニュアル」の作成はされていますか。

(3) 被害防止に向けて政府は 11 月 14 日、「熊被害対策パッケージ」を決定しました。ハンターの報酬増額や駆除を担う自治体職員「ガバメントハンター」育成などを盛り込んでいます。幕別町としてのハンターの育成対策は。

(4) 野生動物への餌やりは、動物自身と人間の双方に深刻な悪影響を及ぼすため、絶対にやめるべきとされています。幕別町における野生動物への餌やりの注意喚起やヒグマの被害防止の施策は。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「マイナ保険証の普及推進をさらに積極的に」についてであります。

国は、令和 5 年 4 月 1 日から、医療機関におけるマイナナンバーカードを用いたオンラインでの資格確認を原則として義務化いたしました。

また、同年 6 月 2 日に成立した改正マイナンバー法により、マイナナンバーカードと健康保険証の一体化が進められ、令和 6 年 12 月 2 日をもって健康保険証は廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行されたところであります。

マイナ保険証につきましては、医療機関や薬局が、患者の最新の資格情報に加え、過去の処方薬剤情報や特定健診情報等をオンラインで取得できることから、総合的な診断が可能となり、重複する投薬を回避することができるなど、適正な医療の提供を進めるために必要なものとされており、国が進める医療 DX の基盤として、その重要性は一層高まっているものと認識いたしております。

ご質問の 1 点目、「昨年 12 月に従来保険証の新規発行が停止され、マイナ保険証未登録者には保険証代わりとなる資格確認書が配られるが、マイナ保険証での受診を基本とする仕組みへ移行している。町の国民健康保険被保険者のうち資格確認書交付者数は」についてであります。

資格確認書は、国民健康保険法第 9 条第 2 項の規定に基づき、マイナナンバーカードを保有していない方や、保有していても健康保険証利用登録をしていない方など、オンラインでの資格確認を受ける

ことができない状況にある場合に限り交付するものであります。

令和7年10月末現在における資格確認書の交付状況で申し上げますと、幕別町国民健康保険の被保険者数5,029人のうち、マイナ保険証の登録者は3,410人であり、残りの1,619人、約32.2パーセントの方に資格確認書を交付しております。

ご質問の2点目、「スマートフォンのマイナ保険証の登録者について把握しているのであれば登録数・登録率は」についてであります。

マイナンバーカードのICチップに格納されている「署名用電子証明書」を使用して、スマートフォンに「スマホ用電子証明書」を搭載するサービスが令和5年5月11日から開始され、マイナポータルの利用やコンビニ交付サービスなど、さまざまな場面において、マイナンバーカードを所持することなく、スマートフォンのみでサービスの提供を受けることが可能となっております。

令和7年9月19日からは、マイナ保険証での利用も開始となったところであり、従来の顔認証つきカードリーダーに追加で接続する「スマートフォン用の汎用カードリーダー」の機器調達が完了した医療機関・薬局から順次利用可能となっており、町内では11月末現在、六つの医療機関・薬局において、スマートフォンでマイナ保険証を利用できることを確認しております。

ご質問のスマートフォンへのマイナ保険証の登録数及び登録率については、国からの公表がありませんので、町として把握することはできませんが、スマートフォンでのマイナ保険証利用をさらに利便性が高まったと感じている方がいるものと捉えております。

ご質問の3点目、「マイナ保険証の普及推進、スマートフォンへのマイナ保険証の登録者を増やすための手だては」についてであります。

マイナ保険証は、医療機関・薬局での資格確認の効率化や転居、就職等の手続の簡素化など、町民の皆さんの利便性向上につながる仕組みであり、加えて本年10月1日から始まった「マイナ救急」においても、救急隊がマイナ保険証を利用して傷病者の医療情報を閲覧することで、搬送先医療機関の選定や医療処置の精度向上につながることが期待されており、その利便性はますます高まっております。

町といたしましては、マイナ保険証の性質やマイナ救急において、迅速に医療情報が共有できるメリットなどを広報紙やホームページ、出前講座などを通じて、町民への分かりやすい情報提供に努めるとともに、医療機関や消防とも連携を強化し、安心・安全な医療の提供に大きな役割を担うマイナ保険証の普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

一方、スマートフォンまたはマイナンバーカードのどちらを使用するかにつきましては、操作への慣れや日常での利便性などが人によって異なるため、利用の方がそれぞれの状況や好みに応じて選択していただければと考えております。

令和7年9月の診療報酬明細書、いわゆるレセプトの外来分の総枚数に占めるマイナ保険証の利用人数の割合は、全国の国民健康保険や協会けんぽ、共済組合等の公的医療保険制度全体で44.4パーセント、幕別町国民健康保険で41.94パーセントと、いずれも半数に満たない状況であります。

このことから、まずはマイナ保険証の利用率向上に向けた取組を進めるとともに、スマートフォンでのマイナ保険証利用について、「マイナンバーカードを持ち歩く必要がない」といった利点に加え、「スマートフォンの充電切れや通信障害等に注意が必要」などといった点について、広報紙やホームページなどを通じ、広く町民の皆さんに情報提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、「ヒグマの被害を防止し、町民との共存共栄を」についてであります。

近年、東日本、道内では特に道南地方においてヒグマなどの危険鳥獣が、人の日常生活圏に出没する機会が増加し、人とのあつれきが深刻化しています。

熊本来の生息域である森林に近い環境だけではなく、多くの地域で熊が人里に侵入し、人身被害が増大、多様化、広域化しており、地域住民の安全・安心を脅かす深刻な事態になっています。

国においては、これらの状況を踏まえ、本年11月14日に「熊被害対策等に関する関係閣僚会議」を開催し、「熊被害対策パッケージ」を策定しました。

対策パッケージでは、人の生活圏に出没した熊を確実に速やかに排除するとともに、その周辺地域においては、出没を防止するための捕獲等を強化することで、個体数を削減していくことを打ち出しており、その上で人と熊のすみ分けを実現するとしております。

また、対策パッケージの着実な実行のために、「緊急的に対応すること」「短期的に取り組むこと」「中期的に取り組むこと」の3段階で取組を進めるとしており、「緊急的に対応すること」としては、本年9月から運用開始した市町村における緊急銃猟制度を活用した捕獲について、事例を速やかに自治体に共有し、現場において迅速な対応が取れるよう体制整備を進めることとしております。

警察庁にはライフル銃を装備した部隊を早急に配備し、関係省庁においても自治体や関係団体に対する安全対策の周知徹底を行うなどとしております。

「短期的な取組」としては、春期の熊捕獲や集落周辺個体の捕獲強化等により、個体数の削減・管理の徹底を図るとし、そのために必要な捕獲従事者の人件費や手当等を確保すること、あわせて緩衝帯の整備や誘引物の撤去等により、熊が人の生活圏に侵入しにくい環境整備を進めるとしています。

「中期的な取組」としては、ガバメントハンターをはじめ、専門人材や捕獲従事者の育成を進めること、国が主導して熊の個体数を推定し、増え過ぎた地域の個体数を削減する取組を進めること、さらには広葉樹林化等により熊本来の生息地を適切に保全することなどとしており、これらの取組を着実に進めるために、交付金等による速やかな支援を行うとともに、特別交付税措置を講じるとしております。

ご質問の1点目、「幕別町鳥獣被害防止計画」では2025年から2027年度のヒグマ捕獲数を毎年度5頭としているが、幕別町内における今年度のヒグマの出没や捕獲数、ヒグマによる被害の状況は」についてであります。

「幕別町鳥獣被害防止計画」は、鳥獣による被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、令和7年度から9年度までの3か年を計画期間として策定しております。

本計画では、対象鳥獣の種類及び被害防止計画の期間、農業被害の防止に関する基本的な方針、捕獲体制及び計画、防護柵の設置、生息環境管理その他被害防止施策、対象鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の対処、対象鳥獣の処理、対象鳥獣の有効利用、被害防止施策の実施体制について記載しております。

ご質問の本年度のヒグマの出没数等につきましては、本年11月末現在における状況であります、ヒグマの目撃及び足跡に関する情報が17件で、捕獲数は2頭となっております。

また、本町においては、これまで人的な被害は発生しておりませんが、農業被害につきましては、ゆとりみらい21推進協議会において、毎年1月、町内の農業者に対しアンケート方式による「鳥獣被害実態調査」を実施しており、令和6年度の調査結果によりますと、てん菜、デントコーンなど被害面積は0.11ヘクタール、被害額は7万6,129円でありました。

ご質問の2点目、「緊急銃猟マニュアル」の作成はされたか」についてであります。

令和7年9月に施行された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」において、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、人身被害を生じさせるおそれの高い熊等について、人の日常生活圏での銃猟を可能とする緊急銃猟制度が創設されました。

緊急銃猟は生活圏周辺など局所的に発生する出没に対応するものであることから、その主体は地域に精通した市町村長が行うこととなっており、安全確保等の措置を講じた上で、銃猟を捕獲者に委託して実施することができるとされています。

本制度の創設に伴い、本年7月、国からは「緊急銃猟ガイドライン」が示されたところであり、本ガイドラインにおいて、各自治体における出没時の円滑な対応に向けたマニュアルの作成が推奨されております。

各自治体においてマニュアルの作成に向けた検討が行われている中、10月14日、北海道から「緊急銃猟対応マニュアル（参考例）」が示されたところであり、これらを参考として、猟友会や関係機関のご意見を伺いながら、年度内を目途に本町における「緊急銃猟マニュアル」の作成を行ってまい

ります。

ご質問の3点目、「幕別町としてのハンター育成対策は」についてであります。

本町において有害鳥獣駆除における重要な役割を担っていただいている北海道猟友会帯広支部幕別部会の会員数は、本年8月末現在で59名であり、会員の平均年齢は56.1歳で、会員のうち猟銃の免許を有する町職員は2名であります。

会員数については、5年前の令和2年が54名でありましたので5名増えており、年代別に見ますと30歳から40歳代と70歳代の会員が増加し、50歳から60歳代の会員が減少している状況であります。

狩猟者が増加することにより、有害鳥獣駆除の体制強化が図られることから、農業関係団体で構成するゆとりみらい21推進協議会では、わなや銃器の狩猟免許の受験対策として、北海道猟友会が開催している予備講習会の受講費用の助成、狩猟免許取得等の助成を行っております。

狩猟者の育成につきましては、これら狩猟免許等の取得に対する助成とともに、経験の豊富な狩猟者からの知識や技術の伝承、狩猟現場における経験などが重要と考えますことから、引き続き猟友会を構成員に含むゆとりみらい21推進協議会の鳥獣被害対策専門部会において協議いただきながら、有害鳥獣駆除体制の充実を図ってまいります。

ご質問の4点目、「幕別町における野生動物への餌やりの注意喚起やヒグマの被害防止の施策は」についてであります。

野生動物にとって、人からの餌やりは食べ物を探す手間が省け、自然界にはない高カロリーな食物を手に入れられる魅力的なものであり、一度人間の与える食べ物を口にした動物たちは自分で餌を探すことをしなくなり、人に平気で近づくようになるなど行動が変化します。

さらには、野生動物が人の生活圏に頻繁に出入りすることで、人との遭遇の機会が増えるとともに、病原体による感染症のリスクが高まるなどの危険があります。

本町における野生動物への餌やりに関する注意喚起につきましては、本年は広報7月号、環境ナビのページにおいて注意喚起を行うとともに、ホームページではペットの飼い方のページにおいて周知し、ヒグマ情報のページでは、ヒグマに餌を与える行為は過剰な人慣れを生じさせるおそれなどがあることから「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」において禁止されていることなどについて周知を行っております。

ヒグマの被害防止につきましては、他の野生動物と同様にヒグマを人の生活圏に引き寄せない、餌づかせないことが大切であります。

ごみやペットフードなど臭いのあるものを屋外に長時間放置しないこと、家庭菜園の作物や果実を収穫し畑に放置しないこと、不要な果樹は伐採することなど、ヒグマを引き寄せるような誘引物を適切に管理いただくことが重要であります。

今後においても、町民への啓発活動に力を注ぐとともに、ご協力をいただいている猟友会との緊密な連携の下、引き続きヒグマの目撃情報後、速やかに追跡、防除を行うことで、被害の防止に努めてまいります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

一つ目、マイナ保険証の推進についてでありますけれども、町長からの答弁は町としても推進していくということ、スマホ保険証についても便利なものができたと、使うのは利用者さんの、患者さんの自由だけれども、とても便利なものができたということで考えていらっしゃるということが分かって、これは私と全く意を同じくするものですから、このことを今後も続けていただきたいなというふうに思うのが一番の柱です。

一つ目、再質問になりますから、少しさせていただきますけれども、答弁では国民健康保険証については町が把握できるということで、こういう立て方をしたのですが、32.2パーセントがまだマイナ保険証に移行していないということが分かりました。この数字は私は大きいのだなというふう

に思っているのですけれども、幕別町はどうでしょうか。そして、これらの方々がマイナンバーカードへのひもづけをしない理由、いろいろあるのだと思うのです。政治的な心情もあるだろうし、プライバシーのことなどいろいろ心配するのもあるのだろうけれども、どんなふうに把握されているのかを確認させていただきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 資格確認書の交付率 32.2 パーセントというところは、現行の制度上、保険証が廃止されて、マイナ保険証が仕組みに一本化したというところを考えますと、少し物足りない数字なのかなというふうに感じております。こちらの要因といいますか、分析したところ、まず前提としまして、マイナンバーカードを保有していなければ、まずマイナ保険証が使えないというところがありまして、年代別にマイナンバーカードの保有率を確認しましたところ、やっぱり高齢者の方は多い年齢層だと 90 パーセント以上の方が、もう既にマイナンバーカードをお持ちになっているような状況になっていまして、一番少ない年齢層というのが若年層になっています。ゼロ歳から 18 歳までの世帯ですね。ここで平均しますと、いずれも 75 パーセントを下回っているような状況となっております。

なぜ普及しないのかなというのを考えてみたところ、成人になりますと、例えばコンビニ交付で印鑑登録証明書を取るですとか、そういう需要があるのですけれども、若年層の場合はそういう需要がありませんので、マイナ保険証しかメリットがないというところで、なかなかカードの利便性を受け取りづらいような環境にあるのが、若年層なのかなというふうに分析しております。

こちらについてのマイナンバーカードの利用促進に向けての取組としては、今デジタル庁のほうで行っております、例えば子ども医療費の助成制度だとかの医療費助成ですとか、あと予防接種、母子保健等におけるマイナンバーカードを活用したデジタルの取組でありますパブリックメディカルハブ、通称 PMH と呼ばれるものがあるのですけれども、こちら、本町では事前導入のほうエントリーしてシステムの改修も終えて、こちらの制度活用できるような状況になっているのですけれども、これらの利用によりまして、例えば今でしたら、資格確認書ですとかマイナ保険証とは別に、子ども医療費受給者証の従来の紙の証が必要になるのですけれども、こういうものが不要になって、マイナンバーカード 1 枚でマイナ保険証の機能を使って受診ができるというメリットもありますので、このあたりの利便性なんか周知をしながら、普及率の向上に努めてまいりたいと思っているのですが、こちらただ、医療機関のほうで対応できるところがまだ少ないものですから、こちら国に働きかけながら利用環境の充実をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） いろいろ分かりました。高齢者が多いのかなと思ったら 90 パーセントあってと。18 歳以下が多いということにちょっと驚きを感じました。今お話の出た、この 18 歳以下ということであれば、幕別町民であれば医療費の助成もあったりするわけだ。それから身しょう者やひとり親、そういったことでは保険証以外の部分の公費負担がある。私もそうなのですが、窓口に行ったらピッとこうね、受付をするわけだけれども、やっぱりそのカードを出して受付完了という、そういう結局、保険証時代と何も変わらない手間ですわね、そんなこともある。これらの解決をされることというのは、利便性ということで重要なのかなと思うのだけれども、その辺のいつ頃できそうかどうか。このような指示などは、町にはどのように下りてきているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） PMH のお話かと思いますが、こちら、国のほうでは今のところ全国で先行して導入している自治体が 183 しかございません。今デジタル庁ではこの取組を急ピッチで進めているというところは聞いてはいるのですが、具体的に全国一律でこの制度の適用がされるという時期はまだ公表されておられません。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） まだいつか分からないということなわけですね。18 歳以下の町民に対しても、マ

イナンバーカードの所持やマイナ保険証へのひもづけについては、進めていくことが重要だと思うのだけれども、このことがちゃんとはっきりしたらば、より一層力を入れて町民に周知をしていただきたいなど、そんなふうに考えるところです。

それで、もうマイナンバーカード、マイナンバー制度が始まって10年になりますけれども、もうこの制度自体を否定するということにはならないのだと思うのですよ、利便性がどんどん進んでいて。このマイナ救急、そんなことがあってということの中では、命があつてのプライバシーであり個人情報であるというふうに思うものだから、そっちが優先されるべきなのかなと。

それで申し上げたいことは、いまだに写真の間違いだとかいうのが最近も大きな自治体であったりする。そんなことなどにも留意しながら、マイナンバー制度についての推進を進めていただきたいなということを述べさせていただきたいと思います。

(2) 番であります。スマートフォン、スマート保険証の登録について把握していればということなのですが、町のほうからの数字が出てくるような、そういう仕組みにはなっていないだろうということは分かって質問をさせていただきました。まだまだここもやっていないところはあるのだと、全国的に。

私ごとですけれども、救急車には2回お世話になったことがあって、1回はもう二十何年前の心臓発作でしたけれども、そんなことがありました。直近のほうは6年前の12月だから、もうこの時期ですね、脳梗塞、小脳梗塞だったのです。耳鳴りがし出して、めまいがし出して、自分も医療関係に関わったことがあるものですから、手に届くところにあったスマホでもってすぐ家族に電話して救急車を呼んでもらって。しゃべっている間に、ろれつも回らなくなったものですから、これはもうこの後、私は今までと違う生活が待っているのだろうなということも覚悟しながら、電話切った後は玄関までは行って鍵を開けて救急隊を待ったということがありました。まだ自分の意識があつたから、脳外科の受診歴のある病院がちゃんと伝えられて、そして救急隊も非常に迅速に対応してくれて、そしてその病院に運ばれて、点滴、注射とそれからリハビリ、10日間の入院で、今となつてはほとんど後遺症もないような形でもってこうやって日常生活を送れていますけれども、そんなことがあるものですから、このスマホ保険証の役割が非常に重要だなということを、そういう体験の下で強く認識しているのです。そこで意識がなかったらば、一人でいたときだったのですけれども、一人でいたら何も答えられないし、家族がいたって、その人のそのことをちゃんと伝えられるかどうかなんていうことは分からない。そんな中でマイナンバーカードもしくはスマホ保険証があつたら、そのことを救急隊も読める、迅速に搬送先を決め、そして治療内容も分かって搬送に向かえる。迎える病院もそういった情報を持って、正しい情報を持って待機できると、そういうメリットがある。そういうことがあることが明らかになってきているものだから、このことは積極的に進めるべき内容だということは繰り返し申し上げたい。

スマホ保険証の拡大、町民への周知については、どのような手だてを取っていられっしゃいますか。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） スマートフォンへのマイナ保険証の搭載につきましては、町長の答弁にもありましたように、個人の選択の部分にはなってくると思いますが、ただ、町といたしましては、町民の利便性の向上につながるものでありますので、そのメリット、例えばですけれども、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、スマートフォンのみで医療機関が受診できるですとか、あと普段使っているスマホのセキュリティ機能、顔認証ですとか指紋認証、こちらで病院のカードリーダー操作できるというメリットですとか、あとデメリットも当然ありますので、スマートフォンなので充電切れのときは使えないですとか、通信障害があれば使えなくなるですとか、そういう部分も十分に踏まえながら周知のほうを図っていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） スマホ保険証なのですけれども、スマホ保険証の普及については、今、課長が答弁したとおりなのですけれども、あくまでもやっぱりカードが基本になっております。カー

ドがあつてのスマートフォンですので、先ほど救急車のお話もされましたけれども、救急車ではスマートフォン対応になっておりませんので、やっぱりカードなのです。医療機関もまだ町内で六つしかございませんので、帯広の大きな病院も、まだ第一病院さんとかしかスマートフォン対応になっておりませんので、ですのであくまでもやっぱり緊急時に対してはカードが基本になりますので、その上において普段使いとして、利便性の高いスマートフォンが使いやすければ、普段の病院でピッとこうやっていただけるような、そういった考えでありますので、あくまでもカードはカードとして基本として押さえておくのが基本になってくると思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） スマホ保険証では、救急隊が確認できないということの説明が今ありましたけれども、実は幕別町のしかるべき方と、この件では確認をしてきて、そして述べているのだけれども、私の聞き方が悪かったらうか。その今の住民生活部長の答弁は間違いのないことなのですね。そうなってくると、ちょっと私のこの部分の弱さはあるのだけれども、だけど、救急隊はそうであっても、日常的にマイナンバーカードは大変大事なものですから、どこにしまってあるか分からない、そういったことになってくるし、旅行等にも持ち歩くかどうか分からない。でもスマホだったら、それは可能だと。いずれにしろ救急隊の部分を除いても、さまざまな利便性があって、ただ一極に集中するということの危険性などについての問題はあるのだけれども、将来に備えても、きっと将来はそういうふうになっていくのだらうから、進めていく中身があるのではないかなというふうに思います。

私も確認しますけれども、改めて町のほうでもスマホ救急のことを確認してください。いや、スマホ救急と言ってしまうけれども、マイナカードによるその確認のところはちょっとチェックしてください。

救急隊のほうは、このマイナンバーカードによる認証は、とても助かるというふうに言っています。マイナ保険証へのひもづけを積極的に進めていくことは、やはり命を守る、健康寿命を延ばすと、そういうことにつながっていくということは、どの方に聞いても言われる中身。連携しながら進めていただきたいし、それから、まだこのことが分かっていない方もたくさんいるのだと思うのです。きっと役場や支所、総合支所の窓口で、その件ではいろんな形で問合せが行っているのだと思うのです。できれば保険証へのひもづけだけではなく、スマートフォンへのひもづけについてもお話いただき、そしてもし協力してくれと、そこまで協力してくれと言うのなら、窓口で対応してもらいようなことも考えていただきたいと、そのように思うのです。

11 月 19 日でしたか、地区別町内会連絡会議が開かれて、そこで町内会長さん、その代理人について 3 会場で説明された機会があったと思います。ここでも保険証への移行については説明をされていますよね。ただ、読んで思ったことは、非常に分かりやすい資料ではあったのですが、スマホへの移行についてはまだ触れられていなくて、今後はそのことも触れることは重要だと思うし、それから幕別町にもさまざまな方針があります。健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指す計画であるまぐべつ健康 21、幕別町が描く長寿福祉社会像の実現に向けた幕別町高齢者保健福祉ビジョン、こういったものにも、反映されるようにしていくことは、今後あつていいのかなと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 長寿社会に向けた取組という部分につきましては、これはマイナ保険証があるなしにかかわらず取り組んできているものではありますけれども、ただ、これがマイナ保険証の活用をすることで、よりいいという部分の中にはあるとは思っていますので、その辺含めて、町としては向かう方向は長寿社会に向けた取組というのは、計画に掲げた内容ですので、そこに向かって進めていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） それでは二つ目、ヒグマのほうの質問に移りたいと思います。

ヒグマを一方的に駆除していくのではなく、どうやったら共存共栄していけるかということの投げかけをさせていただいたつもりであります。ヒグマの目撃及び足跡に関する情報が、本年 11 月現在で 17 件ある、捕獲数は 2 頭であるというふうになっています。この件数は、本年度については、こうですけれども、例年に比べたらどういう数字になっているのかを確認させてください。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（遠藤寛士） ヒグマの出没、それから捕獲数の状況でございます。令和 5 年度と 6 年度の状況について申し上げたいと思います。令和 5 年度、目撃情報が 13 件、捕獲が 1 件であります。令和 6 年度につきましては、目撃情報が 11 件、捕獲が 3 件でございます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） それでは分かりました。この過去 2 年間に比べたら、やはり全国的な傾向といえますか、ヒグマの目撃及び足跡に関する情報、増えているということなのですね。先日も結構な住民のいる、暮らしている市街地にもヒグマの目撃情報があって、ドキッとするようなことになりました。

この 5 頭ということが、鳥獣被害防止計画の中では 7 年度、8 年度、9 年度、5 頭の捕獲が目標値として書かれています。この 5 頭については、どのように考えたらいいのでしょうか。要は、目撃された、足跡があった、ハンターが出る、見つけていた、捕獲したということの数がもちろん上がっているのだと思うのだけれども、そういうことだけでなく、例えば山に入ってそして熊撃ちをする。そういうことの中で 5 頭ということの目標を目指していらっしゃるのか、その辺の熊の捕獲の目標のあり方について確認させてください。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（遠藤寛士） ヒグマの 5 頭でございますけれども、こちらは幕別町鳥獣被害防止計画に基づいて 5 頭としておりますので、捕獲につきましては有害、害があるというふうに判断した頭数につきまして 5 頭を計画しているという内容でございます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） お聞きになりたい点は、なぜ 5 頭にしたのかということなのだろうと思うのですが、これ実は過去には 5 頭捕獲したこともあるのですね。令和 3 年度、5 頭でありました。そして、この計画を策定したのが去年でありましたから、増えつつある状況にありましたので、一応 5 頭というものを目標にしていこうということで、5 頭という数字を設定したということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 今のご答弁は大変分かりました。それで、この鳥獣被害防止計画が令和 6 年度にできて、令和 7 年度から 9 年までの 3 か年計画の中での 5 頭であると。これは北海道のヒグマ管理計画、これは令和 4 年から令和 8 年までの計画だったものを、去年の 12 月に改定して、さかのぼって改定して計画を変えているところなのですよ。ちょうどこの幕別町の鳥獣計画の策定期とこの改定の時期が非常に重なるものですから、この改定された北海道ヒグマ管理計画に沿うことを目標なのかどうかということも、確認させていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 我々の計画というのは、国なり道なりの計画に基づいて、それを参考にしながら不整合が出ないような形で策定しておりますから、そこで十分認識しながら我が町の計画というのは策定しているつもりであります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 分かりました。私も決して無駄にやたらに撃つなということではなくて、やっぱり人里に下りてきた熊は捕獲をしていかなければならないものだ、駆除していかなければならないものだということでは、きちっと町と一致しているなというふうに思います。

緊急銃猟マニュアルです。今年度内に作成していきたいということでありました。帯広猟友会幕別部会のしかるべき方ともお話をさせていただいて、今の国のマニュアルどおりに町が実施するという

ことであれば、とてもハンターを出すことができる中身ではないのだと。それはハンターに対する手間というよりも、危険性の問題が大いにあるというところなのです。よく相談しながら、やっぱりマニュアルを作る以上、生きたマニュアルでないと駄目だと思うものだから、その辺についてはしっかりやっていただきたいと思うのですけれども、町のほうでは何か考えはありますか。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（遠藤寛士） 猟友会の方とも、この緊急銃猟に伴って9月に一度お話をさせていただきました。その中で議員おっしゃるように、不安な部分がありますというふうなお話をいただいております。猟友会の場合、猟友会の代表といいますか、指示される方がヒグマの捕獲、出動を会員に指示をして、会員がけがをしたり、あるいは生命に危機を及ぼすような事態に至った場合には、お願いしたほうも非常に何か罪悪感というのですか、そういったことを抱いてしまうということですか、ヒグマの動き、素早いので、周辺の環境なども刻々と変化する中で、動きの早いヒグマとじかに対峙を迫られることになります。その中でいろいろな制限といいますか、いろいろな安全確保が必要になってくるのですけれども、そういったことを確認する中で、タイミングを待ってほしい、ちょっと今撃つことはできないとかというような状況も出てくるのが想定されます。そういった中で、なかなか動きの早いヒグマと対峙していくことについて、難しい部分があるというふうなお話もいただいております。

いずれにしても議員おっしゃるように、猟友会の方と意見交換させていただきながら、マニュアルについては作成を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 三つ目、ハンターの育成対策について確認させていただきたいというふうに思います。いろいろな施策の中でハンターの育成はされていってと。そして、幕別部会については登録している人は結構多いのだと、59人という答弁でしたけれども、そのように幕別部会の方もおっしゃってありました。

この中で答弁になかったのは、ガバメントハンターの具体的な育成のことです。今とても注目されていて、要はとても迅速で熊に対しての専門的な知識の中で、撃つことだけではなくて熊被害を防ぐ、そういう役割をしているのだと、そういう専門の職員を配置するという、そういう自治体が出てきているようです。ガバメントハンターの採用、育成については、どのような考えでいらっしゃいますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ガバメントハンターについては緊急対応、短期対応、中期対応と別れた中の一番最後の中期的な対応の中で、将来的にはやっぱりガバメントハンターの育成をして、しっかりと対応していくことが必要であろうということですので、今なかなかそこまで考えられるというのは難しいですし、何といっても人材がいるのかどうなのかということになります。というのは、例えば自衛隊で射撃訓練をやった方が銃の狩猟の免許を取るであったり、警察にそういう狙撃部隊いますけれども、そういう実際撃った人が銃の免許を取って当たるというのが、一番多分命中率から言うと高いでしょう。

ただ、熊と対峙して本当に撃てるのかということは、なかなか難しいと思うのです。ですから、これは人材の面からも体制整備の面からも非常に難しいわけですが、将来的にはそういう専門家に任せていかないと、まだ十勝、幕別町はそんなに出ませんが、道南のような本当に朝カーテンを開けたら、家のそこに熊がいるとか、道南の町長の家のおそばに箱なわを設置してあるとか、そういう緊急性は今まだありませんけれども、いずれそうなるか分かりませんので、そこをしっかりと考えながら対応したいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） しっかり考えながらということの今ご答弁でした。そのようにしていくべきだなというふうに思います。

国のほうでも自衛官やそれから警察官のOBの方の採用なども施策の中にあって、そういった中から自治体職員としてふさわしい方の人材の確保もしていくことというの、とても大事なのだなというふうに感じて、この法令、施策を読ませてもらいました。

四つ目です。野生動物への餌やりです。これが動物にとっても住民にとっても非常によろしくないということは、もう広く言われていることです。このことを幕別町では、広報やそれからホームページの餌やりのところで、ヒグマ情報のところでも、これを紹介しているということの答弁であったところであります。

ほかの自治体のケースで言いますとね、幕別町のはとてもおとなしく紹介している。犬猫と一緒にのだもの。そういうものではない状況になってきているのだと思うのですよね。それだけで一つのページを持てる中身、そういうふうになっていると思うものですから、このことをやっていただかなければならないなというふうに思っているところです。北海道もやっている、札幌、北見、千歳、登別、別海、いろんなところでやっている中では、まだまだ幕別町、その辺の周知は遠慮げみだなど、弱いなというふうに感じています。

人とヒグマをはじめ、野生動物がよりよい関係を築いて、生態系を守りながら距離を保って、そして共存していく、このことが大事なのだと思うのですけれども、このことについて改めて幕別町の言葉でおっしゃっていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 一度人間の生活圏に入って餌を与えられる、あるいは果樹をそこで食べたりすると、もう2度、3度と必ず来るのですね。これはやっぱり本当に共存できるような状況にないということになりますから、そこはやっぱりしっかりと町民の方の理解を得て、絶対餌をやったら駄目、餌になるようなものを外に放置したら駄目だということで、しっかりとそこはお伝えしなければ駄目だと、実行してもらわなければ駄目だというふうに思っております。

実は私たち8月に、糠平湖にお客さんを連れて行ったときに、鹿が1メートルのところまで寄ってくるのですよね。あれを見て、これ完全に餌やりをしているなというふうに思ったわけで、ああいうことがあってはいけないなと、そのときは思ったわけでありまして。今まだ熊の被害というのは起きていませんけれども、いずれ起こり得る可能性を秘めておりますので、今からしっかりと熊の住むところ、緩衝地帯、人間が住むところと、ここをしっかりと守っていくべきだというふうに思っております。

○16番（谷口和弥） 終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

11:00 休憩

11:10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、塚本逸彦議員の発言を許します。

塚本逸彦議員。

○2番（塚本逸彦） 通告に従い、質問をいたします。

1、教育施策推進における地域プロジェクトマネジャーの導入について。

近年、教育現場では多様な課題に対応するため、複数の事業や施策が同時並行で進められることが増えております。こうした状況において、全国の自治体では、事業の進行管理、関係者間の調整、成果の可視化などを専門的に担う「地域プロジェクトマネジャー」が導入されており、教育施策の質と効率性の向上に寄与すると考え、以下の点を伺います。

（1）教育施策の推進において、教育委員会として、地域プロジェクトマネジャーについての検討

状況と今後導入する考えは、でございます。

2、幕別町アイヌ文化拠点施設の運営について。

町では、令和8年度に「アイヌ文化拠点空間整備事業」における新たな施設が開設され、地域の文化振興と教育資源の充実が期待されています。また、教育機会の保障を目的とした公営塾の運営が予定されており、町民の学び場として重要な役割を担っています。これらの事業の現状と今後の展望について、以下の点を伺います。

(1) 来年度開設予定のアイヌ文化拠点施設は、直営体制で管理・運営される予定ですが、アイヌ関連団体の連携、学芸員の配置体制の計画は。

(2) 所蔵資料（故吉田菊太郎氏の収集品など）のデジタルアーカイブ化の予定は。また、国の「博物館収蔵資料デジタルアーカイブ推進事業」などの申請や、ジャパンサーチ等への連携計画は。

(3) アイヌ語を対象とした公営塾の内容（対象者、授業形式、教材）について、現時点の構想は。

(4) 地域住民や学校との連携の考えは、でございます。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「教育施策推進における地域プロジェクトマネジャーの導入について」であります。

少子高齢化による人口減少は都市圏と比較して地方圏での進行が早い状況にあり、各自治体では地域の活性化に向けたさまざまな施策に取り組んでおり、国においても地域おこし協力隊など都市部人材の地方回帰を支援する施策を通じて、自治体の取組を支援しているところであります。

また、国では自治体が自らの地域を活性化させ、地方創生の実現に向けた重要プロジェクトに取り組む場合、当該プロジェクトの規模や態様に応じて、行政、地元企業や住民だけでなく、必要に応じて専門的知識を有する外部人材等も招聘しながら進めることが重要であるとして、関係者間を橋渡ししながら現場責任者としてプロジェクトを推進する人材を、「地域プロジェクトマネジャー」として任用する制度を令和3年度に創設したところであります。

この地域プロジェクトマネジャーは、自治体に会計年度任用職員として任用され、3大都市圏をはじめとする都市地域等から地方圏へ生活の拠点を移すことが要件とされており、令和6年度においては観光・情報発信や移住・定住促進などの分野を中心に、全国104市町村で114人が活動を行っているところであります。

ご質問の「教育委員会として、地域プロジェクトマネジャーについての検討状況と今後導入する考えは」についてであります。

学校教育の分野における外部人材の活用について申し上げますと、租税、金融、防災、食育、性教育のほか、キャリア教育及びふるさと学習などの場面において、専門的な知識を有する人材や地元企業及び地域住民の方を講師に招くなど、地域の特色を活かしたさまざまな教育活動に取り組んでいるところであり、こうした取組について、既に多くの企業等の協力や連携が各学校と図られている状況にあります。

また、生涯学習の分野における外部人材の活用については、地域資源を活用した体験型講座の開催やデジタル技術を活用した多様な学習機会の創出、地域コミュニティの活性化といった効果が期待されるところでありますが、本町の特性や地域課題に対する実効性、さらには任期終了後におけるプロジェクトの継続性の見通しなどを見極めていく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、現時点においては、地域プロジェクトマネジャーの導入を前提とした検討は行っておりませんが、こうした人材の活用による本町の教育施策全般の推進に対する必要性や実効性を見極め、制度の導入自体が目的化することのないよう、他市町村の事例なども参考にしながら、調査・研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、「幕別町アイヌ文化拠点施設の運営について」であります。

本町では、令和4年3月に幕別町アイヌ施策推進地域計画を策定し、4年度から8年度までの5か年の計画でアイヌ政策推進交付金を活用して、各種の体験講座や講演会などを開催し、アイヌ文化の

伝承活動や普及啓発を目的とした各種事業に取り組んでいるところであります。

また、その中の一つである「アイヌ文化拠点空間整備事業」では、蝦夷文化考古館の宝物堂の耐震補強を含む保存改修を行うとともに、老朽化した千住生活館を解体し、新たなアイヌ文化の伝承・情報発信と交流の拠点となるアイヌ文化拠点施設の整備に着手しており、令和8年秋の供用開始に向けて準備を進めているところであります。

ご質問の1点目、「アイヌ関連団体との連携、学芸員の配置体制の計画は」についてであります。

アイヌ文化拠点施設は、幕別町を含めた十勝地方におけるアイヌの人々が歩んできた歴史とアイヌ文化に対する住民理解を促進するとともに、先祖代々培われ、受け継がれてきたアイヌ文化を、尊敬の念を持って広く後世に継承していく拠点として整備を進めているものであります。

そのため、施設の管理運営については、アイヌの伝統的な儀式や舞踊、刺繍やアットゥシ制作といったアイヌが持つ固有の知識や技術を深く理解するなど、アイヌ文化に精通した団体が担うことが望ましく、町内はもちろんのこと、十勝管内のアイヌ関係者や関係団体などの協力の下、組織する団体によって指定管理方式で管理運営をすることが望ましいと考えております。

しかしながら、現状におきましては、アイヌ関連団体の運営を担う人員体制などの理由から、指定管理者の指定を受けることができる体制には至っていないことから、施設の供用開始時においては、町の直営による管理運営として準備を進めているところであります。

アイヌ関連団体との連携につきましては、これまでに開催しておりますアイヌの伝統料理教室や刺しゅうなどの体験講座の開催において、アイヌ関連団体の会員を講師として招くなど、既に協力をいただいておりますが、今後におきましても、各種講座に協力をいただきながら、団体としての活動実績を積み重ね、将来的には、こうした各種講座の企画運営を担う委託団体として、さらには指定管理者方式として施設の運営管理団体を担うことができるよう、今後も連携・協力体制の構築を図ってきたいと考えております。

そのためにも、アイヌ関連団体に対する町からの専門的なアドバイスやサポートが必要でありますことから、アイヌ文化拠点施設には、アイヌ資料の管理・調査・研究業務のほか、各種講演会や体験講座の企画運営、アイヌ関連団体との連絡・調整などを主な業務とする学芸員の配置を計画しているところであります。

ご質問の2点目、「所蔵資料（故吉田菊太郎氏収集品など）のデジタルアーカイブ化の予定は、また、国の「博物館収蔵資料デジタルアーカイブ推進事業」などへの申請や、ジャパンサーチ等への連携計画は」についてであります。

デジタルアーカイブは、歴史的文書、文化財、公文書など、価値ある資料をデジタルデータとして保存し、将来にわたって活用できるようにする仕組みであり、デジタル化することによって資料の劣化や紛失のリスクを減らすほか、インターネット等のネットワークを通じて簡単にアクセスできる状態にすることで、教育や研究、文化振興など幅広い分野で活用できるようにすることを目的としております。

また、国立国会図書館がシステムを運用しているジャパンサーチについては、国内の書籍や公文書、文化財や美術、人文学、自然史といったさまざまな分野のデジタルアーカイブと連携し、多様な情報をまとめて検索・閲覧・活用できるプラットフォームであり、現在、国内の博物館や図書館など173機関との連携が進み、道内では北海道と札幌市中央図書館が連携しております。

デジタルアーカイブ化によるメリットは、デジタル化した資料をネットワークを通じて広く公開されることによって、学習活動や芸術文化活動の充実に資するとともに、自然災害等による被害を受けた場合に、資料の損害状況等を正確に把握することが可能となるほか、貴重な資料をデジタル化することにより、現物の資料に接触する場面が減少し、資料の保存に資するといったメリットがある一方で、デメリットとして著作権や肖像権の確認など膨大な作業時間と多額の導入費用を要するなど、多くの課題が挙げられております。

本町においては、蝦夷文化考古館において故吉田菊太郎氏が収集した民具、明治期共有財産（土地）

の文書や吉田氏が書き残した文書など 1,700 点に及ぶ資料が収蔵され、近現代のアイヌ民族の歴史をひもとくことができる学術的価値の高い貴重な資料が多くありますが、現時点におきましては、デジタルアーカイブ化に向けた具体的な検討は行っておりません。

今後におきましては、デジタル時代における「知るため・遺すため」の基盤として、場所や時間を超えて書籍や文化財などさまざまな情報・コンテンツにアクセスすることができるデジタルアーカイブ化の必要性などを踏まえ、課題を整理し、取組事例や補助制度などの情報収集を通じて、デジタルアーカイブ化の可能性について、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「アイヌ語を対象とした公営塾の内容（対象者、授業形式、教材）について、現時点での構想は」についてであります。

本町では、前段で申し上げましたとおり、令和 4 年 3 月に幕別町アイヌ施策推進地域計画を策定し、アイヌ政策推進交付金を活用して、各種事業に取り組んでいるところでありますが、この公営塾につきましても、「アイヌ文化学習支援事業」として同計画に位置づけているものであり、町内の小学生を対象に、歌や踊り、ゲームなどを通じてアイヌ語を体験的に学び、アイヌ文化に対する理解を深めることを目的に実施しているものであります。

この公営塾は、令和 6 年度から「アイヌ文化学び隊」として試験的に実施し、町内の小学 4 年生から 6 年生を対象に、夏休みと冬休みの年 2 回開催しており、夏休みは幕別小学校を会場に 6 名の児童が参加して、ムックリの体験や歌謡、舞踊を通じてアイヌ文化を学んでおります。

また、冬休みは札内北コミュニティセンターを会場に 7 名の児童が参加して、マクンベツアイヌ文化伝承保存会の会員に協力をいただき、アイヌの伝統料理の調理体験を行ったところであります。

本年度においても、夏休み期間中の 2 日間で延べ 13 名の児童が参加し、帯広百年記念館の施設見学や「アイヌ語かるた」を用いた単語の学習を行ったところであり、今後、冬休みの開催に向けて、準備を進めているところであります。

また、一般住民を対象にしたアイヌ語講座につきましては、令和 6 年度において全 4 回の講座 10 名の参加があり、発音や文法などの理解を通じて、アイヌ語の保存・普及・啓発にも取り組んでいるところであります。

アイヌ文化拠点施設が完成した際には、拠点施設を会場として、これまでと同様に夏休みと冬休みの期間中の開催を基本に、町内の小学 4 年生から 6 年生を対象とした公営塾のほか、広く受講者を募集して開催するアイヌ語講座を計画しており、アイヌ語教科書やアイヌ語ラジオ講座のテキストなどを活用するほか、歌謡や舞踊、ゲームといった体験を通じて、楽しみながらアイヌ文化に触れ、その理解や興味、関心を高めていくことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「地域住民や学校との連携の考えは」についてであります。

アイヌ文化拠点施設は、貴重な資料の保存・展示にとどまらず、アイヌの歴史や文化に関する正確な情報を発信する「普及啓発と情報発信」や、伝統技術やアイヌ語の継承を支援する「伝承活動の支援と人材育成」、そして地域社会の活性化に貢献する「交流促進と地域活性化」といった役割とともに、多様な文化が共生する社会の実現を目指す上で、その中心的な役割を担っていかなければならないものと考えております。

こうした役割を実効性のあるものにするためには、地域社会との連携が大変重要でありますことから、施設に住民が気軽に立ち寄り、各種体験講座の継続的な開催を通じて、講座で作成した作品を展示する住民参加型の企画展の開催や地域住民の中からアイヌ文化伝承活動の担い手を育成するなど、アイヌ文化の「受け手」が「担い手」になれるような文化伝承サイクルの構築のほか、学校との連携においても、総合的な学習の時間などを活用した体験学習などを通じて、子どもたちが生きた文化に触れられる機会の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

アイヌ文化拠点施設は、繰り返しになりますが、単なる展示施設にとどまらず、地域住民にアイヌの歴史と文化に対する理解の促進と共有を図り、次世代に継承していく拠点施設としての役割を果たしていかなければならないと考えていることから、引き続き、アイヌ関連団体と緊密に連携を図りな

がら、その役割を果たすべく各種事業に取り組むとともに、アイヌ文化拠点施設が地域住民の皆さんにとって、誇りと愛着を持てる地域の財産となるよう取組に努めてまいりたいと考えております。

以上で、塚本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 再質問に入らせていただきます。

地域プロジェクトマネジャーの導入についてでございます。

やはり今、昨今幕別の教育委員会でも多大な課題が同時に進行している状況であって、本当に多忙なことと推察できます。そして、教育現場も本当に1年サイクルで内容がどんどん変わっていったって、現場も大変な苦勞をしているという話をよく聞いております。自由進度学習とか、新しい教育、そして不登校対策、そういったものに合わせて、個々に合わせた教育が今叫ばれる中、人材不足とノウハウの確立がまだまだできていない。そして、同じ教員の中でも、板教育の中で育った教員と、新しい教育指針を持っている中でも、やっぱり考え方の差異がまだあるという現実かと思います。そういった中で、今後フリースクールに関しては、文科省のほうもいよいよ支援を本気に乗り出してきているところでもあります。自由進度学習、フリースクール、そして社会教育、防災教育、幕別町はちょっとまだなかなか進んでいませんが、幼稚園と小学校のかけ橋教育、そういったいろんな課題があるかと思うのですよね。

そして、地域等の教育、幕別町としてどういう教育をやっていくのかという部分のタウンミーティングのファシリテーター役とか、そういった部分でこのプロジェクトマネジャーというのは、本当にいろいろ活躍をしてくれると思います。国からも人数に限りはありますけれども、680万円の補助が出ますので、そういった人材を活用して、少しでも教育委員会の中でも、そういった専門性のある方に担っていただいて、業務の効率化にもつながるのではないかと思います。

そして、本当にこういった部分、といいましても、教育委員会の中でそれぞれのプロジェクトが明確なものでないと、なかなか求める人材にはならないかと思うのですけれども、そういった部分について、いま一度必要性について、お考えを伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 今、塚本議員のほうからお話のあったような、さまざまな教育現場におけます課題ですとか新たな取組、議員のおっしゃるように学校現場においては、その対応に日々苦勞をしている状況にあるのではないかというふうに私も実際思っております。

ただ、自由進度学習ですとか、そういった場面においては、そうした活動に取り組む際に、加配の措置を受けたりしながら、学校現場の中で工夫した取組をされているというふうに考えております。また、新たな取組等を行う際にも、さまざま校外外問わず、研修の機会を設けながら、日々教職員の方々も研さんに積まれているというふうに考えております。

ご指摘のありましたような内容につきましては、どちらかという、かなり焦点の絞られた細かい取組なのかなというふうに考えておまして、この地域プロジェクトマネジャーの制度の中身のポイントとしては、やはり官民連携による重要プロジェクトに取り組む場合に、こうした制度の活用というふうになっておりますので、かなり町によっては、こうした人材の活用をさまざまな場面で活用を図っている状況は見聞きしておりますけれども、本町にあって、今現段階において、こうした活用をするという状況にはないのかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） それぞれの事情があるかと思いますが、やっぱり地域教育においても、現場の教員の方に負担が行っている部分があるかと思いますがね。そういったコーディネーター能力とか、そして僕も他市町村のタウンミーティングとかに参加させていただいた機会もありますけれども、そうした中でプロジェクトマネジャーで意気込んで来た人がファシリテーター役をやって、非常に議論が充実したものになったり、それから現状行われる学校運営協議会の司会とか進行においても、そうした方が入ることによって、非常に明確なテーマ等を絞って、効率的な議論ができてくる、

そういった部分の実例もあります。全てがいいわけではありませんけれども、そういった制度があれば、やっぱりその辺はちょっと活用するのではないのかなという部分もありますし、それによってまた多様な人材が外から入ってくるということで、新しい考え方、そういった部分も見えてくると思いますので、そういった部分はやっぱり慎重であるべきところは十分考慮いたしますけれども、活用して、そこからまた先が見えてくる部分があると思いますので、ぜひちょっと導入に向けて前向きに検討していただきたいと思います。その辺いかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 答弁の中でも少し触れさせていただいておりますけれども、キャリア教育ですか、ふるさと学習ですとかというような場面においては、やはり特に地域の企業ですとか、人材の方々を活用した場面が、今現在も学校のほうでは執り行われているというふうに考えております。特に総合的な学習の時間、もうこれが取り組められて20年以上経過しているというふうに記憶しておりますけれども、その間にあって、かなり学校のほうもやはりノウハウを蓄積してきている。また、各企業さんですとか地域の方々とのつながりが、かなり蓄積されているというような状況にあります。あと、そうした取組が年間通じて毎週のように複数の時数を持って行われているかということ、決してそういうことでもなく、場面場面によって、そうした活動を行っているという状況でありますので、現時点において、その場面において、こうした人材の活用というのは、ちょっとなかなか難しいのかなというふうに思っておりますけれども、今後において必要に応じて、こうした制度も視野に入れながら検討をしていかなければならないかなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） そのあたり、私と見解がちょっと相違する部分もあるのですが、やっぱり現場の地域共同活動というものに関して、教員の負担が結構重荷になっている部分がある。そして、教員の方も転勤がありますね、異動がありますね。そういったこの持続性とか、そういった部分も加味する。それは、プロジェクトマネージャーがいることによって、省庁をまたいで各分野を渡り歩いて、連携を取って非常に動いている事例を僕は何件か拝見いたしましたので、非常にその部分では1人いるだけでも、教育委員会のほうとしても非常に効率化できるのかなという部分を感じましたので、その辺をちょっと提案させていただきますので、何とぞ前向きに、その前に教育委員会としてどういう教育をしていくのか、どういう指針でいくのか、そういった指針やビジョンを明確に示すことも一つの課題ではあるかと思っておりますけれども、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 地域の企業さん、特にどこの企業も最近は地域貢献というのを、非常に企業として力を入れてきておりますので、学校問わずさまざまな協力を求めた際には、協力をしていただける企業の方々も多くいらっしゃる状況にあります。確かに先生方転勤をされたりしますので、地域にゆかりのない方もいらっしゃる場面もありますので、お困りになる場面も中にはあるかなというふうに考えております。先ほども申し上げましたように、昨日、今日始まったという取組ではなくて、これまでのノウハウの蓄積もありますし、必要に応じて、これは教育委員会に相談していただければ対応する場面もありますし、役場の人材を活用するといったことも実際行われておりますので、今後必要な場面がありました際の検討事項として考えていきたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） では、次に移らせていただきます。

アイヌ文化拠点施設の運営についてでございます。

いろいろご苦労されていることは重々承知で、先日も新聞で拝見いたしました。町長も東京のほうへ出向かれて、その支援とか、そういった部分も述べられていたという記事を拝読いたしましたけれども、やっぱりアイヌ関連団体との連携とか学芸員というのは、相手がいることですので、なかなか難しいということは理解しております。ただ、やはり近隣市町村でも白糠とか浦幌とかも、同様のアイヌ施設ありますけれども、やっぱり町の生活の中にアイヌの方々の生活とか祭りが溶け込んでいる

ところと、あんまり縁のないところ、そういった環境の差もあったりして、なかなか運営はそれぞれの事情があって、難しいかなとは推察するところでもありますけれども、やっぱり中にはアイヌ文化保存協会、札幌とか、千歳とか、それから空知でやっていらっしゃる方は何人かお話ししたときには、幕別のどこでも行きますよという方もいらっしゃいますので、そういった方もご協力いただいて、ワークショップなりそうしたアイヌのいろいろなお話を伺うという、そういったことはやっぱりやって、これを積み重ねていくことで、順番を埋めていけるのではないかなと思いますので、引き続きその辺はご苦労かと思いますが、協力者をより見つけて、本当に生かした施設になるようにしていただきたいと思いますが、今この社会教育も含めてですけれども、学芸員の配置の体制、先ほどの答弁聞いたとおりで、進行させておりますので、私もほぼそんな感じかなとは思いますが、それにわたって、今後直営でやられていくというところで、やっぱりご苦労があると思いますが、その辺の課題というか、一番ちょっと今こういったところが必要なのだというところと、あと町民に対して、その辺はやっぱりもうちょっとPRしたいなという部分もあると思うのだけれども、その辺の工夫とか施策はありますかね。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） まず、運営体制に関する課題でありますけれども、先ほど教育長から答弁のあったとおり、今、直営の方向で開設については進めるという形で考えております。やはり一番専門的な職員の配置というところが大きな課題になるのかなというふうに考えておりまして、今そこは学芸員の配置に向けて取り組んでいるところであります。あと、さらには直営といっても、やはり町内外の各アイヌ関係団体との連携がさらに密になっていきますので、そこは今おっしゃっていただいたように、管内だけではなくてもう札幌圏からもいろいろ問合せがありますので、そういったところと連携をしてまいりたいというふうに思います。

それと、また町民の方に対する周知でありますけれども、今12月の広報から少しずつアイヌの施設の内容ですとか、展示の内容をちょっと連載しようという形で取り組んでおります。また、近々ホームページでも建設業者のホームページで、今、建設現場の写真が公表されているのですけれども、そういったものもちょっと町のホームページとリンクをして、そういった形で町民の方にもなるべく身近に感じてもらえるような取組に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 非常に期待している施設でございますので、何とか本当に住民の方も、それから他市町村の方も興味を持って、本当に来ていただけるといいなと思ひまして、もう本当にアイヌの文化とか教え、それから考え方って非常に奥深いものがあるかと思ひますので、計画を進めていただけたらと思ひます。

所蔵資料に関してのデジタルアーカイブの件でございますけれども、こういうデジタルアーカイブ化も国のほうも進めるということで、補助の制度もあったりもしますが、やっぱり費用とかいろいろ考えたり、それからデータにすることによって、いろんな方がアクセスすることによって、昨今、問題になっているセキュリティの部分とか、それから今AIによって改変されてしまうとか、そういった部分もありますので、その辺は慎重な部分があるかと思いますが、やっぱりうまく、先日苦小牧の埋蔵文化財調査センターにもお邪魔したときに、まさにアイヌの部分でデジタルアーカイブ化を進めているということもありますので、そういった取り組んでいるところと連携しながら情報交換をさせていただいて、進めていただければと思ひます。

いずれにしても、札幌の道立博物館とかそういったところに行っても、QRコードを携帯で読んで、その資料が見れたりとか、そういった部分ってすごくまた深く、何もないよりは興味が湧いて、楽しい時間を過ごすことができますので、それやっぱり今後は避けては通れない部分かと思ひますが、その辺のお考え、答弁にもありましたけれども、そういった他連携の博物館とも本当に情報を交換して、前向きにちょっと取り組んでいただきたいなと思ひます。費用の部分もありますので、一遍にというわけではならないかと思ひますので、その辺いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） デジタルアーカイブ化は、東日本大震災を契機に、文化財の保存、補修という意味でのデジタル化の必要性、さらにはコロナ禍で公立の施設が軒並み閉鎖になって、そういった文化財とかに直接見れる機会が減ったということで、令和5年に図書館法が改正されて、図書館の指定を受けるところは、努力義務としてアーカイブ化をしろという形になっております。今後、デジタル化においては、答弁でも申し上げましたけれども、今後必要になってくるものだと思います。ご紹介のあった補助金なども、浦幌町さんが今年活用して取り組んでいるというような情報も伺っておりますので、そういった情報を収集しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） それでは、次に移らせていただきます。

アイヌ語を対象とした公営塾の内情を、先ほどご答弁で伺いました。既に少しずつ小学校なんかに出向いて行かれて、これの拠点が、今度、拠点施設のほうで集約的に行われていたり、またそこから出前で行ったりすることもあると思いますので、そういった場所ができるというのは、非常に楽しいことだと思いますので、やっぱりその辺も一般住民の方、大人の方、アイヌ講座とかアイヌの講演でも結構集客が入ったり、多くの方が興味を持っていらっしゃるのだな。そして、十勝管内の方も結構来ていらしゃったり、そういった部分もあって、僕もよその管外に行ったりすることもあるのですけれども、そういった部分で、非常にこれ内容をしっかり充実すれば、一つの売りになると思いますので、やっぱりそこのところは本当に僕の知っている方でも、小学校まで本当にネイティブでアイヌ語しかしゃべっていない方で、今そういった普及活動をされている方もいらっしゃいますので、そういった本当のアイヌ語、そして東と西で方言が全く違うとか、歌も違うとか、そういったことを言ったらすごく興味が湧いたりもしましたので、そういった部分も含めて充実させていただいていったらいいと思いますけれども、やっぱり今この答弁にあったように、まさに今現状はこんな感じかなと思いますけれども、今後の将来像といいますか、どういった部分でここより一歩進んだ部分での視点とかビジョンというのは、何かお持ちですかね。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） 今、アイヌ文化に興味を持っていただく引き出しをたくさん作ってまいりたいというふうに考えています。その中で、アイヌ語で申し上げますと、アイヌ語を学んでも、その学んだことを生かせる場面が今後必要となってくると思うのです。それが、今後どういう場面でそういったことがつくっていけるのかというのは、ちょっと講座を繰り返しながら、またアンケートなどをしながら、どういった方向に持っていけたらいいのかというのは、ちょっと今後考えていきたいなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） アイヌもコミックでゴールデンカムイとか、その辺のあたりを特集で博物館でも、そのストーリーに沿ったガイドをしてくれたりとか、そういった工夫をされているところもあったり、それから言葉の由来とか、そういったものについて解説されている、そういった博物館の説明をされて、今日はどちらのコースでやられますかみたいな、リクエストを伺いながら案内してくれるところもあったりするらしくて、やり方によって非常に楽しい部分もありますので、ぜひ前向き、いろんな情報と他団体とどんどん巻き込んで、多くのいろんな方に協力してもらってやるしかないかと思うますので、期待しております。

続いて、地域住民と学校との連携、そしてこれ博物館全体に係ることかと思いますが、アイヌの関連については、ふるさと館も無視はできないと思うのですけれども、そういった部分も含めて、今後どう先ほどあったように地域の連携で、例えばうちですと忠類のナウマン象記念館も地域と小学生と連携したり、それからほかの本当に今博物館も、博物館を核としたまちづくりのようなことに取り組みながら、地域と密接な関係が持てるような博物館づくりを各学芸員の方、非常に尽力されているところが幾つも見受けられていますね。そういったところは、やっぱり地元の人が本当に常に通っ

ていたり、子どもたちがいつもいたりというところもあるわけですので、ぜひそういった部分、先ほどの答弁にもあったとおりだと思いますけれども、身近な人、そしてまたそれを聞いたまた道外からの人も、アイヌに興味を持ってくださる人がどんどん増えて来ていただけるようにしていただきたいと思います。そして、その辺には、やっぱりどういった内容の博物館かとか、そういったもの見える化がとても大事だと思いますので、先ほどホームページ等、それからこの間インスタもできたと思うのですが、釧路芸術館とかあっちこっちにポスターが貼ってありますよね、こういったことやりますと。そういったことも含めて、もうオープン前から周知していくということが大事だと思いますので、その辺りについてどうお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） 先ほども少し申し上げましたけれども、今後アイヌの施設の当然 PR もそうなのだと思いますけれども、もう一つ課題としては、ご紹介あったようにふるさと館ですとかナウマン象記念館のこの3館との連携というのも、一つあるのかな。新年度、今それに向けてどういった取組ができるのかというのを、今内部でも協議をしているところですので、そういったことがもし素案ができれば、広く周知していくといった取組で、広く住民の方には今後も引き続き周知をしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） やはり博物館も三つ巴といいますか、アイヌとふるさと館とそしてナウマン、北から南まで巡れるような楽しいプランを考えることもできます。連携していろんなことがまたできるのではないかと思いますので、そういった部分も踏まえて、本当に地域と密着して、そして外へも出るような博物館になっていったらなと期待しているところであります。

本当に特にふるさと館、今回一般質問ちょっとあれですけども、老朽化進んでおりますので、やっぱりそちらも生かして、あそこもアイヌの所蔵品とか、幕別町の非常に興味の深い収蔵品も眠っていますので、そういった部分も考えていかなければいけないかなというところではありますけれども、まずはそういったミュージアムが一つの幕別町の売りになるように、ちょっと今後もどんどん PR して、住民の方が今やっと建物できて、あの建物何といまだに聞く人が多いというのは、非常にちょっとなという部分ありますので、その辺ちょっともう少し PR を工夫してやっていただきたいと思いますけれども、最後にそこだけ再度伺います。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） PR に努めてまいりたいというふうに考えています。

今、町で周知できる媒体としては、広報紙、ホームページ、そういった形になるのですが、あとはいろいろ報道機関ですね、そういった機関も協力してもらって、町のそういった今現在進めているアイヌ拠点施設の PR に努めていきなというふうに考えております。

○2番（塚本逸彦） 終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、塚本逸彦議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:55 休憩

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○4番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

自治体 DX の推進と町民サービス向上について。

人口減少が進む中、行政を取り巻く課題は一層複雑化・多様化しています。限られた職員体制で必要な行政サービスを安定的に提供し続けるためには、従来の方法だけでは対応が難しくなる場面も予想されます。そのため、テクノロジーを効果的に活用できる行政組織へ早期に転換していくことが不可欠だと考えています。

国においても、2021年のデジタル改革関連法の成立を契機として、自治体に地域特性を生かした自主的な施策の策定・実施を義務づけるとともに、デジタル社会の実現に向けた重点計画では、「人に優しいデジタル化」を掲げ、住民目線に立った行政サービスの実現を明確にしています。

自治体 DX は、単なるシステム導入にとどまらず、業務プロセスの見直しや組織体制の変革、住民の利便性や満足度の向上、職員の働き方改革などを一体的に進める取組です。特に近年は、生成 AI をはじめとする新しい技術をどう活用し、これを担う人材をどのように育成していくかが今後の自治体運営の鍵になります。

一方で、デジタル機器の利用が難しい方々への配慮や支援、いわゆるデジタル格差への対応も必要であり、誰一人取り残さない仕組みづくりがこれまで以上に求められています。こうした観点から、DX の推進に当たっては、住民と目的や効果を共有しながら、丁寧で透明性のあるプロセスを確保することが欠かせません。住民が「便利になった」「安心できる」と実感できる行政サービスを提供することが大変重要です。

幕別町においては、今年1月から除雪作業の進捗を公開する「除雪管理システム」の運用が始まり、3月からは来庁者が申請書に記入せず証明書が取得できる「書かない窓口」が導入されるなど、DX 推進の具体的な一歩が着実に進んでいると受け止めています。

そこで、幕別町における DX 推進の現状と今後の方向性について以下の点について伺います。

1、DX 推進体制について

- (1) NTT 東日本との連携協定の成果は。
- (2) 全庁的な DX 推進体制は。

2、町民サービスのデジタル化について

- (1) 行政手続きオンライン化の利用状況は。
- (2) 公共施設予約システムの運用上の課題は。
- (3) 電子地域通貨と行政ポイント制度の連動による効果は。
- (4) デジタル利用が難しい高齢者等への支援策は。

3、社会インフラの維持管理 DX について

- (1) 公開型 GIS（地理情報システム）や除雪管理システムの運用状況は。
- (2) 今後の社会インフラの維持管理の方向性は。

4、生成 AI の活用業務と利用環境・ルール整備について

- (1) 会議録や文書作成などの活用状況は。
- (2) 情報セキュリティ・個人情報保護の運用ルールの策定状況は。
- (3) 職員研修の実施状況は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

「自治体 DX の推進と町民サービス向上について」であります。

国は、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を掲げ、その中で、自治体が重点的に取り組むべき事項を具体化するとともに、関係省庁による支援策等を取りまとめ「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しました。

また、令和3年7月には自治体が DX に取り組めるよう、「自治体 DX 推進手順書」を作成しており、

各自治体では、これらを踏まえ、限られた時間と予算の中で、効果的な推進体制を構築し、着実に DX を推進していくことが求められ、本町においては、5 年 1 月から本格的に全庁的な DX 推進に取り組んでいるところであります。

ご質問の 1 点目、「DX 推進体制について」であります。

一つ目の「NTT 東日本との連携協定の成果は」についてであります。

本町では、行政のデジタル化を推進するため、専門的知見の提供により、デジタル技術やデータを活用しながら住民の利便性や行政サービスの質の向上を図り、ICT を活用した地域課題の解決を目指すことを目的として、令和 5 年 7 月 31 日に現 NTT 東日本株式会社北海道事業部北海道東支店と「自治体 DX の推進に関する連携協定」を締結し、現在も継続しているところであります。

これまでの具体的な成果といたしましては、自治体 DX として生成 AI の利活用の理解を深める目的で開催した職員研修の講師派遣のほか、自治体 DX 取組項目の選定に当たってのデモンストレーションの実施に対する調整や助言により、効率的な選定作業を進めることができ、「コンビニ交付サービス」や「書かない窓口」「行政手続オンライン化」などの新しいデジタル技術の円滑な導入につながったものと考えております。

また、「自治体 DX の推進に関する連携協定」に関連して、行政のデジタル化を継続的に推進するため、専門知識を有する「人材」の派遣を受け、アドバイザーとして自治体 DX の推進を支援していただくことを目的として、令和 6 年 3 月 29 日に株式会社 NTT 東日本一北海道と「ICT 利活用推進のための職員派遣に関する協定」を締結したところであります。

令和 6 年度の 1 年間、週 1 日、NTT 東日本の職員を「ICT 利活用推進アドバイザー」として派遣をしていただき、生成 AI の導入後の利用者アンケート調査の実施や、改善ポイントと活用の方向性についての助言などを通して、担当職員のスキルアップに大きな成果があったものと考えております。

このほか、土木課が主管となり、町村では全国初となる道路占用許可申請のオンライン化をはじめ、道路管理に関連する業務の高度化に向けた検討を共同で行うことで、これらの課題を解決し、業務の効率化や行政サービスの向上、社会インフラ管理におけるコスト削減を目指す目的で、令和 5 年 9 月 8 日に現株式会社 NTT 東日本北海道事業部北海道東支店と「道路管理関連業務の高度化に向けた共同検討に関する連携協定」を締結し、現在も継続しているところであります。

この協定により、令和 6 年度の「公開型地理情報システム」や「除雪管理システムの導入」など、道路維持管理業務のデジタル化の取組に結びついており、今後のさらなる道路管理行政の向上が期待できるものと考えております。

二つ目の「全庁的な DX 推進体制は」についてであります。

国の「自治体 DX 推進計画」では、自治体に取り組むべき重点取組事項として、「自治体フロントヤード改革の推進」「自治体情報システムの標準化・共通化」「公金収納における eL-QR(エルキューアール)の活用」「マイナンバーカードの普及促進・利用の推進」「セキュリティ対策の徹底」「自治体の AI・RPA の利用推進」「テレワークの推進」の 7 項目が掲げられております。

これらの取組を推進することで、自治体が担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、AI 等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが期待されております。

本町では、全庁を挙げてこれを進めるべく、令和 5 年 1 月、全職員を対象に、自治体の業務効率化におけるデジタル技術や AI の重要性について学ぶ機会として「DX 研修会」を開催し、併せて本町での「DX 取組案」を募集したところでありますが、3 月には 152 件の「DX 取組案」が集まり、課ごとにヒアリングを行い、課題の洗い出しなどを行ったところであります。

その後、令和 5 年 7 月に「幕別町 DX 推進本部」を設置し、「窓口 DX」「情報発信」「事務効率化」の三つのワーキンググループにより、複数の課にまたがる「DX 取組案」の業務や課題について対応を検討し、細分化や見直し等により 147 件の「DX 取組案」として整理いたしました。

また、令和 6 年度には、これまでデジタルに関する業務を担ってきた情報管理係とは別に DX 推進係

を新設し、「ICT 利活用推進のための職員派遣に関する協定」により派遣を受けた「ICT 利活用推進アドバイザー」1 人と、電算業務に精通する会計年度任用職員を含む職員 2 人の計 3 人の体制で、各課からの DX 取組案に対してデジタル技術活用の具体案を策定し、実証結果の評価等に取り組み、完了項目を 62 件、42.2 パーセント、検討項目を 85 件、57.8 パーセントとして整理いたしました。

さらに、本年度は、5 月に自治体 DX の取組に係る各課ヒアリングを行い、事業の見直しや類似項目の整理を経て、新規 3 件を含む 91 件の「DX 取組案」とし、完了項目を 62 件、68.1 パーセント、検討項目を 29 件、31.9 パーセントとして整理しているところであります。

個々の事務に関しては、各担当課が主体的に検討を行い、それぞれの業務特性や課題に応じた DX 推進を進め、必要なデジタル技術の導入と活用を進めており、新たに導入したシステムについては、各課が業務の中でその活用をさらに広げ、効果を最大限に引き出すよう努めているところであります。

今後は、DX 推進係が中心となり、既に導入されているオンライン申請作成システムや AI-OCR、RPA などの活用を一層進めるとともに、住民サービスと事務の効率化を図ってまいります。

ご質問の 2 点目、「住民サービスのデジタル化について」であります。

一つ目の「行政手続オンライン化の利用状況は」についてであります。

本町では、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施した「行政手続オンライン化推進事業」として、オンラインフォーム作成システム「LoGo フォーム」の導入や、「窓口 DX 推進事業」として「コンビニ交付サービス」を導入するなど、住民サービスのデジタル化を積極的に推進してまいりました。

これまでの利用状況を申し上げますと、「LoGo フォーム」は、令和 6 年 10 月に導入後、スマイル検診の予約や国勢調査員募集への申込み、事業所雇用等実態調査などに活用しており、6 年度にオンラインフォームを利用して手続された方は 502 件、本年度は 10 月末現在で、利用数が 2,035 件となっております。

「コンビニ交付サービス」は、令和 6 年 12 月からサービスを開始しておりますが、6 年度は住民票の写しが 380 件、印鑑証明書が 228 件、課税証明書などの税証明が 38 件の計 646 件、本年度は 10 月末現在で、住民票の写しが 680 件、印鑑証明書が 510 件、課税証明書などの税証明が 57 件の計 1,247 件となっております。

二つ目の「公共施設予約システムの運用上の課題は」についてであります。

令和 5 年 3 月に導入した「公共施設予約システム」は、施設ごとの各種設定やシステムの詳細など運用方法等について、「使用マニュアル」を作成し、事業者及び各施設担当者との調整や確認、操作に慣れることに時間を要しましたが、6 年 3 月に町ホームページから各施設の空き状況を確認できるようにしたところであります。

運用上の課題といたしましては、4 か月前に四半期分の予約が可能となる町内のスポーツ協会、スポーツ団体、文化協会などの定期予約可能団体と、3 か月前にその 1 か月分の予約が可能となる一般の方の予約については、回数制限や重複予約の調整が現システムでは対応困難な状況であることから、オンライン予約を受けていない状況にあります。

このことから、現在、「公共施設予約システム」では予約状況の閲覧のみとして、窓口で申請を受けているところですが、引き続き、定期予約可能団体の回数制限や重複予約の調整についての対応困難な部分の整理を進め、早期にオンライン予約を開始できるよう努めてまいります。

三つ目の「電子地域通貨と行政ポイント制度の連動による効果は」についてであります。

行政ポイントは、町が実施する事業への住民参加の促進と町内での消費活動の向上を目的に、参加者に対して、事業ごとに設定したポイントをまぐ Pay に付与し、1 ポイントを 1 円として加盟店で利用できる制度であり、令和 5 年 8 月 1 日に運動講座や介護予防事業への参加者、転入者、住宅リフォーム奨励事業の利用者などの 11 事業を対象としてスタートし、6 年度に再エネ・省エネ機器の導入に対するゼロカーボン推進総合補助金を加え、現在 12 事業を対象として実施しております。

これまでのポイント付与の実績は、令和 5 年度が 1,055 件、299 万 6,950 円、6 年度が 1,501 件、1,416

万 5,550 円、7 年度が 9 月末時点で 757 件、1,269 万 1,550 円となっており、町内の経済循環に一定の効果をもたらしたものと考えております。

また、このうちまぐ Pay カードをお持ちでない 2,418 人の方には、チャージして利用可能な新規のカードを作成してポイントを付与しており、町民が新たにまぐ Pay を利用するきっかけにつながったものと考えております。

今後も行政ポイント制度を活用した町民の行政活動への参加促進を図るとともに、町内における消費活動を促進するため、新たな行政ポイントに適した事業の導入について検討してまいります。

四つ目の「デジタル利用が難しい高齢者等への支援策は」についてであります。

総務省が公表している「通信利用動向調査」によりますと、年齢別のスマートフォンの保有状況は、平成 27 年から令和 6 年までの 10 年間で比較すると、60 歳代は 28.4 パーセントから 87.0 パーセントに、70 歳代は 9.2 パーセントから 67.5 パーセントに増加しております。

また、総務省が令和 6 年に行った「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」によりますと、LINE の利用率は、60 歳代は 91.1 パーセントに、70 歳代は 71.8 パーセントに達するなど、高齢者層においてもデジタル利用が浸透してきている状況にあります。

町内では、これまで、生涯学習講座や社会福祉協議会において、インターネットや Word、Excel を学ぶパソコン講座をはじめ、スマートフォンやタブレット教室が行われてきましたが、近年では、携帯電話各社が高齢者向けスマホ教室を開催しており、これらに参加しスマートフォン等の利用方法を理解することにより、デジタル機器に慣れ親しむきっかけになっていると考えております。

町といたしましては、高齢者等のデジタル活用に対する不安の解消につなげられるよう、国のデジタル活用支援推進事業を活用し、携帯電話各社が開催する講習会の開催日程や関連する教材等を町ホームページに掲載するなど、情報の提供に努めてまいります。

ご質問の 3 点目、「社会インフラの維持管理 DX について」であります。

一つ目の「公開型 GIS（地理情報システム）や除雪管理システムの運用状況は」についてであります。

はじめに、「公開型地理情報システム」につきましては、道路、公園、都市計画図、森林、地番、防災、教育、町内情報に 8 分類された 11 種類の地図を「幕別デジタルまっぷ」として、本年 3 月 1 日から公開しており、10 月末までに 4,376 件のアクセスがあったところであります。

また、これらの地図情報につきましては、誰もがインターネットを通じて容易に利用ができるよう、オープンデータとして無償で提供しており、10 月末までに 14 件がダウンロードされたところであります。

次に、「除雪管理システム」につきましては、本年 1 月 1 日から除雪車 68 台とスクールバス 13 台の現在位置をリアルタイムで公開するほか、幕別、札内、糠内、忠類地区の町内 4 か所に設置した赤外線センサーにより計測した積雪情報などを公開しておりますが、3 月末までの 3 か月間で 3 万 574 件、10 月末までは 3 万 3,200 件のアクセスがあるなど、町民の皆さんにとって非常に関心が高いものとなっております。

また、本システムでは、道路上のマンホール位置などを登録する警告地点登録機能をはじめ、日報の自動作成、作業時間の自動集計や予算管理など、除雪業務を行う上で必要な機能が搭載されておりますことから、除雪事業者の負担が軽減されるとともに、これらのデータを活用することで、より効率的な除雪体制を構築することが可能になるものと考えております。

二つ目の「今後の社会インフラの維持管理の方向性は」についてであります。

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化は喫緊の課題であり、インフラ機能を将来にわたって発揮させるためには、長寿命化計画に基づくライフサイクルコストの縮減や予算の平準化に加え、DX を活用した新技術の導入、集約・再編によるインフラストックの適正化など、計画的で戦略的なインフラの維持管理を進める必要があります。

このような状況を踏まえ、本町では、既存の行政区域にとらわれない広域的な視点で、道路、公園、

上下水道といった複数、多分野のインフラを「群」として捉え、効率的、効果的にマネジメントを行う「地域インフラ群再生戦略マネジメント」を導入することで、インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できるよう、持続可能なインフラメンテナンスの実現を目指しているところであります。

また、上下水道事業につきましては、管種や漏水履歴、土壌などさまざまな情報を AI により解析することで、漏水箇所や管路の劣化を速やかに発見することができる「AI 劣化診断業務」の導入を検討するなど、将来にわたって良質で安全な水道水の供給を確保し、安定的な水道事業を運営するため、DX を活用した業務の効率化を図っているところであります。

加えて、公共施設の建設や維持管理、運営等を民間の創意工夫や資金を活用し行政と民間が連携して行う「ウォーター PPP」や「公募設置管理制度」いわゆる「パーク PFI」などの新たな管理手法につきましても、官民連携による住民サービスの向上や財政負担の軽減が期待できますことから、導入を検討しているところであります。

ご質問の 4 点目、「生成 AI の活用業務と利用環境・ルール整備について」であります。

一つ目の「会議録や文書作成などの活用状況は」についてであります。

初めに、会議録については、本町では、町議会本会議や予算・決算特別委員会の議事録は専門業者に委託しておりますが、執行機関及びその附属機関の会議や、業務打合せなどの会議録は、職員が録音したものを聴きながら手動で作成している状況でありましたことから、令和 6 年 7 月に、議事録作成時間を短縮するために有効な、生成 AI による音声データの文字起こしと議事録の作成を支援するシステムを導入し、全職員が利用できるよう整備したところであります。

利用状況については、令和 6 年度の 9 か月で 104 回、利用時間は 110 時間、7 年度は 10 月までの 7 か月で 38 回、利用時間は 31 時間の状況であり、職員からは業務効率化につながると評価を得ている一方で、音声データの質によっては、誤変換が多いなど精度が低いという声も聞こえてきていることから、再度、適切な録音などの使用方法や単語リストを登録することで、認識の精度向上が可能であることなどを詳しく周知してまいりたいと考えております。

次に、文書作成については、本町では、令和 6 年 4 月に、生成 AI を活用できる「チャット GPT」を簡易かつ安全な形で利用できる「LoGo AI アシスタント bot 版」を導入しており、セキュリティを考慮した上で、地方公共団体専用のネットワーク環境「LGWAN 環境」で利用可能なサービスを選定したところであります。

また、職員が安心して生成 AI を業務に活用できる環境を整備するため、各種指針を定めた「幕別町生成 AI 利用ガイドライン」を制定し、生成 AI の利用範囲や禁止事項、情報の入力方法及び生成物の利用に関する遵守事項を具体的に明示し、個人情報や機密情報が生成 AI の学習に利用されないよう運用ルールを整備し、安全性の確保を徹底しているところであります。

利用に当たっては、基本的に課単位で利用できるようにアカウントを配布しているところですが、6 年度の利用回数が延べ 1,879 回で、利用文字数は約 201 万文字、本年度は 10 月までの 7 か月で利用回数が延べ 2,390 回、利用文字数は約 408 万文字となっております。

利用状況は増加しており、職員からは業務の効率化につながると評価を得ている一方で、生成 AI への指示の仕方が分からないなどの声も聞こえていることから、今後、より実践的な研修会を開催し、利用促進を図ってまいります。

二つ目の「情報セキュリティ・個人情報保護の運用ルール策定状況は」についてであります。

本町における現在の運用ルールは、「幕別町電子計算組織管理運営規則」に基づき、電子計算機に記録されている個人情報の安全対策や、電子計算機の管理運営を行っているところでありますが、令和 6 年 6 月 26 日に公布された地方自治法改正により、情報システムの適正な利用等のための規定の整備に関する事項が示されたところであります。

具体的には、情報システムを有効に利用することや、他の地方公共団体または国と協力して利用の最適化を図るよう努めること、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護など情報システムの適正な利用を図るために必要な措置、総務大臣の指針に基づく「サイバーセキュリティを確保するため

の方針」の策定について規定されたところであります。

このうち、「サイバーセキュリティを確保するための方針」については、令和8年4月1日から施行となっており、市町村における策定と公表が義務づけとなったことから、本町では、総務大臣の指針に基づいた、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、「（仮称）幕別町情報セキュリティポリシー」を、来年3月までに策定してまいります。

三つ目の「職員研修の実施状況は」についてであります。

本町では、これまで、自治体 DX の推進を目的とし、生成 AI の活用業務に関する職員研修を含め、職員のデジタル技術への理解を深める研修を実施してまいりました。

これまでの主な研修内容を申し上げますと、令和4年度は、全職員を対象とした「DX 研修会」を開催し、外部講師を招き、少子高齢化や人口減少等への対応として、自治体の業務効率化におけるデジタル技術や AI の重要性について学ぶ機会を設け、60 人の職員が参加したところであります。

令和5年度は、地方自治研究機構が主催する「自治体 DX 基礎セミナー」に4人がオンラインで参加したほか、公益財団法人北海道市町村振興協会が主催する「市町村職員政策研修会」に1人が参加し、具体的な自治体の DX 事例等について学び、6年度は、全職員を対象に「生成 AI の利用に向けて」と題した研修を開催し、生成 AI の活用事例等を学ぶ機会として、99 人の職員が参加したところであります。

また、本町の DX 推進事業に関連して開催した、「公開型地理情報システム（GIS）研修」には 91 人、「新ホームページ操作研修会」では 117 人、「LINE 操作研修会」では 45 人が参加したほか、本年度は、「AI-OCR」や「RPA」などの実務担当者による小規模な研修や打合せを行うなど、DX 関連技術への職員の理解が深まっているものと考えており、今後も職員のデジタル技術の専門性向上のため、研修の機会の確保に努めてまいります。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4 番（内山美穂子） ありがとうございます。

NTT との連携協定から2年が経過して、今さまざまな成果ですとか、次のステップに向かって進んでいることだと思います。昨年3月には、1市3町で帯広圏のデジタル化推進構想を策定して、これを基に町の計画などと照らし合わせながら取組を進めていると承知しています。幕別町の DX を進める上で、ビジョンや重点的に取り組む内容を、職員の皆さんが共有していることが非常に重要だと考えています。自治体 DX は、一部の部署や外部人材に任せて済むものではなく、組織全体が同じ方向を向いて進める全庁的な改革だと思います。

そこで、答弁にもありましたが、DX 推進本部、担当者で構成するワーキンググループ、あと DX 推進係、いろいろ説明がありました。大事なのは、答弁の中に、主体的に各課で DX 担当の人が進めていくということだったのですけれども、こうした大きい DX を統括して調整する責任者というのはどこか、そういうのが明確にする必要があると思うのです。庁舎内で円滑に情報を共有したり、フィードバックしたりするようなことが大変重要だと考えています。

一応推進構想とか、そういったものはあるのですけれども、幕別町独自のビジョンとか、そういったものがないので、芽室町では推進ビジョンが策定されています。幕別町としても、DX の方向性を分かりやすく示して、官民併せて進めていくようなビジョンなり、指針を策定することも必要だと思いますが、これについての見解をお聞かせ願います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 何のために DX を推進するかということが一人一人の職員が分かっているならば、私は別にビジョンがなくても構わないと思っています。というのは、一番初めの研修会のときに、何に取り組むのかと考えたときに、自分たちの仕事が楽になる、そして住民の生活も非常に利便性が高まる、そういう視点で何をどう DX を推進をしていくかということを考えてくれということ、一番初めの研修会で申し上げたわけでありまして、まさしく私はこのとおりだと思うのです。自分たちの仕事は

効率化していったって、機械的にやるものについては DX、ICT、機械に任せる。そして、我々がやらなければならないのは、町民一人一人と接して、どんなことを思っているのかをしっかりと汲み取って、それを施策に反映することであるわけですから、今、本当に機械的な仕事、極めて事務的な仕事は非常に多いわけです。これをいかに省力化して、本来、職員でなければできないことに結びつけていくこと、そしてそれが町民にとっても利便性の向上につながる、サービスの向上につながる、そういう視点を持てば簡単なことなのかなと、私は思っているわけでありまして。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4 番（内山美穂子） 確かに町長のおっしゃられるとおりなのですが、職員の中だけで共有して済むものではなくて、やはり町民ですとか、町に住んでいる人たちが、幕別町はこういう方向で取り組んでいるという全体像が分からなければ、分かる必要があると思うのです。そういう意味で、ビジョンみたいなのがあればいいなと思ってお話ししました。

次、行きます。行政手続、町民サービスのデジタル化です。

今いろいろと町民サービスのデジタル化が進んで、手続が大幅に簡素化されました。そこで伺います。いろいろなデジタル化されているのですけれども、一つ一つ導入前に比べてどうだったのですかというふうに話しても、ちょっと答えに困ると思うのですけれども、全体を通して、この取組を始めてどのくらい利用されているのか、またその反応はどうか。これ全体を通してなのでも、窓口業務の削減はどのくらいというのか、これはもう職員の皆さんが感じ取って、削減につながっているというふうに思っていることではないかと思うのですけれども、町民の反応というのはどうですか。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） では、住民課のほうで導入しました申請書作成新システムナビタップを例に、ご説明をさせていただきます。

申請行為自体が減っているわけではないのですけれども、対応する時間、こちらにつきましては、例えば夫婦、あと児童手当の対象となっているお子さん2人の4人世帯、これをモデルに考えますと、大体時間短縮効果としては3割ほどが見込まれております。あと、その他時間以外の効果といたしましては、これは書かない窓口で言われる定型なことではありますけれども、何度も同じことを書く煩わしさが解消されるというのと、あと申請書への誤った記載というのが解消されますので、申請書の作成の精度が向上する。それから、聞き取りをしながら職員と一緒に申請書を作成していきますので、その申請の意義ですとか、あとその理解に住民の方のほうでつながるのかなということが効果として感じられております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4 番（内山美穂子） 私もナビタップは大変便利なものだというふうに思っています。手続はそんなに年に何回も町民の方が利用するものではないのですけれども、こうしたことがあるということを知っていただければ、便利になったというふうに感じると思います。公式 LINE でも、一部の申請とか、道路、公園などの損傷報告ができるので大変便利になりましたが、まだ十分に浸透していないのではないかと考えています。今後広がっていくことを期待しています。

行政サービスは、利用者中心の視点が重要です。町として取組をどのように周知しているのか、また利用者の声とかニーズをどのように把握しているのか、簡単に伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） デジタル化というのは目的ではないのですね、これ道具なのです。いかにここで省力化していくか、時間を短縮していくかということですから、それはふだん職員それぞれが町民と接している中で、こうなればいいね、あんなればいいねという話は当然に聞いているわけですから、あえてそれを町民の皆さんに説明会をやって、どうやったらいいですかと聞くまでもあるのかなというふうに私は思っているわけで、それを町民のニーズというのは、日々の業務の中で聞いているものを、いかにではそれを時間短縮するためにどうしたらいいかということ、これは職員が考

えればいいわけです。それは当然コスト等の問題もありますから、全部が全部というわけにはいきませんけれども、そこは十分住民のニーズというのは把握できるのかなというふうに思っていますし、あと便利になったことについては、これはもう一つの方法ではなくて、ホームページもありましょうし、広報もありましょうし、あるいは告知をする連絡会議もありましょうし、特にお年寄りであれば民生委員さんを通じてとかと、いろんな方法があると思いますから、そういう中で、できるだけお知らせをしていくということが一番大事なのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 町長の言うとおりのデジタル化は手段でありまして、町民の人が便利になったとか、そういったことにつながることを目的だと思っています。

公共施設の予約システムの運用上の課題についてなのですけれども、回数制限、あと重複予約の調整などの整理を進めながら、引き続き導入に向けて検討していただきたいと思います。

3番目に行きます。

3番目の電子地域通貨と行政ポイント制度の連動です。実績とか効果についてご答弁いただきました。私は、行政ポイント制度がさらに活用されることによって、地域振興だけでなく、住民参加の促進、地域活動の活性化といった好循環の創出につながると考えておりまして、この観点から質問させていただきます。

名寄市では、電子地域通貨 Yoroca と行政ポイントの活用は、DX 推進計画の一環で進められています。が、行政ポイントの事業数が、令和6年までの2年間で34事業、市民参加数は約86万人、名寄市は幕別より人口が若干少ないのですけれども、多方面で成果を上げているというお話を直接お聞きしてきました。

例えば、ウォーキングでは、スマホと連動した歩数、1日8,500歩でポイントがもらえる、65歳以上は6,500歩でポイントがもらえ、ポイントアップデーとか、いろいろ工夫しながら、平均して1日1,500人から2,000人の参加人数があるそうです。そのほか公式LINEを活用した各種アンケート、免許返納、町民講座への参加、自転車ヘルメットや住宅リフォーム補助へのポイント加算など、多面的な事業と連動しています。これによって、地域消費の促進にもつながっていることで、さらに行動データを将来の医療費の分析などにもつなげていく取組をしてお聞きしました。

補足しますが、アンケートをこれまで二つやっているのですね、公共交通と自治基本条例なのですが。同じようなアンケートに関しての回答というのは、大体100人から200人ぐらいの回答しなかったところが、ポイントを加算することによって、1,500人ぐらいから回答が集まったというお話もあります。物価高騰対策も全住民にポイントで付与を行っているそうです。

道外を見ますと、さいたま市では、高齢者の登録団体にラジオ体操やゲートボールといった健康づくり、また囲碁・将棋、合唱など、趣味の活動でポイントをもらえて、それを電子通貨に交換しています。こうした地域活動で得たポイントを、地元の買物などで使えるような連携の仕組みができています。

いろいろ事例を紹介しましたし、うちの町でも取り組んでいるのですけれども、地域DXと行政ポイントの連動は、単に経済支援や地域内の消費喚起に終わるのではなく、住民が町の取組に積極的に関わる機会にもなります。住民の行動変容を促し、健康増進、町民活動参加の促進、そして客観的なウェルビーイングの測定など、多岐にわたる効果が期待できます。幕別町でも行政サービス給付支援とセットで設計して、さらに拡大してまくPayの活用を広げるということに関して改めてお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、いろいろ欲張った目的を持っているなというふうに私は今お聞きしたわけでありまして。80万人も参加しているというのはすごいなと思いました。

ただ、難しいのは、どこまでやるのかということだと思うのです。結局は、あめ玉ぶら下げて、そこに参加させるような、そういう気がしてしょうがないのです。もちろんそういう誘導することは必要なのですが、では全部お金もらうわけですから、ポイントを付与するということは、お金をも

らわないとできないのかということを一方向ではあるわけでありますから、そのさじ加減というか、そこが非常に難しいなと思います。

ですから、そこはお金をあげなくて、ポイントをあげなくても参加してもらえようというのが一番いいのかもしれませんが、ただ初期はお金を、ポイントをあげて参加してもらって、それが定着すればそこでやめるとか、私は永遠にこれやるものではないと思っていますから、そこが非常に厳格な選択というか、取捨選択をしながら、どういった取組に対してポイントを付与することによって参加率を上げていくかと、事業の厳選は非常に難しいなというふうに思いました。

ただ、全く否定するものではありませんので、そこは今言った厳選をしながらやっていく必要があるだろうと思いますし、それがまく Pay の利用につながることも、ひとつ考えなければならぬということもこれ言えるでしょうから、何でもかんでもポイントをあげるのだということではなくて、厳選しながら取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 次に行きます。

デジタルデバйд対策なのですけれども、利用が難しい人への対策として、これまで生涯学習課、社協などで講習会を開き、近年は携帯会社で開いているものをホームページで知らせているということで、令和4年デジタル田園都市国家構想基本方針で、誰一人取り残されないデジタル社会の実現というふうに掲げられています。この生涯学習課で開いた講習会、携帯電話会社、これ町が主体的ではないのですけれども、これは生涯学習課で開いたのは、こうしたデジタル化の構想ができる前ですね。そういうことであれば、やっぱりこの基本方針を基に、帯広市では ICT 推進課が住民向けのスマホ体験教室を開いていますし、これ初心者向けにカメラや LINE などの基本操作を段階的に学ぶ機会を提供しているのですね。幕別町も QR コード、広報紙でもいろんな場面で活用しております。きっと幕別町にも使い方が分からないとか、講習会を開催してほしいという声が届いているかと思いますが、このデジタル活用のための講習会の開催について、どのようにお考えかお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 誰がやるかという主体の問題はあるのですが、民間でやっているものをわざわざ町がやることはないと思いますので、今、今年度見ても、何事業かがもう予定されているのです、民間の携帯電話会社で。ですから、そういったものをお知らせをして参加してもらうのがいいのだろうなと思っています。私は、何でもかんでも町がやればいいのかとは思っていませんので、いろんな機会を町が紹介する、その中で町主体のものもあれば、民間の主体のものもある、あるいは団体が主催するものもあるということで、そこを今のところはかなりの数の事業というか、そういう説明会が行われておりますので、そこをまずは説明というか、お知らせをして、どこもやらなくなったら、それは最後に町はやらなければならないかもしれませんが、今は機会がありますので、そこを積極的にお知らせしていきたいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 分かりました。デジタル使用が難しい方への対応というのは、求められていると思います。いろんな講習会、そういうことにしても、行政だけで行うというのは限界があると思いますので、そうしたことで PR するとか、あと日々いろんな分からないことが出たときに、いちいち役場まで行かなくても解決できるような、町内会とか、社協とか、学校と協働したデジタル支援コミュニティというものを形成しているところもありますので、今後検討していただきたいと思います。

次の質問へ行きます。社会インフラの維持管理 DX についてです。

幕別町は、デジタルマップを公開していますし、除雪のシステムは、住民から大変便利だというふうに聞いております。さらに、今、新たな取組として、地域インフラ群再生戦略マネジメント、これについても音更町と共同でやっておりまして、期待しているところです。群マネは、単なる広域の民間委託ではなくて、インフラ情報のデジタル化や、GIS などのデータ連係が不可欠で、まさに DX を前提としたインフラ管理手法になっています。GIS の整備が進むことで、従来の点検、維持管理の作業

の効率化にとどまらず、ご答弁にありましたように、いろんな活用が期待されます。

将来的には、避難所の混み具合をリアルタイムで発信するなど、防災情報の可視化ですとか、いろんな AI、ドローンを活用した点検の高度化、これはお話にもありましたが、さまざまな分野への点検も可能と考えます。引き続き取り組んでいただきたいと思います。

最後の、生成 AI の活用業務と利用環境についてです。

ご答弁では、文字起こし、議事録の作成を全職員が利用できるように環境を整えているということでした。総務省が今年 6 月 30 日版で出した自治体における生成 AI 導入の状況を見ますと、都道府県、指定都市で導入済みがもう既に 9 割になっておりまして、その他市区町村でも 3 割に達しています。もうここ一、二年ですごく活用が急速に進みまして、1 年前は町村は 1 割だったのが、この 1 年で一気に 3 倍に活用が広がっておりまして、全国的にガイドラインの策定も進んで、行政分野でもどんどん活用が広がっております。

幕別町でも、さっき LoGo AI アシスタント bot 版を使っているというお話がありましたが、それが自治体で一番導入が多いサービスであります。次に、ChatGPT の無料版ですとか、自治体 AI zevo ですとか、こういうものが使われております。これらは、LGWAN の環境での対応もしておりますし、外部通信の制限、これにも対応していますし、行政向けの安全性に配慮した仕組みが特徴です。専門人材に限られる中では、こうしたサービスも有効な選択肢になると考えています。

当別町では、生成 AI の本格的な活用で、議事録作成に二、三時間かかったところ 30 分でできるということで、活用が得意な職員を伝道師としていろいろ庁内普及を進めているという話を聞きました。職員の減少が見込まれて、複雑、多様化していく環境で、デジタルをベースにした業務、そして生成 AI を業務効率化、住民サービス向上のために活用することは不可欠です。誤情報などのリスクもありますが、対応しながら進めているということで、これらを踏まえて、幕別町としても先行自治体の例に学びながら、安全で効果的に活用できる体制を整えていっていると思います。町長の見解を改めてお聞きします。町長、使われていますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 実は、私も使っています。

感心するのは、文章作成能力が、我々の何倍も優れている。すばらしい文章を書くのですね。ただ、表面づらの文章は美しくて、そつがない文章を書くのですが、その内容が正しいかどうかの確認をしなければならないところが一番の難点であると思っています。ですから、これは使う側にやっぱり問題、使う側のスキルが上がっていかないと、きちっと正確に使えないということがありますので、そこは使っているうちに、だんだん質問を変えることによって、だんだん自分が知りたいことに到達していく、そういうこともありますので、そういう中で自分のスキルを上げていって、正しいか正しくないかを判断できて初めて、私は有効に使えるというふうに思いますので、そこは職員も、私もそうですが、日々勉強しながら使いこなせるようにしなければならないというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4 番（内山美穂子） これからは住民サービスを維持して向上させるためには、こうした取組が今まで以上に必要な柱になってくると考えておりますし、私たち議員も町とともに取り組んでいかなければならないと思っています。DX で業務が効率化し、時間に余裕が生まれれば、住民に寄り添う行政サービスに回すことができると思います。私たちの目指す DX は、単なるデジタル化ではなく、住民の方々が便利になった、安心できると実感できるものでなければならないと思っています。

さらに災害時には、担当職員が不在でも業務が進む体制や、情報共有できる環境を平時から整えておくことが重要です。町長のリーダーシップの下、職員の意見を尊重しながら、町全体で DX を進めていただくことを期待します。私自身も議員として必要な役割を果たしていくことを申し上げ、質問を終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、14 時 10 分まで休憩をいたします。

13 : 59 休憩

14 : 10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○9番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

電子地域通貨「まく Pay」の検証と今後の方向性は。

電子地域通貨「まく Pay」は 2022 年 12 月、幕別町商工会が新たに取り組むキャッシュレス決済の推進と、町内のみで利用できる地域通貨の特性を生かし、地域経済の循環を図り、町内中小企業の発展を目指すとして導入されました。この間の取組として、国の交付金を活用してのキャンペーン、行政ポイント、ゼロカーボン推進総合補助金、エネモポイントなど付け加え、「まく Pay」活用の推進を行い 3 年が経過しました。

また、2026 年 12 月からシステム提供事業者に、利用料 184 万 8,000 円の支払いが始まります。「まく Pay」導入により、町内中小企業の発展に寄与してきたのか、町民への利便性向上につながってきたのかの検証を行い、今後の方向性を見極めて行くことが必要と考え、以下の点を伺います。

- 1、幕別町商工会の地域別（幕別、札内、忠類）の会員数と「まく Pay」参加事業者数は。
- 2、各年度の業種別の利用額は。
- 3、これまで幕別町商工会が行ってきたキャンペーンに対する各年度の補助金額は。
- 4、町内事業所の活性化と町民の利便性の向上につながったかの検証は。
- 5、今後の方向性をどのように考えているのか。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「電子地域通貨「まく Pay」の検証と今後の方向性は」についてであります。

将来のキャッシュレス化を見据え、町内でお金を回し、さらには町外からお金を呼び込むことにより地域経済を維持・発展させる仕組みとして、幕別町商工会が令和 4 年 12 月 22 日に、電子地域通貨「まく Pay」を導入してから、間もなく 3 年を迎えることとなります。

町では、これまで事業主体である幕別町商工会に対し、導入時のシステム購入やプレミアム付「まく Pay カード」の販売キャンペーン、令和 5 年度、6 年度における夏冬のキャンペーン、さらには本年 8 月から開始された「0・8・9 まく Pay の日キャンペーン」に要する経費を補助してきたほか、町が行う健康講座など各種事業への参加者に対する行政ポイント付与事業の実施など、「まく Pay」の利用拡大に向けた支援に取り組んできたところであります。

ご質問の 1 点目、「幕別町商工会の地域別（幕別、札内、忠類）の会員数と「まく Pay」参加事業者数は」についてであります。

幕別町商工会の地域別会員数及び「まく Pay」参加事業者数につきましては、幕別町商工会にお聞きしたところ、会員数は令和 7 年 9 月末時点で幕別地域 101 事業者、札内地域 164 事業者、忠類地域 31 事業者、これに定款会員 7 事業者と賛助会員 26 事業者を加えた合計 329 事業者となっており、このうち「まく Pay」参加事業者は、幕別地域 58 事業者、札内地域 74 事業者、忠類地域 13 事業者の合計 145 事業者であります。

ご質問の 2 点目、「各年度の業種別の利用額は」についてであります。

幕別町商工会では、まく Pay 参加事業者について、給油所、食事どころ、食料品、衣類や電化製品などのショップ、コンビニエンスストア、カーサービス、スポーツ、建築・土木、スイーツ、宿泊、サービス、書籍・文具、理容・美容、ライフライン、畜産・農業の 15 業種に区分しており、各年度の

業種別の利用額につきまして、このうち利用の多い３業種の利用額についてお答えいたします。

令和４年度は、給油所が 2,842 万 1,995 円、食事どころが 1,184 万 9,912 円、ショップが 654 万 5,594 円。５年度は、給油所が 5,001 万 3,229 円、食事どころが 2,713 万 2,157 円、ショップが 2,541 万 6,945 円。６年度は、給油所が 5,083 万 9,626 円、ショップが 4,301 万 1,600 円、食事どころが 2,483 万 9,394 円。７年度は 9 月末時点で、給油所が 1,325 万 8,825 円、食事どころが 900 万 386 円、ショップが 583 万 2,761 円となっております。

ご質問の３点目、「これまで幕別町商工会が行ってきたキャンペーンに対する各年度の補助金額は」についてであります。

町では、これまで幕別町商工会に対して、まく Pay のキャンペーン実施に係るポイント還元費や広告宣伝費、郵便料などの事務経費について補助してまいりました。

各年度の実績といたしましては、令和４年度は額面 30 パーセント分を付与する「プレミアム率 30 パーセント「まく Pay」ボーナスキャンペーン」に 2,494 万 8,000 円、５年度は夏と冬に実施された利用額に対して最大 30 パーセントを還元する「「まく Pay」電子マネー山分けキャンペーン」に 2,246 万 4,155 円、６年度も同様のキャンペーンに 2,632 万 900 円を補助してきたところであります。

また、本年度は 8 月から来年 2 月まで、毎月 0、8、9 のつく日の利用額に対して 2,500 円を上限としてその 5 パーセントを翌月に還元する「0・8・9 まく Pay の日キャンペーン」に対して 363 万 5,000 円と、本定例会初日に補正予算の議決をいただいた、12 月 1 日から 1 月 7 日までの利用額の 30 パーセントを上限として還元するキャンペーンに係る経費 1,564 万 1,000 円を補助する予定であります。

ご質問の４点目、「町内事業所の活性化と町民の利便性の向上につながったかの検証は」についてであります。

まく Pay は、電子地域通貨が地域内の特定の店舗やサービスでのみ使用可能であるという特性に加えて、コロナ禍を背景とした社会的なキャッシュレス決済化の急速な高まりに対応するため、幕別町商工会が導入しましたが、これまでの利用実績といたしましては、令和４年度が 6,165 万 7,675 円、５年度が 1 億 5,597 万 5,393 円、６年度が 1 億 8,287 万 2,884 円と利用額は年々増加しております。

この間、まく Pay 参加事業者で構成する電子地域通貨運営委員会において、毎月の利用状況やこれまで実施してきたキャンペーン事業の分析、検証を行い、令和７年度の新たな取組として通年キャンペーンを企画するとともに、町も行政ポイントとして、健康講座への参加者や転入者、ゼロカーボン化推進事業の利用者等に対してまく Pay ポイントを付与し、町内の経済循環と消費喚起による町内事業所の活性化を図ってまいりました。

また、利用者である町民にとりましても、事前にチャージすることで現金を持ち歩くことなく、まく Pay カードやスマートフォンアプリの QR コードを店頭に提示するだけで決済をすることができ、随時残高を確認できるほか、キャンペーン時の利用によるポイント還元も手間なく受け取ることができるなど、消費者の利便性が向上したものと認識しておりますが、今後におきましても、電子地域通貨運営委員会において、まく Pay の利用拡大に向けて引き続き検討を重ねていくことが必要であると考えております。

ご質問の５点目、「今後の方向性をどのように考えているのか」についてであります。

まく Pay につきましては、導入時からこれまで、時節に応じたキャンペーンの実施や町の行政ポイント付与制度の導入、コンビニエンスストアを利用可能とするなど、さまざまな取組を実施してまいりましたが、令和 8 年 12 月から月額 15 万 4,000 円の残高管理システムの利用料負担が発生することから、安定的な事業を運営していくためには、更なる利用拡大が必要となります。

特に導入当初から懸案とされてきましたスーパーなどの大型店につきましては、本年度、幕別町商工会において協議の上、参加を働きかけることとされたところであり、町も連携し各事業者と現在協議を進めているところであります。

まく Pay は、将来のキャッシュレス化を見据えた幕別町商工会の基幹事業として、町内の経済循環

を支える重要な基盤であることから、町といたしましても、持続可能なシステムとなるよう商工会と一体となって、大型店を含めた参加事業者の拡大など、消費者に利用されやすい環境の整備を進めてまいります。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 1点目ですけれども、商工会の中のまく Pay の参加事業者の人数をお聞きいたしました。

最初の計画によりますと、まく Pay 事業を進めていく上で、当初の参加事業者というのは、私ども、手元にある資料によりますと、令和3年度では、幕別では62人、それから札内では69人、忠類では16人、そして賛助会員が2名、149名という方が手を挙げておりました。令和7年度の、この今の答弁によりますと、事業者が幕別は58人、札内74人、忠類13人、145事業者です。令和4年から3年半経過しておりますけれども、商工会の中でも、その事業者が増えるのではなく減っております。このことをどのように押さえているのか。また、登録していない事業者への働きかけをどのように行ってきたのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 会員数のことでありますけれども、当初から加入していただいた事業者から、商工会の会員の中でも、新規に商工会へ加入された事業者でありますとか、反対に廃業された事業者でありますとか、その中でも、まく Pay に参加されている事業者、さまざまございまして、その増減の中で現在の事業者数に至っていると伺っております。新たな事業者の参画への取組といたしましては、商工会にお聞きしたところでは、会員のところに伺って、新規の加入の呼びかけをされているということは伺っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） この地域通貨といたしまして、地域の経済を活性化していくというところでは、まずは商工会の会員の中から、参加事業者を増やしていく、そのことが、より地域経済を回していくことになりますし、町民の利便性も高まると思うのですが、そういう点では、商工会は今329人が会員数です。その中で145の事業者ということであれば、商工会の会員数の中でも、このまく Pay 事業に関わるのは44パーセントです。そうしますと、これが本当に地域全体の活性化になるのか、その点が問われると思いますし、商工会の会員の中からも、このまく Pay 事業に参加する人が年々増えていくことによって、地域経済が回っていくのではないかと私は思うのです。その辺は、どのように押さえているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 商工会員329事業者ありますけれども、部会で言うと、商業部会があり工業部会がありサービス部会があると。つまり業種がいろいろと多岐にわたっているわけでありますから、どの事業者も、参加しようと思っても、実際メリットがない事業者もいるのです。例えば建設業者は、多くは公共事業をやられているわけでありまして、個人の発注はそんなにないわけであります。これが住宅なんかであれば、多少は違うかというふうに思いますけれども、建設などはなかなか日常的に利用できるような業種が少ない。そうなってくると、名前だけ貸そうという方の中にはいますけれども、どうしてもそこは実利が伴わないと入ってこないということもありますので、ほぼスタート当初から、入れるところについてはほぼ入っていただいているのかと。ただ、全部とは言いません。中でも、例えば食堂をやっていたり、食料品店をやっていたりしているところの中でも、可能性があるところは、私の目から見てもあるのですが、それは30も40もあるわけではなくて、せいぜい両手を使っていないかというぐらいしかありませんので、ここは商工会のほうでも、一生懸命、勧誘活動の要請に歩いているということが実態であります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 今、商工会でも事業者をいろいろと訪問して、お誘いに歩いているということ、この間努力してきたということの押さえでいいですね。

そういう中で、事業者が145。幕別全体で145の事業者で、このまくPay事業を活用して、町民も利用している、こういう押さえだと私は思います。数字からそうなのですけれども、これをどう見るのかというのは、やはりこれから検討していかなければならないことだ。本当は事業者をもっともっと増やしていくということが、町民の利便性にもつながるのではないかというふうに押さえております。その点の努力が、これから必要ではないかというふうに思っております。

それで、次に移りたいと思います。

2番目は業種別の利用額ということで、今、幕別では15の事業者があるということです。その中で、どのぐらいの事業者が、これ全部一覧表で出るのかと思ったのですけれども、三つ出ていました。給油所、食事どころ、ショップ、これは食料品とか衣料とか、そういうところに関わる利用の金額だとは思いますが。それで、これはそれぞれ令和4年が6,165万7,675円、令和5年度が1億5,597万円、それから令和6年が1億8,287万円、こういうふうの実数の数字が出ております。

それで、当初の年間利用目標、これも私の手元の資料なのですが、それによりますと、令和4年度は6,000万円の目標で6,165万7,675円、令和5年度は1億8,000万円を目標にしております、利用額が1億5,597万円、令和6年度が2億4,000万円を目標にしております、1億8,287万2,884円。確かに金額は上がっておりますけれども、目標から見ると金額は増えていないのです。やはり目標に達しなければ、さまざまな維持費とか、そういうものに大きな影響が出るのではないかというふうに、私は思うわけですが、この利用額を引き上げていく。確かにいろいろなキャンペーンが行われておりますけれども、目標に照らして金額が上がっておりません。この点はどのように押さえているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、私は当事者ではないので、あくまでも感想的なことしか申し上げられないわけでありまして、実際に事業をしているのが商工会でありますから、勧誘活動の中で感触がどうであった、もう少し頑張れば入ってくれるかとか、そういうことは分かりませんので、私も感想に近いようなことしか申し上げられませんが、やはり日常的に利用できる場所の加入が、やっぱり不足しているのかというふうなことを思っております。というのは、大手のスーパーで、賛助会員になっているところのスーパーが、やっぱり日常的に食料品を買ったりするわけですから、そういうところが現状では使えないということと、コンビニでしょうね。コンビニは今、1事業者は使えますけれども、ほかは使えないという、そういったことがありますので、その辺がなかなか伸びていかない。町民の消費が幾らあるかはちょっと押さえていませんので、何割程度こういうふうになるのかが分かりませんが、その辺の日常的に使うような店舗での利用ができないので、伸びていかないのかと、そんな感じはしていますので、それでそこを何とか突破していかなくてはならないということで、商工会とともに、今、我々も令和8年からの経費というものは十分認識しておりますから、そこが達成できるように連携しながら努力したいと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 大型店とスーパー、そこに協力をこれから働きかけていくというお答えでしたけれども、これはどうなのでしょうね。大型店に参加してもらえれば、確かに売上げが上がるかもしれませんが、ですけれども、地域で個店、個人で経営しているお店屋さん何軒かあります。そういうところへの影響も、しっかりと考えていかなければならないと思っております。地域の小さな店が、元気で商売をやっているということは、本当にこれから高齢化社会にもなっていくと、小さい店はサービスがいいのです。町民の方からも、大変喜ばれているのです。そういうところとの関係がどうなるのか、非常に私は不安があります。ですから、本当は地域にある昔から営業しているそういう商店が、しっかりこの地域に根を張って、町民が利用して長く続けていける、そういう対策が必要だというふうに思うのです。これは本当に業者といろいろお話をし合って、どういう対策が必要かという

ことも考えながら進めていかななくてはならない、これからの課題だと思うのですけれども、今この大型店とスーパーに加入してもらって売上げが上がった。では地域にある商店がどうなるのか。そのところをしっかりと考えて対策を取っていかなくてはならないと思うのですが、それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに心配される点はよく分かります。ただ、これはこれまでの何十年間、30年、40年間、車社会が発達してきた中で、町民の皆さん、消費者の皆さんが、地元を利用しないで遠隔地のディスカウントショップであるとかスーパーへ行った結果として、今があるわけありますから、そこを私は、まず押さえなくては駄目だと思っています。ですから、今後、大型店が加入したとして、その消費動向が大きく変わるのかと考えたときに、もう役割分担は、私はほぼできているなというふうに感じています。それは全く影響がないとは言えませんが、ほぼもう地元で古くからやっている店というのは、それなりの売上げを確保して創意工夫しています。配達したり、あるいは非常に魅力的なものを置いて、チラシを出して集客をしている、そんな努力をしていますので、私はそんなに影響はないなと、ほぼ役割分担が決まっているなと思っています。

ただ、やはり商工会がようやくそっちのほうに考えなければならぬというふうに向いたのは、やはりこの解決策というものは、売上げを上げなければ駄目なのです。もう6億円から7億円ぐらい上げないと駄目なのです。となると、古くからやっている地で、それだけカバーできるかということになってくるわけですから、そう考えたときに、難しい判断ではありますけれども、売上総額を確保しなければ、これは問題解決しませんので、そこは難しい問題ではありますけれども、やはり大型店の加入に向かうしか方法はないのかと、そんな思いでいます。

ただ、これは最後は、私が決めることではありませんので、ただ、私の思っていることは、その考えを申し上げなければならぬですし、やり始めた以上はしっかりと永続的にやっていく必要があるし、何といてもキャッシュレス化を見据えたこれは先進的な取組だと思っていますから、そこはやっぱり大事にしていかなければならぬな、お互い意見を出し合って連携しながら、売上げを確保していきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 私もそう思います。

それで、この間、地域のお店にいろいろとお話を聞きますと、例えば飲食だったら飲食、それから衣類だったら衣類、衣料品とか、そういう店がありますけれども、そういう中で、今まではあまり交流はなかったけれども、交流することによって、さまざまな努力をしているということが、改めて認識されたという声も聞いているのです。ですから、これは商工会の課題だとは思いますが、町の担当のところからも、やはりそういう業者のさまざまないろいろな声を聞き取る、そういう努力もして、では幕別では今までどういうことが足りていなかったのか、そういうことも業者からいろいろお聞きして、異業種の連携ですとか、そういうことで、どのような努力をして売上げを伸ばしているのか、町民との関係をどうしているのか、そういうところをもっともっと研究して、地域の人たちがお店を利用していただく、そういう努力が私は必要だなと思っていますので、ぜひ商工会と連携を取りまして、そういう積み上げがやっぱり町民が利用できる店になると思うのです。そういうところも、ぜひ提案していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは「言うは易く行うは難し」の典型だと私は思っています、それぞれがやはり経営者ですから、連携・協力することは、当然すばらしいことなのですが、なかなかそれを実行に移すということが簡単なことではないと思っています。ただ、そういう意見もありますということは、伝えることはそれはできますけれども、ただ最後はやはり一経営者、一人一人が経営者ですから、そういう経営戦略に基づいて、今、商売をやっているわけですから、それをなかなか提言があったから、こうしたらお客さんが行くのではないかと聞いたから、はい、分かりましたとは、私はなか

なかなかないなど。非常に苦悩しながら、知恵を絞りながら、現在があるのかというふうに思います。ただ、意見については申し上げたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○町長（飯田晴義） 確かに、町長のそのお答えも分からないわけではないのですが、やっぱり今こういう商売をやっていない立場から、皆さんからお話を聞くと、やはりそういうことが非常に役に立ったという声も聞いているのです。ですから、業者同士ではなかなか話ができなかったけれども、中間に入って調整して、やはり切磋琢磨してやっていくということのは、それはそのとおりだと思うのです。でも、そういう中で知恵を、いろいろな経験ですとか積み上げたことを、お互いに交流しながら切磋琢磨して地域を盛り上げていく、こういうことが、これからますます必要になってくると思うのです。ですから、そういう意味で、ぜひ行政側からも提案して行っていくということが必要だということの提案ですので、ぜひ研究していただきたいというふうに思います。

それと、次の商工会に行ってきたキャンペーンについてです。

この間、令和4年度からキャンペーンに関わって、町が国の交付金などを活用して助成してきたと思います。それでこの間、地方創生推進交付金を使って助成してきたと思うのです。この交付金というものは、大体事業計画の3年から5年が期限で交付金というものは活用、そういうことではありませんか。

そうしますと、それはちょっと違うとしたら、国の補助金を使ってキャンペーンで助成をしているのですが、これをいつまで続けていくのかということが、問われると思うのです。そのキャンペーンに関わる補助金をどう活用していくのかということと、その補助金がなくなったときに、一般財源で助成していくのかどうか。いつまでもこの補助金を活用していくのか。これは国の補助金と一般財源の補助金とは違ってくるのですけれども、それは町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほどお話を申し上げた内容については、地方創生臨時交付金を活用してきたということで、これはどういうものかということ、コロナ禍において、売上げが落ちた業種がありました。そこに対する支援であったり、その後は物価高騰対策の重点支援金でありますから、これは業者もちろん事業者も潤うかもしれないですが、これは物価高騰対策ですが、行く行くは町民に返るというものであります。こういった支援金、交付金を活用してきて、こんな対策であったり物価高騰対策をやってきた結果が、形としては商工会に対する事業補助みたいな形になっていますけれども、私はこれは町民のために、事業者のためでもありますけれども、行く行くは町民の皆さんのためにやってきたものとして考えているわけでもありますから、今後においては、今まで1回につき2,500万円、600万円という、そういうような支援でありましたけれども、今後はそういうことではなくて、今までは夏冬のお盆と暮れの正月の時期に消費が増えるだろうから、そこにプレミアム分としてキャンペーンをやるという形を取ってきましたけれども、それではそのときしか効果がないので、一過性になってしまうので、そうではなくて、やっぱり月々によそのスーパーなどがよくやっていますね、7のつく日はポイント倍とかいろいろとやっていますけれども、そういった形でないと日常的、恒常的に利用はされないのではということで始めたのが、この0と8と9のつく日のキャンペーンということでありますから、この分は町としても考えなくてはなりませんけれども、いわゆる物価高騰対策であるとか、コロナ禍における売上げが落ちたところに対する支援としてのそういう対策については、今後これが収まれば考えられないことですし、当然金が来ないわけですから、やりようもないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） もう一度質問をしますが、国からの物価高騰対策に関する交付金が、これからどうなるか分からない。これがなくなったときに、町として一般財源で賄っていくのかどうか。その点については、0、8、9は、これからは続けていきたいと思うけれども、それ以外は考えていくという押さえでよろしいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今は物価高騰の環境下にありますから、これはもう今後恐らく2億円ぐらい国から重点支援交付金が来ると思いますから、その中で物価高騰対策として何がいいのかということは、考えなくてはならない。それはひょっとしたらプレミアムのことをやるかもしれませんし、あるいは皆さんが対象となるような上下水道の支援だとか、いわゆる物価高騰になじむような支援を、何がいかということ考えていかなければなりませんけれども、それがなければ、そういう特段の事情がなければ、今までやってきたような1回に2,500万円も使うような、そんな支援は到底考えられないかなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） であれば、今までのような補助は、これからは検討していかなくてはならない。必ずしもこういうふうに、まく Pay 事業にお金を出すということは、決めるというかしていくというふうには考えられないという押さえでよろしいということですか。ですね。

それでは次に移りたいと思います。

町内事業の活性化と町民の利便性につながっているのかどうかということだったのですが、この点につきまして、さまざまな声は町のほうにも届いているとは思いますが、私もこのまく Pay をどのように使っているかということで、町民ですとか事業者とかいろいろお聞きもしていますし、直接声も届いているのです。町民の方から聞いて、「このカード知っている？」と言ったら、知らないとかあるけれども、ほとんどスーパーとかそれからコンビニで利用しているので、まく Pay はあまり使っていないという、そういう声が聞こえてきています。それから行政ポイントが入ったときに使う。行政ポイントが入っても、なかなか使うお店さん、商工会の加入している事業所以外は使えないので、あまり活用していないという声も聞いています。そして、キャンペーンのときだけ利用していますと、行政ポイントではなくて、キャンペーンのときに30パーセントで入ってきますよね。そういうときだけ利用しているのですと、そういう声があって、あまり使われていないのかというふうに思っています。

それと、事業者の声としては、混雑しているときにタブレットはなかなか使うのに時間がかかる。間違っって押したりしたら、またやり直さないといけないから、やっぱり現金がいいという声も聞いています。あとは若い経営者でないとタブレットが使えないので、若い経営者がいるときに、買物に来てくれると助かるのですというような声も聞こえてきています。

それと、これから184万円の事業者システム料を支払うようになって、もし負担が増えるようであれば、このまく Pay 事業から退きたい、こういう声も聞いておりまして、本当に町民から喜ばれているという方は何パーセントぐらいの方なのかと、ちょっと疑問に思っているところでもあります。

そういう中で、やはり本当にこれが町民の利便性につながっているのか。それから町の地域経済に有効なのかどうかということが、私はちょっと疑問に思っているのです。

それで、コロナ禍のときに、大体幕別町でどのぐらいの事業者がいるかというときに、約1,000件ぐらいの幕別町の事業者がいるということも、私の資料の中であったのですが、それから見ますと、商工会の会員数が今329の中で、まく Pay 事業を利用しているのは145事業者です。それから見ると、幕別町全体の事業者が活用している事業とは言いがたいのではないかと。それから見えてきますと、町民の利用もその範囲かなと思うのです。ですから、そういうふうに考えますと、このまく Pay 事業、本当に地域通貨といいながら、地域で経済が回っていく制度なのかどうか。そこもちょっと立ち止まって検証する必要があるのではないのかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まず、1,000件という基本意識がちょっと違うかなと思っています。1,000件というものは、指定統計で、事業所・企業統計調査といって、全部の事業所を対象にした統計というものがあまして、国がやっている。そこには、町がやっている事業所、例えば保育所6か所あれば、それは6事業者なのです。そういう数え方をしているのです。ですから、非常に多い1,000件を超え

るような事業所があるというようなことになったのです。ただ、商工会に加入できるような事業所が何件かという、加入率が対象となる事業所の6割が加入しなければ、事務局長の件費が出ませんから。ということは、今は出ていますから、ということになると単に逆算すれば500件くらいですか、そういう計算になっていくかと思います。道の補助金が切られるのです。それを今クリアしていますから、6割クリアしているということでありますから、そんなにべらぼうに加入率が少ないということはないというふうに思っております。

あとは、145件というのは、冒頭申し上げましたけれども、勧誘しても、本当に実際利用がないところ、特に建設業ですね、こういったところは、付き合いで入ってくれている事業者、業者もありますけれども、あまりメリットがないのであればいいわというところがありますので、一番はやっぱり加入できる場所をしっかりとお願いをしていって、加入者数を増やしていくということが大事だろうというふうに思っておりますから、そうなれば、別に町民から見ても、私はおかしなことにはなっていないのかというふうに思いますけれども。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 今、町長のお答えでは、大体500件ぐらいが商工会に加入する対象になるような事業所という押さえということですね。それにしても329ですから、まだまだ商工会に加入していない事業者が多いということは否めないかと思います。その中でも、やはり145というのは少なくない数だと、町長はおっしゃいましたけれども、やはり500の事業所があつて、その中の145、こういう事業者の中で利用できる地域通貨ですから、これをどう見るかということでは、やはり町民から見てもどうなのかというふうに、私は思うのです。加入していない事業者がどのように考えているのか。商工会に加入しないということと、商工会に加入していても、まくPay事業に加入していない事業者、この二つの事業者の意見を、どのように町は押さえているのかどうかということと、やはりこの数字から見て、本当に町民全体がこのまくPay事業を、有効だ、利用したいと思っているかどうかということも、この事業者数を見ただけでも、範囲は限られるのではないかと、私は思うのです。

このまくPay事業が、本当に幕別町全体の地域経済に関わって、町民が利用しているというのであれば、これはまた別なのですけれども、数字から見てそれが見えてこないわけですから、それが本当に地域経済の循環になるのかどうか、そこが問われるのではないかと思うのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 商工会は、大体500ぐらいが対象となつて、329となると、これが多いか少ないかというのは確かにあるのかというふうに思います。そこはやっぱりどれだけメリットがあるかないのか、メリットが感じられるのかということに尽きるのかと思いますし、そういうところが、メリットの中でも、建設的な経営のメリットもありましょうし、連携することによって、事業をやっていくとか、あるいは仲間づくりとか、自分の経営者としての資質を上げていくとか、そういうメリットも実はあるかと思いますが、そういうところは、我々が勧誘するところは、ちょっと持分が違いますので、そこは商工会のほうでしっかりとメリットを訴えてやっていただくということが必要でありましょうし、私が商工会に申し上げているのは、やはり会員のところに顔を出して、そして今困っていることが何かあるか、冷蔵庫買いたいとなったら、実は経産省でこういう補助がありますけれども、どうですかとかという、そういう日常的な会話の中で、何かメリットを感じてもらえるような会話、コミュニケーションを図っていくというようなことも必要ですから、それを大いにやってくださいということも、実はお願いをしているわけであります。ですから、そこはまずは商工会の努力に期待をしたいというふうに思います。

あと、329の中の145については、先ほど申し上げているように、ほとんどが個人を相手にしていないという商売も、中にはあるわけです。だから、そういうところが結構あるのだと。特に工業部会に属する事業者にとっては、住宅でもやっているなら別です、あるいは設備をやっているなら別ですが、一般の土建業だと、ほとんどないですよ。お付き合いもないので、そういうところは、

名前だけ入ればという人も中にはいますよ、いますけれども、ほとんどメリットがないので、入っていただいていないというのが実態だというふうに思います。

ですから、これは一件一件、この業者だったら町民が対象となるからどうかということを見ていった中で、要請をしていくということが必要になるかと思います。ただ、私が大体日常的に目にしている事業者、商店とかがありますよね、そういうところを見ていくと、そんなにこれ以上、私は増えると思っておりません。私自身も、あ、ここ入っていないなとか、あそこ入っていないとか、数えたことがあります。それは 100 とかいらないですから。いいところ両手で足りるぐらいしかないなと思ってしますので、ここをしっかりと入ってもらうということと、やはり賛助会員、これをどうするかということが大きな問題になるかというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9 番（野原恵子） そういう働きかけが大事だというふうに思います。それと同時に、やはり商工会の問題は商工会の問題として、自分たちも協力し合って、地域を活性化させていく、そういう努力というものは商工会ではもちろんされていると思うのですが、そういうものが加入されていない業者に、どうやって伝えていくかということも課題ではないかというふうに思います。

あともう一つですが、来年の 12 月から、年間のシステム利用料 184 万 8,000 円、これが発生しますけれども、それには先ほど、町長もおっしゃっていたように、6 億円以上の売上げがなければ、その金額を生み出すこともできないという。これは商工会の負担になるというふうに私は押さえているのです。そうすると、今、令和 6 年で利用額が約 1 億 8,000 円ですから、これを 6 億までにしていくと、かなりの努力が必要だと思うのです。ですから、その手だてをどう取っていくかということと、このシステム利用料の財源をどうするのかことは、これから問われていくと思うのです。ですからそういう課題も一つありますので、その点はどのようにお考えかというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、かつて谷口議員も質問された内容でありますけれども、私はもうここ 1 年、正念場だと思っていますので、ここは商工会だけの問題だというふうに思わないで、我々も一緒になって、なるべく売上げが増えるような形での、利用できる事業者数を増やしていくことが必要だというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9 番（野原恵子） そういう努力をこれからされていくというお答えです。

それで、私、今 4 点質問をいたしました。最後の今後の方向性はどのように考えているのかというところなのですが、前段いろいろと課題を町長に答弁をいただきました。そのことを考えますと、やはり専門家の学者もおっしゃっていますけれども、地域通貨というものは限定されたものである、利便性は不便だという、そういうことを押さえながら、どういうふうにしてこれが利便性がよくなって活性化していくのかという、そこが問題なのだということもおっしゃっている先生もおります。そういうことを考えて、今までの幕別町のこの経過を見ますと、売上げを 6 億円に引き上げていくのは、非常に困難性が高いなというふうに、今、答弁を聞きながら思ったのです。

そういうことと、それから本当に地域全体の活性化につながって、それから町民の利便性も上がっているのかどうか。そのところも、今の答弁の中からも、私、非常に困難性が高い。こういうことを考えますと、やはり地域活性化のための他の経済政策も必要ではないかというふうに私は思うのです。ですから、そういうところもぜひ検討していただきまして、まく Pay 事業を、今後どのような方向に持っていくのかどうか。それから、地域の経済の活性化、町民の利便性にどのように寄与していくのか。そういうことも、今、考えていかなければならないときに来ているのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 口ではよく分かります。では、何をやったらいいかとなると、そんなに簡単にアイデアはないのです。今、ほとんどの商工業に対する支援というのは、条例なり要綱なり規則の中で、

やり尽くしていることに近いかというふうに思っています。ただ、そういう中でも、本当にカンフル剤があれば、それはもう積極的に取り組んでいかなければなりませんし、知恵を絞るといっても、何かもう知恵が出てこないかなという、そういうところまで来ていますので、先進事例なども勉強しながら、しっかりと支えていくことが必要であろうというふうに思っています。そういう思いだけはありますけれども、これが、では本当に実現できることなのかどうなのかということになると、やはり何をやるにしても金がかかるのです。緊縮財政の中で、さらに経済対策に何か向けるといっても、お金をばらまくわけにはいかないわけですから、では事業者がやる気になるような何か技術革新のためにお金をしますよとかといっても、そうそうそんなにないわけで、ラピダスが来ればそれは簡単かもしれないけれども、そんなことにはなりませんので、知恵を職員として絞りながら、なるべく商工業の振興、そして町民のためになるような、そういう取組に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 私も、地域の業者の方にお聞きしますと、一番は消費税の減税とインボイスの廃止と言います。これは国政の問題ですから、ここで私は論じません。ですから、幕別町でどういう対策を取っていくかということでは、やはり業者のさまざまな意見を聞くという、そこからのスタートかなというふうに思うのです。ですから、いろいろな職種がありますから、そういうところで意見を聞きながら、町として何ができるか。それから町民に対しても、例えば住宅リフォームですとか、いろいろありましたけれども、そういう対策をどうやって取っていくかですとか、そういうふうにして地域の声を聞くという、そこからスタートかなというふうに思っておりますので、ぜひそういうところも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それは、商工業者の声を聞くということについては、商工会で十分やっていただいているので、そこは今後も引き続きやっていただきたいと思います。私は、実は年に1回、2回、商工青年部との交流会もやっています。これは結構お酒を飲みながらですけども、いろんな話も出たりして、あるいは前向きな発言も出たりもしていますので、そういったことも聞く機会は設けているわけであります。

あとは一般町民の方、消費者の方がどう思っているかということになりますから、ここも特に集会をやるとか、そういうことをやるつもりはないのですが、呼ばれて私も結構あちこち行っているものですから、そういう中でもお話を聞く機会がありますから、そういう機会を利用しながらニーズを把握したい。そうした上で、何ができるかを考えていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 町長のいろいろな方々の意見を聞く、そういう機会を多く設けていきたいというお答えでしたので、ぜひそこで皆さんの意見を聞いて、これからの経済対策に生かしていただくことを求めまして、終わります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、15時15分まで休憩いたします。

15:06 休憩

15:15 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○11番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、子育て支援の拡充について。

現在、全国の自治体で「手ぶら登園」が注目をされています。この取組は、保護者の日々の準備物を減らし、登園時の負担を軽減することを目的としています。

一枚一枚に子どもの名前を書き、荷物の量を増やしている大量の紙おむつ、さらには午睡用の布団、保護者の負担は大きなものとなっています。

本町の幕別認定こども園は、来年、新園舎になります。そこで、新たな支援策として町内の認定こども園、常設保育所4か所及びへき地保育所5か所において「紙おむつのサブスクリプションサービス」や「午睡用布団等の貸出し」を活用した「手ぶら登園」の検討を進めてはどうかと考えます。

これらの取組によって、子育て世代の支援が強化されるだけではなく、保育士の業務効率化や園(所)全体の衛生管理向上にもつながるのではないかと思いますので、以下の点を伺います。

(1) 午睡用布団等について。

- ①午睡用ベッドを使用して午睡している状況であるのか。
- ②保護者が持参する布団、園内(所内)における衛生管理の方法は。
- ③保護者からの貸出サブスクリプションサービスの要望の有無は。

(2) 紙おむつ等について。

- ①登園(登所)した後の紙おむつの管理方法と補充については。
- ②保護者からの紙おむつのサブスクリプションサービスの要望の有無は。

2、リチウムイオン電池の適正処理の周知について。

近年、スマートフォンやワイヤレスイヤホン、モバイルバッテリー、電動アシスト自転車など、私たちの日常生活には欠かせない機器に広く使われているリチウムイオン電池による火災が、全国的に急増しています。十勝管内のごみ処理施設であるくりりんセンターにおいても、リチウムイオン電池など小型充電式電池が出火原因と考えられる火災が増えており、2022年度は11件、2023年度は13件、2024年度は15件であったとのことであります。

そこで、このような火災発生を防ぐには住民一人一人の意識の向上が不可欠であり、もっと理解をしていただくために、行政として分かりやすく適正な処理方法を周知すべきと考えることから以下の点を伺います。

(1) リチウムイオン電池の回収の現状について。

(2) 町内で収集した不燃ごみの中から発煙・発火に至ったケースは。

(3) リチウムイオン電池、また、リチウムイオン電池を搭載した小型家電の処理について、過去5年間における問合せ件数は。

(4) 適正な処理方法の周知や事故防止に向けた啓発の取組状況は。

以上であります。

○議長(寺林俊幸) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「子育て支援策の拡充について」であります。

本町におきましては、「すべての町民が支えあい 子ども・若者が健やかに育ち、幸せを実感できるまち」を基本理念として、本年3月に策定した「幕別町こども計画」に基づき、「こどもまんなか社会」の実現に向け、各種施策に取り組んでいるところであります。

近年、子育て支援や保育環境の向上の観点から、保護者の登園準備の負担軽減のため、全国的に定額料金を支払うことで保育所内での紙おむつが使い放題になるサービス「紙おむつのサブスクリプション」を導入する保育所が増えてきており、近隣では帯広市内の一部の保育所で実施しているとお聞きをしております。

ご質問の1点目、「午睡用布団等について」であります。

一つ目の「午睡用ベッドを使用して午睡している状況であるのか」についてであります。認定こども園1か所、認可保育所4か所、へき地保育所5か所のうち、午睡用ベッドを使用しているのは札内南保育園のみで、1歳児から5歳児まではスタッピングベッド、いわゆるベッドの骨組みにメッシ

素材の布を張った簡易ベッドを、ゼロ歳児には敷き布団を施設側（園）が貸与しております。

また、札内青葉保育園では、全園児に対し、ベッドではなく午睡用マットを貸与しております。

二つ目の「保護者が持参する布団の園内（所内）における衛生管理の方法は」についてであります。が、私立の認可保育所を除き町内の保育施設では、ご家庭で用意した午睡用の敷き布団やタオル類は、衛生管理のため、保護者に対して、毎週末に持ち帰っていただき、タオル等の洗濯と布団干しをした上で、週明けに持参していただく対応をお願いしております。

園内における衛生管理の方法については、町立の認定こども園及び認可保育所では、各保育室や遊戯室に併設の収納庫に保管し、定期的に収納庫の掃除や収納庫内の湿気の除去を行っております。

私立の認可保育所では、保護者が持参する午睡用の布団はありませんが、持参する敷マットやタオル類は、園の敷き布団やベッド、マットと一緒に保育室や遊戯室に併設の収納庫に保管しております。

なお、園の敷き布団やスタッキングベッドの布、マットの芯材は、園で定期的に洗濯等を行っております。

へき地保育所では、忠類を除くへき地保育所は、遊戯室の押し入れに保管し、忠類へき地保育所は、保育室や遊戯室のタンスやゲージに保管しております。

三つ目の「保護者からの貸出サブスクリプションサービスの要望の有無は」についてであります。が、10施設全てにおいて、保護者からの要望はありません。

ご質問の2点目、「紙おむつ等について」であります。

一つ目の「登園（登所）した後の紙おむつの管理方法と補充については」についてであります。が、紙おむつは、児童の名前を記入または名前のスタンプを押印した上で保護者に持参していただき、保育室の個人用ロッカーやトイレのオムツケースに保管しており、必要の都度、保護者に補充をお願いしております。

なお、札内青葉保育園のゼロ歳児と1歳児、へき地保育所の低年齢児については、紙おむつの大容量パックを持参してもらい、保育士が管理しております。

二つ目の「保護者からの紙おむつ等のサブスクリプションサービスの要望の有無は」についてであります。が、10施設全てにおいて、保護者からの要望はありません。

なお、札内青葉保育園では、令和4年1月の新園舎移行に合わせて導入の検討が行われましたが、紙おむつは銘柄が多く、好みに個人差があるため銘柄の統一が困難であったことや保護者の費用負担が割高となることから導入しないこととしたと聞きしております。

町といたしましては、さきに申し上げましたように、布団や紙おむつのサブスクリプションサービスの提供を望む保護者の声は届いておりませんが、今後において、一定数の要望があった場合は、町立と私立の施設長等で構成する保育所長会議において協議し、サービスの内容、利用者負担を含めた保護者のニーズとすり合わせてみる必要があると考えております。

次に、「リチウムイオン電池等の適正処理の周知」についてであります。

電池には、使い切りのタイプの「一次電池」と、充電して繰り返し使用できる「二次電池」の2種類があり、家庭で使用する二次電池は「小型充電式電池」と呼ばれております。

この小型充電式電池には、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池の3種類があり、小型・コードレス家電製品の用途や特性に応じて使い分けがされております。

中でもリチウムイオン電池は、エネルギー密度が高く、小型・軽量化が可能のほか、高電圧、高出力、長寿命といった優れた特性を有することから、スマートフォンやノートパソコン等のIT機器とともに急速に普及し、近年では、電気自動車をはじめ、家庭用や産業用の蓄電池として脱炭素社会の実現に向けた活用も進められ、今後もさらなる需要と利用の拡大が見込まれております。

一方で、寿命を迎えた電池や充電式電池が内蔵された製品が「燃やせないごみ」などとして不適切に排出され、収集や処理の過程で強い衝撃や圧力が加わることにより発煙・発火し、ごみ収集車や処理施設での火災事故に至る事案が全国的に増加しています。

ご質問の1点目「リチウムイオン電池の回収の現状について」と、ご質問の3点目「リチウムイオ

ン電池、また、リチウムイオン電池を搭載した小型家電の処理について、過去5年間における問合せ件数は」については、関連がありますので併せて答弁させていただきます。

家庭から排出される電池の回収においては、電池の種類に応じて、ごみ集積所から町が収集するものと、回収協力店や家電販売店等で回収するものがあります。

町がごみ集積所から収集する電池は、一次電池に限られており、乾電池やリチウムコイン電池がこれに該当し、「有害ごみ」として回収を行っております。

また、一次電池のうち腕時計や補聴器などに使用されるボタン電池につきましては、微量の水銀が含まれている可能性があることから、一般社団法人電池工業会が回収と再資源化を行っており、電池交換を行った店舗やボタン電池回収協力店に設置された回収ボックスを通じて回収を行っております。

ご質問のリチウムイオン電池を含む二次電池（小型充電式電池）については、「リサイクルマーク」が表示されているものに限り、一般社団法人 JBRC が回収と再資源化を担っており、家電量販店やホームセンター等に設置された回収ボックスのほか、協力自治体として登録されている本町の役場窓口で回収を実施しております。

また、電池の種類の判別が難しいものやリサイクルマークのない二次電池についても、役場窓口で回収しております。

なお、ごみ処理に関する問合せ内容につきましては、多岐にわたっており、ごみの種類ごとの件数は集計していないことから、具体的な件数をお示しすることはできませんが、電池の処理方法が不明であるという内容のお問合せに対しては、形状や品番、リサイクルマークの有無や電池の取り外しが可能かどうか等を確認し、適正な処分方法について説明しております。

ご質問の2点目、「町内で収集した不燃ごみの中から発煙・発火に至ったケースは」についてであります。

町では、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみを、指定した収集日にごみ集積所から収集して処理施設に搬入しております。

この過程において、ごみ収集車両の荷箱内部で発煙・発火に至ったケースは、令和4年度に2件、5年度に1件、6年度に2件の事故が不燃ごみの収集運搬中に発生しております。

これらの原因としては、カセットボンベやスプレー缶、混合ガソリン缶、ライターが混入されていたものが4件、コードレス掃除機のバッテリーの混入によるものが1件であり、これらが発煙・発火の原因として考えられております。

ご質問の4点目、「適正な処理方法の周知や事故防止に向けた啓発の取組状況は」についてであります。

本町のごみ処理は現在、1市14町村で共同処理する十勝圏複合事務組合の「くりりんセンター」において、可燃ごみや不燃ごみのほか、有害ごみや危険ごみなどを共同で処理しております。

ごみ処理施設での火災等の事故が発生した場合においては、処理施設の運転が緊急停止され、その後のごみ搬入が本町のみならず、他の構成市町村においてもできなくなるおそれがあることから、構成市町村内の住民一人一人が適正なごみの処分方法について正しい知識を身につけていただくことが重要となります。

このことから本町では、毎年、地域ごとのごみ収集日や家庭ごみの分別方法などを記載した「ごみカレンダー」を作成し各戸へ配布するとともに、町ホームページにおいても同様のお知らせを行っております。

また、本年3月からは、「幕別町公式 LINE」において、ごみの分別に対する質問に自動で回答する「ごみ分別チャットボット」の運用も開始したところであります。

しかしながら、分別のルールが守られていない違反ごみの排出割合が令和6年度で全体の18.7パーセントに及ぶ現状がありますことから、広報紙や出前講座、町内会連絡会議などの機会を活用して、ごみの分別や適正な処理方法などについて継続的に周知活動に努めてまいります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

1 点目の子育て支援の拡充であります。厚生労働省が公表いたしました令和 6 年度の人口動態統計の出生数は 68 万 6,173 人と過去最少であり、9 年連続で減少しているということでもあります。近年、我が国では、共稼ぎ世帯の増加やライフスタイル、価値観の多様化に伴う少子化の進行、核家族化の進行に伴う地域におけるコミュニティの希薄が顕在化をしております。

本町においても、少子化対策の一環として子育て支援にも積極的に取り組んでいることは認識をしておりますが、近年は、保護者の負担軽減として、保育園での紙おむつのサブスクリプションサービスを導入する保育施設が全国的に増えてきているということでもあります。

今回このテーマに至ったのは、身近な実体験からです。自身がファミサポで手伝わさせていただいたときにも実感をし、さらには保護者の方からもお声を聞かせていただきました。例えば、本町の認定こども園は来年新園舎になりますが、現在は中央保育園の建物を使用しております。決して立地条件がいいわけではないので、園児の送迎には車の停車にすごく保護者のご苦労していることがうかがえます。私自身も、送迎には園児の安全を第一に、大きな荷物を抱えて登園・降園をしていました。そこで、保護者の方は、お昼寝の布団を金曜日の夕方に持ち帰り、お洗濯をして月曜日の朝にはまた園に持って行く。さらには、補充用のおむつなどをかばんに入れて登園しなくてはならない、まして登園の時間が重なると園舎からかなり離れたところに車を止めなくてはならず、容易ではありません。

そこで、お昼寝の布団についてまず伺いますのですけれども、午睡用布団であります。現在では、お昼寝の布団を床に並べて子どもたちが午睡をしている状態であるのかをお聞きしますが、冬などは床から冷たい空気、冷たさがないのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（山本 充） 布団につきましては、議員のご指摘のように床に敷いて寝ている状況であります。ただ、冬とかはきちんと暖房を入れて暖めておりますので、さほど寒さを感じないかとは思いますが、そのようなことであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 床暖は入っているのですか。入っていないですね。それで、まず床にお布団を敷いて、そして子どもたちを寝せているということは、とても床から冷たい風が来るのではないかなというところが懸念されます。これ新しい新園舎になりましたら、来年の 4 月になりましたらそのような心配がないかなと思いますが、それでは衛生面のことでお聞きをしたいと思います。床にお布団を敷いて寝ているということは、床のほこりでアレルギーの原因となるダニの繁殖が増えるのではないかなということを考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（山本 充） 床につきましては、毎日きちんと清掃をしております。確かにスタッキングベッドの場合だと床から浮いておりますので、そういったほこりやハウスダストの心配等は、床に直接敷くよりは軽減されるというところでもあります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） そうですね。このお昼寝のベッドなのですからけれども、お昼寝コットといいまして、ポリエステルのメッシュでできている、そういう布が張られまして、簡易のベッドであります。そうすると、床から 10 センチほどの高さがあるため、床に直接触れないので、そういうアレルギー対策にも、アレルギーの原因になるようなこともないということでもあります。これは簡単なベッドでありまして、そのままベッドとして使える、使用するときはそこに置くだけ、片づけるときは移動させるだけの便利なアイテムであるのですけれども、場所も取らない、そして片づけるのにも簡単である、そして下に敷くお布団も要らないので、上にかけるタオルケットか、あとそのベッドに敷くパッドなどがあるぐらいでいいかというような状況でありますので、保護者にとっても洗濯がとても楽で、衛

生面でも優れているということですが、町としては、これにつきましてはどのような認識をお持ちか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（山本 充） 議員がおっしゃいましたように、お昼寝コットにつきましては、衛生的で軽量、そして運搬も軽いということで容易でございます。また、一定の高さがあり、硬質で、設置スペースとか、つまずき防止などの配慮も実際のところは必要なところが出てきております。布団については、省スペースで子どもが眠りたいときに簡単に用意ができるという利点もございます。また、子どもが入眠や目を覚ましたとき等、その不安を和らげるということで保育士が寄り添いやすいという利点もございます。その点を考えまして、現状では布団での対応というふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 現状ではそのように考えていらっしゃるということですが、今後、新園舎になった場合は、そのようなアイテムを導入するというような考えはお持ちでないのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（山本 充） 新園舎になった場合に導入するかということですが、導入する場合については、やはり町内の認可保育所全部に入れなければならないということもございます。1 台当たり、今、約 1 万円程度するというお話も伺っております。そういった予算的な面もございますし、その辺については、今回の新園舎の改築に当たってはコットは導入しないという考えでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 子どもたちの衛生を考えますと、いずれは導入に向けて研究をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に紙おむつについてであります。これは保護者や保育園の負担も少なからずあるようで、おむつ一枚一枚に子どもの名前を書くということも大変な作業だそうです。朝の登園準備におむつを間違えることなく使用することは、保育士にも負担が多少なりともあると伺っております。こういった負担を解決する手立てとして、おむつのサブスクリプションのサービスを考えるということもどうかということですが、今回質問に至ったわけですが、まだ北海道では、十勝管内では特に帯広の何か所かの民間の保育園が使われており、また、北海道では 3 市町、美唄市、鷹栖町、そして清里町で使われている、全国では 134 自治体が導入をしておりますが、北海道ではまだ少ないということですが、お話を伺うことによりましたら、おむつの数を気にしながら保育士さんがおむつを取り替えるということをお伺いしました。そのようなことが、あと何枚残っているから、そしてまた足りなくなるから保護者の方に補充をというようなこともお伺いして、それを言い忘れたり、また、持ってくるのを忘れたりというようなこともあったりということですので、このようなサービスを利用するのも一つの手ではないかなというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（山本 充） 紙おむつのサブスクにつきましては、基本、先ほど議員もおっしゃいましたように、メリットとしましては、おむつ一枚一枚に名前の記入や名前のスタンプを押すなどのそういった手間が省ける、そして登園用の荷物が減る、併せておむつを購入する機会も減るということで、そういった買物等の手間も省けるというところでございます。保育所にとっても、おむつ交換でののかせ間違いがないとか、あとはおむつの残数を気にしないでもいいという、そういったメリットもございます。

しかしながら、町長も答えておりましたが、購入できる銘柄が固定されてしまうということで、そういう不便な面もございますし、休園等をした場合に、その分は使う枚数が減るのですけれども、一定額負担しなければならないということで割高感があるというところもございます。また、保育所におきましても、全園児が利用すれば簡単ですけれども、未利用者と利用者、やはり割高感があって利用しないとかということもあって未利用者も出てきますので、そういうのが混在すると、かえって保

育所のほうも、この子はサブスク、この子は自宅からというふうなことで、そういった手間もあるというふうにもお伺いしております。それと、紙おむつについては段ボールでどっとまとめて事業者のほうから送られてくるものですから、そういったものを保管する場所、新たに造るところはいいのですけれども、既存の場所だと新たに保管場所も検討しなければならないという、そういった面もございますので、そういった面ではちょっとなかなか導入というふうには考えておりません。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） メリットもあればまたデメリットもあるということはもちろん承知はしておりますが、この制度は導入することによって保護者と事業者の契約によりまして、利用は任意ということもできると思いますので、おむつの銘柄にこだわっている親御さんはそれなりのおむつを使っているだけでもいいし、そして、そうではない方は、お金を出しても定額かかってもおむつを使われるという方はそのような制度を導入できればなというふうに思います。これ、なかなか、今、課長がおっしゃったように、この子はサブスク、この子はサブスクではないねというふうに本当に混在すると、なかなか難しい面もあるのかなと感じますが、毎月ちょっと割高になってしまうというところもありますし、そして夏休みみたいなしばらくの間お休みというようなときの1か月分の使う分のことを考えると、そこは1か月ごとの契約というふうになりますので、そこはそこで契約のし直しということもできるかなというふうに思いますし、また、割高というのも、子育て支援策の一環として町としても若干でも補助を出しながら使っていただけるような、そういうことも考えることもできるのではないかなというふうに思います。その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） おむつの導入に関しましては、今、課長から答弁しましたようにメリット、デメリット、それぞれあります。導入に当たっては、町長の答弁にもありますように、現時点においては要望というものが無いという状況があります。ですので、これがまた状況が変わって、ある程度の導入の希望が出てきたときには、別途その辺はまたその時点で協議をしていかなければならないというふうには考えております。

町としての支援という部分ですけれども、どうしても利用する人、しない人が出てきますと、する人にだけ支援をするということにもならないと思いますので、その辺はまず皆さんのニーズがあったときに一定程度の協議をしていく中で、多くの方が利用するというのであればそういった部分も考えることはできるかもしれませんけれども、まずはそこにはデメリットをやっぱり感じる方も中にはいるものですから、その辺は実態を見ながら、やはりニーズを受けて協議した上で考えていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） ただ今、保護者の方からそういう声は届いていないということではありますが、面と向かっては言っていないのではないかなというふうに私は思いますが、保護者の方は、ママ友、パパ友の情報交換はすごく多いとのことでもあります。このアイテムの情報は少なからずとも認識はしているようですので、何かの機会があれば保護者の方にアンケートを取るなどしてニーズを把握していくことも必要ではないかなというふうに思いますので、ぜひ保護者の方の負担、保育士の方の業務効率向上に向けて調査研究を進めていただきたいというふうに思います。

それで、次の質問に移りたいと思います。

2 点目のリチウム電池の適正処理の周知についてであります。

先日、昨日、おとといですか、大分空港でも利用者が持っていたバッテリーから発火をしまして、空港内が発煙で、煙の中ですごく大変なことになったということでニュースで流れておりましたが、このところリチウム電池の火災のニュースがすごく多いように感じます。

近年、気候変動の影響か、夏の気温も異常に高くなったことで携帯扇風機なども持ち歩く方、そしてスマホの普及から携帯電話のモバイルバッテリーを持ち歩く方など、リチウムイオン電池使用製品が増加しております。2025 年 4 月 15 日、環境省では、自治体が回収体制を構築するよう要請が出

されましたが、幕別町においては既にそういった体制にはなっていますが、リチウムイオン電池の適正な処理方法、どんなものにリチウムイオン電池が使用されているのか、不適切に処理をすることによってどのようなのか、被害があるのかということが住民の方には分かりづらいというお声をいただきました。そこで1問目の回収の現状をお聞きしたわけですが、町内3か所に回収ボックスを設置されていると思いますが、どのくらいの量が回収されているのかお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 町内におけます回収ボックスの状況でございますけれども、まず量販店に置かれているもの、それから販売店に置かれているものについては町のほうで直接回収、収集等を行っておりませんので、その分量については数字は持ち合わせておりませんけれども、町で回収している部分につきましては、回収ボックスのほか、答弁の中にもありますように、処分方法が分からないというようなものについては町のほうで御預かりをして処理をさせていただいているというものがございまして、それらの関係で令和6年、7年の処理数の記録で申し上げますと、総数で令和6年が55.2キロ、令和7年におきましては、もう今年度の収集の部分については処理をさせていただいたのですけれども、62.4キロということで、ホームページ等でも周知をさせていただいております、問合せ件数についても正確な数字としては集計はしておりませんけれども、増えてきているというような状況がありまして、その際には、不明なものについては役場のほうの窓口にお持ちをいただいて町が処理しているということで、件数としては増えてきているというふうに認識しております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 令和6年よりも令和7年のほうがちょっと増えてきているということでもあります。

この回収ボックスですけれども、家電販売店でも引き取っていただけるということですが、本町のほうは札内で町に持ってこなくても回収してもらえるといるところもあるのですけれども、忠類地域だと家電量販店などもないので、大樹にまで行かなければいけないということも、大樹にはありますよね、そういうところもあるかと思うのですけれども、これ、所によつての数字は分からないですよね。これ、全部まとめた数字ですよね。そうすると、だんだんと増えてきているという中で、住民のお話を伺うと、燃やせないごみの中に入るからそこに入れた、聞くのも面倒なので袋に入るから入れたということを私お聞きしたのです。それで今回このような質問をさせていただいたのですけれども、そのような間違った知識をやはり多くというか、持っていらっしゃる方がいるので、もっと分かりやすい説明を町からするべきではないかなというふうに感じるころであります。

確かに職員の方にお問い合わせするとホームページに載せてありますよとお答えがありますが、なかなかそこにたどり着かないというふうに住民の方はおっしゃっていました。したがって、もう少し分かりやすい、いろんなもので出してはもらってほしいと思うのですけれども、なかなかそれが浸透されていないというところがありますので、今後どのようにそれを浸透させていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 議員おっしゃいますように、特に電池につきましては、処分の方法が非常に複雑であります。答弁の中でもお話しさせていただいておりますけれども、製品によってそれぞれ違うと。特に今問題になっているモバイルバッテリーなどによります繰り返し使える充電式の電池につきましては、たくさん種類もありまして、いろんな方がいろんな場面に使われております。答弁の中でもお話をさせていただいておりますけれども、まず基本的にはリサイクルマークがあるものについてはリサイクルに回していただくということで、これは資源の有効な利用の促進に関する法律という法律の中で再資源化するという項目が定められておまして、そこに位置づけされているものについては、製造者あるいは販売者のほうでリサイクルの回収ボックスを設置して、そこで回収をするというような方式が取られておりますけれども、種類がたくさんありまして非常に複雑です。問合せがあったときには、リサイクルマークがあるのですか、ないのですかということのお話をさせていただ

だきまして、あるものについては回収ボックスのほうに運んでくださいと。そうでないものについては、役場の窓口のほうへというようなご案内をさせていただいておりますけれども、リサイクルマークのついた商品についても直接持ち込んでいただくケースがあります。その際には、役場のほうでお願いをして処理をさせていただくといった、担当としても非常に複雑な仕組みとなっております。

そのようなことから、チャットボットの中でも運用しておりますけれども、できるだけ具体的にこういうものはこうですよというようなことを今現在ホームページに掲載させていただいている部分も含めまして、都度、お問合せがあった部分については、こういう表現のほうが、お知らせの仕方のほうが分かりやすいなというような方向に内容を随時変更させていただきながら周知をさせていただいているというような状況でございます。

また、国のほうでは来年4月から、法律のほうの改正があったようでございまして、今ご質問の中にありましたリチウムイオン電池の回収等につきましても資源化するというような品目の位置づけがされたということで、製造の会社、販売する会社などについても回収するボックス等を多く設置して資源回収を図っていくというようなことも進められていくということでございますので、あわせて、町のほうでも広く住民の皆さんに分かりやすい処分方法、分別方法をお知らせしていけるように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 今、課長がお答えいただきましたように、すごく分かりづらい難しいところがたくさんあるかと思うのですが、とにかくこのマークを探してくださいと。私もいろんな会に出席したときに、出前講座で防災環境課の方に来てもらって説明をいただいたりするのですが、その中でもマークを探してください、資源ごみでもプラごみでも紙と書いてあるものでも、何でもマークを探して、それを見てそれに従ってくださいというふうにおっしゃっていたのですが、そのマークが探せないという高齢者の方がいたりして、チャットボットで聞けば分かるのだというふうにおっしゃるのですが、そこまでたどり着いていない方たち、そこにたどり着いた方はいいのですが、たどり着いていない方が、どう捨てていいか、もう袋に入るから何でも捨てたというようなことを聞きまして、これでは大変危ないことだなと。ましてやパッカー車で集めるときや何かに本当に災害、火事になると大変なことでありますので、やはり本当に住民の方に分かりやすいような周知方法を進めていただくことが一番かなというふうに思います。

また、これは例ですが、大阪では訪問回収をして、電話をいただくと職員が訪問して、そして回収に行ったということで、年間30件ぐらい回収することができて、また、回収率も上がったということで、1年間で3倍以上に回収率が上がったということであります。そこまでしろとは言いませんけれども、本当に誰が見ても分かりやすいような周知方法、分かりやすい周知方法といっても、住民一人一人が正しい知識を得ることが一番大事ではないかなというふうに思います。

チャットボットも、なかなかあれ、リチウムイオン電池としゃべって聞いてもなかなか答えてくれないのです。それで、せっかくこのごみ分別チャットボット、これ本当に分かるとすごく便利なのです。ですから、これ、どれくらいの方が利用しているのか調べたことはございますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） まず、分かりやすい周知ということで、電池の処分方法ですが、先ほど課長が答弁しましたが、一番分かりやすいのは、電池類は燃やせないごみに入れないでくださいというのがまず大前提ですね。その後で、繰り返し使える電池はリサイクルできますので、基本的には、です。JBRC、ニカド電池、ニッケル水素、リチウムイオン、どれでも回収しますので、回収ボックスのほうに持ってきていただくと大体は回収できるということで、こういうふうに周知していくのがいいのかなというふうに思っております。

それと、公式LINEでチャットボットを始めましたが、9月の実績で言うと70件ぐらいの実績でございます。うまく変換できないというお話も、今、何件かから伺っております。今、幕別町のチャットボット自体が平仮名と片仮名と英数字。漢字で入力するとヒットしない場合があって、ここ

は今ちょっと改善の余地があるなというところでございます。チャットボットは、通信機器で文字で会話するのがチャットというのですが、そのチャットとロボットとを合わせてチャットボットと。LINE で文字で質問して、ロボットが答えてくれるよというのがチャットボットなのですが、二通りあって、AI が載った、人工知能が載ったチャットボットと載っていないチャットボットというのがあって、幕別町はその人工知能が載っていないで、シナリオ型というやつで、要はごみの分別辞典と同じ項目を入力したやつを返してくれるというタイプなので、そのデータがたくさん漢字のデータも入れるとヒットするようになるので、おいおいと質問に対して答えてくれるようなチャットボットに改善していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 丁寧な答弁をいただきましたが、チャットボットにつきましては本年 3 月から開始をしましたからまだまだ分かりませんが、改善できるところは改善をしていただき、住民が適正な処理方法を理解していただけるようにしていただきたいと思います。これもどれだけ利用されるかということが重要でありますので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。これまでも一生懸命されていたことは分かるのですが、さらに踏み込んだ周知啓発に努めていただきたいと申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、16 時 10 分まで休憩をいたします。

16：03 休憩

16：10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は、小田議員の質問が終了するまで時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、小田議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○5 番（小田新紀） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

中学校部活動の地域展開における方向性についてであります。

本町においては、少子高齢化・人口減少が進む中で、中学校の部活動をこれまでと同じ形で維持していくことが年々難しくなっています。生徒数の減少により、単独校ではチーム編成が困難な種目が出てきているほか、教職員の数も限られる中で、種目数や指導体制の確保や働き方改革との両立も大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、国においては、令和 7 年 10 月、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の骨子が示され、学校と地域が連携・協働しながら、生徒が安全に継続してスポーツや文化芸術活動に取り組める環境づくりを求めています。

道内・管内各自治体においては、大きな改革に試行錯誤しながらも継続的に議論を重ねているところであり、本町においても、部活動の地域展開のあり方を検討するため「幕別町部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」）」が設置され、今年度も予算措置が講じられています。しかしながら、

この検討委員会は約1年近く開催されておらず、各委員からも開催を望む声が継続して上がっているところであります。

また、地域展開の具体的な方向性やモデルが定められていないことから、現場の教職員の間では、「今後どのような形になるのか」「何を前提に部活動の運営や部員募集を行えばよいのか」「そもそもの見識が間違っていた」などといった不安や混乱も生じている状況が続いています。

中学校部活動の地域展開は、単なる部活動の受皿探しではなく、子どもたちの地域スポーツ・文化芸術活動の機会の拡大や、地域全体で子どもたちを豊かに育む仕組みづくりに直結する重要なテーマであります。本町教育委員会としての基本的な考え方と現在の進捗状況、さらには、検討委員会の位置づけと今後の進め方を確認するため、以下の点を伺います。

1、地域展開を進めるに当たっての将来像として、「どのような町の姿、子どもたちの姿」を目指しているのか。

2、本町における地域展開のメリット・デメリットは。その上での町の支援について、どのように整理しているのか。

3、検討委員会が、開催されないことについての見解と今後のプランは。

4、これまで行われた教職員への情報提供や説明についての内容は。

以上となります。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 小田議員のご質問にお答えいたします。

「中学校部活動の地域展開における方向性について」であります。

国では、学校の部活動について、学校における働き方改革の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とする部活動の地域移行を進めるとして、令和5年度から7年度までを「改革推進期間」として位置づけ、休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、取組を進めてまいりました。

また、本年度から部活動改革の理念や地域クラブ活動のあり方等をよりの確に表すため、取組の名称を「地域移行」から「地域展開」へと変更し、次期改革期間を「改革実行期間」として、令和8年度から10年度までを前期、11年度から13年度までを後期として、さらなる改革の推進に取り組むとしているところであります。

さらに、本年10月には「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の骨子が示され、改革実行期間終了となる13年度までに、原則、全ての学校部活動における休日の活動は地域展開の実現を目指すとし、平日の活動においても、各種課題を解決しながら、さらなる改革を推進するとされております。

本町における部活動改革の取組については、令和5年度から学校や各種スポーツ団体、文化団体などの代表者で構成する「幕別町部活動地域移行検討委員会」を設置し、望ましい部活動のあり方や地域移行等について検討を進めてきたところであります。

ご質問の1点目、「地域展開を進めるに当たっての将来像として、「どのような町の姿、子どもたちの姿」を目指しているのか」についてであります。

部活動の地域展開については、急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会の確保を図り、希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを目的としており、子どもたちにとっても地域のさまざまな世代との交流を通じた、新たな学びの機会が得られるものと考えております。

また、部活動の地域展開に多くの地域住民が関わりを持つことで、地域においてスポーツや文化芸術活動を楽しむ人の広がり期待されるほか、地域が持つよさや魅力の再発見、まちづくり等の地域社会の維持や活性化につながることを期待されるところであります。

町としましては、部活動の地域展開が将来的に根づくことによって、豊かな心とたくましい体を持った子どもたちの育成につながり、子どもを中心に地域のつながりが強まるだけでなく、活力ある地

域社会の形成につながることを期待しているところであります。

ご質問の2点目、「本町における地域展開のメリット・デメリットは、その上での町の支援について、どのように整理しているのか」についてであります。

地域展開の取組が進むことによるメリットについて申し上げますと、少子化が進む中においても、生徒が継続してスポーツや文化芸術活動の機会を確保することにより、専門的な指導者による効果的な技術指導や学校規模による部活動の制限の緩和のほか、他校の生徒や地域の方々との新たな交流の機会が創出されるといったことが期待されており、これらに加えて、学校における働き方改革を推進する中で、教職員の業務負担軽減を図り、学校教育のさらなる質の向上が見込まれるものと考えております。

その一方で、活動の受皿となる運営団体及び指導者の確保が容易でないことや活動場所までの移動手段に加え、保護者の経済負担が増えることに対する懸念がデメリットとして想定されており、特に金銭的な理由から活動を断念せざるを得ない生徒が出るのではないよう、対策を講じる必要があるとされております。

次に、部活動の地域展開に伴う財政支援については、部活動の地域展開に取り組む全国の自治体から国に対して財政支援を求める声が多くあることから、超党派の議員連盟を立ち上げ、国による長期的な予算措置を実現することを目的とした、新たな法律の整備を検討すると報道がされたところであります。

また、国は、先月27日に部活動改革に関する有識者会議を開き、地域クラブ活動の認定制度を含む新たなガイドラインを12月上旬に公表するとし、加えて受益者負担（保護者負担）の目安や生活困窮世帯及び地域クラブ活動への支援などについて、年末までに詳細を提示するとしているところであります。

町としましては、これらの動向と併せて今後の情報収集に努め、幕別町部活動地域移行検討委員会での議論も踏まえながら、町として必要な支援の検討を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「検討委員会が、開催されないことについての見解と今後のプランは」についてであります。

幕別町部活動地域移行検討委員会については、令和5年11月に設置し、5年度は部活動改革としての考え方や先進事例の紹介などの講演を行い、6年度は部活動の地域移行に関するアンケート調査を実施し、部活動の実態と地域展開に当たっての課題等について議論を行ってきたところであります。

本年度におきましては、国が検討を進める有識者会議での議論を踏まえつつ、夏頃には受益者負担（保護者負担）の目安が示されるとの発表もあったことから、こうした状況を把握しながら検討委員会の開催時期を見極めておりましたが、開催せずに現在に至っているものであります。

今後においては、新たなガイドラインの内容も踏まえながら、検討委員会における議論を重ねてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「これまで行われた教職員への情報提供や説明についての内容は」についてであります。

部活動改革を進めるに当たっては、地域住民を含めた多くの方々に対して理解の促進を図る必要があることから、令和6年2月に「北海道部活動の在り方検討支援アドバイザー」を講師に招き、「部活動改革の経緯とこれから」と題した講演会を実施しており、このほかスポーツ少年団本部主催による講演会が開催されるなど、教職員に限らず広く情報提供を行ってきたところであります。

また、同年7月においては、児童生徒や保護者、教職員を対象とした部活動の地域移行に関するアンケート調査を行い、部活動の現状、地域展開に対する期待や課題、今後の指導の意向などについて調査を実施したところであり、この調査結果を含めた検討委員会での内容については、町のホームページで公開しているところであります。

今後におきましては、検討委員会での調査、研究と議論を進めながら、町のホームページでの公開と併せて、学校に対して必要な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） 今のご答弁に関して再質問をさせていただきます。

一つ目、将来像、どのような町の姿・子どもたちの姿を目指しているかというところのご答弁に関わりましては、私も同じ思いでというところでございまして、非常に夢のあるというか、目指すべきものがあるなというふうに感じているところであります。

ただ、もし、もう少し具体的なイメージがあれば、お示しいただきたいなと思いますが、特に部活動の地域展開に多くの地域住民が関わりを持つことで、地域においてスポーツ・文化・芸術活動を楽しむ人の広がり期待されるほか、地域が持つよさや魅力の再発見、また地域の活性化、そういったものにつながるというお話がありましたけれども、例えばどのような姿というか、動きというものがイメージされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） この検討の議論が始まって3年弱ぐらいでしょうか、そういった段階でありまして、そもそも部活動は、全国の中体連の組織が設立されてから70年を数えまして、その間ずっと先生方の献身的なご努力によって支えられてきた活動でありますので、それがこの短期間でなかなか明確な方向性なりを示すことができないというのは、それだけ大きな課題であろうなというふうに考えております。

また、こうしたことが実現するには、やはり町だけではなく多くの方々にご理解、ご協力いただかなければ実現することはできないというふうに考えておりますので、まず、もう少しそうしたところの議論なりを進めた中であって、答弁の中にもありましたけれども、将来的にこうした活動が地域に根づくことによって、やはり地域の活性化など、そうしたものに繋がればいいかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） 国のほうでは、平日、休日というような区切り方もあります。状況に応じては、休日から、そして平日にというような指針もないわけではないですが、北海道の中では基本的には平日も休日も併せてというようなところで議論していきましようということが大きな流れだというふうになりますが、確認ですが、幕別町においても、こちらについては平日、休日併せて、今、議論していくということでよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 理想は平日も休日も部活動が地域展開にされることが望ましいかなというふうにも思っていますし、国が目指しているところも、そういったところだろうというふうに考えております。ただ、実際にどのような体制でそうした受皿なりをつくり上げていくのかというところがやはり課題でありますので、あまりに目標を高く設定することによって議論が進まなくなるというのも、果たしてどうなのかなというふうに考えております。まずは、国は休日の地域展開をというふうに新たな計画の中でもそのように言っておりますので、そうしたところを目指しながら、可能なところから平日の活動についても地域展開を図っていくというのが現実的な対応なのかなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） もう一点、教育長の考えをお聞かせください。これらの全体的なお話を聞きまして、本町としては、あるいは教育長としては、積極的に進める事案だというふうなお考えであるということを確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 先ほどから申し上げているように、やはり現在の教育課題の中で取り組むべき重要な課題の一つだというふうな認識でおりますので、その実現のために、やはり町だけではなかなか実現することが難しい状況にありますので、多くの方々にご協力いただくような、そうした議論を

今後重ねていく必要があるというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） いつまでにやりましょうか。もし、そのはっきりした指針が示されると、職員の方も動きやすいかと思えますし、地域も、また、教職員も動けると思うのですが、今はそれが見えないので本当に混乱しているという状況であります。教育長の強い決断を期待したいと思います。もしこれではっきり目標が決まっていけば、これ以上の質問がないぐらいでございます。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 検討委員会のこれまでの議論の経過を見てみますと、まだはっきりと定まったような方向性も見えていない状況にありますので、この段になって私のほうで、いつまでにですとかというようなことを言えるような状況にあるというふうにも思えませんし、そうした確たるものがない中、私自身がこの場で発言するというのは、非常に無責任な発言になるのではないかなというふうに思っています。新たな国の改革実行期間が前期3年、後期3年という、この6年の中で、まずは休日の地域展開を図るというふうに示されておりますので、期間で言えばこの6年間でやはり何がしかの進捗が図られることが望ましいのかなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） 質問を続けます。

ただ、これまで道内の動き、あるいは全国の動きを見るに当たって、先に進むことがいいかどうかは別として、歩み始めている市町村、そういったところを見ると、おおむね傾向として、教育長のほうで、あるいは校長のほうでしっかり覚悟を決めて、いつまでに変えていこうといったゴールをはっきり示すというところで、それでやっぱり動けるというところが圧倒的に多いということだけはお伝えさせてもらって、その覚悟も教育長には持っていただきたいなというふうに思います。今日はっきり明言はできないということについては理解しました。

2点目に移ります。

メリット・デメリットというところではありますが、メリットにつきましてもご答弁ありまして、しっかり先ほどもご答弁いただいたとおり、積極的にやるべき事案だということで、教育的な重大な課題だということでご答弁いただきました。

そうした大きなメリットというのがあるかというふうに思いますが、当然、新しい改革ですので、先ほど教育長もおっしゃっていたとおり、いろんな課題もまだまだあるということではありますが、ご答弁でいただいた課題については割と一般的な課題だなというふうに思っております。移動のこと、それから人、それから財源もきつと入ってくるのかなと思いますが、ただ、道内におきましては、幕別町というのはそういった課題については比較的恵まれた環境にあるというふうに私は思うわけですが、教育長としてはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 確かに答弁の中で申し上げた課題なりは、道内どこでも同じような課題を抱えているというような状況でありまして、地理的というか、人口ですとか自治体規模でいったときに、まだ小規模な自治体ですとかと比べたときには恵まれているところがあるのかもしれませんが、ただ、だからといって、この課題が容易に解決できるような状況なのかというふうに言われれば、決してそんなような状況にはないのかなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） おっしゃるとおりでありまして、この課題が解決できている自治体はほとんどないというふうな感じであります。でも、ほかの自治体さんは、やっぱり進めようとしているのです。こうした細かい課題はあるのですけれども、各論があるのですけれども、やはり先ほど教育長がおっしゃっていたような総論、そういったものがはっきりしているのであれば歩んでいこうと、そういったところで進んでいるわけです。

ただ、そうはいつでも、これまで検討委員会の中でも課題としてあったり、あるいは教育委員会の中でも議論を重ねてこられたというふうに思うわけですが、現在の中で何か決まっているものはないと思うのですけれども、移動手段であったりとか、指導者あるいは請け負う人、そして財源、そういったものについて、それぞれ何かお考えがあればお示ししたいだと思います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） まさにそれが何か言えるものがあれば、かなり大きく進んだ状況になっているのかなというふうに思います。やっぱりお金と人の問題が一番なのかなというふうに思いますし、答弁の中でも申し上げましたとおり、お金に関しては、やはり国がもっと積極的に財源の裏づけをもって支援をするということが、こうした課題の解決に大きな後押しになるようなことにつながるのかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） 答弁の中でも、国のほうで検討しているというような最初の答弁でありましたけれども、これ、待つのですかね。これが何か出てくるまで、我が町としては、検討もせず、動きもせず、待つという姿勢でしょうか。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 待つといいますか、検討材料の中にはどうしても入れざるを得ないのかなというふうに現時点では考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） ただ、これは新しいことではなくて、これまでも多々出てきた課題であり、そうして、それらを基に受益者負担をどうしたらいいのかとか、そういったことでも町としては、アンケートもかなり広く取られて集約されているという結果もあるかと思います。

そういった中で、ある程度のやはり町としての考えというのをもう持ってもいいべきではないかというふうに思いますし、全ての支援が国からあるなんていうことは、ほかの施策を考えても考えられないのではないかなというふうに思うのですが、改めていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 保護者の方にして見たときに、受益者負担のあり方が一番懸念されるところかなというふうに思います。それにしましても、検討材料が一定程度ある中でなければ、やっぱり検討も進めることができないというふうに考えておりますので、そうした国の状況等も踏まえながら、今後、検討を進めていくというふうになると考えています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） 多分いつまでも進まないと思います、それでは本当に。ほかの町もそういう同じ状況でありながら、やはりそれぞれの町の主体性を持ってその地域に合うものということを懸命に探しながら取り組んでいるわけでありまして、そこをいつまで待ってもというところはですね。しかも、これの、今回の部活動改革のそこが解決したからやるのかというところなのか、そこが解決しなかったらやらないのか、地域展開していかないのかということではないと思うのですね。先ほども教育長からのお話でもあり、地域展開していくことは目指すべき姿ということである。その中の各論、細かいところの課題というのがあるわけで、それはやっぱり動きながら、歩んでいながら、主体的に行動していきながら解決していくべきことではないかなというふうに思うわけですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） お金の話はさまざまところで出てきますので、これが潤沢にあれば全くもって苦勞もすることなく解決することができるのだらうなというふうに考えておりますけれども、そうではない状況の中で、どのようにして受益者負担のあり方というものの答えを出すのかというところがやはり大きな課題だというふうに考えておりますので、これについてはしっかりと検討して答えを出していく必要があるというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） 堂々巡りになってしまうのですけれども、しっかり検討することは当然必要なのですけれども、その検討が進んでいるのかというところでありまして、また、あるいは主体的に進んでいるのかというところでもあります。それをほかの町が、もちろん全ての町ではないのですけれども、やっぱり歩んでいる町はそれをやっているのです。だから、そこを、その上で国がどういう補助をしてくれるかということは同時進行で考えていっていいと思うのですけれども、これはお金だけの話ではなくて、いろんなことでですね。

でも、これ、それぞれの地域によって全然状況が変わる問題ですので、やはり幕別町として優位性があるので、先ほど教育長もおっしゃったとおり、ほかの町と比べても比較的そういった課題については重くないと、重くないという言い方はちょっとあれですかね、優位性はあるかというふうに思いますので、もう少し主体性を持った取組をしていただきたいということを願いながら。

ただ、その支援をどうしていこうかというところの中で、具体的に出してしまいましたが、野球クラブ、野球のクラブが発足されました。そこに対して、町の支援があるわけですね。その考え方というのは、どういう基準で判断されていたのかということについて確認させていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 野球のクラブに対しての金銭的な支援をしているような記憶はちょっとないのですけれども、それ以外の支援ということであれば、クラブの設立がもともと部活動のそれぞれの中学校の活動がクラブに移行したというようなことで、中体連が主催する大会の送迎というのはやっておりますけれども、これはそもそもの今のガイドラインの中でも、そうしたところへの支援というのは同じようなことがうたわれておりますので、あるべき支援なのかなというふうに、クラブに移行したからといってそうした支援をしないというのは、逆に地域展開をスムーズに進めるのにうまくいかなくなるような原因になるのかなというふうにも考えますので、そうしたものは必要だったのかなというふうには考えています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） 誤解ないように聞きたいと思いますが、支援をしたことについて何か問題があるということではなくて、支援ができるのであれば、そういったふうに動き出した活動の組織に支援をしていただけるということはいいいことだというふうに前向きには捉えているのですけれども、ただ、先ほどからの答弁の中で、どう支援をしていくか、お金だけではなくて、直接の金銭的な支援だけではなくて、そういった公認というか、町として認めてサポートしていく、そういったところの基準というのが、先ほどの話から聞いても、特に何か定まっているわけではない、どういった支援をするかこれから検討する、そういった中で一つの団体、これも誤解ないようにしていただきたいのですが、立ち上げた野球のクラブさんが悪いとか何か問題あるかということではなくて、そこはあくまでもほかの地域で活動されている団体さんと同じ立場であるわけで、これから立ち上げようとしている、地域でやっていこうとされる種目、それらについても、今、一つの基準になっていくというような考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 先ほども申し上げましたけれども、部活動であったものがやはりいろんな活動の現状の妨げになっているものを解決するのに、クラブ化するのがいいだろうというようなことで、子どもたちもそれを望んで設立に至ったというものでありますので。これは今回の地域クラブ活動の認定制度の中でも同じようなことを言われておりますけれども、部活動の地域展開によって創設されたものが地域クラブ活動というような位置づけになっておりまして、そうしたものに対する支援というのは何がしか必要だろうと。それは当然、部活動でやっていたものに対しての支援が、同じようなものが多少はあっても必要なのかなというふうには考えております。

ですので、たまたま野球に関しては、子どもたちの活動をより充実させるというようなことから、

先行して立ち上がってチームとして編成されたものでありまして、同じ中体連の主催の大会に参加する、そうしたものに対して送迎というものについては、クラブになったからそうしたものをしないというのは、かえって逆に活動を妨げるということになるというふうに考えておりますので、そうしたものはあるべきだったのかなと考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） 何度も申し上げますが、支援をしたことに対して何も問題があるとは思ってなくて、そうしていただける町の姿勢があるのであれば、それはそれで子どもたちにも町民の皆さんにとってもありがたいとこだとは思うのですけれども、基準がないまま、そうしたところが進んでいる。でも一方では、公の場では何か支援をこれから検討するというような、いわゆるダブルスタンダードが感じられてしまうというところにちょっと疑問を感じているわけですが、これは個別の話になってしまうところもありますので、そこらあたりはしっかり整理して進めていってもらいたいなというふうに思います。そのことについては、前回、6月ですか、同僚議員も同様な質問をされておまして、その回答も受けた上での質問をさせていただいております。

時間もあれですので3番のほうに行きたいと思いますが、それらは今、教育長が何点か、今後たくさん議論をしていかなければいけない、さらなる議論をしていかなければいけないというようなご答弁を多々いただいているわけですが、その議論をする場である検討委員会、そこがまず開かれないというわけですね。私も、検討委員会のメンバーの一員にさせていただいている中で、このような質問をさせていただくことについては少し自分自身も疑問がありますが、でも開かれないので委員の皆さんも思いを伝える場が全くないということでもあります。

回答をいただいた部分では、受益者負担の目安が示されるということ、それだけではないかと思うのですけれども、そうしたことが理由というようなことでありますが、見極めていたということですが、こんなに議論することがたくさんあるのに、なぜ開かれないのでしょうか。改めて伺います。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（石田晋一） 検討委員会のほうが、この時期になるまでなぜ開かれなかったのかということだと思います。今年の3月に、年度末ぎりぎりになりましたけれども、令和6年度の会議を開いた中では、参加していただいた委員の方々から前向きなお話をいただきまして、次につながるところも、参考になる部分もたくさんあったかなというふうに認識しているところであります。

7年度に入りまして、いろいろと課題を考える中では、先ほどから教育長もお話ししていますけれども、やっぱり人ですとかお金の問題もありますけれども、なかなかこの町に学校の先生以外にもそういったことを好んで手を挙げてくれる方はいるのかなと思ったときに、いろんなスポーツ協会ですとか文化団体なんかも通じてお話を聞く中では、相当難しいのかなというふうには感じていたところなのです。それが原因ではないのですけれども、それと併せまして、国が8月頃までに方向性を示すといったところに引っかかったというか、できればそれを聞いた上で開催したいなというところもあったものですから、その段階で、課題はあるにしても、こちらが告示する基となる材料が多々あるわけではなかったものですから、それを待っていたというか、出るのを確認してから会議をしたいなというところで、それが出ずに12月いっぱいになるとか、報道によりますと、年を越えるのではないかなというような報道も一部ありますけれども、そこで会議がちょっと開催できなかったというところでもあります。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） 検討委員の皆さんが強く要望しているということについては把握されているかというふうに思うのですけれども、この問題をしっかり考えていこうというところで検討委員会が設置されて予算措置もされている中で、委員の皆さんの思いもある、そういった中で、もっと委員のほう、皆さんに頼ってもいいのではないかなというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（石田晋一） 7年度に入りまして小田議員からも、ちょうど委員会のメンバーでありますから、会うたびに今のようなお話をいただいています、別の方からも、どうしたのだろうなというお話はいただいていた。任せるのが、そこに拒むものがあるというわけではないのですけれども、ある程度のことも用意した上でというところで考えていて、開催ができていないという状況であります。

この後行います会議の中では、今、いただいたことを本当に大事にしながら、いろいろな方々の意見ですとか進めたいという考えもこちらのほうで確認、皆さんで共有した上で、頼るところは頼る、一緒にやるところはやる、教育委員会が進めるところは進めるということで、この会議を開催していきたいなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） いろんな国の出す指針等で材料をというようにお話が多々あるわけですが、いかがでしょうか、これまで何段階に分けられて、国からさまざまな指針だったりとか、素案だったりとか、そういったガイドラインだったりとかが出されているわけですが、我が町が考える方向性と大きな違いがありますか。

それから、国がどういう方向で進もうとしているということについて、もうかなり見えてきているのではないかなというふうに思うのですが、いかがですか。どういうふうに判断されていますかね、今まで出てきたものについて。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 国の方向性なり総論の部分では、全くもって目指すところは異論のないところなのかなというふうには考えております。ただ、各論に入った部分においては、やはりさまざまな問題がありますので、これまで今年度に入りましてから会議は開いておりませんが、今後開く会議の中において、委員の皆様からそうした課題に対するご意見などもいただきたいなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） それについては期待したいというふうに思いますけれども、改めて聞きますけれども、課題となっている各論については分かるのですけれども、これ、国がはっきり出していくというふうな見込みや期待をされているのか。いかがですか。それを見て判断するというお考えでしょうか。それとも、我が町の実態を見て、アンケートも取っています、そういったことも踏まえて、何度も申し上げますが、主体的に何か進めていくというような思いはありませんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 答弁の中でも触れましたのは、保護者負担の目安ですとかという、一つの大きな課題に対する参考資料となるようなものが示されるというようなことだったものですから、そうしたものは、やはり議論の中には当然あってしかるべきものだろうなというふうに考えておりましたので、そうしたものも含めて議論をする必要があったのかなというふうに考えております。

ただ、各論の部分について一つ一つ国が示すのかどうかを期待しているかというような部分に関しては、当然そんなことまでを国がするというふうには考えておりませんので、その部分も含めて、今後、検討委員会での検討を踏まえて、町のほうでもさらに検討していかなければならないというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） そうだとは思いますが、やはりもうある程度、指し示されている中、そして、今、教育長おっしゃったとおり、細かいところが出てくとは思っていないということであれば、なおさら我が町としても、もちろん検討委員会、地域の皆さんとともに一緒に考えていく課題ではあると思うのですが、やはり教育委員会として一定方向性、考えというものは持つべきだというふうに思います。その上で地域の方と一緒に相談しながらということで、もちろん考えが

変わっていったりとか微修正とかというのは必要だと思うのですが、やはり一つの考え方、細かい方法も含めて、そういった町としての考えというのをそろそろ持ってもいいのではないのかなというふうに思うのですが、改めて伺います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 検討委員会が開かない中での今日ですので、多くを話ることができないのが本当に申し訳ないのですが、そうしたことも含めて、もう少し検討委員会の議論も踏まえて、今後、検討していかなければならないというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） 4に関わるのですが、結局、そうした姿勢がやはり見えるので、現場がどうしていいのかというのが分からないのですよね。本当に地域の方もそうですし、教職員、教職員ですけれども学校長、そういったところも含めて、どうしていったらいいのというところなのですね。最初の質問にもありましたが、もう今度の4月から生徒募集するわけですよね、部活募集するわけですね。ただ、これなんか、いつ地域に移行していく、展開していくということが決まっていれば、それに対する対応もある。でも決まらない。いや、本当にするの。どういう方向で考える。では、なったときはどういう姿になるの。そういったことがやっぱり見えないわけですよね。そこがかなり混乱しているというところで、教育委員会のところに直接声は届いているかどうかは別としても、それぞれいろんな現場の中ではかなり話題になって、いろんな考えが入り交じっているというような状況であります。

4の質問については、こうしたこれまでの取組の中で、講演会だったりとか、そういったところでのお話については把握させてもらっておりますけれども、だからこそ今の形というのが分からないというふうになってしまいます。いろんな講演会の中で聞いている話と、いろんな中で話を聞いているような話と、それこそ今、先行しているというふうに教育長がおっしゃった野球のクラブの形、そうしたものがマッチしていないということでもあります。なので、学校としてもどうしたらいいのかというのが分からない。

もっともっと伝えますと、学校の現場からしたら、町が公認しているというふうに考えていらっしゃるから、ですから幕別町が目指す地域クラブというのは、こういう今ある野球クラブさんの姿なのだという認識で動いていらっしゃる、そして学校の部活人事もそれによって動いている、影響しているというような実態は把握されているかと思うのですが、実際どうなのでしょう。そういったところで、学校のほうにしっかり説明というのはされているのでしょうかという質問なのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 小田議員も先ほど申し上げていたとおり、各論の部分についてどうこうというようなことについては、ちょっと発言することは控えたいなというふうに思いますけれども、答弁にもありましたとおり、もう少し議論の進んだ段階で、適切な時期にやはり学校にも情報提供はしていかなければならないというふうに考えています。

改めて、去年の段階では、学校に対して部活動の地域移行などの取組についてどうだというような話の情報提供というようなことが多くされていたかどうかというのは、ちょっと把握はしていないというような状況でありますので、今後、しかるべきタイミングの中で適切に情報提供はしていかなければいけないなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） あと、ちょっとはっきり聞きます。野球クラブさん、これは町としては認めているというか、今回の地域移行、地域展開という形の中で、町として考える形のクラブというふうに考えていいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、部活動であった活動が地域クラブ

活動として移行したものだというのが、一義的に国のガイドラインの中で示されている地域クラブ活動に該当するものだというふうになっております。その前提条件には、当然、子どもたちもそうした活動に参加したい、各学校で活動している、それでは十分な活動ではない活動なのを、より多くの学校の子どもたちと一緒にやるのが望ましいのだというふうな延長上で、そうしたクラブの立ち上げになっているものだというふうに考えておりますので、この地域クラブ活動の概念で言ったときには、そうしたものが部活動の延長上のものであれば、地域クラブ活動に該当するものであるというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） 何か違うような気がするのですが。地域クラブという位置づけについては、今ここで議論すべきことでもないかなというふうに思うのですけれども。

学校活動から地域に移ったものが地域クラブではないと思うのですが、でも少なくとも今の野球クラブさんは、ごめんなさい、何度も言って。野球クラブさんでやっていることは、私も賛成です。そうした動きは賛成なのですから、民間としての位置づけでよろしいのですよね。公ではないですよ。学校教育の中の活動ではなくて、民間の活動、地域の活動という押さえでよろしいですよ。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 地域クラブ活動自体は、民間の運営団体が行う場合も当然そうですし、そうではなくて各市町村が直接そうした活動を行うというような場合にあっては、地域クラブ活動に該当する。その場合にあっては認定制度を経ずとも地域クラブ活動に該当するというような考え方が示されてもおりますので、決して市町村がやる活動だけが地域クラブ活動ではないのかなというふうに、ガイドライン上で言えばそういうものかなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） その辺の議論が全然されていないですよ、もともと。検討委員会も含めて、幕別町の教育委員会の中でも議論されているのですか。それがされていないと思うのですけれども、そうした中で、バスの送迎だったりとか一定程度のサポートがあると。それから、前回の一般質問でもありましたけれども、先生方がそこに配置をされて指導をされているということ。その先生方は、学校内の部活動ではないというところに配置されているにもかかわらず、その先生は本来であれば学校の部活動も、やらなければいけないということはないですね、部活動はやらなければいけないということはないのですけれども、やるべきというかな、配置可能性のある一員であるはずなのだけれども、そこは免除されていると。言葉が適切かどうか分かりませんが、免除されている。ほかの先生たちは、どうしてそうなるのかというふうな考えになっているわけです。そこら辺が、これ以上は聞きませんが、整理されていないのですよ。整理されていなくて動き出しているのです、学校も地域も本当に混乱しているのですよ。

その今の実態というものを改めて認識した上で、今後の方向性をもう一度整理し直す必要があるのではないかとこのように思うわけですが、改めて伺います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） これまでもそうだったと思うのですけれども、地域移行なり地域展開をする、その受皿となる団体については、決して民間の組織を含めて想定をしていたものではなかったのかなというふうに思います。市町村だけがそれを担うという概念のものでそもそもいたわけではなかったのではないかなというふうに思いますので、その点については疑義があるというのもちょっと、いささか自分の中では理解ができないものなのかなというふうに考えています。

あと、アンケート調査をやった中であっても、今の中学校の先生の中にも一定程度は自ら希望して部活動の担当をしていらっしゃる先生方もいらっしゃいますし、これは検討委員会の中でも議論があったかと思うのですけれども、そうした先生方のお力も借りなければならぬのではないのかというふうな議論もあったように記憶しております。これは先生方も含めて地域の方々で、多くの方々でこうした活動を支えるというようなことにあっては、そうした教職員の方々のお力を借りるというの

も当然必要なことなのかなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） すみません、そういうことを言っているわけではないのです。教員が関わることを否定しているわけでも何でもなくて、希望する先生が関わってもいいのですよ。いいし、そうあってほしいなと私も思うのですけれども、そこが学校人事の中で特別な配置になっているわけです。そこに、これ問題がないですかと。この議論、何か整理されている、それ自体が駄目だということではなくて、今までの議論の中でも何も整理されていない、議論もされていない、なのにそこだけで何か動いてしまっている。そこに対して、学校にしっかり説明されていますかということなのですか。先生たちや校長先生に説明されていますか。

先生たちに聞いても、しっかり把握されていないわけです。校長先生も、校長先生が悪いわけではないです、校長先生にもしっかり伝わっていないわけなのです。そこに、何か見直すべき、顧みるべき、そういった事項はありませんかということですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 個別具体の話なので、より具体的な返答をというようなことはなかなかできませんけれども、いずれにしても今後のこの部活動の地域展開の検討を進める中にあっても、繰り返しくなりましても、より多くの方々の協力を得る必要があるというふうに考えておりますので、先生方のお力も当然、借りられるのであれば借りていきたいというふうに考えておりますので、そうした取組もやはり今後検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） 全くもってそのとおりですが、すみません、しつこいようで申し訳ないですが、説明を学校にするべきではないですかということについて回答をいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 何度も言いますが、個別具体の話については、ちょっと回答するというようなことができませんのであれなのですけれども、いずれにしても学校も含めて多くの方々のご理解が必要なことだというふうに考えておりますので、そうした取組はやはり今後とも必要なかなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○委員（小田新紀） 全く納得できていないのですけれども、これ以上というところもありますので。

ですが、何かそうした、今、変わるときですので、いろんな細かい課題が出てきたりとか、うまくいかないようなことというのも多々出てくるというのは、これは当然だろうというふうに思います。なので、必要な修正というのはあるべきだと思いますし、やはりおっしゃるとおり、私も議論というのはもっともっとしなければいけないというふうに思っていますので、委員の皆さんが待っていますので。待っています。まず、しっかり検討委員会というものがあるわけですので、そことともに、そして教育長おっしゃるとおり、地域とともに、地域の民さんにしっかりと話を聞きながら動いていくということを期待したいと思いますし、最初にも申し上げたとおり、教育長の覚悟によって人は動きますので、教育委員会の職員の皆さんも動きやすくなると思いますし、やるべき姿が見えてくるかと思いますが、そういった部分でのリーダーシップを期待したいというふうに思います。

もしご回答があれば、よろしくお願いします。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 叱咤激励だと思って受け止めたいというふうに思っていますけれども、いずれにしても、本当に総論の部分では皆さんやはり異論はないのかなというふうに思います。ただ、現実問題としてどう動かすのかというようなところについては、やはりなかなか教育委員会だけでも当然答えも出せませんし、さまざまな皆様のご意見をお伺いしながら、ご理解とご協力の下、実現に向かわなければならないのかなというふうに考えています。そうした延長上で、何とか子どもたちの活動の機会を確保できるような、そうした取組につなげていければというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

〔散会〕

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は、午前 10 時から開会いたします。

17：10 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

令和7年第4回幕別町議会定例会
(令和7年12月10日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘
（諸般の報告）
- 日程第2 一般質問（6人）

会議録

令和7年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和7年12月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (16名)

議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子

- | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 畠山美和 | 2 塚本逸彦 | 3 山端隆治 | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀 |
| 6 長谷陽子 | 7 酒井はやみ | 8 荒 貴賀 | 9 野原恵子 | 10 石川康弘 |
| 11 岡本眞利子 | 13 藤谷謹至 | 16 谷口和弥 | 17 藤原 孟 | |

- 6 欠席議員

12 小島智恵 14 田口廣之

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義	副 町 長 伊藤博明
教 育 長 笹原敏文	代 表 監 査 委 員 八重柏新治
企 画 総 務 部 長 山端広和	住 民 生 活 部 長 寺田 治
保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁	経 済 部 長 高橋修二
建 設 部 長 河村伸二	会 計 管 理 者 武田健吾
忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健	札 内 支 所 長 白坂博司
教 育 部 長 石田晋一	政 策 推 進 課 長 宇野和哉
総 務 課 長 西田建司	地 域 振 興 課 長 安田奈緒
糠 内 出 張 所 長 古山悌士	住 民 課 長 佐々木一成
保 健 課 長 西嶋 慎	農 林 課 長 遠藤寛士
土 木 課 長 香田裕一	学 校 教 育 課 長 酒井貴範
図 書 館 長 川瀬真由美	

ほか、関係係長

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 佐藤勝博 課長 岩岡夢貴 係長 渡辺 優

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- | | | |
|--------|--------|---------|
| 8 荒 貴賀 | 9 野原恵子 | 10 石川康弘 |
|--------|--------|---------|

議事の経過

(令和 7 年12月10日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8 番荒議員、9 番野原議員、10 番石川議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、事務局から諸般の報告をさせます。

議会議務局長。

○議会議務局長（佐藤勝博） 12 番小島議員、14 番田口議員から、本日欠席する旨の届出等がありましたので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第 2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第 61 条第 2 項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○17 番（藤原 孟） 通告に従いまして、質問をいたします。

行こうよ、パークゴルフに、高齢者になっても。

公益社団法人日本パークゴルフ協会（NPGA）が 1987 年に大きな夢と願いの下、誕生し、間もなく設立 40 周年を迎える。この間パークゴルフは北海道内の市町村に、また道外や海外においてもコースが造成され、多くの愛好家がプレーを楽しんでおります。

それゆえに、次の 10 年に向けて着実に歩んでもらうため、町の考えについて、以下の点を伺います。

1 点目、町民がプレーから離れる傾向にあると聞くが、その要因について町の認識は。

2 点目、パークゴルフ振興を通じての社会的な効果の中で、高齢者の医療費の減少額を具体的に示せないか。

3 点目、NPGA 設立 40 周年に向けての町の支援策は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「行こうよ、パークゴルフに、高齢者になっても」についてであります。

パークゴルフは、昭和 58 年に鳥取県泊村、現在の湯梨浜町で生まれましたグラウンドゴルフをヒントにし、役場職員を中心に改良を重ねて考案したスポーツであり、すばらしい公園がありながら閑散としていて、いわゆる「公園が遊んでいる」状態だったものを、本来の「人が遊ぶところ」にしたいとの思いから生まれたものであります。

パークゴルフの原点は、三世代が同じ条件で遊べるようにしたいということから、できる限り簡素なルールの確立、自然環境に配慮したコースの整備、安全性に配慮し、クラブのロフト角をつけずに爽快感を得られるよう工夫するなど、試行錯誤を繰り返して現在の形になっております。

考案された当時は、役場内に設置した「パークゴルフ振興会議」が中心となり、町内の合板会社や鉄工場へ用具の製作を依頼するなど、産声を上げたパークゴルフを万人に愛されるコミュニティスポーツにという熱い思いで、新たな挑戦に町ぐるみで取り組んでまいりました。

その後、昭和 62 年に「国際パークゴルフ協会」が設立され、平成 12 年には特定非営利活動法人として認定を、さらに 23 年には公益社団法人の認定を受け、「公益社団法人 日本パークゴルフ協会」として新たなスタートを切ったところであり、この間、世界中に向け、パークゴルフの普及・発展に中心的な役割を担っていただきました。

この結果、現在では全国で 1,200 コース、愛好者 130 万人を超えるまでになり、海外 12 か国に普及が広がっております。

ご質問の 1 点目、「町民がプレーから離れる傾向にあると聞くが、その要因について町の認識は」についてであります。

パークゴルフが誕生した年の愛好者は 60 人、3 年目の昭和 60 年は 300 人と当初はプレーする愛好者は少なかったものの、その後、11 年目の平成 5 年に 10 万人を超え、24 年目の平成 18 年には 100 万人を超えるなど、パークゴルフのプレーヤーは着実に増え続けてまいりましたが、34 年目の平成 28 年に 130 万人となってからは横ばいの状況が続いております。

一方、町内のパークゴルフ場では、平成 8 年度にコース全体で約 41 万人の利用があったものの、28 年度の利用者は約 23 万人、令和 4 年度の利用者は約 27 万人となっており、コースにカウンターを設置して集計を始めた 5 年度は 27 万 4,657 人、6 年度は 27 万 2,095 人、7 年度は 25 万 6,715 人と減少し続けております。

パークゴルフをプレーする利用者が減少している要因について確たることは申し上げられませんが、屋外・屋内を問わず、スポーツ・レジャーをはじめ余暇の過ごし方が多様化したことにより、パークゴルフをプレーする人が減少したものと考えられます。

このため、町といたしましては、パークゴルフ発祥 30 周年を迎えた平成 25 年以降、三世代が交流できるコミュニティスポーツとしてのパークゴルフのすばらしさを再認識し、小中学生など若年層のプレー拡大を図るため、家族大会を開催するとともに、町内小中学校や高等学校におけるクラブ活動や体育授業での取組等を通じて、コミュニティスポーツとしての楽しさを広めていくなどの機会の拡充に努めているところであります。

ご質問の 2 点目、「パークゴルフ振興を通じての社会的な効果の中で、高齢者の医療費の減少額を具体的に示せないか」についてであります。

パークゴルフによる効果として、三世代交流・地域交流・国際交流などのコミュニケーションづくりや学校で取り組むことでの学習効果、町内に愛好者が来訪しプレーすることでの飲食・宿泊などによる経済・観光効果のほか、コースを歩くことでの健康増進効果が期待されています。

本町の高齢者の医療費の現状であります。75 歳以上の後期高齢者で見ますと、平成 27 年度の 1 人当たりの年間医療費は約 99 万円、令和元年度は約 100 万円、6 年度は約 97 万円となっており、ほぼ横ばいとなっておりますが、医療費削減のための取組による減少がある一方で、医療の高度化・先進医療の充実などにより医療費が高額となっており、また、高齢化も進んでいることが要因と考えております。

平成5年3月に本町で実施した「健康と医療についての意識調査」において、パークゴルフをしていると答えた71歳以上の方は、男性で約36パーセント、女性で約14パーセントであり、パークゴルフをするようになったことで健康増進に何か効果があったかという問いに対しては、「食事がおいしくなった」「よく眠れる」「足腰が丈夫になった」という回答が報告されております。

また、三重県志摩市と三重大学の共同研究による「パークゴルフの健康に及ぼす効果に関する研究」の報告書では、パークゴルフ実施者と未実施者との健康度と体力水準の比較を行った結果、実施者の健康度は同じ暦年齢の方と比べ優れ、血圧や総コレステロール、LDL コレステロール、ヘモグロビンA1cにおいて、実施者は平均値が低いという結果が認められたと報告されております。

高齢者の医療費において、パークゴルフをプレーする方としない方でのデータの比較がなく、具体的に示すことは困難ではありますが、国土交通省の「まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量のガイドライン」では、医療費抑制効果の見える化として、1歩当たりの医療費抑制額を0.065円としております。

この数字を基にパークゴルフをプレーする方で試算いたしますと、1ラウンドの歩数が約2,600歩、年間90日間プレーしたと仮定した場合の抑制額は、1万5,210円になると考えられます。

ご質問の3点目、「NPGA 設立40周年に向けての町の支援策は」についてであります。

パークゴルフの普及活動を行う「日本パークゴルフ協会」は、前身である「国際パークゴルフ協会」を含めて、令和8年度に設立から40年の節目を迎えることは、「パークゴルフ発祥の地」として喜ばしいことであるとともに、組織関係者の皆様のこれまでのご苦勞やご尽力に対して、改めて深く感謝の意を表すものであります。

設立40周年を記念した事業としては、北海道知事杯第40回国際大会をはじめとして、北海道新聞社杯第40回パークゴルフ北海道オープン、NPGA 杯第16回全日本パークゴルフ大会2026北海道十勝大会など、数多くの記念大会が実施されるとお聞きしております。

記念事業の実施に当たり、特に本町を会場とする事業に多くの愛好者・関係者が来町されることから、公共施設の確保や大会等の運営スタッフの確保について支援と協力をいただきたいと、本年10月7日に「日本パークゴルフ協会」から依頼を受けております。

町としましては、これまでも日常的な町内パークゴルフコースの管理・運営や「日本パークゴルフ協会」が運営する北海道知事杯国際大会の準備や当日の運営に対して職員を派遣するほか、本町に視察に訪れる団体等の受入れに連携して対応をするなど、パークゴルフの普及・発展に努めているところでありますが、記念事業の実施に当たっては、協会と協議の上、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○17番（藤原 孟） それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目のパークゴルフの愛好家が少し減っているのではないかとということで、30周年記念誌に投稿した、パークゴルフ認定審査会委員の方が、これからのパークゴルフということで投函しておりますので、少しそのことを読みたいと思います。

その方は、同好会役員の年齢が高齢化し、次世代にどのように継承していくかということは、頭の痛い問題である。ただし、新しくパークゴルフを楽しみたいと思う方々が少ない要因は、数々あると思いますが、その要因の一つに、現在、用具メーカーが販売している高価なクラブ、ボールにあると思います。新しくパークゴルフを楽しもうとする人々を躊躇させる十分な要因になるでしょう。生涯スポーツ、ファミリースポーツにふさわしい価格帯の用具開発をメーカーにぜひお願いしたい。気軽にパークゴルフを楽しむ環境をつくっていただきたい。パークゴルフ愛好者が増えることは、メーカーにとっても大切なことだと思います。日本パークゴルフ協会と公認用具メーカーと地区パークゴルフ連合会とで、真剣に取り組んでいただきたい問題だと思うのですがいかがでしょうかと投げかけております。

要するに、一番高い道具で 30 万円以上の道具があると。私がこの前、店屋に行きましたら、7 万円から 10 万円ぐらいが、当時買ったときは 1 万円以下の道具だったような気がしますけれども。そのことについて、町長、この高価になり過ぎるのではないかというイメージ、これ、町として止めることはできないと思う。もちろんメーカーも売れるから作るのだと思いますけれども、考え方を少し伺いたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに非常に高価になりつつある、これは要因としては、多分、技術を求めているプレーヤーが道具も求めているという、そういうニーズに応えるものというのは確かにあると思います。ただ、本当に初めてやる方にとってみれば、とにかくボールがあって、クラブがあって、打つことの楽しみというか、入ることのうれしさ、喜びというものを感じてもらうことがきっかけになるというふうに思っておりますので、もっと普及品として安いクラブがあればいいなと思いますし、初めて体験される方は町でも貸出しをしていますので、そういったものを利用しながら、まずは楽しさというものを自覚してもらって、そこから次に進んでもらえればというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○17 番（藤原 孟） 町でも提供していると。最近ですけれども、北海道中のパークゴルフを回っている夫婦が来まして、その町の道具を借りて打って、だけれども周りの人と音が違うと。借りた道具はポコという。周りの人はキーンと。なぜだろうと聞いたら、やはり道具の、パークゴルフに使っているフェースですか、チタンを使っているのだと。なおかつシャフトが違うと。シャフトのしなりがかなり違うのだということで、その夫婦はおおさかスポーツに行って、7 万 5,000 円の道具を二人で買って、そしてまた道内のパークゴルフ巡りに行ったと。でも、うちはやはり発祥の地ですから、いの一に来たということは、その夫婦も言うておりました。

そこで、もう少し今貸し出している道具に、上級とは言わないけれども、平均的な道具を何十本か用意することはできないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町で用意しているクラブも、結構ピンからキリと言ったらちょっと言葉が悪いですが、新しものはいいものという、爽快感が、打っていい音がするとかというものもあります。ただ、かなり古くなっているものも実はあります。そういうものを交換する際には、ある程度、中級といいますか、中ぐらいの、ある程度音がよくて爽快感を感じられるような、そういったものに更新していくことは可能だというふうに思いますので、なるべく、本当に打って、いい音がして飛んだなという、これがやっぱり爽快感でありますし、パットと言いませんけれども、近い距離、3 メートルぐらいで入ったときのそのうれしさ、これがやっぱりパークゴルフのすばらしさだと思いますので、そういったものが味わえるような道具についても、配慮していかなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○17 番（藤原 孟） 確かな要因で減ったということはなかなか言えないですけれども、やはりもう一つの要因には、コロナで、いわゆる町内会の集まりでパークゴルフとジギスカンという、このセットがまずやらなくなったということだと思います。ぜひ町内会の集まりに、またパークゴルフとジギスカン、これをやるように啓蒙することはできないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） パークゴルフやりましょうということは、これは情報発信することはできますけれども、そこに加えてジギスカンやりましょうと、なかなかこれ趣味嗜好の関係ありますので難しいかなと思います。

ただ、やっぱりパークゴルフを通じて仲間意識を培う、その親睦の大切さというのはありますので、なるべくまずはパークゴルフをやっていただく。そのことについては啓蒙をしまいたいというふ

うに思います。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○17 番（藤原 孟） それでは、2 点目の減少額を具体的に示せないか。これは、パークゴルフの協会が全国展開すると。今までは言葉として、高齢者の健康に、それから医療費が安くなるという言葉で済んだのだけれども、最近では、パークゴルフをつくってくれという紹介でいくと、どうしても数字で示されないかと。特に議会がうるさいらしいですよ、数字が欲しいと。一体どの程度減少になったのだと。当然、今回も今、町長の答弁に三重県だとかありましたけれども、やはりこれは我が発祥の地の幕別町と北海道内の大学とセットで、または医療機関とセットで進めなければならない。これは発祥の地としての義務でないかと私は思いますので、ぜひこの数字を、今回も一生懸命研究して答えてくれましたけれども、こんな数字が出るとは私も想定していませんでしたけれども、実にもう少し肉づけができたらいいいのではないかなと思います。

それで、いろいろ資料を調べてみましたら、前に旭川工業専門学校の教授で、今は久留米のほうに移っている人文文化の明官教授という方が、パークゴルフに対して非常に思い入れがありまして、いろんな調査をしてくれました。その一つとして、血管年齢の若返りだそうです。有酸素運動 1 日 30 分以上、週 3 回以上続ける。それによって血管の若々しさを改善することができると。パークゴルフは動脈硬化予防の妙案ですとまで断言されております。

ぜひこういう方と接触して、これはパークゴルフ協会に出している本に、「みんなのパークゴルフ」というニュースのこの中にも、この方の成果といいますか、いろんな何回かシリーズで出しておりますので、ぜひ幕別町とタイアップして、もう少し深く研究する方法があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） その先生のことは存じ上げなかったのですけれども、パークゴルフに非常に思い入れがあって、このパークゴルフの優位性、有効性というものを研究している方はほかにもいるのだというふうに思います。そういった方の知恵を借りながら、発祥の地としてパークゴルフを永遠に普及していかなければならない、そういう宿命にあるというふうに思っておりますので、今、ほぼ横ばいになっているのが幾らかでも、底辺を拡大することによって増やしていくということが一番よからうかというふうに思っておりますので、そのあたりは学校教育とも連携しながら、そしてそういう先生方の力をお借りしながら、パークゴルフのすばらしさを自覚してもらえるように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○17 番（藤原 孟） これ、私の知り得るたった一つの病気がよくなったという情報。元役場の職員で、ぜんそく持ちで、もう役場も早めに退職するというぐらいの気持ちの方がパークゴルフをやりましたら、元気になって、今、彼は 80 歳です。まだ一生懸命パークゴルフをやっております。

そういうことを、本当なのかなということで、誰か呼吸器科の先生で調べている方がいるかなと思いましたら、やはりいるのですね。その病院は、今はちょっと名前が違っているかと思いますがけれども、おびひろ呼吸器科理学療法士の乾さんという方が、在宅呼吸リハビリにパークゴルフを活用して、データを収集し、長期的なデータを蓄積して、慢性呼吸不全にこうした適応や実施の基礎をリハビリテーションに使いたいと。そして、パークゴルフの位置づけを確立させたいということで、一生懸命やってくれているそうです。

今はこの病院はなくなりましたから、どういう病院に、帯広中央何かになっているかと思いますけれども、そういう人材というか、また札内にも呼吸器科の病院が最近新しくオープンしましたので、ぜひ町長、この方たちと、ぜんそく持ちの方には非常にいいのではないかなと。恐らくそういう方が元気になれば、今回答弁で、年間 1 万何がしという治療費のその 10 倍ぐらいの効果が出ているのではないかと思います、いかがなことでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 失礼ながら、答弁に書き忘れました。今言われて、いや、確かに生きる証人だなというふうに思いました。私の十歳ほど先輩の方なのですが、本当に在職中は、土日というと家で寝て体を大事にしていたのです。そして月曜日から金曜日まで仕事に集中していくと、そういう姿勢で勤務をされていた方で、私も先輩に対して、もっと逆療法で運動したらいいのではないですかということ、そういう提言もしたことあるのですが、本当に体をいたわって仕事に集中していた方でありませう。それが、今は本当にパークゴルフをやっていらっしゃるし、町長杯のゲートボール大会にも来ていらっしゃるわけで、本当にもうすごく元気になっている、まさに生きる証人だというふうに思っていますので、そういう方もほかにも多分いるのではないかというふうに思っていますので、そういう方のお話を聞いたり、今言われた専門家のお話を聞いた中で、パークゴルフの効用というものを広めていきたいというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○17 番（藤原 孟） それでは、最後は 40 周年に向けての町の支援について伺いたいと思います。

協会も、大きな大会を多分やるような段取りはしていると思います。それは、いわゆるグロスで勝負するという、いわゆる高級者用の競技なのだと思いますが、発祥 30 周年を祝してという当時の町長岡田和夫が、平成 25 年 7 月に 30 周年記念行事の一環として開催された、初心者を対象とすると、答弁にありましたけれども、家族大会ということですね。参加者の皆さまから好評をいただいております、町といたしましても、こうした裾野の拡大につながる事業に取り組む、パークゴルフがこれからこの先 50 年、100 年と、多くの方々に愛好されるように努めてまいりたいと、遺言ではないですけれども、亡くなりましたので、そう町民に残した言葉があります。私もいろんなコメント読みましたけれども、この言葉が一番心に刺さりまして、ぜひ大きな大会で、いい選手が、いいスコアを競うということはもちろんですけれども、ぜひそういう違う意味で一つの提案が、これは町が提案することではないのかもしれないですけれども、協会自体は町とも一体でやっておりますので、ぜひ高齢者ということで、もっと多くの方が楽しめるやり方というのがあるのではないかと、私のほうから一つだけ提案したいと思います。

高齢者とか子どもは、前進のティーグラウンド、いわゆる特設のティーを使って何ホールか、100 ヤードもあれば 70 ヤードぐらいで打てるとか、そういうコースを何ホールかつくってやるとか、また成績、グロスで勝負でなくて、ダブルペリア方式という隠しホールのスコアがあります。そういう競技方法で、誰が優勝するか分からないというような、そういう本当に楽しむパークゴルフの試合も、大会も、この 40 周年から 50 周年に向けて、なんとか創設したらいいのではないかと思います提案いたしますが、町長、賛同はないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、前町長が 30 周年のときに家族大会をやった。実は、私はそのとき教育長でして、要は実施部隊でありました。もう本当に思いは同じでして、やはりどんどん減りつつあったので、何とか底辺を拡大するためには、やはり三世代、本当に三世代、家族でプレーしてもらうことが、将来の人口、愛好者の増につながるだろうと、そんな思いでやってきましたので、そこはもう全く今も私は同じ気持ちであります。

ただ、その手法として、今ご提案がありました。なるほどなと思うことと、やっぱりプレーをやる、だんだんうまくなると欲が出てきて、やっぱり短い打数で入れたいと思いが強くなってくると思うのです。だからその辺が、どなたの意見を聞いたらいいのかなとなかなか難しいのです。パークゴルフをやったことがない人は分からないので聞けないし、初心者の意見を聞いて、こういう形だったらもっと増えるのではないかという、そのような意見を拾いながらどういう形がいいのか、今ご提案をいただいたことも含めて、やはり底辺を拡大しないことには尻すぼみになりますので、そこをしっかりとやっていきたいなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○17 番（藤原 孟） このパークゴルフ 40 年の歴史の中で、この職員の方にも、たしか私は入ったと

き、何の係だったとかという方が何人かおられます。ぜひ 50 年、100 年の歴史をつながなければならぬ、そういう意味で、特に若いときパークゴルフの担当だった方々は、積極的にパークゴルフを進めるような形をやっていただければ、亡くなった浅田係長だとか、小野寺さんだとか、報われるのではないかなと思いますので、頑張って今現役で仕事している方、ぜひぜひパークゴルフを進めるようなことをやっていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

次に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○7 番（酒井はやみ） 通告に従って、質問いたします。

1、義務教育学校の開校に当たって。

来年度からの「まくべつ学園」開校に当たり、全ての児童生徒が安心して学び、過ごせる学校環境を整えることが重要です。町としては「幕別町子どもの権利に関する条例」が生かされ、全ての子どもたちが自分の居場所と感じられ、「学ぶことが楽しい」と思える学校づくりをどう進めていくのか、以下の点を伺います。

（1）「まくべつ学園」では、5 年生から 50 分授業とすること、併せてテストのあり方も検討するとされています。これらの変化が子どもたちに過度な負担とならず、学びが楽しいと実感できるものとなるよう、どのような配慮や体制で学びを保障していくのか。

（2）不登校や行き渋りの未然防止、また不登校傾向の子が安心して学べる学校となるよう、どのような体制づくりを行うのか。特に子どもの困り事を早期に把握し支える体制は。

（3）保護者・地域・教職員が安心して学校運営に関われるよう、意見や相談を受け止める仕組み、それを学校運営に反映する仕組み、検証し改善につなげる仕組みをどのように整備していくのか。

（4）「幕別町子どもの権利に関する条例」を新しい学校でどのように位置づけ、開校時のメッセージや校内での掲示、権利学習、子どもの意見を反映する仕組みづくりなど、どのように具体化していくか。

2、全ての学校に学校司書の配置を。

町では、「第 4 期幕別町子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもたちがあらゆる機会、あらゆる場所で主体的・能動的に読書活動を行える環境を整備していくとしています。

しかし、学校図書館の活用状況や体制、公共図書館との連携など、計画の実現には改善の余地があると感じています。

また、計画が子どもや住民の実情を十分に反映しているのか、進捗をどのように管理していくのかも問われています。

そこで、以下の点を伺います。

（1）学校図書館の利用率向上に向けた具体策は。

（2）学校司書を配置する考えは。また、配置に際しての課題と今後の方針は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「義務教育学校の開校に当たって」についてであります。

本町では、令和元年度から町内五つの中学校区において、小中一貫教育の取組を本格的に進めており、5 年 11 月には「幕別中学校を活用した義務教育学校の設置に係る方針」を策定し、幕別町義務教育学校開校準備委員会での審議を進めることと併せて、地域説明会や保護者懇談会において情報提供やご意見を伺いながら、8 年 4 月の義務教育学校「まくべつ学園」の開校に向けた準備を進めております。

また、本年度は 5 月から幕別中学校において増改修工事に着手し、幕別小学校と幕別中学校の全教

職員で組織する合同分掌会議において、各校務分掌ごとに義務教育学校開校後の具体的な学校運営、教育内容などの編成に向けた協議を精力的に進めているところであります。

ご質問の1点目、「「まくべつ学園」では、5年生から50分授業とすること、併せてテストのあり方も検討するとされているが、子どもたちに過度な負担とならず、学びが楽しいと実感できるものとなるよう、どのような配慮や体制で学びを保障していくのか」についてであります。

令和8年4月に開校するまくべつ学園では、昨今の児童生徒が抱える課題に対応し、子どもたちにとってよりよい教育環境となるよう、合同分掌会議において教育課程区分の検討を進めた結果、小学校段階から中学校段階への滑らかな接続を図ることを目的に、多くの義務教育学校で導入されている初等部4年（小学1年生から4年生）、中等部3年（小学5、6年生及び中学1年生）、高等部2年（中学2、3年生）とする4・3・2制の導入が望ましいとし、開校準備委員会の審議に諮り決定したところであります。

これと併せて、合同分掌会議では、現在も一部の教科で取り組まれている教科担任制を中等部に拡大することで、専門性を強化しながら授業の質の向上を図るとともに、50分授業とすることで振り返りや復習を丁寧に行い、学習の定着を図るなど、学力向上と小中学校間の円滑な接続につなげる取組とすると伺っております。

このほか、テストや学校行事を含めた教育内容の細部については、本年度に入って小中学校の全教職員が義務教育学校先進校への視察を行い、先進事例の情報収集を行った上で、合同分掌会議において教職員が共通認識を持ちながら検討を重ねており、2月上旬には取組内容をまとめると伺っております。

また、先進校の視察では、開校後の児童生徒の学校生活の様子や変化を見極め、状況によっては取組内容を改めるなど、柔軟な対応による学校運営を行うことが重要であるとのアドバイスを受けていることから、開校後の変化の状況を的確に捉え、柔軟な対応を意識したスムーズな学校運営に取り組んでいくものと考えております。

このことから、開校後の新たな環境が児童生徒にとって過度な負担となることなく、安心して学ぶことができる環境を作り上げることを第一とした学校運営が進められるものと考えております。

ご質問の2点目、「不登校や行き渋りの未然防止、また不登校傾向の子が安心して学べる学校となるよう、どのような体制づくりを行うのか、特に子どもの困り事を早期に把握し支える体制は」についてであります。

小中一貫教育に取り組む各学園においては、義務教育9年間の一貫した系統的な教育課程の編成・充実に努めるとともに、いじめや不登校対策などの情報を共有するため、生徒指導交流会を月1回実施し、いじめや不登校対策の充実に努めているところであります。

また、不登校については、本人だけではなく、学校や家庭、社会状況が複雑に絡んでおり、教職員との信頼関係の構築と児童生徒の悩みや不安に寄り添う相談しやすい学校づくり、さらには児童生徒が発するSOSを見逃すことなく、一人一人に寄り添った対応が必要とされております。

義務教育学校の教職員の配置基準については、小学校、中学校それぞれの基準が適用されることとなっていることから、まくべつ学園の開校後においては、多くの教職員の目で児童生徒を見守ることができるものと考えております。

このほか、定期的に教育相談を行い、必要に応じて個別に面談を行うほか、状況によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、学校が子どもたちにとって安心することのできる居場所となるよう、環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「保護者・地域・教職員が安心して学校運営に関われるよう、意見や相談を受け止める仕組み、それを学校運営に反映する仕組み、検証し改善につなげる仕組みをどのように整備していくのか」についてであります。

まくべつ学園の開校に向けては、地域説明会や保護者懇談会において情報提供やご意見を伺いながら進めてきたほか、開校準備委員会で審議・決定した内容を「開校準備委員会だより」で周知を図り、

小中学校からは学校だよりでの情報発信を行い、ご質問やご意見などに対応してきたところであります。

また、学校においては、児童生徒・保護者・教職員に対して、学校教育活動に関するアンケート（学校評価）を毎年2回実施しており、保護者からの意見や要望などを学校運営の改善に役立てているほか、地域住民や保護者などで構成される学校運営協議会においては、学校経営の方針について説明を行い、ご意見を伺っているところであります。

今後においても、こうしたさまざまな場面において保護者や地域、教職員が学校経営に関わる機会を持ちながら、学校運営が進められるものと考えております。

ご質問の4点目、「「幕別町子どもの権利に関する条例」を新しい学校でどのように位置づけ、開校時のメッセージや校内での掲示、権利学習、子どもの意見を反映する仕組みづくりなど、どのように具体化していくか」についてであります。

本町では、子どもにとって大切な権利を保障し、子どもの最善の利益を考慮しながら、成長の過程にある子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援し、未来をつくる子どもの幸せな町の実現を図るため、「幕別町子どもの権利に関する条例」を平成22年に制定いたしました。

町内の小中学校では、毎年、子どもの権利についてのパンフレットを全ての児童生徒に配布し、道徳や社会科、ホームルームにおいて、子どもの権利について学ぶ時間を設けているところであります。

また、子どもにとって大切な権利とは何かを理解できるよう、学校内に掲示板を設置するとともに、保護者に対しては入学説明会や保護者懇談会などにおいて周知を図っており、教職員については校内研修や職員会議等において共通理解と認識を深めているところであります。

まくべつ学園の開校に当たりましては、児童生徒に対して学校名のアンケート調査、校歌のフレーズや校章デザインの募集を行ってきたところであり、新たに開校する学校に対する子どもたちの考えや思いを反映する取り組みを進めてきたところであります。

今後におきましても、子どもたちの考えや意見を閉ざすことなく、自由に表明することができる機会が確保できるよう、取組が進められるものと考えております。

次に、「全ての学校に学校司書の配置を」についてであります。

学校図書館は、学校図書館法において、学校教育に必要な資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教員の利用に供することにより、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的として、学校に設置することとされております。

また、本町では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、令和5年4月に「第4期幕別町子どもの読書活動推進計画」を策定しており、町図書館が学校図書館を支援するなど、子どもたちの自主的な読書活動ができる環境づくりに取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「学校図書館の利用率向上に向けた具体策は」についてであります。

町内の小中学校では、児童生徒の学力向上を目的とした読書活動の推進に取り組んでおり、朝読書や読書活動推進期間等を設けて読書習慣の定着を図るとともに、総合的な学習の時間等において、本や新聞などの資料を活用した調べ学習などをはじめ、各教科のさまざまな場面において学校図書館を活用しているところであります。

また、町図書館では、学校からの要請に応じて学校図書館に関する各種相談に対応しており、レイアウトの変更や除籍作業を含む読書環境の向上に取り組むほか、令和8年4月のまくべつ学園開校においては、学校図書館の改装に関わるアドバイスを行うなど、学校図書館が児童生徒にとって居心地のよい空間となり、利用の活性化につながる支援に取り組んでいるところであります。

今後におきましても、こうした支援を継続しながら、学校図書館が児童生徒の学びの場として利用しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「学校司書を配置する考えは、また、配置に際しての課題と今後の方針は」についてであります。

学校司書については、学校図書館法において、司書教諭のほか学校図書館の運営の改善及び向上を

図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を置くよう努めなければならないとされております。

また、学校司書については、学校図書館を運営するために必要な専門的・技術的職務に従事し、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進める役割が求められております。

しかしながら、学校司書の配置に対する国の地方財政措置はあるものの、町独自で学校司書を配置するには十分ではないことから、現状において配置は困難な状況にあると考えております。

また、学校司書の配置に当たりましては、全国町村会では「学校司書の配置を促進するための必要な財政措置の引上げ」について、また、全国市町村教育委員会連合会では「司書教諭及び常勤の学校司書を配置できるよう定数措置を講じることとし、学校司書の定数措置を行わない場合は、配置に係る地方財政措置の拡充」について、それぞれ国に要望しているところであり、今後におきましても北海道町村教育委員会連合会等を通じ、学校司書の配置と併せて、司書教諭の専任配置について、引き続き要請してまいりたいと考えております。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 質問の途中ですが、この際、11時まで休憩をいたします。

10：53 休憩

11：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

酒井議員。

○7番（酒井はやみ） それでは、再質問いたします。

最初に、子どもたちが新しい学校になっても負担なく、自分のペースでなじんで、学ぶことが楽しいと実感できる環境にしていくことが大切だと思います。今回、大きな変化として検討されている5年生からの50分授業や新しいテストのあり方について、子どもたちの負担にならないものであってほしいという声が保護者からも聞かれています。

まず、50分授業について伺います。学習指導要領で標準授業時数は小学校5、6年生は1,015時間とされていて、45分授業の場合、年間1,353コマとされていますが、今回50分授業になった場合、相対的には授業のコマ数は減るということになりますか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） あくまでそれは標準的な授業時数として学校教育法の施行規則の中で示されているものでありますけれども、まぐべつ学園のほうで50分授業に取り組むということの部分につきましては、時間割の中の時間としては50分なのですけれども、使い方として、振り返りですとか、その時間の復習などに充てるですとか、あと授業によっては教室の移動が伴う場合もあったりするものですから、そうした時間にも充てるですとかという柔軟な対応をするというふうに聞いておりまして、純然たる時間として50分びっしりというわけではないというふうに聞いておりまして、そこら辺は柔軟な対応をしていくということで考えています。したがって、年間の授業時数自体がそれによって減るですとかというようなことにはならないというふうに聞いております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 相対的に授業のコマ数が減ることではないというお答えだったと思います。子どもたちにとっては、これまでと比べるとトータルで毎日6時間授業の場合は30分違うという扱いになります。授業間の休憩時間は十分取られるスケジュールになっていますか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 休み時間の関係になりますが、現在そういった授業、50分授業になるということで、中休みなしで10分間ということの休み時間になるということで、9月の全体懇談会の中

でも説明をしております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 分かりました。小学校、今、午前中の休み時間は1時間目の後が5分、中休みが15分、その後が5分ということで、5、15、5と来ているのを10、10、10にするということですか。分かれば結構です。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） それぞれの業間の休み時間は10分間になるということになります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） では、各休み時間が10分で、中休みも10分ということでよろしかったですか。分かりました。十分ゆとりを持ったスケジュールで対応していく必要があると思いますので、その点についても検証しながら考えていっていただきたいと思います。

学習指導要領の改訂によって、ここ20年間は、英語や道德の教科化、総合学習やプログラミング教育と、授業時数や学習内容は増え続けています。教員の、先生方の多忙化と併せて子どもたちの学びの内容も過密化しています。そういう状況の中で、さらに授業時間を増やす、休み時間も間の15分の休憩を楽しみにしているお子さん、今多いと思うのですけれども、それが全て10分間になるということで、ちょっと一息つくという時間がなくなるのかなという懸念もあります。そういう方向に進むのは子どもたちの負担をさらに増やすことになりかねないと心配しているのですが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 答弁の中でも触れましたけれども、幕別小学校と中学校の先生方が道内の義務教育学校をもう既に取り組んでいる学校にそれぞれ行きまして、実際どのような学校運営を行っているのか、教育内容になっているのかというようなことを直接情報収集をしているというふうに聞いています。その中で、他の事例で言うと、授業の時間とかで申し上げますと、当初決めた時間から変更して、今回お話があったように50分にするですとか、当初50分だったのだけれども45分にするですとか、一例を挙げれば、そういうような形で開校後に状況によって変更しているという話を聞いています。それはやはり子どもたちの状況なんかも見ながらどのようにすればいいのかということで検討した結果、そのような変更をしているというふうにも聞いておりますので、まずは開校に向けて今現在準備は進めておりますけれども、開校後にあっても、その決めたことがふさわしいものなのか、もっとよりよい取組方法がないのかというようなことは、今後においても検討しながら対応していく、そのようにお伺いをしております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 今回、5年生から50分授業にということについては、全国的にも小中一貫校や義務教育学校に限られた時間配分になっています。町としても、子どもたちや保護者、教員の声を定期的に確認し、学びの負担や実感を検証して見直していくことが必要だと思います。

高学年で50分授業に移行したところで検証しているところがあるのかなということでちょっと調べてみたら1件だけありまして、練馬区が平成27年にまとめた小中一貫校での検証がありました。練馬区では、平成23年の小中一貫の開校時に5、6年生の授業を50分授業に移行して、その影響を児童・保護者・教員アンケートで丁寧に確認しています。その結果の中には、集中しやすくなったというお子さんがいる一方で、授業が長く感じる、午後は疲れが出る、宿題に取りかかれないという疲労感だとか生活リズムの乱れを訴えるという声も少なくありませんでした。それぞれの感じ方に個人差があるからこそ、やはり丁寧に見ていく必要があるなというふうに感じました。

町としても柔軟に検討し直していくというお答えでしたが、児童や保護者や教員から負担感や集中の様子などを定期的に把握していくのか、どの時点で検証していくのか、具体的にお考えであれば伺います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 先ほども申し上げたとおりなのですけれども、小中一貫教育の取組を進めて今年で7年目、本格的に取り組んで7年目になりまして、具体的なその取組の中には中学校の先生が小学校に出向いて乗り入れ授業をするのですとか、小学生が、主に6年生ですけれども、中学校に行って朝から晩まで中学校で授業をする中学校登校といった取組がありまして、その中で子ども自身も当然中学校での生活がどうなるのかというようなことを実感し、先生方も当然子どもたちの様子を把握しているというふうにも聞いています。私も昨年からそうしたタイミングで直接学校のほうにも行きまして、その様子を見ておりますけれども、子どもたちにしてみたときには、やはりいち早く中学校の先生方の授業の様子ですとか人となりが分かるといったメリットもあるというふうに聞いています。一方で、やはり朝から晩まで違う環境で授業をするということに疲れを感じるという子どもさんもありつつというふうにも聞いております。いずれにいたしましても、これで決まりだということで変えないというようなことではなくて、今後においても検証しながらというようなことは必要かなというふうには考えています。

あと、答弁の中でも申し上げましたが、学校評価ですとか、参観日に合わせて保護者懇談会ですとか、さまざまな場面で保護者の方々に意見を聴取する場面、それに限らずですけれども、これはいつでも何かあれば学校のほうにご連絡をいただければというようなスタンスでおりますので、そうした場面において意見を聴取しながら進めていくことになるのだろうというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 意見を掌握する場面については今さまざまお答えいただいて理解したところですが、50分授業について、どの時点で一旦検証するのか、お考えがあれば伺います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 学校運営については基本的に学校長の責任の下、各学校で行われていることでありますので、教育委員会としてというようなことよりは、学校が自ら考えてその判断をしていくのかなというふうに考えています。いずれにしても、義務教育学校の開校に向けてさまざまな準備を進めておりますけれども、保護者の方が抱えている不安と同じように、先生方も初めて義務教育学校の開校に向けての取組をしているので、いろんなことを考えながら準備をしているというふうに考えますので、それは開校後においても節目節目でどうであったのかというようなことは日々考えながら取組を進めていくのではないかとこのように考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 50分授業になるというのは1日30分増えるということで、年間にしますと相当な授業の時間が増えるということになると思います。これはやっぱり子どもたちにとっても大きな変化になると思いますので、学校が状況をつかんで考えていくのは当然だと思うのですけれども、それをもう学校任せということだけにしているのかというのは、ちょっと疑問を感じるところです。せめて1年たった段階でどうだったのか一旦検証するだとか、そういうことも具体的に考えておく必要があるのではないかなと思うのですけれども、そのあたりは学校の先生方だとか、開校に当たっての議論の中で出ていないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 開校準備委員会の中では、そうしたご意見等はお伺いはしておりませんでしたけれども、時期を見て、それは私自身も気になるころではありますので、確認はしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 分かりました。

テストについて伺います。

5年生からテストのあり方検討中ということですが、授業の時間配分にしても中学校の仕組みに準じる方向で進んでいる印象があります。現在、多くの中学校でそうではないかと思うのですが、定期テストの後には得点通知表が配られて、全教科の学年順位が本人にも示されます。まくべつ学園の5、

6年生にも、こうしたテストの導入について、順位を明示することについても可能性を検討しているのかどうか伺います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） まだ具体的にどうするですとかというようなことは聞いてはおりませんけれども、酒井議員がおっしゃったように先進校の取組事例の中ではさまざまな取組がされているというふうにも聞いておりますので、そうしたものも含めて合同分掌会議の中で、どういうあり方、やり方がいいのか、そもそもがテスト自体を導入するべきなのかといったことも含めて議論を進めているのではないかというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 子どもたちにテスト結果の順位を知らせることについて伺いましたが、これも含めて考えているところだというお答えでした。順位を知らせるということは……

（「そんなことは言っていないです」の声あり）

○7番（酒井はやみ） そうですか。これも含めて検討するというふうに今……違っていたら改めて伺います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 私が申し上げたのは、テスト自体をそもそも導入するのか、導入したとした場合にどういうあり方がいいのか、順位をどうのこうのというようなことまで申し上げたつもりはありませんけれども、そのテストの取り組み方に、やるとすればどうあるべきなのかというようなことを、今、検討して協議をしているのではないかというふうにお伺いをしています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 私の質問は、まくべつ学園の5、6年生にも順位を明示する可能性も検討しているのかということをお聞きしたのですが、それはまだ分からないということではないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） いずれにしても、テストのあり方については、今、検討していますので、そういう段階でありますので、私のほうで言えるのは、お伺いしているのはそういう状況にあるということだけしか言えないかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 私は、子どもたちにテストの結果の順位を知らせることは、子どもにも保護者にも緊張感を与えたり、過度な序列化や競争教育につながるなど弊害を生むことも考えられると危惧していますので、これについては慎重であるべきだと思っています。テストは、子どもたちが内容をどれだけ理解できたかを把握し、教える側も学ぶ側も双方が今後の学びに生かしていくものであってほしいと思っているのですが、当然といいますが、テストの導入について検討しているということでしたので、こういうことを危惧として申し上げたのですが、教育委員会としては、そのあたり危惧されていることはないのですか、序列の提示について。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 先進校の中での取組として実際どうだったのかというような話は、内容についてはお聞きしておりますので、そういった状況は把握しております。ただ、いずれにしても、学習に対しての成果はどうだったのかというような把握をした上で一定の評価というのををして、それを保護者の方、子どもさん自身にお伝えするというような場面は、いずれにしても必要な場面ではないかというふうに考えますので、それらも含めて学校側の合同分掌会議の中で今後検討していくのではないかというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 学びの結果を一定評価して伝える、その評価を伝えるということは今の小学校でもされて、点数も示されていて当然のことかと思うのですが、私が危惧しているのは、テストの結果の序列について本人に伝えることを危惧したわけです。もし何かその点でお考えがあれば改めて伺

うのですが、ちょっと次に行きたいと思います。

不登校の未然防止と、どの子にとっても居場所と信じられる学校づくりについてです。

全国と同様に、町でも不登校が増え続けています。当事者の子どもたちや保護者への支援は当然必要ですけれども、同時に、これだけ多くの子どもたちにとって学校が安心できない場所となってしまうという現状をこのままでいいのかと考えることは、町の責任だと思います。

答弁では、一人ひとりに寄り添う対応だとか見守りについて行っていくというお答えがありました。今回、開校に当たって、例えば子どもたちが疲れたときに休める保健室や図書館、校内の教育支援センターの設置など、安心して過ごせる具体的な環境づくりについて検討されていることがあれば伺います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） これも確か前回の一般質問のときにもお答えはしたかなというふうに思いますが、今も小学校、中学校、それぞれに養護教諭がおりまして、義務教育学校が1校になったとしてもそれぞれに配置をされるということで、2名の養護教諭が配置されることになっています。幕別中学校のほうが義務教育学校になるということで、今の増改修工事の中で現状の保健室のスペースでは足りなくなりますので、それを拡大するような形で保健室の工事のほうもやっているという状況です。当然、図書室についても小中が一つになりますので、そういうスペースを十分確保できるような工事の内容も行っておりますし、相談室ですとか、その他フリースペースなども今まで以上に確保できるというふうに考えております。そうした場所を当然活用しながら、何か子どもさんが困ったときの居場所としての活用を図れるのではないかなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 保健室は先生が配置されるのですけれども、図書館やフリースペースなどについて、人は配置される、子どもたちの休憩の場所として使えるように人が配置されるのかということと、あと校内教育支援センターの設置については検討されていないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 校内教育支援センターもそうなのですけれども、何がしかの理由で教室にすることがちょっと難しいなと感じた子どもさんがいられる場所がまさに校内教育支援センターという場所ですので、そういったお子さんがもし授業中ですとかにそうした場所に行きたいというふうになった場合には、当然ただ単にそのお子さんが一人でその場所にいるということにはきっとならないだろうなというふうに考えています。当然、小中の先生方が、学校が一つになりますので、そうしたより多くの先生方の目で子どもたちを見守るということにもなりますので、授業を持っていない先生ですとか、どなたかがやはりそうした子どもさんに寄り添うような時間、対応になるのかなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） いろんな条件、可能性を十分生かして、子どもたちが安心できる居場所となるよう、人の配置も十分保障して準備していただきたいなというふうに思います。

子どもの権利条例についてです。

子どもの主体性や意見の尊重を示した条例の理念をぜひ今回の開校を支える視点にして、幕別町の理念を体現する学校になることを期待しています。この理念をまずどのように教職員、保護者と共有していくのか、幾つか答弁もいただきました。その中で、保護者については入学説明会や保護者懇談会、教職員については校内研修、教職員会議も行っているということで、同様なことを取り組んでいくのかなというふうに思ったところです。せっかく開校のチャンスですので、例えば教育委員会が関わる場、開校準備委員会がどこまで関わっているのか分からないのですけれども、開校に当たっての教育委員会としての来賓の挨拶の場だとか、例えばそういう開校の式典の場は保護者も教員も子どもたちも全員揃う場ですから、そういう場を生かして子どもの権利条例の内容について共有する取組もできるのではないかなというふうに思ったりしています。

教員のところでも、共通理解と認識を深めているということなのですから、まだまだ子どもの権利について内容まで知っているという教員が2022年の調査では5人に1人、全く知らない、名前だけ知っているという教職員は3割というふうなデータもあります。せっかくの機会ですので、あらゆるチャンスを生かして、条例の内容について共有することを最大限していければと思ったのですけれども、教育委員会としては、そのあたりどのように考えておられるでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 開校準備委員会につきましては、学校名ですとか校歌、校章、あと施設のあり方、そうしたものを事務分掌として検討いただくということになっておりましたので、その場面では議員がおっしゃるようなことについては議論の対象になっていなかったというところであります。あと、閉校式ですとか開校式、そうしたセレモニーにつきましては、その場にふさわしい、よりふさわしい内容として、今後、具体的に検討をしていきたいなというふうに考えています。

権利教育自体につきましては、やはり日々の学校の教育活動の中でどれだけ多くの時間を確保できるかというところが一番の鍵になってくるのかなというふうにも考えています。あわせて、保護者の方ですとか教職員についても、機会を見て、これは繰り返しそういう啓蒙活動なりを取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 分かりました。

質問の二つ目に移ります。

学校図書館、学校司書の配置をです。

まず最初に、「学校図書館」という呼び名についてお聞きしたいのですけれども、町内の小中学校では、「学校図書室」という名称が使われている学校もあるかと思います。制度上は、「学校図書館」として教育活動を支える施設として位置づけられています。

呼び方には、その施設に対する位置づけだとか、どのように機能させていきたいかという姿勢が表れると考えます。推進計画の中でも「学校図書館」というふうに書かれています。町として、小中学校でまだ「学校図書室」という呼び方を使っている理由と、今後、国の制度に合わせた呼び方に改善を検討されるお考えがあるかどうか、まず確認させていただきます。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 明確に呼び方の違いの根拠というのがどういうものなのかというのは私も詳しくは存じ上げないのですけれども、学校内では基本的にはきっと「図書室」というふうにされているのかなというふうに思います。法律上は、学校図書館法の中では「学校図書館」という名称になっておりますので、現状としてはそういう状況なのかなというふうに考えます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 位置づけが変わるということで「学校図書館」という呼び名になっていますので、そこは改めて学校側とも相談して検討していただきたいと思います。その検討をしていただくお考えはありますか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 名称が変わることで、そこに求められるものについては大きく変わるものがないのかなというふうに思っています。ですので、その取組をやはりもっとできるものがないのかというところが大事なのではないかなというふうには考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） それは要望にとどめます。

次の質問です。

司書の配置について、国の財政措置はあるけれども、それでは十分ではないので配置できないというお答えでした。具体的にどの程度予算が必要なのか伺ってもよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 具体的な検討をしているわけではありませんので、何とも申し上げられませんが、町内、現状では13校、小中学校がありますから、そこに1人ずつそういう職員を置くということになれば、相当数の金額にはなるのではないかなというふうに考えます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 町のこの計画の中においても、第3章の2項目目、「「学校図書館図書整備等5か年計画」の達成を目指し、子どもの活動状況に合わせた学校図書館運営を実施できるよう、学校図書館司書の配置を検討します」というふうに書かれています。ですので、できる限り配置する方向で検討を進めているというふうに理解したところなのですが、その上で伺いました。一遍に13校全てに配置するということが難しくても、例えばモデル校方式だとか巡回配置、3校に1校だとか、いろんな形で行っている自治体もあります。そうした検討はされていないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 十勝管内でも幾つかの町が取組をされているということで、酒井議員がおっしゃるような体制でやっているというようなお話は聞いております。そうしたことも含めて検討はしていかなければならないかなというふうには考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 他の自治体で取り組んでいるところですが、音更町では2022年から初めて学校司書を5名配置したことで、子どもたちの学校図書の貸出数が大幅に増加したと報告されています。ある中学校では、2021年は年間貸出数が32冊だったのが、配置された年は440冊、その翌年以降も1,240冊、1,107冊と増えています。また、ある小学校でも貸出数が21.5倍に増加したことが報告されています。図書館を活用した授業や教育活動が充実したということ、また、子どもたちの居場所の一つとなり、子どもたちの拠り所となっていることも伝えられています。学校図書館に司書がいることで、子どもたちに多様な読書機会が提供され、読書体験が確実に広がるということを私も実感したところです。

町も計画としては配置を検討するというふうに進めてきています。改めて他の自治体の事例なんかを見まして、子どもたちにとって司書の配置の位置づけ、町としてはどのようにお考えでしょうか。

11:35

（藤原議員退場）

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 学校司書の配置によって子どもたちの教育環境が充実するといったところは、確かに効果があるものだろうというふうに考えています。ほかの町におきましては、それぞれの考えの中でそうした取組をしているというふうに聞いております。ただ、いずれにしても一定程度の財源がなければこうした配置も十分に行われないうところもありますので、ほかの町を取組も十分参考にしながら、今後、検討を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 全国では、67パーセントの小中学校で学校司書が配置されています。北海道は全体として大きく遅れていて、25パーセントにとどまっています。やはり幕別町も町内の書店が少なくなっていて、子どもたちが日常的に本に出会える環境というのは限られています。こうした状況の中で、学校に専任の司書がいらない場合、やはり本との出会いの機会は家庭の状況だとか担任の先生の力量に左右されやすく、教育機会の平等という点からもちっと懸念されます。やはりこうした読書機会や調べ学習の支援に格差が生じる可能性があり、幕別町でも同様の影響が懸念されますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 答弁の中で申し上げましたとおり、まずはやっぱり本来であれば、司書教諭についてもそうなのですが、学校司書についてもしっかりと法律の根拠に基づいて定数措置をしていただいて、そうした子どもたちの教育環境を整えるというのが第一なのかなというふうに私

自身は考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 子どもたちは、やはり自分で本を探そうとしても限界があります。学校の司書さんがいれば、子どもたちの小さな興味の目を拾って、それにかみ合う本を子どもたちに差し出してくれる、そういう存在がいることはとても大きな意味があると思いますし、そういった子どものときの読書体験がやはり生涯にも影響していくと考えられます。家庭での読書体験も大切なのですが、今の社会状況では共働きの家庭が増えているとか核家族化が進んでいるという下で、それを保護者だけに委ねるのも難しい状況があります。だからこそやはり全ての子どもたちが日常的に訪れている学校に読書の入り口をつくる学校司書がいることは、とても大きな意味を持つと感じています。ぜひ、13人配置するとなったら大きな金額になると思うのですが、できる場所、できる形から計画に沿って一歩を踏み出すということについて、改めて検討できないのか伺います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 計画の中にも確かに示しているとおりでありますけれども、本来やっぱり十分な財源があって進められることなのかなというふうに考えています。ただ、その間にあってもやはり少しでも教育環境を向上させるというような意味において、町の図書館との連携を少しでも進めながら、そうした取組を今後においても進めながら、国に対しての要望も併せて行ってまいりたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 町の推進計画の理念を実現するためにも、町としてぜひ早い時期に司書を配置されることを期待して質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8番（荒 貴賀） 通告に従いまして質問いたします。

住民サービスの向上に向けたデジタル行政改革をであります。

2021年「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、自治体基幹業務を対象に、国が策定した「標準準拠システム（以下「システム」という。）」に移行することを義務づけました。システム移行と国による地方公共団体への財政支援は2025年度までとされていましたが、本年4月10日の衆議院、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会で、2030年度まで5年間延長する改正案が可決されています。

本年1月には全国62の中核都市でつくる中核市市長会が、デジタル庁と総務省に対して「地方公共団体情報システム標準化に関する緊急要望」を提出し、想定を上回る運用経費の増大分について国の責任において適切に財政措置を行うよう求めています。

国では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」2025年度版において、共通SaaSの導入を推進しており、地方自治においても「住民の福祉の増進」のために有効に活用されるべきものであります。膨大な事業をどのように取り組んでいくのか、標準化により自治体の独自性は失われないのか、高齢者など置いてきぼりの住民を生み出さないのか、デジタル化事業の今後の見通しについて以下の点を伺います。

- 1、システムの進捗状況は。
- 2、システムの運用経費と予算措置は。
- 3、自治体の独自性はどこまで保障されるのか。
- 4、職員の負担軽減にどうつながるのか。
- 5、災害時や停電時のシステムの運用は確保されるのか。
- 6、共通SaaSの導入をどう考えているのか。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「住民サービスの向上に向けたデジタル行政改革を」についてであります。

国は、本年6月13日に示した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、急速に人口減少社会に突入する中、各地方公共団体が個別に情報システムを維持管理し、セキュリティを確保することは人材面・財政面からの限界があるため、住民サービスの向上や行政の効率化、持続可能な行政サービスの確保を目指し、基幹20業務の標準化に向け、2025年度までの標準準拠システムへの移行を原則とし、標準仕様の作成を行うとともに、地方公共団体の取組状況の把握や円滑な移行に向けた環境整備に努めるとしております。

また、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能とする経過措置を設け、遅くとも2028年度末までに適合するよう示しているところであります。

ご質問の1点目、「システムの進捗状況は」についてであります。

本町における「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」対象の自治体情報システムは、住民基本台帳に係る「住民記録システム」などの基幹20事務のうち、「児童扶養手当システム」と「生活保護システム」を除く18事務が対象になるもので、国の財政措置を活用しながらシステム移行を進め、政府共通のクラウドサービスの利用環境であるガバメントクラウドを利用してシステムを運用することとしているところであります。

本町の18事務の自治体情報システムについては、「総合行政情報システム（Reams）」のパッケージに属する「住民記録システム」や「印鑑証明システム」などの12事務と、これ以外に単独で運用する「健康管理システム」「障がい者福祉システム」「介護保険システム」「国民健康保険資格システム」「戸籍システム」及び「戸籍附票システム」の6事務となっております。

標準化対象のシステム移行作業については、国から示されている標準仕様と現行の自庁システムとの差異等を確認する作業を経て、国が定める標準仕様に準拠したシステムの環境構築作業、ガバメントクラウドへのデータ移行作業、リハーサルによる動作確認作業を行い、新システムへの移行が完了する流れとなっております。

「総合行政情報システム（Reams）」の12事務と、単独の「健康管理システム」「障がい者福祉システム」や「介護保険システム」の3事務の計15事務については、本年9月下旬から環境構築作業を始め、10月下旬にデータ移行作業を行い、12月上旬に動作確認作業、12月下旬に新システムへの移行が完了する予定であります。

また、北海道国民健康保険連合会が管理する「国民健康保険資格システム」については、本年9月下旬から環境構築作業を始め、令和8年1月下旬までにデータ移行作業と動作確認作業を行い、2月下旬に新システムへの移行が完了する予定であります。

さらに、以前から単独クラウドで管理していた「戸籍システム」及び「戸籍附票システム」の2事務については、本年12月下旬から環境構築作業を始め、令和8年2月中旬までにデータ移行作業と動作確認作業を行い、その後、様式改修の実装を行い、令和8年度中に新システムへ移行が完了する予定としております。

このため、当面の間、「戸籍の附票」や「除籍の附票」の様式については、現行様式での運用となりますが、法定記載事項を網羅しておりますことから、住民サービスへの影響はないことを確認しております。

ご質問の2点目、「システムの運用経費と予算措置は」についてであります。

本町における「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」の運用経費につきましては、標準準拠システム移行前の令和6年度が、各種システム機器保守点検等の委託料で約1,920万円、「戸籍システム」と「戸籍附票システム」の単独クラウド使用料で約290万円、「国民健康保険資格システム」に係る負担金で約200万円の合計約2,410万円でありました。

これに対して、標準準拠システム移行後の令和8年度の運用経費は、現段階では予定している概算額になりますが、各種ガバメントクラウドに係る回線使用料が約300万円、各種システム機器保守点検等の委託料が約1,260万円、情報標準準拠システム運用管理等委託料が約3,510万円、「国民健康保険資格システム」に係る負担金が約220万円で、合計約5,290万円となります。

これに、ガバメントクラウド使用料として、総合行政情報システム等に係る使用料が約2,990万円、「戸籍システム」と「戸籍附票システム」に係る使用料が約850万円、その他の使用料が約510万円の使用料合計で約4,350万円を加えると、移行後の運用経費は合計約9,640万円を予定しているところであり、令和6年度から約4倍の運用経費となる見込みであります。

なお、これまでは自庁システムを所有しておりましたことから、更新に係る経費が、平成31年度に「総合行政情報システム」に関連する12事務と同じサーバーを利用していた4事務を約8,990万円で更新し、9年間使用しましたので、1年当たりで約1,000万円となり、さらに「戸籍システム」と「戸籍附票システム」の2事務を約1,840万円で更新し、5年間使用しましたので、1年当たりで約370万円となり、更新経費は合わせて1,370万円となります。

この1,370万円を移行前の令和6年度の運用経費約2,410万円に加えますと、移行前の運用経費合計額は約3,780万円となりますので、移行後の8年度の運用経費は、移行前の約2.6倍となる見込みであります。

このように、移行後は運用に多額の経費を要することとなりますことから、地方交付税において、標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料及び関連する費用について、ガバメントクラウドへの移行状況に応じて算定することとしており、「包括算定経費」の単位費用として交付税算入されております。

しかしながら、全国町村会において調査した結果、多くの町村で標準準拠システム移行後の運用費用が移行前より大幅に増加する見込みであり、普通交付税では必要な費用を確実に措置することができていないことから、本年4月、全国町村会の「地方公共団体情報システム標準化に関する緊急要望」と、11月の全国町村長大会における重点要望において、国の責任において全額国費で措置することについて、要望しているところであります。

また、管内市町村で構成する十勝圏活性化推進期成会におきましても、国に対し「令和8年度国等の施策及び予算に関する要望書」として、ガバメントクラウド利用料をはじめとする運用経費について財政支援措置を求めていますので、本町も町村会及び期成会の一員として引き続き訴えてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「自治体の独自性はどこまで保障されるのか」についてであります。

国が示す「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」の機能標準化基準の構成については、「機能要件」「画面要件」及び「帳票要件」で構成されることとなっております。

「機能要件」は、システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、その結果どのような出力がなされるか等の要件、「画面要件」はシステムが出力する画面に関する要件、「帳票要件」は、通知や証明書など住民向けの帳票様式と、確認のための一覧表など職員向けの帳票様式に関する要件であり、これらが標準化・共通化されるものであります。

これまでの標準仕様と現行の自庁システムとの差異等を確認する作業の中では、標準仕様に対して、本町の独自性を取り込まなければ事務に支障が出るといった事案は確認されていないところであり、具体的な例で申し上げますと、これまで本町の独自性の一つとして、「住民記録システム」において、住民と行政区をひもづけする取扱いを行ってまいりましたが、標準仕様には含まれないものの、同様の取扱いが引き継がれることを確認しているところであります。

ご質問の4点目、「職員の負担軽減にどうつながるのか」についてであります。

基幹システムの標準化により、法改正等に伴うシステム改修業務やサーバー等機器類の管理業務、システム調達業務などについて、国が定める仕様に基つき、クラウドサービス提供者が改修作業等を行うこととなります。

このことから、現在、職員が行っております法改正等に伴うシステムの仕様に関する検討協議や契約等の事務などの作業が不要となりますことから、専門的な知識の習得や改修作業の準備に要する時間の短縮など職員の事務負担軽減につながるものと考えております。

また、異なるシステム同士の連携不備や仕様の違いに起因するトラブルが減るとともに、標準化されたシステムは安定性が向上し、システムエラーや管理上の問題が発生しにくくなるため、トラブル対応の負担についても軽減されるものと考えております。

さらに、効率化されたシステムにより、住民サービスの迅速な提供が可能となり、職員が窓口対応や住民からの問合せ対応に迫られる時間が短くなるなど、職員の業務負担軽減だけでなく、住民サービスの向上や行政全体の効率化に寄与する取組であると考えているところであります。

ご質問の5点目、「災害時や停電時のシステムの運用は確保されるのか」についてであります。

国は、「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」を進める中で、政府共通のクラウドサービスの利用環境であるガバメントクラウドを利用してシステムを運用することにしております。

クラウドサービスの利点を最大限に活用することで、迅速、柔軟、かつ安全でコスト効率の高いシステムの構築が可能で、利用者にとって利便性の高いサービスをいち早く提供されるほか、国が定めたセキュリティ監視や運用基準を満たした外部のデータセンターで高いセキュリティが確保されているところであります。

また、ガバメントクラウドにより、各地方公共団体が個別に行っているセキュリティ対策や運用監視の必要がなくなり、費用的にも安全性についても強化され、特に災害時や停電の際においては、複数のバックアップにより行政データの復旧等が円滑に行われるほか、各地方公共団体からデータセンターへの通信経路は二重化が義務づけられ、通信面でも災害などに強い構造となっております。

さらに、本町からデータセンターへの通信拠点となる役場庁舎においては、庁舎自体の免震化や自家発電装置の設置などを行っておりますことから、データセンター、通信経路、庁舎内設備の3段階での災害対応策が施されており、災害時などの停電の際でのシステムの運用性も確保されているものと考えております。

ご質問の6点目、「SaaSの導入をどのように考えているのか」についてであります。

SaaSは、従来からあるパッケージのソフトウェアをパソコンのハードウェア上にインストールするのではなく、クラウドサービス上のソフトウェアをインターネットを接続した状態で利用するサービスで、常に最新状態のソフトウェアを利用することが可能で、軽微な変更については、使用者側の保守管理が不要となるなどのメリットが掲げられているものです。

国は、これまでの情報システムの利用形態が、行政機関等が情報システムを自ら整備運用し、所有する形態が一般的でありましたが、人口減少社会を前提とすれば、各府省庁が個別にアプリケーションを整備することや、約1,800の地方公共団体がそれぞれ個別にアプリケーションを整備していくことは必ずしも持続可能とは言えず、システムを所有から利用へと転換するSaaS利用を前提としたところであります。

ガバメントクラウドでは、国や地方公共団体等の公的機関が所有する公共情報システムのほか、公共情報システムとして民間事業者が整備し、国または地方公共団体等が利用する「公共SaaS」の利用環境としても利用できることとしているものであります。

本町において、「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」を行うに当たっては、主立った「総合行政情報システム（Reams）」の例で申し上げますと、政府共通のクラウドサービスの利用環境であるガバメントクラウドを利用して、「システムベンダー」が「公共SaaS」を構築した上で提供することになり、インターネットを接続した状態で利用するものであります。

ここでは「システムベンダー」と「公共SaaSベンダー」は同じ事業者を指すことになりますが、「システムベンダー」は、本町は業務委託契約を締結する前提で、セキュリティ管理については、国際基準「ISO27001」認証を受け、国の標準に適合した「公共SaaS」の構築を行うことができることを確認し、契約の相手方として選定しているところであります。

また、データの管理責任については、幕別町が負うことになりますが、万が一、セキュリティ侵害やデータ漏えいが発生した場合には、「システムベンダー」が迅速かつ適切に対応する体制が整備されていることも確認しており、十分な安全対策が講じられているものと認識しております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 質問の途中でありますが、この際、13時まで休憩をいたします。

12：00 休憩

13：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、荒貴賀議員の質問を続けます。

荒議員。

○8番（荒 貴賀） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

自治体DX計画で、自治体に取り組むべき重点項目として「自治体の情報システム標準化・共通化」というのが第一に取り上げられています。自治体情報システムの標準化については、この間、取組の佳境を迎えているのではないかなと思っています。行政の効率化と住民サービスの向上に向けて自治体情報システムの標準化は必要だということで、国のほうでは全自治体に短期間で集中的に行われてきました。ここに来て、国の目指す姿とやはり地方自治体の実情と困難というのが、すごく浮き彫りに出てきたなというふうに思っています。こうしたところから、何点か質問できたらと思います。

今もそうなのですが、自治体の情報システムは、これまでも標準化に向けて地域の情報プラットフォームの標準化ですとか総務省からあった中間標準レイアウトの公開ですとかというところで、そのベンダーさん、提供者さんがそこに合わせてさまざまな取組がなされて、大きく違いが出ないようなことがされてきたのです。幕別町も同様だと思います。機能についても、各事業者さんが競争範囲の中で利用者さん、いわゆる自治体が利便性向上のためにさまざまなカスタマイズを行って、自治体の同様な取組であったとしても、いろいろな自治体ごとの多様なシステムを全国で展開して、独自の事業を展開されてきたのです。だからこそ、その独立性ですとかいろいろな事業が展開するときに改善ですとか方向性ですとか、それに合わせてPDCAサイクルを回せて事業の改善が行われることができたといういい面があったからこそ、今まで誰もこの問題に手をつけてこないですし、むしろそれが推奨されていくと思っております。

しかし、ここに来て、それが問題だというようなことが出てきました。先ほど言ったような、このような状況が自治体情報システムに関わる人的・財政的負担を増やして、迅速で柔軟なシステム対応を阻害している要因であると考え、今後、自治体が安定的かつ持続可能な形で行政サービスを提供し続けるためには改善すべき課題であると考え、標準化することで課題を解決するということをうたって取り組んできました。

町長、これ、どう思いますか。今までの行政、今までの取組に対して否定とは言いませんが、そうではないというような取組を訴えて、自治体行政、標準化が進められてきました。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 独自性、独自性ということと言われるわけなのですが、どこの町もやることは同じなのですね。ただ、人口、産業構造あるいは地形などによって多少の特色があるので、それに対応、適合するような施策を展開してきたということでもありますから、そのためのデータとして独自にデータを取って、それを検証して施策に生かしていく、そういうことはあったのだろうというふうに思います。我が町に置き換えて言いますと、その辺の検証も行った上で、支障がないということで今ここは進んでおりますので、我々としてみれば、取れるデータというのは不自由なく使える状況にあるというふうに認識しております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 町長から今のシステムで支障がないというようなことでお答えをいただきました。

人口減少が進む中で、住民のいわゆる健康や文化のこと、これまでの政策が地域の経済を支えるために職員の力をこれからも発揮できるような制度であることを期待したいところでありました。標準化にもたらされる内容については町長からお答えをいただきましたので、私からは多少課題ではないかなと思うところについて、少し町の取組をお聞きしたいなと思います。

確認なのですが、現在の進捗状況をお聞きいたしました。回答をお答えいただく中で、いわゆる事業者さんを切り替えて標準化適合のパッケージを行うという認識でよろしいのですか。それとも、要は事業者さんを切り替えて、また新たに標準化に基準した事業者さんを選定されたという状況なのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 今ご質問いただいた事業者というのが、今まで自庁式サーバーということで庁舎にサーバーを置いて、先ほどの Reams と言っているようなシステムは、そちらのほうで運用していたということなのですが、基本的にはそのシステム事業者については変わらないということになります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。よく全国的には、事業者さんを変えることによってこれまでの契約がどうなるのかとか、新たな契約のときにどうなるのかというところがあったものですから、幕別町ではそういったことがないということで理解いたしました。

もう一つお聞きしたいのが、事業が今展開されているという中で、今言われた Reams が、12 事業が12 月下旬に運用が開始されると、それ以外の6 事業については2 月下旬からシステム移行が行われるというようなお話でありました。

移行期間についての動作確認、運用テストというものが半月ほどだったように認識しているのですが、かなり短かったなというふうに認識しているのですが、この辺について多く取らなかった理由、この辺で問題ないといった状況についてお聞かせいただければと思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） まず、すみません、システムの数なのですが、先ほど答弁でもお話ししたように国保と戸籍システムの二つ、三つ以外ということなので15 事務が12 月中には終わるということになるものなのですが、

今お話あった移行後の準備期間といいたいでしょうか、そういったもの、当初は実はもうちょっと短い、1 週間だったりそういったのを予定していたのですが、もうちょっと余裕を見て、今、半月ぐらいというようなもので想定しているということなので、当初よりは逆に言ったらちょっと長く、余裕を持ってしっかりと稼働に向けて取り組んでいきたいというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 幕別町ではそういった手順を取るといったお話ありました。昨年9 月に出た「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」というのが第4.0 版で出ています。ここにその工程フェーズ、全体像をこのように進めていくことが望ましいですよというのが示されています。この中で運用テスト実施期間と実際に運用開始期間で半年取られているのです。要は運用期間をかなり長く取られているのです。いろいろ状況があるので何とも言えませんが、こういった手順書がある中で幕別が、私自身、半月だったという中で、本当に問題や課題や、それこそ支障が出ないかというところでお尋ねしたのですが、もう一度確認しますが、この辺を踏まえた上で今の基準ということでよろしいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 答弁の中でもございましたけれども、本年9 月から、もうちょっと前からの準備作業にはなるのですが、本格的には9 月から環境構築作業が始まってということで、その前段でいろいろな検証が行われてきたということで今現在に至っているということでございます。ですので、結論から申し上げますと、順調に来ている、問題なかったというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。その辺は理解したいと思います。

では次、運用経費と予算措置についてお聞きしたいと思います。

2024年12月24日に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」、標準化に関することで経費は3割削減するというので進めていくのだと、強力に進めていくのだということで、実際どうだったのかなということで今回お聞きしました。計算したところで見たら、令和6年度で今の経費にプラス7,200万円、令和8年度はプラス5,700万円ほど、今までの経費にプラスされて動かざるを得ないというようなことになるのかなと思うのですが、今後これが国が言われているように3割削減というような状況が可能なのか、現状の試算でよろしいのでお聞かせ願えますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そういう詳細な試算はしておりませんが、ただ、6年度と8年度を比べるとおおよそ2.6倍ぐらいいかかっているという、これはもう事実であります。

ただ、これはやっぱり国策として国が進めてきているものですから、我々町村会あるいは十勝圏活性化推進期成会としては、国の責任において市町村の負担がないように進めてくれということは強力に申入れをしているところであります。ただ、私も1点不思議だなと思うのは、スケールメリットが何で出ないのかなと、そこだけはどうもよく分からないのです。ただ、実際に計算してみると、このような高額になっている。ただ、それは市町村の負担ではなくて国が責任を持って進めるべきだということで、これまでも要請活動を進めていますし、今後においても引き続き我々の負担がないように要請してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 本当にもう国策で進められたものなので、当然国が財政措置を行うというのは大前提ではあるのですが、しかし現実的に見たときに、これだけの負担が出てしまったということは周知の事実でありますので、町長が言われたとおり予算措置を求めていくということが絶対に必要であろうと思っています。

一つ確認なのですが、今回、中核都市さん、中核市市長会が出した要望書を取り上げさせてもらったのですが、ここを取り上げさせてもらった要因がありまして、要は運営経費がすごく上がっていると。そして、その増大分は国が責任を持ってほしいと。特にこの二つ目のところなのですが、標準化後の運用経費については国の補助がなくて自治体負担とされているというふうに書かれているのです。要は、先ほどご答弁の中では交付税措置というお話がありましたが、この辺はというふうに伝わっているのかについて確認させてください。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 運用経費、おっしゃるように補助金だとかという部分では今のところないということで、今お話ありまして、交付税措置、具体的に幾ら算入されているのだというのは申し上げることはできないのですが、包括算定経費というところの単位費用として交付税算入されているというふうに、これは交付税の解説の中でもきちっとうたわれていることですので、そのようになっているというふうに認識しております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 2.6倍に上がったというのは分かりました。ではなくて、今現状でどのぐらいの国からの交付税措置があったのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、今、課長が申し上げたように包括算定経費で、この分だけを取り出して詳細に計算ができるという仕組みになっておりませんが、幾らだということは言えませんが、ただ、大幅に算入されていないのだろうなということは大いに想像がついているわけですから、ここも包括算定経費の単位費用で見ると言っているのですが、そこをやっぱり上げてもらわないことには交付税全体としての需要額に反映できませんので、そこはやっぱりしっかり言っていかなければ

ならないなというふうには思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。すごく大切なところなのです。今、実際によく交付税措置されていますと言われながら、実際には3割しかなかったとか4割しかなかったとか、往々にしてあったものですから、やっぱりそこら辺については改善を求めていくこともありますし、特にそこは表に出して、こういった状況なのだという事は大きく取り上げていきたいなと思っております。

本当にこれ、私個人的に今回お話を聞いて、今までのシステムで駄目だったのかなとすごく思います。なぜここまでして、これだけのことをやる経過が必要だったのか、本当にそういった、そもそも論ということにはなってしまうのですけれども、本当にどうなのかなという思いは持っています。しかし、残念ながら法で定められてしまった以上は、そこに進めるということが必要になっております。逆に、町村会で言われたように全額交付税措置というふうになれば、システム分を全部交付税措置になってもらえれば、その分でまた違う事業が展開されるということも可能なのかなというところもあるので、そこはそこでやはりやることに対して、町としての体制をどう構築していくかという新たな取組にもなるのかなと思っていますので、そこでちょっと期待を持っていきたいなと思っています。

3番です。

自治体の独自性についてでありました。先ほど町長からもご答弁ありましたが、影響がないと、引き継がれるというお話でありますし、これからの制度、政策に困難な状況はないというお話でありました。

今後の制度設計についてお聞きしたいのですが、新たに制度設計を行った場合、対応が可能なのかについてお聞きしたいと思います。いわゆるシステムがかなり決まって、今までのシステムについては標準オプションとして対応できるというようなことでやられてきたのですけれども、新たなシステムを導入するとか新たなものを導入するときに、システムの柔軟性がどうなっているのかについて確認させていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 答弁の冒頭でお話ししましたように、国は今回、基幹となる20事務について標準化しようというところで、そこについてはいろいろ先ほどからもお話ありますように、これまでそれぞれの自治体でカスタマイズしながらやってきた。ただ、それがやっぱり問題だったと。そこに費用がかかったりとか統一性がなかったということで、国はそれを統一しようということになったものです。

今、荒議員が想定されている新たな制度設計というものが、例えば今言った基幹事務に附帯するものであれば、当然標準化の中身が変わるはずだというふうに思っています。うちの町で独自に何か載っけなければならないと、そういったものは今のところ想定されていないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 町の独自の事業を展開したときに、そのシステムを利用して制度設計ができるのかというお話だったのです。その辺についてはできるのかどうかをお聞きしたかったところです。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） すみません。そうですね。今、標準化されるものについても、データは市町村で、自治体でご自由にお使いくださいということで、データを取り出すことはできるのです。今、荒議員が想定されている新たなものというようなときには、そういったデータを活用しながら事業を進めることができるのかなというふうに想定しております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。システムの的に情報を取り出して、自分で独自設計ということは必要になるということなのですかね。そうではないのですか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 今、荒議員、あくまでも町の独自のものというようにお話ししているわけですから、当然独自のものになれば、独自で町で何らかのシステムをまた新たに構築するのか、取り出して加工しながら作業していくということは、もちろんだと思います。ただ、先ほどお話ししましたように、国全体でそういったものになる場合については、その仕組みそのものが当然変わるであろうというようにお話でございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 私が聞いたかったのは、町で独自にやるときに支障が出ないのかとか、それについて情報が足りなくなるとか、また新たに何かしなければいけないのかということについてお聞きしたので、それが自分でやるのであればやらなければいけないということで理解したところであります。

4番目の職員の負担軽減についてお聞きしたいと思います。

事務の負担軽減が図られるというお話でありました。

これ、自治労連が2月18日から8月1日までの期間に自治体におけるシステムの移行作業、ガバメントクラウドの利用に関する実態調査に取り組んでいます。全国で取り組んでいる170の自治体で、どこの町かというのはちょっと分からなかったのですが、170の自治体から回答を得て出されていました。その中で、調査の中で8割、86パーセントが運用費が増大したと、49パーセントが期限どおりの移行が難しいというような回答でありました。この中で、標準化後の懸案の項目がありまして、その中でやはり担当への負担が集中するのではないかとということが34パーセントほど、かなりありました。あと、職員の利便性が退化するのではないかと、あと、デジタル人材の確保はできないのではないかとというようなことで、調査結果がありました。この辺について、町はどういうふうに捉えていますか。対応等があればぜひお聞かせ願います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 逆に今、デジタル人材の確保ができないのではないかと。できないからこそやるのですよ、これ実はね。個々で専門的な職員を雇うことが今後ますますできなくなっていくので、そこは大きな国の中でやってもらう。そのことによってスペシャリストを育てる必要がないし、あるいは何か制度改正をやるときに、その制度がどうなるかということをしっかり覚えた中でそれを理解してシステムに反映させていくということをしていかなければならないわけでありますから、そういう点では、そこまで今後やれる人材を育てることは、幕別町においてもなかなか難しいですし、ましてやもっと小さい町村がたくさんありますから、非常に難しいのだらうなと思います。そういう意味では非常に職員の負担軽減に十分つながっている、そういうつながっていく方向に行くのだなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） まず、認識がちょっと違ったということで理解したいと思います。すごく負担軽減、この調査の中からこういった懸念があったので、町としてはこら辺についてどのように認識をされているのかということでお聞きしたところでありました。逆に問題がないのではないかとということでもありました。

一つお聞きしたいのが、保守点検についても事業者さんが入ってくるということで、要は機械が動かなくなったとか、そういったときにはどうするのだというところであるのですが、その辺についての対応はあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） その部分については自庁式のサーバーにあるのかクラウド上にあるのかという部分で、システムそのものはシステム事業者、先ほど言った同一の事業者です。ですから、何かあれば保守だとかについてはその事業者が行うということになっていますので、そういった意味では、予算上も保守点検、そういったものは継続して出ていくことなのかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。

では、5番目の災害時の運用についてをお聞きしたいと思います。

デジタルデータ、こういった機械的なものは、やはり災害時にすごく弱いのです。災害時、電気が来ないとそもそも制限されたりとか、回線が寸断されるとそもそも引っぱり張ることができないというふうなことがありました。先ほどお答えいただいた中で、二重にも三重にもというようなお話ではありましたが、しかし今までは庁舎内にあったサーバー、いわゆる自家発電ですぐに復旧が可能だったものが、やはりクラウド上、どこにデータセンターが置かれているのか分からないですけれども、共有的な関係があった場合に、電気がその送電網になかった場合もしくは送電網が寸断された場合、こういったところから対応をどうするのかというのがあるのです。

町も5年ほど前に自治体クラウドの検討がありました。そのときもサーバーが、当時は旭川と札幌近郊だったなと思ってはいるのですけれども、二つのところから引っ張って、バックアップもありますというようなお話がありました。でも、結果的に、位置の関係を考えたときに寸断されるかもしれないとか、この前のブラックアウトではないですけれども、1個落ちたら全て回らなくなるというようなことがあったときにどうなのかなということで見送った経緯があったのです。今回も災害時の対応について、本当に状況は問題なく対応できるのか、もう一度お聞かせ願えますかね。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは自庁式であろうがデータセンターであろうが、100パーセント絶対だということは私は言い切れないと思います。それが今回は、より強固になった、自庁式よりもより強固になって、それはデータセンター、通信経路、そして庁舎内での対応も含めて、より強固な方向に向かえる、そういう確信がないとできませんけれども、私はそういうふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 位置的な問題を考えると、なかなかそういうふうに認識できないなと思っているのです。庁舎内にそもそもサーバーがあって電力があってパソコンがあって、緊急電源も整備されていますので、すぐに復旧することができる。でも、やっぱり離れている、問題はないという、強固になったというお話はありましたけれども、なかなか現実的な距離を考えたときに、それが本当にどうなのかなというところで、やはり不安というか、どうなのかなというところで思いはありましたので、そこはちょっと同意が難しいなというような思いを持っています。やはりここら辺については町長は問題ないので対応されないのかな、ちょっと分からないですけれども、町独自でもBCPについても一度見直すということが必要なのかもしれないと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、では通信回路を幾ら持てばいいのだということにも通じるわけですね。今、二重に持つということにしていますけれども、これが三重なのか四重なのか10回路なのかという、際限がなかなかないのです。自ずとやれる範囲というのは決まってきて、少なくとも複数は持たなければならないということで、そういう面では十分、100パーセント大丈夫かということは言い切れませんが、私は通信網についても、ある程度の安全性は担保されているというふうに思いますし、BCP計画の変更に至るかどうかなというのは今は何とも言えません、細かく見ないと分かりませんが、そういう変更には至らないのではないのかなというふうな思いでおります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 状況は変わるので、ぜひ、変わらなかったら変わらない、でも変わる可能性がある場合には、内容についても検討や見直しというのを図っていただきたいというふうに思います。

6番目です。

SaaSの導入についてお聞きいたしました。現状では今ある事業者さんで取り組むというふうなお話でありましたので、新たに設けるというような状態にはないのかなというところで確認させてください。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） もう一度お話しいたしますけれども、この6番の答弁書にもございますように、システムベンダーと公共 SaaS ベンダーがイコールだということなので、今までうちのほうでやり取りしている事業者がそのままということになります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 事業者ベンダー、いわゆる新たな取組、いわゆるクラウドサービスを利用した住民サービスの向上というのは、きっとこれからも取り組まれる可能性があるのではないかなというふうに思っています。

今回お話ししたのは基幹産業の中の SaaS の取組でありました。しかし、今後のその重点計画、自治体 DX 計画の中には、さらに住民生活の向上を図るためにいろいろなことを取り組みましようというようにがありまして、幕別町でも現在、今も DX 計画の中で何点か取り組まれているところはあるのですけれども、さらにそれを増やしていきたいのか、いこうとしているのかというような計画があるものですから、そこについて町の方向性をお聞かせ願えますか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 今回、先ほど答弁申し上げた事務については、ガバメントクラウドという方式でそのほうに、それが今度メインにはなっていくのかなというところで。ただ、自庁式サーバーにもちろん残るシステム、独自のシステムについては残っていくというものもあります。これが全てクラウドサービスのほうに移行していくのかどうなのかというのは、現段階ではそのような計画はございませんが、例えば分かりやすいところでいくとホームページ、そちらのほうについては、もう既にクラウドサービスを利用しながら活用しているというものもございまして、随時更新のたびに、一個一個のシステムの更新のたびに、そういった議論にもなってくるかもしれませんが、現段階で、いつ、どのように、どのサービスを移行していくかというような計画は持っておりません。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） いわゆる情報システムを住民の方によく、中身によってはすごくよいものもあるのです。例えば、ごみアプリですとか、あれも実は SaaS なのですね。いわゆるクラウド上のサービスを利用して住民が利用すると。ただ、ここには個人の情報が入っていないのでまたちょっと取扱いが変わってはくるのですけれども、でも、これから準公共分野、いわゆる医療や介護、教育、防災、子ども、農林水産業、港湾、インフラということで、たくさんの事業を展開して進めて、よりよいものをという中で出てきているのです。いいものもあれば、どうなのだというものもあるものですから、やはりその状況についてしっかりと精査して取り組んでいただきたいということが今回の趣旨の説明でありました。

特に、今あるのが電子版の母子健康手帳が来年から導入というような話があって、これも SaaS、同じなのです。あと、保育施設と自治体の業務システムを連携していこうというのも、これも SaaS なのです。今、幕別町で独自でやっているのが教育委員会でやっている校務支援システム、これも SaaS なのです。違う分野でいろいろな形を設けて取り組んできたものをもっと広げてもっと効率的、効率的かどうか分からないのですけれども、やろうというものが本当に出てきてしまったのです。

すごくここで問題なのが個人情報の取扱いなのです。町長もこの間の議会の答弁でも個人情報は絶対に守らなければいけないし、その流出については絶対に流出しないようなシステムを設けているというお話がありましたけれども、これが事業者に渡ると、またその状況がどうなのかなと。当然、守秘義務の問題ですとか規約の問題ですとかはあるのですけれども、ではこれが本当に担保されるのかということですからすごく懸念がされます。

最近であれば 2024 年 3 月、自治体の端末に収集された小中学生の個人情報の取得・管理を民間業者に委託して、その民間事業者が海外に委託して、さらにはその一部を一般事業、学習アプリに機能強化のために行われたと。いわゆる GIGA スクールの内容だったと思うのですけれども、そこまで細かくは出ていなかったのですけれども、要は町の事業で進めて事業者さん、ベンダーさんをお願いしたにもかかわらず、こういったことが起きてしまったのです。やっぱりそういったところで、事業者さ

んと契約や締結について、もっとしっかりとした構築ですとか利用規約というのを持つ必要があるのではないかと思います。

今回、SaaSのお話をしたときに、個人情報の保護はすごく難しくて、町が、保育業務があるのですけれども、例えば保育業務支援システムを取ろうと、全保育所で同じシステムを取ろうということになったときに、事業者さんをお願いしたと、そのときには個人、保護者とか子どもとかにも同意とか町との契約というのが、かなり簡素化されるのだそうです。でも、私立の保育所とかが同じシステムを取った場合は、必ず町と保護者とか事業者さんに、こういった規約でやりますと、保護条例に関して細かく厳しく規定があるのだそうです。でも、町が入ってくることによって、自治体が情報管理をしっかり持っているから、その基準で事業者さんに行くというものが前提で入ってくるものですから、でも事業者さんがその認識が薄いとこういったことが起きるということでありましたので、ぜひその辺について、導入するとき、今後についてや今あるシステム自体をもう一度見直すということを図る必要があるのではないかと思いますので、その辺はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） セキュリティの部分ということなのですが、もちろん一つ一つの事務事業、そういった形で契約を結んでいくときには当然、確認作業、今言われたものというのは一つ一つ慎重に行わなければならないというふうに考えております。

また、前段の、実は内山議員への一般質問の答弁の中でもございました、来年3月までに地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに沿って、幕別町セキュリティポリシーというものも改めてまた、そういった規定も整備して、それに基づいて一つ一つの確認作業を慎重に行っていくというふうなところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ぜひ進めていただきたいと思います。先ほどありました、情報セキュリティポリシーを国の基準によって来年4月までにつくりなさいというのが来ているものですから、それにのっとるのかどうか、中身がすごく大事になるものですから、6番、セキュリティ対策の（8）業務委託と外部サービスの利用というところで、こういったものを取り組んでいただきたいと思いますというのがガイドラインにあります。富良野市さんが9月に既に制定されています。ちょっと早いなと思って確認させてもらったのですが、こういったところも参考にしながら、本当にいろいろ広がる中でどうなるかというのが、やはりすごく危惧するところでもありますので、そこをどういうふうに町として情報を守っていくのか、情報流出につながらないようにぜひ進めていただきたいと思います。

今回、全体を通して、国が行う事業なので、町がとか、なかなか難しいなというところはあります。でも、やはりこれだけの費用をかけて、これだけの人をかけてやられている以上は、よいものになってほしいというのがありますし、本当にこれが必要だったのかなという検証もまたあるものですから、次の段階に進んだときに今回のことを踏まえて次の事業展開がされて、町から要望や改善を行いながら次の展開を求めて、きっとデジタル化の流れというのは、これからも進んでいくのだと思うのです。でも、守っていかなければいけないもの、いいこともよくないこともしっかりと踏まえながら取り組んでいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これも、もちろんしっかり個人情報を保護する、そうした中で仕事をしっかりやっていくことは当然なのです。それで、我々が契約するに当たっては、法人たる幕別町と、また相手方の法人、それもしっかりした法人、ランクというか、能力も分かっていますから、そこを契約をするのですが、一番問題となるのは人的ミスだと私は思っています。相手がいかに信用に足る法人、会社であったとしても、そこは何千何百という社員で構成されているわけで、そのたった一人の、担当した一人のミスによって個人情報が漏えいしてしまうとか、そういうことになりますので、そこは契約時にしっかりと、あなたの会社は信用しているけれども、しっかり職員も含めて委託する仕事をやってくださいという、そういう信頼関係と、こちらからの要請も含めてやっていかなければなら

いなというふうに思っております。

○8番（荒 貴賀） 終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

次に、山端隆治議員の発言を許します。

○3番（山端隆治） それでは、通告に従いまして質問いたします。

鳥獣被害防止対策について。

近年、北海道内では、野生鳥獣による農林水産業への被害は深刻化しています。北海道が公表した令和5年度（2023年度）の調査結果では、全道の被害額は63億6,900万円で、前年度に比べ5億2,500万円増加しました。そのうち、エゾシカによる被害が51億4,500万円で被害全体の8割を占めているとともに、ヒグマによる被害額も3億3,200万円で、過去最多を記録しました。これらの被害は、牧草をはじめ水稻、馬鈴しょ、デントコーン、ビートなどの作物に及び、農林業経営や町民生活に大きな影響を与えています。

北海道では、令和6年12月に改定した「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」において、人とヒグマの空間的なすみ分けを図る「ゾーニング管理」を導入しました。これは、ヒグマを保護する「コア生息地」、人間活動を優先する「防除地域・排除地域」、その間に設ける「緩衝帯」といったゾーンを設定し、人身被害の防止とヒグマ地域個体群の存続を両立させることを目的としています。このゾーニング管理は、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」等の活用においても前提とされており、今後のヒグマ対策の中核となるものです。

以上を踏まえ、幕別町としても北海道からの通知や周辺自治体の取組を参考に、町民の安全と農林業被害の防止を両立させるための対策が求められていると考え、以下の点を伺います。

1、幕別町における令和6年度鳥獣別捕獲数は。

2、ゆとりみらい21推進協議会で所有している捕獲機材の種類と保有台数は。

3、ヒグマのゾーニング計画について。

北海道ヒグマゾーニング管理ガイドラインに基づき、近隣の池田町では既にゾーニング計画を策定していますが、幕別町ではまだ導入されていません。町民の安全確保のため、幕別町としてゾーニング計画を策定する考えは。

4、鳥獣駆除を担うハンターなどの安全対策について。

鳥獣被害防止のために活動するハンターや鳥獣被害対策実施隊員の安全確保は極めて重要です。活動時の安全管理体制と町の支援策についての考えは。

5、エゾシカ防護柵の設置について。

エゾシカによる農作物被害を防止するため、防護柵の設置は有効な手段と考えられます。幕別町の西側に位置する帯広市沿いにおける侵入防止柵の設置についての具体的な検討状況は。また、侵入防止柵を設置する考えは。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 山端議員のご質問にお答えいたします。

「鳥獣被害防止対策について」であります。

北海道は豊かな自然環境を有する地域であり、多様な野生鳥獣が生息しております。

一方で、特定の鳥獣による農林水産業への被害が深刻な状況にあることから、国や地方公共団体等が連携し、鳥獣の個体数管理や被害防除対策などによる総合的な対策を推進しているところであります。

北海道における野生鳥獣による農林水産業被害額は、平成23年度の約72億円をピークに、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業などの実施により、28年度には約47億円まで減少を続けておりましたが、近年は増加に転じ、令和5年度には約64億円にまで増加しております。

農林水産業別の被害額では、農業が約63億円、林業が約5,000万円、水産業が約100万円となっており、鳥獣別の主な被害額では、エゾシカが約51億円、ヒグマ及びカラス類がそれぞれ約3億円とな

っています。

被害額の約8割を占めるエゾシカにつきましては、北海道において捕獲等の措置を強化する必要があるとして、令和6年1月から8年12月までの3年間を「緊急対策期間」と設定し、エゾシカの捕獲等の実施主体その他関係する機関及び団体と連携協力して、捕獲等を重点的に推進するとしております。

本町における鳥獣被害につきましては、毎年1月に町内の農業者に対し、アンケート方式による「鳥獣被害実態調査」を実施しており、この調査によれば、平成22年度の約7,000万円の被害額をピークに減少傾向となり、その後も約3,000万円から4,000万円の被害があることから、「幕別町鳥獣被害防止計画」に基づき、ゆとりみらい21推進協議会を中心として、春の一斉駆除など継続的に被害防止に努めているところであります。

ご質問の1点目、「幕別町における令和6年度鳥獣別捕獲数は」についてであります。

本町における令和6年度の鳥獣別捕獲数につきましては、エゾシカが1,215頭、キツネが201頭、アライグマが259頭、タヌキ22頭、カラス84羽、ハト41羽、ウサギ1羽、ヒグマ3頭となっており、令和5年度の捕獲数と比較して、エゾシカが240頭の増、アライグマが52頭の増となるなど、エゾシカとアライグマの捕獲数が近年増加しております。

ご質問の2点目、「ゆとりみらい21推進協議会で所有している捕獲機材の種類と保有台数は」についてであります。

ゆとりみらい21推進協議会では、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して有害鳥獣を捕獲するための捕獲機材を購入し、わな免許を有する農業者の方への貸出しや町職員が設置するなどにより、有害鳥獣の捕獲に努めております。

ゆとりみらい21推進協議会における捕獲機材の種類と保有台数につきましては、熊用の大型箱わな3基、キツネ等の中型箱わな154基、エゾシカ用のくくりわな321基を保有しており、保有台数のうちキツネ等の中型箱わな120基、エゾシカ用のくくりわな290基については、現在、わな免許を有する農業者の方への貸出しや町職員、鳥獣被害対策実施隊において設置を行っております。

ご質問の3点目、「ヒグマのゾーニング計画について」であります。

ヒグマのゾーニング計画につきましては、昨年12月に改定された「北海道ヒグマ管理計画(第2期)」において位置づけられものであり、人とヒグマの空間的なすみ分けによって、あつれきの低減とヒグマ地域個体群の存続を両立させることを目的としております。

ヒグマが主に生息する「コア生息地」、人間活動を優先する「防除地域・排除地域」、それらの間で対応を調整する「緩衝地帯」を設定し、それぞれの範囲や対応方針を計画として取りまとめ、地域関係者が共通認識を持つことで、効果的な対策立案やスムーズな判断につながることを期待されております。

ヒグマのゾーニング計画の策定に当たりましては、本町における各ゾーンの定義、各ゾーンの対応方針、ゾーニングマップ、ゾーンごとの取組内容及び実施体制などについて記載する必要があり、これらの内容について、北海道猟友会帯広支部幕別部会や警察等関係機関のご意見を伺いながら、年度内を目途に策定を行う予定としております。

ご質問の4点目、「鳥獣駆除を担うハンター等の安全対策について」であります。

鳥獣駆除を担う狩猟者にとって、駆除活動中における安全の確保は重要であり、特に銃器を使用している狩猟は事故のリスクが伴い、また、山間部や森林での活動では地形や動物との接触による危険もあります。

本町においては、「幕別町鳥獣被害防止計画」による被害防止施策を効果的に実施するため、農林課及び経済建設課の職員16名に加えて、地元猟友会から推薦を受けて委嘱した4名の猟友会員で組織する「幕別町鳥獣被害対策実施隊」を設置し、鳥獣の捕獲等に関すること、鳥獣の生息状況、被害状況等の調査に関すること、鳥獣被害防止知識の普及活動に関することなどを行っております。

猟友会から推薦いただいた4名の方につきましては、非常勤特別職として農業者等からの有害鳥獣

出没の通報を受けて駆除を実施するほか、町からの指示に基づき、被害が多く発生する地域を中心に定期的に巡回して駆除を行っていただいております、実施隊としての活動中におけるけがや事故については、公務災害補償制度の適用を受けることとなります。

また、鳥獣被害対策実施隊以外の狩猟者の方については、各個人において加入されている保険等により対応いただいておりますが、今後においては、町からの要請に基づいて銃器を使用して駆除にご協力いただく狩猟者の方につきましては、非常勤特別職となる鳥獣被害対策実施隊としての委嘱を行うなど、引き続き、猟友会のご意見を伺いながら、安全な駆除体制の構築に努めてまいります。

ご質問の5点目、「エゾシカ防護柵の設置について」であります。

エゾシカ侵入防止柵の整備につきましては、ゆとりみらい21推進協議会の鳥獣被害対策専門部会において協議され、令和元年度から協議会の構成員であります幕別町農協と忠類農協において、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して整備が進められておりますが、この事業は、農協が事業主体となり、農業者、地域住民や事業者等の協力により、資材費が定額補助となる直営施工により実施しているところであります。

また、設置場所につきましては、侵入防止柵の十分な効果を得るため、計画的で広域的な設置や維持管理の徹底が重要でありますことから、地域での協議を経て順次整備が進められており、令和6年度までに131.7キロメートルが整備され、本年度は59.9キロメートルの整備が予定されております。

町といたしましては、本町の西側、帯広市沿いにおける侵入防止柵の整備については、具体的な要望もなく実施の予定はありませんが、ゆとりみらい21推進協議会の鳥獣被害対策専門部会において、ご意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

以上で、山端議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 山端議員。

○3番（山端隆治） それでは、再質問させていただきます。

ちょっと細かいことなのですが、エゾシカの捕獲した後の処分の方法なのですが、搬入と埋設とあるのですが、搬入は場所にと大体予想がつくのですが、埋設というのはどういう処理をしているのか教えてください。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（遠藤寛士） 埋設についてでございます。埋設といいますのは、山間部などに埋め立てるという処分ということでございます。

○議長（寺林俊幸） 山端議員。

○3番（山端隆治） 捕ったその場で埋めるということですね。ちょっと深めに、これ今、問題になっているのですが、熊は犬の7倍鼻が利くのですよね。土まんじゅうといって食べ残したやつをいけて、それを見張っているというのを、皆さんテレビで見分けている、一番駄目な方法なのです。だから、今までの感覚をまず捨てるということですね。だから、どこか搬入して焼却するなり、その場に置かないと。何で熊が増えたという原因もそこにあるのですよね。わなで捕って、苦労しないで獲物が捕れるという、それで熊が増えたという原因もありますので、その辺を協議会としても考えていただきたいなと思います。苦労されているのは分かっているのですけれども。

それと次、続けて質問いたします。

一応国の補助事業で年間100億円から108億円ぐらい出ていて、そのうち北海道は20億円ぐらい使っているのですが、協議体をしなければ使えないという、補助事業みたいな感じなのですが、この中で必要なもの、機材的に、ゾーニングするにしてもドローンだとか遠赤外線で見つけられるようなものを導入したり、それから安全対策、町の職員の方が16名と猟友会から4名ということで、まず安全第一ですね。鹿と違いますので、ヘルメットだとか防護服だとか、一番あれは熊スプレーですか、必ず持って対処していただきたいなと思いますので、その辺の考え方はどうですか。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（遠藤寛士） 議員おっしゃるように、エゾシカと違ってヒグマは最悪、人間を殺傷してし

もうということでございます。熊スプレーですとかヘルメットですとか、昨日の緊急銃猟マニュアルの中でも申し上げましたとおり、現場に向かう、これから作成するマニュアルの中でも町として常備しておくものを明記していく形になっておりますので、その辺十分踏まえて対応を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 山端議員。

○3番（山端隆治） 非常に危険な任務を負わせて本当に申し訳ないと思うのですが、これも行政の責任の一環で、住民も含めていろんな情報の共有をして取り進めていきたいと思います。

共生というのですが、これだけ増えてしまっていたら、何年かの間はそういうことにはならないのではないかと思います。まだ幕別は少ないのですが、ほかの自治体を見ていたら、もう熊は住宅地に出て当たり前というような状態になってきています。特に世界で8種類しかいない熊、北海道の密度が一番が高いみたいなので、外人も驚いています。ガバメントハンターは長期的には必要だと思うのですが、それを育てる意味でも町として少し考えを持って、そういう職員の配置も考えていただきたいと思います。その辺の考えはどうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 熊の捕獲につきましては、まだ十勝はそんなに、出没件数はあるのですが、捕獲に至る頭数というのはまだまだ少ないわけでありまして、十勝だけ見ても全部で今年158頭ですか、実は150とかという数字は、檜山管内で言うと1町でこのぐらいの頭数を捕獲しているわけで、これは昨日も申し上げましたけれども、ある町の町長の敷地内に箱わなを設置しているとか、カーテンを開けたら熊がそこを歩いていたとか、そのぐらいの頻度で熊がおりますし、また、夜間はもう一人では外を歩かないと、そういう自衛策も講じているということでありまして、ここは本当に、今、山端議員がおっしゃったように、かなりこちら側から捕獲をしていかないと被害が減っていかない状況にありますので、そこはまだ、うちはまだまだそこまでききませんし、緊急銃猟も果たしてやるだけの価値があるかといいますか、生息地がないわけですが、今のところ。生息地が確認されていないのでやりようもないのかなという、そんな状況ではあるのですが、やはり将来のためにしっかりと備えをしていく必要もありますし、出てきた熊についてはしっかりと捕獲をする。

それと、先ほどの鹿の残滓の問題でありますけれども、今まではこんなに熊の問題がありませんでしたので、言ってみれば現場で埋設するということが大体用が済んでいたわけですが、今後においてはなかなかそうはいかなくなってきましたので、エゾシカの食肉加工に回す分は別として、それ以外のものについてはどう適切に処理をしたらいいかということについても、これはゆとりみらいの中でしっかりと検討して対処してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 山端議員。

○3番（山端隆治） 幕別はもう20年以上も協議会、各農協が参加したり町も入って21推進協議会がありますので、ご苦労だと思うのですが、その中で十分検討していただきたいと思います。

それとあと、ここ何日かで、ふるさと納税でも手数料だけ取られるのですが、さとふるで熊の募金をやっていますね。それと二、三日前ですか、国土交通省では、熊は整備された川や何かにすぐ移動してきますので、何年か前、帯広小学校で出たのは日高から用水路を渡ってきて、だから熊にとってはすごく環境がいいのですね、河川改修したりなんかして。それと支障木や何か、これから手続が簡単になって、木だとか河川敷の改修ができるみたいなので、そういうのも点検して取り進めていってほしいと思います。とりあえず、危険を伴いますので、職員の方とかハンターの方には注意して取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、山端隆治議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩をいたします。

14：00 休憩

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、石川康弘議員の発言を許します。

石川康弘議員。

○10 番（石川康弘） 通告に従いまして、質問させていただきます。

自殺対策について。

悲惨な交通事故や死亡事故が後を絶たない状況は報道で毎日のように目にするが、平成7年まで全国で毎年1万人を超えていた交通事故死者数は、令和5年には2,678人と年々減少している。また、北海道における交通事故死者数は、平成7年は632人、令和5年は131人であり、約5分の1に減少している。これは道路整備などの交通安全対策への社会投資や道路整備が大きな成果の要因の一つとして見るができる。

一方で、厚生労働省による人口動態統計では、全国で亡くなった自殺者数の推移を見ると令和5年は21,037人、うち北海道では976人であり、令和4年と比較しても64人の増加となっている。交通事故者数と自殺者数を単純に比較はできないものの、近年では2万人前後を推移している自殺者の社会的状況は減少傾向にはなく、命の大切さと死亡者抑制に対する公的・社会的投資の厚さに大きな違いを感じられずにはいられない。

町は、昨年3月に第3期まぐべつ健康21を策定しており、町における自殺対策について以下の点を伺う。

1、今後の自殺対策への具体的な施策は。

2、国では毎年3月を「自殺対策強化月間」として相談事業や啓発活動を集中的に実施していますが、町の取組状況は。

3、ウェルビーイング（幸福実感）を啓発する考えは。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 石川議員のご質問にお答えいたします。

「自殺対策について」であります。

国では、平成10年以降、全国の自殺者数が3万人を超え続けていたことを受けて、18年10月に自殺対策基本法を施行し、自殺を社会的な問題として捉え、社会全体で自殺対策を推進することとし、28年3月には地域レベルの実践的な取組への支援を強化するため同法を改正し、自殺対策強化月間等を設けたほか、都道府県や市町村に対し自殺対策計画の策定を義務づけたところであります。

本町では、平成31年3月に第1期幕別町自殺対策行動計画を包含する形で、第2期まぐべつ健康21を改定し、同年4月に自殺対策に関する関係部局で構成する「幕別町いのち支える連携会議」を設置するなどの取組を進めてまいりましたが、国の自殺総合対策大綱の見直しを踏まえ、昨年3月に第2期幕別町自殺対策行動計画を策定したところであります。

このような中、本町における自殺の状況につきましては、厚生労働省が毎年3月に公表している「地域における自殺の基礎資料」によりますと、令和2年から6年までの直近5年間の自殺による死亡者数は合計で34人、年平均6.8人となっており、性別では男性が19人、女性が15人、年齢別では50歳代が7人と最も多く、次に60歳代と70歳代がそれぞれ6人、40歳代が5人と、40歳代から70歳代で全体の70.6パーセントを占めております。

ご質問の1点目、「今後の自殺対策への具体的な施策は」についてであります。

第2期自殺対策行動計画は、令和6年度から17年度までの12年間を計画期間とし、「相談窓口情報、支援策の発信」「自殺対策を支える人材育成、ネットワークの強化」「生きることへの促進要因への支援」の三つを基本施策として、それぞれの取組を進めております。

一つ目の「相談窓口情報、支援策の発信」につきましては、自殺予防や心の悩みを相談するため、保健課、札内支所、忠類ふれあいセンター福寿の3か所に設置している「こころの健康相談窓口」に

おける相談業務、広報、ホームページなどを通じて国・道の専門窓口や支援策の情報を発信するほか、心の健康に関する講演会を開催するなど、鬱病の予防や心の健康づくりのための心がけ、早めの対応などについて引き続き啓発してまいります。

二つ目の「自殺対策を支える人材育成、ネットワークの強化」につきましては、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期に気づき、しかるべき対応ができるようゲートキーパー養成研修会を開催し、身近な人の心の不調に気づき、自殺対策を支える人材を増やしていくとともに、「幕別町いのちを支える連携会議」の開催により情報共有を図ることで、庁内のどこに相談しても適切な相談場所につながることができる体制を引き続き整えてまいります。

三つ目の「生きることへの促進要因への支援」につきましては、帯広保健所が主体となり、管内の市町村やとちか広域消防局、警察署、有床精神科医療機関、教育委員会等で構成する「とちか生きるを支える連携会議」や、自治体、精神科医療機関、障がい者団体等で構成する「十勝精神保健福祉協会」等と連携を図りながら、各種相談体制の充実、講演会などの開催に関する情報を発信してまいります。

ご質問の2点目、「国では毎年3月を「自殺対策強化月間」として相談事業や啓発活動を集中的に実施しているが、町の取組状況は」についてであります。

自殺対策基本法第7条では、3月を自殺対策強化月間と定め、国や地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関や関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものと定めております。

強化月間における取組につきましては、本年の広報3月号に強化月間である旨を周知するとともに、北海道の専門相談窓口である北海道立精神保健福祉センター「こころの相談窓口」や24時間対応可能な「北海道いのちの電話」、町の健康相談窓口やメール相談窓口の情報を掲載し、独りで悩まずに相談してもらえよう情報発信を行ったところであります。

ご質問の3点目、「ウェルビーイング（幸福実感）を啓発する考えは」についてであります。

ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的によい状態であることで、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念であり、その感じ方は、個人を取り巻く生活環境、地域や職場などによってさまざまであります。

町といたしましては、法に定められておりますように、国・地方公共団体の責務のほか、事業主及び国民の責務を発信し、自殺対策を社会全体で支える意識の醸成を図るとともに、さきに申し上げました第2期自殺対策行動計画の三つの基本施策に沿って、誰もが悩みや生活上の困難を抱える人に気づき、どこにいても適切な支援につながることができるよう、心の健康づくり等に関する情報発信や、関係機関と連携し相談体制の充実に努めてまいります。

以上で、石川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○10番（石川康弘） それでは、再質問させていただきます。

まず最初に、第3期まぐべつ健康21を読ませていただきましたけれども、この表紙が非常にすばらしいなというふうに思ったのですね。「笑顔でつながる「健幸」をめざして」とあるのですが、健康の「こう」が「幸せ」になっているのですね。この思いというのは、どういうところにあるのか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 「「健幸」をめざして」の「こう」の部分が「幸せ」という部分ですが、3期まぐべつ健康21の健康は、体の健康の部分を目指した計画ではありますが、体の部分だけではなくて、当然それらが心身ともに、心も含めて、体も心も幸せに健康になっていく、そこにもじるといえるのか、健康というそこに幸せの言葉を入れて、「「健幸」をめざして」というふうな思いで計画策定したものであります。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○10 番（石川康弘） 思いが伝わりました。

自殺の背景なのですけれども、いろいろこの冊子にも書かれておりましたけれども、この背景は健康問題もちろんありますけれども、経済問題、また家庭問題、職場問題、それから格差問題とかハラスメント、いじめ、いろんなものが要因として複雑に絡み合っているのかなというふうに感じているところでございます。また、日本人の文化といいますか、その中に自分のことは自分でちゃんとしなさいとか、我慢しなさいとか、他人に迷惑かけてはいけないよとか、そういう日本人の文化的な人間性といいますか、それが非常に強くまだ残っているのかなというふうにも感じることができます。

1 点目、質問いたしますが、今後の具体的な施策なのですけれども、三つのことが答弁としてありました。どれも必要なことですし、着実にやられているのだなというふうに感じますが、二つ目の自殺対策を支える人材育成、ネットワークの強化、この中にゲートキーパー養成研修会を開催するというふうにあります。この冊子の中では、ゲートキーパー研修会の開催数の増加というところで、取組の中で、現状はゼロであると。それを目標値として 5 回以上開催したいのだという思いが書かれていますけれども、その辺のことが実際にもうやられたのか、それからもしやられたとして、あるのであれば、その成果をちょっと聞かせていただければと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） ゲートキーパーの養成研修会につきましては、議員おっしゃられましたように、これまで開催はしておりません。今回、計画期間が令和 6 年から 17 年度の 12 年間ですけれども、これらの中で、まずは役場職員だけでなく、町民も含めてまず身近な人たちがそういった悩みや問題を抱えている人に気づいてあげること、そしてしかるべき対応を取ってあげられることができる人をまず全体で増やすことによって、そういった自殺予防に取り組むことができるものですから、こういったものを今後開催して行政としてさせていただきます。そのため、効果等につきましては、今現在まだ実際開催していませんので、効果等はまだ今のところございません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○10 番（石川康弘） これは国からも示されていることなので、ぜひ早急に取り組んでいただきたいなというふうに考えております。

また、二つ目に移りますけれども、自殺対策月間、3 月が一番自殺をする方々が非常に多いということで、この月を月間としているわけですが、そのほかに 9 月 10 日から 16 日ですか、自殺対策週間ということで位置づけられておりますけれども、これについても同じような対策をされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） まず、自殺対策の強化月間、これにつきましては議員おっしゃったように 3 月でございます。このため、町としては答弁にもありますとおり、今年の 3 月に、まず 3 月は自殺対策強化月間ですということをまず周知すること。それと、まずこのような方々、このような方言ったら失礼ですが、悩みを抱えている方は、どうしても一人で抱え込んでしまう場合が多いような傾向が出ております。そのため、表題にも大きく書いたのですが、まずは一人で悩まずにいつでも相談してくださいということで、それは町だけではなくて、道や国、そして電話等が難しい方につきましては、メール等でも相談できますよということで、さまざまな相談先を紹介させていただきました。

次に、予防週間ですけれども、こちらにつきましては 9 月の 10 日から 16 日まで、予防週間ですけれども、毎年 10 月 10 日が世界メンタルヘルスデーという、心の、世界でのメンタルヘルスデーになっているものですから、今年につきましては広報 10 月号に世界メンタルヘルスデーを掲載し、心の健康状態を意味することとして、3 月と同じようにまずは相談先を掲載していただきまして、悩みがある方、問題を抱えている方はぜひ相談してくださいということで、その周知を図っています。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○10 番（石川康弘） たまたま全国の、厚生省の各自治体の取組について広報されていましたが、その中に幕別町が入っていなかったものですから、この質問をしたわけなのですが、やられていなくても報告をしていなかったということで、よろしいかなと思うのですが、十勝管内でも幾つかの町村はこの取組について報告をなされていますので、私もこれを見たときに、あれ、幕別は何かあまりしていないのかなというふうにちょっと不思議に思ったものですから、質問させていただきました。

広報等をしているのはよく分かるのですが、私は、広報だけで果たして効果がどのくらいあるのかというのは、非常に疑問なのです。どんなことでもチラシというのはほとんどがごみ箱に行ってしまうのが大部分なのです、残念ながら。そういった意味では、広報のほかに、やはり出前講座とか、また、町内会に足を運んでお話をするとか、何かそういったことも含めてやっていく必要はあるのかなというふうに思っておりますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 議員おっしゃるとおり、自殺というものにつきましては、さまざまな年代がございます。当然、子どもはございますし、出産期の女性の方、そして我々、我々と言ったら変ですが、働き盛りの方、そして高齢者、そういうさまざまな年代によって起こり得る問題でございますので、当然その方たちが接する媒体というのも、お年寄り、高齢者の方は結構広報を見ますし、働き盛りの方とか若い方は SNS を見る場合もございます。なので、先ほどは広報というお話をさせてもらいましたが、それ以外にも町のホームページでも情報発信したりしています。あとは、出前講座につきましては、当然、予防ということで何か出前講座を受けるのは、なかなか正直言うとなのですが、心の相談ということで依頼があれば、我々のほうとしては出前講座等を行うことは可能でありますので、ぜひご要望いただきたいと思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○10 番（石川康弘） 今、保健課とお話をしておりますけれども、この問題については多岐にわたることから、やはりほかの教育委員会をはじめ、いろんな部署でもこれについては対策を練る必要があるのかなというふうに感じておるところでございますけれども、3 点目に移りますけれども、ウェルビーイングですね。私もあまりこのことについてはよく知ってはいなかったのですが、いろいろと私も勉強させていただきましたけれども、一番は慶應義塾大学の名誉教授ですかね。前野隆司さんという人が 20 年以上このことについて研究をされているということで、ちょっといろいろと読んでみました。なぜこういう話をするかというと、先ほど最初の質問のときに交通事故のことも出しました。交通事故の場合は、例えば交通事故が起きないように、町では例えば旗波作戦だとか、それから学校生徒の見守りですとか、いろんな施策をしております。自殺の場合を考えてみますと、例えば先ほど出てきたゲートキーパーなどは、もうちょっと病んできているというところに目を届かせて、その人に寄り添って話を聞くとか、そういうことであると思うのです。でも、私が言っているのは、その前の段階、やはり予防なのですね。もっと上流のところをやはり考えていくのが一番だと思うのです。問題が起きてからそれを対処するというのは、確かに大事なことですけれども、非常にこれは人的にも金銭的にも労力の要することなのかなと思うのです。

この考えを私も持ったのは、実は先日も NHK のプロジェクト X で報道されましたけれども、中村哲さんがアフガニスタンで、彼は医者なので住民の治療をしていた。でも、どんどん患者が来て、でもなかなか治療を終えることができない。そこで発想したのが、やはり水だとか、それから食料とか、これがいいものを食べていないということが分かって、治療よりも、要するに百の診療よりも一本の用水路だということで、用水路を造って砂漠を緑にして食物が取れるようにしたということですね。その発想からいくと、このウェルビーイング、先ほど言いましたように、身体的、精神的、社会的に良好な状態、この状態であれば、こういうことが起きないわけなのですね。だから、ここにやはり町

としては力を入れていくべきだというふうに私は思うのですよ。確かに国が言っていることはやらなければいけないのです。でも、幕別町自体としてやはりこのことに目を向けて、いろんな分野で、それぞれの中で、職場の中で、やはりこれを推奨していくべきだというふうに私は思っています。

一番のこの中の特徴は、ここに書かれていたのは長続きする幸せと長続きしない幸せがあるのだというふうに二つに分けられているのですね。長続きしない幸せとは何だろうといったときに、社会的地位だとか、それからお金、物など、また人と比較するもの、こういったものというのは確かに得ることによって幸せはあるかもしれないけれども、でも持続はしないよねということなのですね。では、長続きする幸せとは何だろうかという、健康や環境による幸せ、それに加えて愛情ややりがい、自由や、それからお金で買うことのできないこと、こういったことを学びなさいということなのですね。

笑っていますけれども、いや、これね、実は最近、皆さん見られた方もいらっしゃるかと思いますけれども、よく皆さんご存じの昭和女子大総長の「女性の品格」の著者、坂東眞理子さん、この方が帯広に来られて講演をなさったということで、十勝毎日新聞に報道されておりました。彼女も実は同じことを言っているのですね。

ちょっと読んでみますけれども、自分たちがどう生きていくかというのは、どう収入を得るかが生活設計の基本だが、お金がたくさんあるイコール幸せではない。最低限は必要だが、どう使うかを考えていかなければならないというふうに言っているのですね。それから、もう一つは、これもちょっと興味があったのですが、余裕がないとできないかもしれないが、心を込めることでお金が生きて使えることもある。それは他の人のために使うお金、何かをしてもらったお礼の品として、つまらないものですがと一言添えて物や食べ物を差し上げることができると、人とのつながりを強くすることができる、これですね。それから、手持ちのお金が少なくなるのではなく、あげることで相手とのつながりが生まれ、人間関係が豊かになる。不動産や株などの有形資産に投資するよりも、姿や形には見えないが、次の世代や友人、世話になった人への感謝や応援という意味で、無形のものに投資するほうが人生を豊かにする。自分の信頼できる友人を紹介したりするのが無形の資産。自分がどういう時間を使って、どうお金や心を使うかによって無形資産となり、次の世代を豊かにするというふうに書いてありますね。これとウェルビーイングと非常に似ていることかなというふうに思うのですね。

ちょっとこれを聞いて、どうお感じですかね。このウェルビーイングというのは、やはりもっと広めていくべきだと、私は強く思っているのですけれども、あまり必要ないですか、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今ご紹介いただいたことは、どれもごもつともだなと。本当に理想だなと、理想と言ったほうが私はいいのかなと、生きる上でですね。今、この世知辛くなった世の中、価値観が多様化している。自分だけよければそれでいいのだと、この世相を大きくがらっと変えていかないと、なかなかそういう形には到達しないのかなというふうに思いました。ですから、これ、本当に難しいことだな。一人ひとりで気持ちを変えて、そして他者を思いやる気持ちもそこで芽生えさせなければ、ウェルビーイングという形には到底なっていないのだろうなというふうに思います。ですから、本当に理想だなと思いつつも、では具体的に何をすることによって、そういう形になっていくかなというのは非常に難しいと思いますし、それが行政でできるのかなという思いもあります。

一番、私が大切だなと思うのは、この世の中でいろんな方が、いろんな思いを持った方が生活をしていますし、いろんな事業所がありますけれども、その一つ一つの中で、ちょっとした他人に対する気遣い、これをやっていくことによって、随分変わってくるのかなというふうに思いました。それで一声かけられることによって、そこで何か新たな発見をすとか、それがやりがい、生きがいにつながっていくとかということが、大いにあるかなというふうに思いますので、そこをまず他者を思いやるということをする、広めるのが大切だろう。でも、ではどうすればいいのだというのが、なかなかこれは答えが見つからないわけでありましてけれども、これは家庭教育、生まれたときからの親の教育も大いに影響していると思いますし、また、これは幼少のうちからそういう気持ちを植え付けさせない

と、なかなかいきなり 40、50 になって、こうなさいといっても無理な話ですので、やっぱり小さい頃からのしつけであったり、幼児教育、学校教育、ここもしっかり他者に対する思いやりを植え付けるような、何かというのはなかなか言えませんが、そういった道徳教育なんていうことを言ってしまうと通り一遍ですけれども、そういった心の教育、心が豊かになるような教育というものが必要なかなというふうに感じております。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○10 番（石川康弘） 理想論と言われたら、それまでなのですけれども、でも私たちは理想を求めていくわけですから、確かにこのことについては 1 年や 2 年でできることではないです。だから、自殺対策だって、そんな 1 年や 2 年で、がたっと減るものではないです。だから、長い期間をかけてこのことについてやはり町民が学んで、生き方をちょっと修正しなければいけないというふうに、先ほど 40、50 と言いましたけれども、私、50 になってからこのことを学んで、生き方ちょっと変えたのですよ。いや、本当に。ですから、40、50 ならもう変えないとか、変えられないとか、そういう何かちょっと否定的な話は、お答えはしてほしくないと思うのですけれども。人間はいつでも、80 でも 90 でも、そう思ったら変えられるのだと思うのですよね。そのことをやはりいろんな媒体を通じて啓発していく。

また、この間、とかち館で坂東さんの講演があったみたいですが、こういう方を招いて町民にお話を聞いていただくとか、そういう場面は幾らでもつくれるかなと思うのです。そんなに町の財政に負担のなるような金額ではないと思うのですけれども、ぜひこういったことも続けながら対策を考えていただければというふうに思います。目先の起きてからのことはそれは当然やらなければならないことですが、こういう目に見えないこういうことにも、やはり私たちは目を向けて、時間やお金を使って、やはり心を豊かにしていくということが非常に大事なかなというふうに思っておりますので、その辺を期待して私の質問を終わりたいと思いますけれども、もし最後に何かあれば。なければよろしいですけれども、大丈夫ですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） せっかく本当に貴重なご提言をいただきましたので、本当に時間がかかることだと思うのです。地道に本当にやっていく。しかも、それが効果としてなかなか検証できない類いのものだと思います。かといって、やらないということにはならないと思いますので、そこも地道な活動をやることからやっていくということは大切だろうと思いますから、おっしゃったようにお金をかけずに地道にやっていく、そういう道を探っていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、石川康弘議員の質問を終わります。

この際、14 時 55 分まで休憩をいたします。

14 : 43 休憩

14 : 55 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18 番（中橋友子） 通告に従いまして、質問を行わせていただきます。

町職員が「住民福祉の増進」のために力を発揮し、生きがいの持てる職場に。

幕別町は、役場職員の働き方の支援の一環で「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、働きがいと暮らしやすさの両立を目指してきています。一人一人の職員のライフワークを保障することは、仕事の能率の向上や自己実現を図り、人生のやりがいと深く結びつき、ひいては町民との関係においても、町民に寄り添いゆとりある対応につながる事が期待されています。その実現のためには、何よりも長時間労働の是正と十分な賃金の保障が要になります。しかし、現状では職員の時間外労働は年間 3

万 8,259 時間、1 人平均 189 時間（2024 年度）です。過労死ラインの 100 時間を超えている職員が十数人もいます。賃金においても、基準となる人事院勧告の数値は、1998 年以降の 27 年間で 2.64 パーセントしか上がっていません。途中退職者も年々増加し、病気による休職者も、中途退職者も増えています。このような現状は幕別町だけに限らず、全国的な状況になっていることは看過できないことです。今や「公務員の成り手不足」にまで至っています。

この背景には、1980 年代以降、国が地方自治体に対し行政の効率化を求め、地方行政改革の下に、職員定数の大幅削減、民間委託・アウトソーシングを推進し、各自治体に「集中改革プラン」を求め、進めてきたことが大きく影響しています。人員と人件費の削減が繰り返され、地方公共団体の職員数は、1995 年の約 328 万人から 2024 年には約 281 万人に減少。さらに、2018 年の「自治体戦略 2040 構想」では、職員数を 2040 年までに半減させる構想となっています。

高齢化が進み、多様性が求められている現状では、効率化だけで住民の思いを酌み取ることはできません。「住民福祉の増進」を使命とする職員の皆さんが、時間外勤務などを極力なくし、自由な時間を増やすことで、ゆとりを持った仕事ができ、労働生産性を上げ、生きがいの持てる働き方につながるよう、以下の点について伺います。

1、「ワーク・ライフ・バランス」の取組についての評価。

2、時間外勤務の縮減について。

平均 189 時間の時間外勤務のうち、法定残業時間である月 45 時間を超えている職員は何人か。最高は何時間になっているのか。部署による偏りをどのように考えているのか。

3、職員の定数と配置について。

職員の定数は事務事業を遂行するための職員数の上限とされ、幕別町は 265 人となっています。現配置は 246 人であり、時間外勤務の多さを見ると定数近くの配置と機構の改革が必要と考えるがどうか。

4、男女の賃金の格差について。

幕別町の男性職員の給与に対する女性職員の給与は 70.4 パーセント（2024 年度）と公表されています。会計年度任用職員の女性の割合が 85 パーセントを占めていることが格差を広げているのではないかと思います。格差是正の取組を伺います。

5、会計年度任用職員の公募の見直しについて。

現在任用している会計年度任用職員のうち（保育士、図書館司書、保健師）で、通算の勤務年数別の人数は。

また、毎年の公募は中止し、希望者は再雇用とする制度に改善を。

6、住民との良好な関係を築くために。

総合案内窓口を分かりやすくし、町民が惑わず、気軽に職員に声をかけることができるよう、温かく迎えられる体制づくりについて伺います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「町職員が「住民福祉の増進」のために力を発揮し、生きがいの持てる職場に」についてであります。

近年、地方自治体では、各種制度の改正及び多様化する住民ニーズへの対応等、職員の業務が年々複雑化してきており、職員が意欲を持って職務に当たることができる環境づくりや、心身の健康管理を一層図っていくことが必要となってきたとともに、就業意識の変化や少子高齢化を背景に、仕事と生活の調和の取れたワーク・ライフ・バランスの充実を図り、職員の公務に対するモチベーションの維持・向上を図ることは、重要な課題であると認識しております。

ご質問の 1 点目、「「ワーク・ライフ・バランス」の取組についての評価は」についてであります。

ワーク・ライフ・バランスの取組といたしましては、有給休暇の取得促進や育児休業制度の活用、

定時退勤の声かけなどを実施しております。

有給休暇の取得は、心身のリフレッシュを図り、仕事に対するモチベーションを高め、業務効率の向上が期待されるなど、職員の能力をより一層発揮させることにつながるものと考えておりますことから、会計年度任用職員を含めた全職員に対して、年5日の有給休暇の確実な取得の呼びかけと、所属長から所属職員に対して有給休暇取得の働きかけを行っております。

この結果、過去3か年における有給休暇の1人当たりの平均取得日数は、年度別に申し上げますと、令和4年度は10.6日、5年度は12.3日、6年度は13.1日と、取得日数は年々増加しているところであります。

次に、育児休業についてであります。本町では、令和4年3月に策定した「女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画」で、育児休業取得率は、取得要件を満たした女性職員は引き続き100パーセント、男性職員は30パーセントを目標として取り組むこととし、過去3か年の状況では、女性職員はいずれの年度も100パーセントで、男性職員は、令和4年度は16.7パーセント、5年度は66.7パーセント、6年度は100パーセントとなっており、現在も同様の取得率が続いております。

また、令和4年から、職員の配偶者が出産する場合に、子の養育のため勤務しないことが認められるときに、5日間取得できる「育児参加休暇」や、1歳までの育児休業とは別に出生後8週以内に、2回に分けて取得できる「産後パパ育休」が、これまでよりも柔軟で取得しやすい休業として設けられたところであります。

これらの制度についても、23人中10人が取得するなど、年々、男性職員が積極的に利用している状況でありますことから、職場全体の意識改革や、男性職員が育児休業等を取得しやすい雰囲気が醸成されつつあるものと考えております。

さらに、本年第3回定例会において、「職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例」を改正し、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業の取得パターンの多様化を図り、育児のための部分休業制度を拡充したところでありますが、今後、職員がこれらの制度を活用することも見込まれているところであります。

このほか、毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、定時退勤の声かけとともに、時間外での会議を避けるなどのスケジュール管理のほか、「ノー残業デー」及び22時以降の残業に対する総務課への事前協議や、月45時間を超える時間外勤務を命じた所属長から当該職員の「時間外勤務の主な内容と今後の見込み」を総務課へ報告する取組を通じて、部、課及び係内での連携と業務が特定の職員に偏ることのないよう指導しているところであります。

こういった取組により、年度ごとの本町における職員の時間外勤務の合計時間数と1人当たりの時間数は、令和4年度が、合計時間数が4万2,978時間、1人当たりの年平均時間数が208時間、5年度が、合計時間数が3万9,578時間、1人当たりの時間数が197時間、6年度が、合計時間数が3万8,259時間、1人当たりの時間数が189時間と、このところ逡減傾向にあります。

ご質問の2点目、「時間外勤務の縮減について」であります。

令和6年度の時間外勤務の1人当たりの時間数は、189時間となっておりますが、労働基準法の年間時間外上限数の年間360時間を超える時間外勤務をした職員は実人数で27人、月45時間を超えた職員は実人数で70人で、最も時間外勤務を行った職員の時間数は753時間でありました。

時間外勤務につきましては、業務の繁忙期や突発的な業務に対応するため、やむを得ず行うものであり、令和6年度で申し上げますと、衆議院議員選挙、非課税世帯臨時特別給付金や定額減税調整給付金事務などに多くの職員が従事したことにより、時間外勤務が増加したものと分析しているところでありますが、こうした公務の性質上、部署による偏りは避け難いものと考えております。

ご質問の3点目、「職員の定数と配置について」であります。

職員定数については、幕別町職員定数条例に基づき、町長の事務部局をはじめ、事業会計の水道・下水道部局、町長部局以外の選挙管理委員会、教育委員会、監査委員、農業委員会及び議会の事務部局における常時勤務の職員の「定数」を定めております。

定数に対しての職員数については、総定数 265 人に対して、本年 3 月 31 日現在の職員数が 246 人、4 月 1 日現在は 255 人となっております。

これまでも、事務事業を効果的かつ効率的に遂行するために、必要最小限の職員数で最良の行政サービスを提供することを基本とし、社会情勢の変化に対応した業務量の増加等が見込まれる場合には、過度な時間外勤務が生じないように、適宜、係の新設や増員配置するなど、事務量と人員の適正化を図ってきたところであります。

今後も、将来にわたり安定的な行政組織を運営するため、退職者の動向や定年延長による職員の年齢構成等を考慮しながら、長期的視点に立った計画的な職員採用による適正な職員数の確保と、適切な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「男女の賃金格差について」であります。

男女の賃金の格差については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 21 条の規定に基づき、特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、または営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならないこととされています。

「令和 6 年度職員の給与の男女の差異の情報公表」における、男性の給与に対する女性の給与の割合で、任期の定めのない常勤職員の場合が 84.3 パーセント、任期の定めのない常勤職員以外の職員の場合が 84.6 パーセント、全職員が 70.4 パーセントと公表しているところであり、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、会計年度任用職員のフルタイム職員を指すもので、パートタイム職員については、職種で勤務時間や日数が不規則なことが多いため、算出からは除外しているところであります。

全職員の男性の給与に対する女性の給与の割合の差異が大きくなった原因としましては、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」、いわゆるフルタイム職員の保育士、介護支援専門員、給食調理員や図書館司書など、女性の人数が多いことから、常勤職員の女性と合わせた全職員の女性の平均年間賃金が下がることが一番の原因だと考えております。

また、その他の原因として、全体の時間外勤務手当の支給額に対して女性の支給額の割合が 36.7 パーセントとなっており、男性との差異が生じていることや、扶養手当や住居手当については、男性が支給対象者の大半を占めていること、さらに、フルタイム職員では、牧場作業員などの給料単価の高い職種で男性の任用が多いことなどが考えられるものであります。

このことから、全職員の男性の給与に対する女性の給与の割合の差異が大きくなる原因は特定されるものであり、「同一労働同一賃金」の原則に基づき、同じ業務内容であれば、性別に関わらず同等の給与額となっておりますことから、男女の賃金格差が生じているものではないと考えております。

ご質問の 5 点目、「会計年度任用職員の公募の見直しについて」であります。

本年 4 月 1 日現在で任用している会計年度任用職員の保育士、図書館司書、保健師の 143 人について、会計年度任用職員制度が始まった令和 2 年 4 月 1 日から 8 年 3 月 31 日までの間の通算勤務年数別の合計人数を申し上げますと、1 年から 2 年未満で 12 人、2 年から 3 年未満で 22 人、3 年から 4 年未満で 7 人、4 年から 5 年未満で 7 人、5 年から 6 年未満で 17 人、6 年以上は 78 人で全体の 54.5 パーセントと最も多くなっている状況であります。

会計年度任用職員について、毎年公募は中止し、希望者は再雇用とすることについては、同じ会計年度任用職員が継続して職務を担当することにより、業務の効率性が向上したり、行政サービスの質が安定すると考えられ、さらには希望する会計年度任用職員を再任用することにより、契約満了後の不安が軽減され、より高いモチベーションで職務に臨むことが期待されております。

しかし、会計年度任用職員制度は、地方公務員法及び地方自治法に基づいて運用されており、この制度の趣旨は、臨時的または一時的な業務に対応するものであると解され、再雇用を恒常的に行うことは、制度そのものが形骸化するという懸念があるとともに、毎年公募を省略して希望者を再任用する形式は、新しい人材の確保が制限され、組織の多様性や新しい視点の導入機会が失われたり、他

の求職者にとって不公平であると捉えられる可能性があるものと考えております。

そのことから、今後も地方公務員法第 13 条の規定に基づき、「平等取扱いの原則」の考え方をもち、毎年度の公募とすることで、雇用機会の均等を図り、同法第 22 条の 2 の規定に基づき、会計年度任用職員の採用の方法は、競争試験または選考によって任用してまいりたいと考えております。

ただし、前年度から継続して勤務することを希望する方にあつては、勤務評価をもって選考を行うこととするなど、採用方法の簡素化を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の 6 点目、「住民との良好な関係を築くために」についてであります。

本町の役場庁舎の総合案内窓口については、庁舎の南側入り口から入って正面に位置する住民生活部住民課の職員一人一人が、総合案内窓口の役割を担っているところであり、全員が来庁したお客様を温かい気持ちを持ってお迎えすることが大切であります。

したがいまして、なお一層、全ての職員が、明るい挨拶、温かい声かけを行うなど、来庁者が安心して話しかけられるような雰囲気づくりに努めるとともに、対応に当たっては、来庁者の表情や身振り手振りを含め思いを感じ取り、それに応えることが重要であると考えております。

このため、引き続き、毎年、「傾聴力」や「温かい対応」を身につけるため、採用時の職場内研修や十勝定住自立圏広域研修において、接遇に関する研修を実施するとともに、会計年度任用職員を含めた全職員を対象に、「接客マナー研修」を開催し、多くの職員が社会人として身につけておくべき接客マナーの基本である「相手を思いやる気持ちを、相手に伝わるように表現すること」について学ぶ機会を設けてまいります。

今後もさらに、職員研修の開催などを通じて、組織全体の接遇の意識を高めることにより、町民の皆さんとの信頼関係を深め、行政サービスの満足度向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 再質問を行わせていただきます。

ワーク・ライフ・バランスというのは、2007 年に政府や労働界や経済界、いわゆる政労使がつくり出した仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の憲章として定められたところから入ってきました。これがなぜ定められたかということは、第 1 の質問の中でも申し上げましたように、日本全体の労働者の環境が悪化してきている中で、地方公務員、国家公務員もそうですけれども、例外ではないということの中から位置づけられました。どうしてそういうふうになったかといいますと、1990 年代からずっと自治体に関わる、取りわけ職員の数などというのはどんどん減らされてきて、この間大きく 5 回の波があったというふうに示されています。

一番初めには、1995 年の、これも経済界が出しました日本経営新時代というのがありまして、このときに初めていわゆる非正規雇用公務員が増やされたと、労働規制の緩和が行われたわけですから、やられました。それから、その次に労働法そのものが改正されるということがありまして、そして 1997 年、これが 2 回目になるのですけれども、地方行革の推進というのが初めて出てきました。自治体の民営化、民でできるものは民へというふうにして、官がスリムにということでありました。それで、第 3 回目は 1999 年、地方分権推進一括法ができたときです。このときは、その流れの中で幕別町の合併も行われたのですが、自治体の大合併による職員の減ということがありました。そして、4 回目が 2005 年、これは新地方行政改革指針というのが出されまして、これは第 2 期の行革とつながるのですけれども、定数削減というのが表面を切って提示されるようになりました。そして、今、出されているのが、これも 2018 年からなのですけれども、地方自治体戦略 2040 構想。さっきの質問でデジタル化の同僚議員の質問が複数ありましたが、これを導入することによって地方公務員を 2040 年までに半分にするのだということの流れの中で、今、職員の皆さんたちがいろいろ汗をかいて業務に取り組んでいただいているというのが現状であります。

それで、質問の 1 点目に入っていきますが、ワーク・ライフ・バランスをやらなかったらもたないというような、そういう現状まで追い込まれていった中から生まれてきたということをまず申し上げ

た上で、これまでの幕別町の取組については、数字を示して、職員の皆さんが生活面においてのゆとりというものを考慮した上で、有給休暇あるいは育児休暇、産児参加休暇あるいはノー残業デーなどとして、実績を上げられてこれられたのだというふうに思います。数字も少しずつではありますが、よくなってきているという言い方も変ですけども、そういう状況にあるのだろーと思います。これは、今後も大いに進める必要があると思いますが、ただ時間外については、やはりもっと改善が必要だと思いますので、次の項目の中で再質問いたします。

このワーク・ライフ・バランスの中には、こういった実質的な休暇が必要なのだという、時間をつくるための提案は柱にはなっているのですけれども、同時に、いわゆる生きがいのある職場、人間らしい職員関係ということで、ディーセント・ワークというのもここに入ってきているのですよね。町長が今お答えいただいた評価の中には、このディーセント・ワークに関わっての評価は、ほとんど触れられていないなというふうに思ったものですから、いわゆる職員のメンタルも含めて、ライフワークですからね。ですから、健康でなかったら保てませんし、それから職場の環境が良好でなければ、幾ら休暇がたくさん保障されても辞めざるを得ないとか、そういうことにつながっていきます。したがって、このディーセント・ワークに対する考え方というのををお持ちだと思うので、お示しいただけますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ公務員の職場のみならず、今どこの職場に行っても、そういった問題が発生しています。それで、そのことによって長期休職になったり、90日まで病気で休めますけれども、それを超えてしまうと休職になってしまう。それが、やはり一度バランスを崩すと、なかなか元には戻れない、職場としてもあまり負荷をかけないように仕事をやってもらっているのですが、どうしても再発していくと、それを繰り返していくということがありまして、これは本当にこの件に関しては悩みが尽きないというか、もう対処しようがないというか、もう本当に配慮しまくっているというぐらゐ配慮していると、我々は思っているわけです。にもかかわらず、だんだんバランスを崩すレベルが下がってきていると思うのですね。前はこのぐらいでバランス崩したのが、次にはだんだんここまで行ったらもう崩してしまう、次はこの辺で崩してしまう。ですから、かなり働きやすいような配慮をしているのですが、あるいは精神的に苦痛を与えないように配慮しているのですが、どうしてもそういうふうにレベルが下がってきているので、ここも本当に難しいなと。もう現状でやれることは全て関係する職員が配慮してあげているにもかかわらず、それをだんだん小さなつまずきでもバランスを崩すという傾向があります。

ただ、言えることは、やはり職場内のコミュニケーションが一番大事だというふうに思っています。そういう点で、私はこれが非常にがんになっているな。便利になっているかもしれませんが、向かい合っていると、どうしても言葉が少なくなるのですね。ここはやっぱりこれだけで下手したら、直接話さないでメールでやり取りする、そういうケースもどうやら私も聞いているのですけれども、そうではなくて、人間の特性というのはしゃべることでありますから、しゃべることによってコミュニケーションを図っていくことが何よりですし、そこで細かな配慮をしてあげるということも非常に大切だろうというふうに思っています。

ですから、答弁にはありませんでしたけれども、これは本当に日常的にどの職員も心がけて取り組んでいることでありますし、そこは私も課長連絡会議等ありましたら、そこは十分気をつけて気を配ってあげてください、そんなお話もさせてもらっているところでもありますから、やることはやっているつもりであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 時代といいますか、それぞれの学んできた時期の教育もありますし、環境もあるでしょうし、そういった中で成人になって、いろんな職場に入ってくる、幕別町の役場にも入職してくれるという中で、メンテナンスというか、よく打たれ弱いとかという言葉もありますけれども、そういう意味では、お互いにその状況も含んで、汲み取りながら人間関係を築いていくことも大事なの

かなというふうに思います。

残念ながら幕別町も中途退職の方たちが、昨年ご報告いただいただけでも二桁に上っていたということもありますし、それからいただいた資料では、病氣療養という方も実際に昨年は4名いらっしゃるということもありました。やっぱりそういうことが影響しているのかなというふうに思います。

これはちょっと全部お勧めということでも全然ありませんが、10月に私ども議会の総務文教常任委員会で、苫小牧の視察にみんなで学びに行かせていただきました。そのときに、それはそういうメンテナンスの面での取組が優れているという、先ほどもありましたけれども、ウェルビーイングということで取り組んでいられるという紹介があつて伺ったのですけれども、やっぱり専門の担当があることにもびっくりしましたけれども、総務部行政監理室なんていうのがありまして、そこに服務として働き方改革担当というのがあつてやっていたのですけれどもね。

要は、やっぱり若い方、女性の方、いろんな意味で職員の声を聞き出しているという、その努力というのが見えました。人間関係を築くという点でも、非常にそういう専門部があるだけに徹底してやっていたらまし、それから健康を害するような、ストレスにつながるようなことは、職場で見える範囲では極力取り除くというようなことで、うちの町もやっていますけれども、服装であるとか、給食時間、お昼寝の時間を取るとか、いろんなことやっていました。問題は、私、やっぱりそれぞれの町でやればいいことだなとは思っていたけれども、そういうことを問題意識として持って改善しようというその担当の姿勢と広がりというのは、やっぱりちょっと進んでいるかなというふうに思いまして、そんなこともぜひ紹介させていただきました。なかなかいいBGMも流れていたり、本当にいろんな点で気遣っているなというふうに思いました。それは紹介だけにとどめさせていただきます。

それで、実際はそういう休暇を取得とかということは、どんどん進んできたのですけれども、残念ながら質問の2番目に入りますが、時間外の勤務も減ってはきているのですが、しかしこれは大きく改善されているという数字とは見られないなというふうに思います。

この間、町長ずっと言われましたけれども、3年前からの実態を示していただきました。208時間平均から189時間になったということは下がってはいるのですけれども、これコロナのときなどの特別な仕事とかというようなこともあったりした関係もあったのではないかと思います。時間外の勤務時間は、2024年は189時間、金額にして8,423万6,839円、前年度も8,300万円、その前は9,100万円、その前は8,400万円というふうにあまり動いていないのですよね、経費的にも。

これは、やはりいつもこの質問をすると、選挙がありましたとか、それから特別給付金の支給がありましたとか、特別な仕事がありましたとおっしゃられるのですけれども、もちろんそれあると思います。でも、この数字が特別なものがないときとそう変わるのかと。それから、選挙も、選挙だからといって、そのときだけ増えていくと、これだって総務課でずっと担当している仕事ですから、もちろん特別な仕事は入ると思いますよ。ですけれども、それだけでこんなふうが増えるのか。しかも問題は、法定を超え、過労死を超える100時間を超えるという人が十数人いるということもありまして、いわゆるそういう仕事を並べていくと、だから仕方がないのだということで終わるのではないかと思います。ですけれども、それで終わらせていいのでしょうか。過労死の状況を毎年毎年放置しておいたら、それこそワーク・ライフ・バランスというのは、がっちり崩れてしまうと思うのですけれども、もう一度その辺の考え方を伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに毎年毎年臨時的な業務はあるのですね。選挙も大したことないというようにお話でしたけれども、もちろんこれは担当している総務課の職員は、もう本当に間違ったら駄目なのです、選挙というのは。普通に何もなくて当たり前と言われているのです、選挙事務というのは。ですから、やっぱりかなり勉強するところもありますし、いろんな問合せもあります。政治活動と選挙活動で、これはいいとか悪いとかという、そういう問合せも結構あるのですね。そうすると、やっぱり調べないと、すぐ即答はそうそうできないもので、どうしても担当の総務課の職員は時間外が多くなる。

それと併せて、投開票事務に大量の職員が出ますから、これ出ないともたないですから、投票所を増やさせていただきましたけれども、それでやっぱりかなりの職員が投開票の事務に勤務しているということがありますので、選挙一つ取られると、そういう状況がありますし、また給付金関係は、どうしても課内体制なり部内体制で応援体制を組んでいながらも、どうしても本当に担当する3人ぐらいの係に、やっぱり仕事が集中するということがあります。

実は口では特殊業務があるから多くなるのはやむを得ないのだと言って、具体的なお話もあまり示していなかったのですけれども、実は6年度、そういった特殊の状況を取り除くと、1人当たり164時間になるのですね。ですから、そうすると189時間から見ると、かなり20時間以上減ることになります。でも、あるではないかと言われるかもしれませんが、そのぐらい特殊要素として、1人平均に直したときに、20時間以上差が出てくるよということは、まずご承知おきいただきたい。

そういう中で、164時間はどんな時間なのだろうというふうに考えたときに、これは月に直すと20日、22日ぐらいありますから、22で割ると1日当たり0.6時間ぐらいなのです。37分なのです、1日当たり。1日当たり37分、これやむを得ないだろうと言いたくはありませんけれども、そういうのはどうしても残務整理があつたりなんだり生じてしまうという実態も、実はありまして、時間外勤務が、あるいは残務整理する1時間の時間がゼロになるということは、ないということも認識をしていただければというふうに思いますので、百六十何時間と聞いたら、すごく時間数があるよ、随分時間外勤務やっているなというふうに思えるかもしれませんが、これはやっぱり1日に直していくと37分ぐらいだということになりますので、ここに、では不足しているから職員をつけるかということ、そこまでは至らないということにもなってくるので、そこはどうしても波がありますので、1年を通じて、あるいは一月を通じたら波がありますので、そこを最大の事務量に応じた職員数が配置できればいいのですが、そういうことにもなりませんので、そこはやっぱり最小の経費で最大の効果を上げることが、もう地方自治というか行政運営の根本にありますので、そういうことを考えると、そういったところも、こういったところも、申し訳ないけれどもやむを得ない部分として認識をしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 私のお尋ねの仕方も正しくなかったなと。選挙の人たちがたくさんの仕事をしていないなんていうふうには全然思っていないので、それは理解をした上で、一番自分が問題にするのは、そういうやむを得ない事情もあつたにしても、しかし法定を超える45時間を超えて、過労死になる100時間を超えるのが、毎年毎年なくならないというところに、これは職員の命を守るという視点から見ても、改善が要るのではないかなというふうに思います。どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そのことは当然一番大切にしなければならないことであるというふうに思います。同一の人間が5年も6年も7年も同じように労働時間を超えて勤務しているわけではありません。大体3年、4年の周期で人事異動していますから、一人の人間に偏って時間外をやっているという実態は、私はないなと思っております。ただ、どうしても忙しい部署、比較的時間をやらなくても済む場所という、そういう部署がありますので、どうしても忙しい部署に行ったところ、例えば政策推進の予算担当なんていうのは、やはり今もやっていますけれども、どうしても時期的に忙しくなる時間帯というか、時期がありますので、そこをでは1人足せるかといったら、そんな簡単な話ではなくて、やっぱりそこで頑張ってもらえないという事情がありますから、そこは同一の人間がずっともう何年も同じような時間外勤務の状況でいるということにはならない、そういう配慮は十分しながら、そういう人事異動もしながらやっているとあります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 分かりました。一人の人にずっと100時間が続いているわけではないのだよということを確認させていただいて。加えて80時間を超える残業が2か月、3か月続くのも、これ過労死ラインの中の一つの基準ですから、十分そこは配慮されてね。つまりこういうのがずっとあるもので

すから、だから定数を増やさなければいけないのではないかと、その3番目の質問には、そういうふう
に書いたわけです。いただいた資料を見ると、もう圧倒的に総務課です。毎年毎年 600 時間、700 時
間というのがずっと出てくると、これ人が足りないのではないかなんて思いました。だから、そうい
う設問もさせていただきました。背景については今お示しをいただきましたので、さらなる改善を求
めていきたいというふうに思っています。

それで、2番、3番はそういうことでありまして、4番目の男女の賃金の格差について、これは町
長が答えられましたように、同一労働同一賃金で差があるわけではないと。しかし、会計年度任用職
員の中に女性が多いということであるとか、住宅手当だとか何かが男性につくとかということもある
のですけれども、私は、やっぱりこれを通して、そういった働き方になっていることに対する見直し
というのもの、やっぱりしていく必要があるのではないかなというふうに思います。これは大きな視
点で考えて、女性労働の、なぜこれが公表されるようになったかという、301 人以上の企業に義務
づけられたのですけれども、生涯を通してこの賃金の低さというのが増えていくと、女性の貧困とい
うのは、今大体 27 パーセント、28 パーセントと言われているけれども、これが 70 歳、80 歳になっ
ていくとプラス 10 パーセントぐらいに、つまり年金なんかに全部影響が出てくるということがあるわ
けですから、こういった労働形態を、雇う側として、やってきている結果として貧困を招いていくと
いう、そういうところにもつながる認識も持っていただきたいというふうに思います。もし、あれば。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） この調査結果を公表しているわけなのですが、私はこれはそもそもおかしいの
ではないかと思っております。というのは、給料、基本給で比較するのなら、私は、基本給で比
較して、しかも経験年数が同じである人が、基本給でどれだけ違うかと比較するのなら、そこで差があ
るとしたらやっぱりおかしいなと思います。でも、これ給与ですから、給料プラス諸手当が入ってい
るわけです。そしたら、先ほど答弁したように、住居手当ももらっているもらっていない、これは1人
しかもらえませんか、大概是男性が住居手当ももらっているとか、あとは時間外勤務をやっている
比率も女性は三十何パーセントぐらいしかないということになると、手当を含めて比較をすることは、
そもそもおかしいのではないかなと思っている。本当に男女の賃金差があるとすると、同じ経験年
数、入って同じ経験年数でそこで違うのだったら、どこかで昇給が違うということになりますね。そ
れなら賃金が安いのではないかとということでありますから、私は働き方の上では、差別が公務員に関
しては全くない、町職員においてはなと思います。

ただ、この数字の出し方が、こういうふうに決まっているものです、こうやって出せということが。
それがそもそも世間から誤解を招くような、私は公表の仕方になっているかなと思っていまして、同
一賃金の話をしてしまったけれども、本当に町においては同一労働同一賃金を支払っているということ
で、それ以外は何もないと、全くそのとおりだと思っています。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 公務員においては、今、町長の言われているようなことが根底にあると思います。
民間企業であれば最初から差があって、基本給で違いが出てくるというのがあかな。私は、ぜひこ
の指標から、同じことになりましたけれども、女性というものの生涯の人生における給与あるいは年
金、いわゆる収入ですね、一生の収入の背景の中に、今の幕別町の正職員あるいは会計年度任用職員、
こういう振り分けの中で、当然、会計年度任用職員は答えにあるように女性が圧倒的に多いわけ
ですから、そうすると、結果としてそういうことを招いていることをここから汲み取ってほしいなとい
うふうに思いました。次、会計年度任用職員行きますから、もしあれば次のときにお答えいただきた
いと思いますけれども。

そこで、5番目の会計年度任用職員のあり方について、今回は賃金格差の問題ではないのですが、
長年勤務していただいている方たちがどのぐらいいらっしゃるのかということと、それからいわゆる
特に保育士ですとか、図書館司書だとか、保健師などの資格を持てられる方の状況、そしてそう
いう人たちの採用のあり方について、公募の見直しというふうに表題を挙げたのですけれども、これ

決算委員会のときにお尋ねしましたら、いやいや、公募はずっと続けますということでありましたから、改めてここでもう一度入れさせていただいたのだけれども、町長がお答えになられたように、労働基準法に基づいてやっているから、この基本的な姿勢は変えませんよということですよ。

それで、実はこのあり方が変わってきていることをご存じだったのでしょうか。私、決算のときにもお話ししたのですけれども、どんどん公募によらない採用が自治体で増えてきていますよという話をさせていただきました。北海道も、特に市が多いのですけれども、17の市が今公募を行っておりません。帯広市は公募していますけれども、それ以外の苫小牧であるとか、小樽だとか、名寄だとか、いろいろあります。根拠になるものがやっぱりあるのですよね。それは、今5年目を迎える会計年度任用職員の募集のあり方で、公平性ということもありましたけれども、繰り返し繰り返しお勤めいただく方には、今職員の評価というのがあります。そういうものを考慮した上で、公募を行わずして採用することが可能だという、わざわざ通達の文書も出されていることをご存じだと思いますけれども、出ているのですよ。私、今日その文書持ってきましたけれども。したがって、そういう変化に応じたやり方、なぜそういう変化をつくったかと言えば、やっぱり同じ人が、職員の方だってそうではないですか。毎年、特に図書館ですとか、保育士だとかといったら、同じ職種でずっと同じところで働いていて、その方の働きぶりの評価なんかできるわけではないですか。それを毎年毎年ゼロに戻して、はい、公募に応じてください、採用ですよ、試験ですよというふうにやることに疑問を持たないのかというふうに私は思うのですよね。だから、そこは合理的に外してやってもいいですよという通達が出たわけですから、それを尊重すべきだと思うのですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） その答弁の中で、先ほどの一番最後のところで申し上げたのは、まさしく中橋議員がおっしゃっていることなのです。ただ、公募そのものをやめると、新たに手を挙げたい人をオミットすることになるので、公募制は維持しますよ。ただ、経験年数のある方については、意思確認して、それで、私、次の年も勤めますと言えば、そこで採用を決めるということ、私は先ほど申し上げたつもりでありますから。ただ公募そのものをやめしまうと、全く真っ暗闇で採用するようなものですから、やっぱり新たに働きたい人はやっぱりその意思を汲み入れて、そして働いていた人は、1年間働いていたら分かります、おっしゃるとおり、どれだけ能力あるか分かります。それは別に面接しなくてもいいのではないですかということを言っているわけで、なるべく簡略化に向かって、勤務評価で人物が分かっている場合については、簡略化して採用に至ると、そういう手続に改めていきたいということを申し上げました。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 分かりました。

私も、最後にただしということをおっしゃられたので、これ具体的にどういうふうに簡素化するのかなというふうにしてお尋ねいたしましたけれども、次期からは、ではこういった繰り返し勤務されて、勤務評価がきちとなされて、勤めていただきたいという方については、その方には採用につながる。全体の公平性を考えた上での公募という形だけは残すということですね。分かりました。一歩前進だと思います。ぜひこれからの会計年度任用職員の方たちの重要な役割を果たされていますので、評価に値する採用を行っていただきたいと思います。

最後になりますが、住民と良好な関係を築くために、これちょっとこの流れから行ったら、あらと思われたかもしれませんが、職員の皆さんが本当にワーク・ライフ・バランスで、豊かな、生きがいを持ってこの職場で働けるという環境が、今もあるのだと思うのですけれども、そういう豊かさを通して、職員との、町民との接触の姿が表れてくると思うのですよね。そういう点では、職員一人一人の皆さんが、そういうことをしていないということでは全然ありません。だけれども、よく町民の皆さんの声からいうと、幕別町のこの新しい庁舎ができてから、庁舎の構造上、職員の皆さんのところに行くまでに、かなりの空間と距離があるという中で、ためらいがあると。それだけ離れているから、入ってきたら、すぐ声がかけられるわけでもない、それは物理的にですよ。そうなってくると、

やっぱりちょっと尻込みしてしまうというのが正直あるのですね。残念です、せっかくいい建物ができた中でやるわけですから。したがって、看板もあるのです、人もいるのです。けれども、もっと見やすい位置に大きく書いて、歓迎とまでは書かなくてもいいですけどもね。でも、こちら側からの距離を縮める工夫というのが要るのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに中橋議員のおっしゃることは、私も分からないわけではないのです。というのは、これ選挙の投票に行ったとき、大概の人は感じるのかな、自分が入っていったら、もうたくさんいる中で、だからすごく見られているという、その緊張感はあると思うのです。それに似たようなものが多分庁舎に入ってきた人は、あれだけの広いスペースで、ずらっとカウンターが並んでいて、職員が見ているとなれば、感じるかもしれないなということは分からないではないです。

ですから、そこは、まずは声かけだと思うのですね。朝だと、おはようございます、いらっしゃいませ、どこにご用事ですかという、そのぐらいのことがあってもいいわけで、今回の質問を契機に、ひょっとしたら管理職が先頭に立ってやるようになるかもしれませんけれども。少なくとも現状は、ある程度、知らんぷりではなくて、入ってきたら、お客さん来たなということで声かけもしていますので、そこはさらに温かい気持ちを持って対応していくと、お客さんを迎え入れると、そういうことに努めていくことによって、看板を設置しても、なかなか緊張している中で読めないですよ。どこに行けばいいのかとか、いや、本当ですよ。庁舎の柱に何階に何課がありますとありますけれども、あれは、実は作ってしまってから言うのも何ですが、ほかの庁舎に行くと、私ですらやっぱりどこに何課があるのか、やっぱりなかなかぱっと行きたいところを探せないのですね。そんなことがありますので、やっぱり温かいお声がけをしていく、それでも足りなければ、今おっしゃったような形が、どういう形がいいのかということは検討しなければならないというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 理解したいと思います。

でも、私、何課とある看板、あれ分かりづらいですよ。もうちょっと工夫できないものかと思って見ていました。それと、入り口の案内所の看板も高いですよ。それで、どうしてあんな高いところにつけているのかなと。やっぱり看板というのは、見てもらうために作るものであって、訳分らないものはないほうがいいぐらいの、そういうものだと思うのです。公式の場ですから、あまり崩して言うてはいけませんけれども。そういうのが迎えられている姿勢にないのではないかというふうになっていくのですよ、単なる空間だけではなくて。

だから、やっぱり徹底した挨拶であるとか、声かけであるとかというそれを併せて、そういったいわゆる体制や案内、あるいはプリントもそうです、役所用語で分からない、いまだにあります。そういうことも含めて、職員の皆さん、町民の皆さんの立場に立った迎え方、立場に立った文書の出し方というようなことが、もう一步踏み込んでほしいなというふうに思います。これは、今までの努力の上に、さらに積み上げていただければいいことではないかとは思いますが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） サービスというのは、これでいいというものはないと思っています。常にやっぱり改善をしていくことが必要でありますから、当然今言われたことは、個々の職員もそういう思いを持ちながらやっていますし、私も当然そうだと思っていますので、そこは期待にそぐわないようにしっかりとやっていきたいと思っています。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） ワーク・ライフ・バランスが本当に生きた形で、職員の皆さんの働き方、生きがいにつながっていく、そしてそれはやっぱり労働時間を短縮していくこととか、賃金の保障だとかにつながるということを、改めて申し上げて終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

15 : 56 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

令和7年第4回幕別町議会定例会
(令和7年12月11日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
11 岡本眞利子 13 藤谷謹至 16 谷口和弥
（諸般の報告）
- 日程第2 議案第99号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例
- 日程第3 議案第100号 北海道宿泊税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第4 議案第101号 幕別町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第5 議案第102号 幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改
正する条例
- 日程第6 議案第107号 幕別町保育料条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第108号 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例
- 日程第8 議案第109号 幕別町体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第110号 幕別町水洗便所改造等資金貸付条例を廃止する条例
- 日程第10 議案第118号 指定管理者の指定について（忠類診療所）

会議録

令和7年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和7年12月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (16名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘
11 岡本眞利子 13 藤谷謹至 16 谷口和弥 17 藤原 孟
- 6 欠席議員
12 小島智恵 14 田口廣之
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 笹原敏文 代 表 監 査 委 員 八重柏新治
企 画 総 務 部 長 山端広和 住 民 生 活 部 長 寺田 治
保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁 経 済 部 長 高橋修二
建 設 部 長 河村伸二 会 計 管 理 者 武田健吾
忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健 札 内 支 所 長 白坂博司
教 育 部 長 石田晋一 政 策 推 進 課 長 宇野和哉
総 務 課 長 西田建司 地 域 振 興 課 長 安田奈緒
糠 内 出 張 所 長 古山悌士 住 民 課 長 佐々木一成
防 災 環 境 課 長 半田 健 こ ど も 課 長 山本 充
商 工 観 光 課 長 本間 淳 水 道 課 長 和田智旭
保 健 福 祉 課 長 北原正喜 生 涯 学 習 課 長 谷口英将
ほか、関係係長
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 佐藤勝博 課長 岩岡夢貴 係長 渡辺 優
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
11 岡本眞利子 13 藤谷謹至 16 谷口和弥

議事の経過

(令和7年12月11日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番岡本議員、13番藤谷議員、16番谷口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、事務局から諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤勝博） 12番小島議員、14番田口議員から、本日欠席する旨の届出等がありましたので、ご報告をいたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第2、議案第99号から日程第9、議案第110号までの8議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第99号から日程第9、議案第110号までの8議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、議案第99号、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第99号、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の6ページ、議案説明資料の4ページをご覧ください。

国は、虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育所等職員による通報義務等の創設などを盛り込んだ改正児童福祉法を、本年10月1日に施行したところであります。

被措置児童等の虐待の定義に家庭的保育事業などに従事する者等が行う虐待を加え、通告義務の対象としたものであります。

改正児童福祉法の施行を受け、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の内閣府令等が改正さ

れましたことから、当該基準に基づき定めております関連条例を改正しようとするものであります。

議案説明資料の4ページをご覧ください。

第1条は、「幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の改正であります。

第25条は、虐待等の禁止を定めております。

児童福祉法の改正に伴い引用条項を改め、加えて、児童福祉法で規定する保育所以外の幼保連携型認定こども園と幼稚園の職員による禁止行為を加えるものであります。

5ページをご覧ください。

第2条は、「幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の改正であります。

第12条は、虐待等の禁止を定めております。引用条項を改めるものであります。

6ページをご覧ください。

第3条は、「幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の改正であります。

第12条は、虐待等の禁止を定めております。引用条項を改めるものであります。

議案書にお戻りいただき、6ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第100号、北海道宿泊税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第100号、北海道宿泊税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の7ページ、議案説明資料の7ページをご覧ください。

北海道は、地方税法第4条第6項の「道府県は、別に税目を起こして、目的税を課することができる」とする法定外目的税として、地域社会と北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課とする「北海道宿泊税条例」を令和6年12月27日に公布し、令和8年4月1日から施行するとしたところであります。

道条例の施行に伴い、令和8年4月1日以降、道内に所在する旅館、ホテル等の宿泊施設の宿泊者は、修学旅行等の参加者などへの課税免除の場合を除き、宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊料金の区分に応じて1人1泊につき100円、200円または500円の宿泊税を宿泊料金に加えて支払うこととされました。

道条例において、旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル施設と住宅宿泊事業を営む者は、宿泊税の特別徴収義務者と定められておりますことから、幕別町が設置しております白銀台スキー場の附属施設であります宿泊ロッジとアルコ236の使用料について関連条例を改正しようとするものであり

ます。

議案説明資料の 7 ページをご覧ください。

第 1 条は、幕別町スキー場条例の改正であります。別表第 1 第 2 号は、第 4 条の規定に基づき、白銀台宿泊ロッジの使用料を定めております。備考 4 として「宿泊者は、使用料とは別に北海道宿泊税条例（令和 6 年北海道条例第 83 号）に基づく宿泊税を納めるものとする。」と加えるものであります。

8 ページをご覧ください。

第 2 条は、幕別町アルコ 236 条例の改正であります。別表第 1 は、第 7 条の規定に基づき、宿泊料を定めております。

9 ページをご覧ください。

備考 7 として「使用者は、使用料とは別に北海道宿泊税条例（令和 6 年北海道条例第 83 号）に基づく宿泊税を納めるものとする。」と加えるものであります。

議案書の 7 ページをご覧ください。

附則についてであります。

第 1 項は、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

第 2 項は、適用区分を定めております。

この条例による改正後の幕別町スキー場条例及び幕別町アルコ 236 条例の規定は、この条例の施行の日以後の宿泊について適用する旨を規定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） 北海道が宿泊税の条例を決めたことによって徴収される新たな税ということですが、ただいまの説明の中で、旅館業として届出のあるところ、あるいは住宅宿泊事業というふうにご説明がありました。この幕別町のスキー場ロッジというのは、住宅宿泊事業ということになるのでしょうか。

それと、目的税として 1 泊 100 円から 500 円ということなのですが、具体的にスキー場あるいはアルコ 236 というのは、宿泊料金によって変わるのであるというふうには思いますが、宿泊料が決まっておりますので、この料金設定の場合は幾らかかっていくのかお示してください。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（安田奈緒） まず初めに、宿泊ロッジは、住宅宿泊事業法の届出をして営む施設になるのかどうかという点についてなのですが、宿泊ロッジについては旅館業法の許可を受けて営業している施設になります。

それから、料金の区分ですね。まず、アルコ 236 についてですが、今、条例で規定されている金額に基づきますと、道宿泊税については 100 円を徴収することになります。また、宿泊ロッジにつきましては、1 泊 3,300 円という料金設定をしておりますので、こちらも 1 人 1 泊につき 100 円ということになっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 北海道が徴収するということがありますから、当然、北海道に税というのは納められるのだと思うのですが、これが目的税でありますから、使途について何か還元されるような、そういった内容はあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（安田奈緒） 宿泊税の使途についてでございます。使途については、観光の付加価値化、それから観光サービス・観光インフラの充実・強化、それから危機対応力の強化、この三つを柱として、今現在、道のほうで検討しているというような状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 北海道が検討しているということでありますから、決まっていないということですね。実際に、こういう税を賦課することによって、利用者が料金を払っていくときに一緒に払うわけですが、直接、ロッジであれ、あるいはアルコであれ、そういったところの事業に何らかの応援という形で使われるのかなというふうに思っていたものですから、今、検討されている中身には、そういったことは入っているかどうかは分かりますか。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 北海道の税ということで、先ほど地域振興課長が申し上げた内容を柱といたしまして、さまざまな課題、今ですと、オーバーツーリズムですとか、あとは地方の二次交通の確保でありますとか、あとは情報発信をまたさらに充実させていくですとか、そういった北海道全体の施策として徴収するというので、今、道のほうで検討されておりまして、直接的に施設側に何らかの恩恵というか、そういったことが及ぶというよりは二次的な部分、そういったことの活用になるというふうに捉えております。

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 101 号、幕別町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 101 号、幕別町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 8 ページ、議案説明資料の 10 ページをご覧ください。

令和 6 年第 2 回町議会定例会において、幕別町立学校設置条例を改正し、幕別小学校と幕別中学校を廃止し、令和 8 年 4 月 1 日に新たに義務教育学校として「幕別町立まくべつ学園」を設置することとしたところであります。

義務教育学校「幕別町立まくべつ学園」の設置に伴い、幕別町公の施設の使用料等に関する条例をはじめ、九つの条例の関連規定を改めるものであります。

議案説明資料の 10 ページをご覧ください。

第 1 条は、「幕別町公の施設の使用料等に関する条例」の改正であります。

第 10 条は、「使用料の減免」を定めております。

第 1 項第 2 号及び第 3 号は、「中学校」の次に「義務教育学校」を加えるものであります。

11 ページをご覧ください。

第 2 条は、「幕別町立学校あり方検討会条例」の改正であります。

第 1 条は、「設置」を定めております。

「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に、略称既定の「小中学校」を「小中学校等」に改めるものであります。

第 2 条と第 3 条は、「小中学校」を「小中学校等」に改めるものであります。

12 ページをご覧ください。

第 3 条は、「幕別町学校給食センター条例」の改正であります。

第 1 条は、「設置」を定めております。

「中学校」の次に「、義務教育学校」を加えるものであります。

13 ページをご覧ください。

第4条は、「幕別町いじめ防止対策推進委員会条例」の改正であります。

第2条は、「所掌事項」を定めております。

第1号は、「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改めるものであります。

14 ページをご覧ください。

第5条は、「幕別町保育料条例」の改正であります。

第5条は、「町立保育所等副食材料費」を定めております。

第3項第2号は、「小学校」の次に「又は義務教育学校の」を加えるものであります。

15 ページをご覧ください。

第6条は、「幕別町立学童保育所条例」の改正であります。

第5条は、「入所の基準」を定めております。

「小学校」の次に「又は義務教育学校の第1学年から第6学年まで」を加えるものであります。

16 ページをご覧ください。

第7条は、「幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の改正であります。

第3条は、「一般原則」を定めております。

第3項は、「小学校」の次に「、義務教育学校（第1学年から第6学年までの課程に限る。以下同じ。）」を加えるものであります。

第11条は、「小学校等との連携」を定めております。

「小学校」の次に「若しくは義務教育学校」を、「その他小学校」の次に「、義務教育学校」を加えるものであります。

17 ページをご覧ください。

第27条は、「秘密保持等」を定めております。

第3項は、「小学校」の次に「、義務教育学校」を加えるものであります。

18 ページをご覧ください。

第8条は、「幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の改正であります。

第5条は、「放課後児童健全育成事業の一般原則」を定めております。

第1項は、「小学校」の次に「又は義務教育学校の第1学年から第6学年まで（以下「小学校等」という。）」を加えるものであります。

第18条は、「小学校」を「小学校等」に改めるものであります。

20 ページをご覧ください。

第9条は、「幕別町暴力団排除条例」の改正であります。

第9条は、「青少年に対する教育等のための措置」を定めております。

第1項は、「中学校」の次に「及び義務教育学校第7学年から第9学年まで」を加えるものであります。

議案書9ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和8年4月1日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第102号、幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第102号、幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の10ページ、議案説明資料の21ページをご覧ください。

幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法が平成25年に制定され、平成28年1月1日からマイナンバー制度が施行されることに伴い、同法の規定に基き、町の責務をはじめ、個人番号の利用の範囲等を定めたものであります。

マイナンバー法は、法に規定された事務のほか、地方公共団体が独自に条例で定める事務について、個人番号を利用できると規定しており、本町は、本条例において、町独自で個人番号を利用する事務と個人番号を含む情報の取扱いを定めております。

令和6年4月のデジタル庁からの「地方公共団体情報システムの標準化に伴うマイナンバー法に規定する条例の整備について」の通知において、本年12月22日の標準準拠システムへの移行に当たり、住民基本台帳に登録されていない者である「住登外者」の「宛名番号管理機能」をシステムに実装することは、同法第9条第2項に定める条例制定の必要があるものと整理されましたことから所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の21ページをご覧ください。

第4条は、法第9条第2項に基づく個人番号の利用範囲について定めております。

法第9条第2項は、地方公共団体の長等の機関は、福祉、保健、医療、その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができると定めており、この規定を受けて本条に定めているものであります。

第1項は、文言を整理するとともに、後段、6行目から記載の、町長又は教育委員会が住登外者宛名情報を利用して行う事務は、法別表に掲げる事務などとする定めております。

22ページをご覧ください。

第4項として、町長又は教育委員会は、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能で、住登外者を特定する固有の番号を付番し、管理するもの、住登外者宛名番号管理機能の活用による情報システムを利用することができると追加するものであります。

第5条は、法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供について別表第3において定めるものであります。

法第19条は、本則で、何人も、同条第1号から第17号までの場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならないとし、その第11号は、「地方公共団体の機関が条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき」と定めております。

この規定に基き、第5条第1項として、別表第3第1欄に掲げる機関、教育委員会が第3欄に掲げる機関、町長に第2欄に掲げる事務を処理するために必要な特定個人情報を求めた場合、町長は当該特定個人情報を提供すると定めるものであります。

第2項は、町長から特定個人情報の提供があった場合において、他の条例等で当該情報と同一の内

容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときのみなし規定であります。

別表第1は、本条例で定める、個人番号を利用する機関及び事務であります。

記載では、現行条例を省略しております。現行、「機関」は、第1項から第3項まで、全て「町長」で、「事務」の第1項は、子ども医療費助成条例、第2項は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、第3項は、町営住宅条例で、それぞれ当該条例の施行に係る事務を定めております。

第4項として、町長の、第5項として、教育委員会の実施する「住登外者宛名番号管理機能による住登外者情報の管理事務」を追加するものであります。

23 ページをご覧ください。

別表第2は、別表第1の事務、子ども医療費などに関する事務を処理するために必要な限度で利用できる特定個人情報を定めております。

現行の記載を省略しておりますが、こども医療費の場合であれば、住民票、地方税、国民健康保険などの医療保険給付、福祉医療などの情報であります。

必要な限度で利用できる特定個人情報として、それぞれ住登外者宛名情報を加えるものであります。

別表第3は、第5条として、町長が教育委員会に特定個人情報を提供する規定の追加に伴う別表の追加であります。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を加えるものであります。

議案書の12 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和7年12月22日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第107号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第107号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の22 ページ、議案説明資料39 ページをご覧ください。

本条例は、町立保育所及び町立認定こども園の保育料、延長保育料及び副食材料費などを定めております。

本町においては、保護者の経済的負担の軽減を図るため、全ての児童のご飯などの主食相当分を町が負担し、一定の所得以上の世帯に属する子どもに係る「おかず代」、副食材料費を負担いただいております。

昨今の食材料費の高騰に伴い、副食材料費の額を改めようとするものであります。

議案説明資料の39 ページをご覧ください。

第5条は、副食材料費を定めております。

第1項第1号は、子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる、満3歳以上、小学校就学前の教育認定、第1号認定の子どもに係る副食材料費を定めております。

月額を「3,600円」から320円増額し、「3,920円」に、夏休み等の長期休業日のある月においては、当該月の教育の提供を行った日数に乘じる1食当たりの副食材料費を「180円」から「196円」に改めようとするものであります。

同項第2号は、同法第19条第2号に掲げる、満3歳以上、小学校就学前の保育認定、第2号認定の子どもに係る副食材料費を定めております。

月額を「4,500円」から400円増額し、「4,900円」に改めようとするものであります。

第2項は、満3歳以上の教育認定、第1号認定の子どもで、教育の提供を行わない日、土曜日や夏季休業日などにおいて延長保育を利用し、副食の提供を受けた場合の合計日数に乘じる1食当たりの副食材料費の加算額を「180円」から「196円」に改めるものであります。

議案書22ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この条例は、令和8年4月1日から施行するとするものであります。

第2項は経過措置を定めております。

改正条例第5条の規定は、改正条例施行の日以後に行われる副食の提供に係る副食材料費の徴収について適用し、施行日前に行われた副食の提供に係る副食材料費の徴収については、従前の例によるとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 今回の改定案では、1号認定の子ども、一月320円の引上げで、年間3,840円、2号認定は、一月400円の引上げで年間4,800円の値上げとなります。保護者の負担は、そのぐらい引き上がるということで、兄弟がいればその倍ともなります。子育て世代もこの物価高騰でも実質賃金が上がらないもとの、生活と子育てへの困難や不安はますます強めていると思います。値上げとなる部分を何とか町で応援することはできないのかと思いますが、応援するとなると、総額で幾らになるのか、また町で応援するという検討はされたのか伺います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（山本 充） 今回、値上げした場合の影響額でございますけれども、実際に副食を徴収している10月1日現在での数字で計算した場合におきまして、まず町立の認定こども園や保育所等での影響額については、年間で75万4,560円、それと私立の保育園の2か所については、62万4,000円の増というふうになっております。

基本、保育所等における副食費につきましては、国が定める公定価格を目安に実際にかかった食材料費等を勘案して、副食費を定めております。今まで公定価格等引上げになったところでございますけれども、栄養価を変えないように、それに代わる代用品、例えばハウレンソウをコマツナにするなど、そういった工夫を重ねて、副食料金につきましては値上げを抑えていたところですが、やはり今回、食材料費の高止まりが続いているということで、公定価格の金額で今回値上げをさせていただきたいということでございます。

それに対する町の補助については、今、公定価格の引上げということで、現状では考えていないところであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 努力してきていただいているのは、お話を聞いて理解するところですが、新たな負担となりますと、保護者にとってはやはり厳しい生活への不安がさらにきつくなるというふうに感じます。こうしたこの機に値上がりについて、自治体で補填しているところもほかにもありまして、ぜひ検討していただきたいなと思ったのですけれども、町では新たに今回検討はせずに保護者負担にするというふうにされたのでしょうか。今回、検討はされなかったのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（山本 充） 町における補助等につきましては、帯広市において令和 7 年度 300 円、4,500 円から 4,800 円に値上げして、300 円分は補助しているという話はお伺いしております。今回、公定価格を引き上げるに当たっては、そういった補助も必要ではないかという協議は、検討はしましたけれども、今回は公定価格見合いに上がった 400 円で値上げするというので、そういう結論に至っているところでございます。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議がありますので、電子表決システムによる採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

なお、会議規則第 81 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定をいたします。

暫時休憩をいたします。

10：39 休憩

10：40 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

投票総数 15、賛成 11、反対 4。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 108 号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 108 号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 23 ページ、議案説明資料の 40 ページをご覧ください。

本条例は、児童福祉法に基づき、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を意味する「家庭的保育事業等」の設備及び運営の基準、いわゆる認可基準を定めております。

保育所等児童福祉施設の利用開始時の健康診断は、原則、各保育所等が行うこととされておりますが、全国の一定程度の保育所等において、保護者の同意の上で「乳幼児の健康診査」の結果を活用し、または、保護者から子どもの健康状態を確認するといったことが通例となっております。

こうした現状を踏まえ、保育所等における子どもの健康管理の円滑な実施に資するよう、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が、本年 9 月 16 日に改正され、同日付で施行されましたことから、本条例について所要の改正を行うものであります。

議案説明資料 40 ページをご覧ください。

第 17 条は、「利用乳幼児及び職員の健康診断」を定めております。

同条第 2 項は、家庭的保育事業者等は、母子保健法に基づき市町村で実施された乳幼児の健康診査等の内容が、第 1 項で保育の利用開始時に実施を義務づけられている健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないこととできると改めるものであります。

議案書 23 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 109 号、幕別町体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 109 号、幕別町体育施設条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 24 ページ、議案説明資料の 41 ページをご覧ください。

昭和 61 年に建設いたしました糠内町民プールは、建設後 39 年が経過し、施設、設備の老朽化が進み、利用者の安全面の確保が難しくなったことから、昨年 12 月来、糠内小学校をはじめ、同校 PTA 役員をはじめとする保護者の方々と今後の在り方について、協議・検討を進めてまいりました。

少子化が進展する中、糠内小学校においても、将来的な利用者の減少は避けがたいことから、体育の授業や夏季休業期間中のプール利用に関して、幕別町民プールへの移送支援を講じた上で、糠内町民プールを廃止することを地域の理解を得て決定しましたことから、所要の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の 41 ページをご覧ください。

第 2 条表中、区分「プール」から「糠内町民プール」の項を削るものであります。

議案書の 24 ページをご覧ください。

附則についてであります。

第 1 項は、この条例は、公布の日から施行する、と定めるものであります。

第 2 項は、本条例の制定に伴い、幕別町公の施設の利用料等に関する条例の一部改正をするものであります。

もう一度議案説明資料にお戻りいただき、42 ページをご覧ください。

別表第 9 項「体育施設」、第 1 号「体育施設（幕別運動公園陸上競技場を除く）」の表、区分「個人使用」の部中、「糠内町民プール」の項を削るものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第110号、幕別町水洗便所改造等資金貸付条例を廃止する条例を議題といたします。
説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第110号、幕別町水洗便所改造等資金貸付条例を廃止する条例について、
提案理由をご説明申し上げます。

議案書の25ページをご覧ください。

幕別町水洗便所改造等資金貸付条例は、昭和59年5月からの公共下水道事業の供用開始に当たり、
既設便所の水洗化に要する資金を無利子で貸し付け、水洗化の普及促進を目的に制定したものであり
ます。

その後、平成8年からは個別排水処理施設管理条例の、平成18年からは忠類村との合併により農業
集落排水処理施設管理条例の施行に伴う水洗化工事を貸付対象に加えて、現在に至っております。

貸付けに際しては、現行、既存住宅の便所を水洗式に改修する場合を貸付対象とし、貸付限度額を
50万円、償還期間を50か月以内として運用いたしております。

本年3月現在、幕別町公共下水道は、共用開始から41年余りが経過し、公共下水道処理区域内の水
洗化率は99.5パーセントに、農業集落排水処理事業区域内の水洗化率は96.9パーセントに、個別排
水処理施設の普及率は68.9パーセントに達し、個別排水処理事業による水洗化も順調に推移し、平成
29年12月以降、本条例に基づく貸付けを実行していないことから、令和8年3月31日をもって本条
例を廃止しようとするものであります。

附則についてであります。

第1項は、この条例は、令和8年4月1日から施行するとするものであります。

第2項は、汲み取り式便所を合併処理浄化槽に改造する際に、改修資金を無償貸付けする制度を定
めている「幕別町生活環境改善設備資金貸付条例」を併せて廃止しようとするものであります。

平成元年3月の条例制定当初は、公共下水道の処理区域外の区域にある既存住宅又は新築する住宅
に係る、し尿と生活雑排水を処理する合併浄化槽の設置工事を対象とし、生活環境の保全と公衆衛生
の向上を目的として制度を創設したものであります。

貸付けに際しては、貸付限度額を既存住宅の改修の場合は110万円、新築の場合は60万円とし、償
還期間はいずれも50か月以内として運用しております。

平成8年4月の個別排水処理事業の着手に当たり、前述のとおり、町の事業により合併浄化槽を設
置する場合は、幕別町水洗便所改造等資金貸付条例の貸付対象としており、平成8年以降、本条例に
基づく貸付けを実行していないことから、令和8年3月31日をもって本条例を廃止しようとするもの
であります。

第3項は、経過措置を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 118 号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 118 号、指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

12 月 9 日に追加提出いたしました議案書の 2 ページ、議案説明資料の 2 ページをご覧ください。

本議案は、忠類診療所の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

1、施設の名称は、忠類診療所であります。

2、指定管理者の候補者は、帯広市西 4 条南 15 丁目 17 番地 3、公益財団法人北海道医療団理事長三浦雅人氏であります。令和 6 年 4 月から 8 年 3 月までを指定期間とする現在の指定管理者であります。

3、指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 月 31 日までの 2 年であります。

議案説明資料の 2 ページをご覧ください。

1、指定管理者が管理を行う施設の概要であります。

忠類診療所は、幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例に基づき設置している公の施設で、昭和 58 年 9 月に地域住民の健康の保持と医療福祉の増進を図ることを目的として開設し、平成 6 年 9 月に現施設を建築し現在に至っております。

2、指定管理者が管理を行う業務であります。

指定管理者は、診療所での診療の実施と当該施設等の維持管理に関する業務などを行うものであります。

説明資料には記載しておりませんが、指定管理者の候補者の選定経過について申し上げます。

候補者の選定は、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 2 条の規定に基づき、公募を行い、指定管理者選定委員会の意見を聞いて、指定管理者の候補者を選定いたしました。

本年 8 月 6 日に幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の規定に基づき、識見を有する者と施設利用者の町民委員合わせて 4 名と町職員 4 名の合計 8 名で組織する選定委員会を開催し、公募要項を定め、8 月 8 日に公募を開始いたしました。

設定しておりました提出期限の 10 月 7 日までに応募がなかったことから、10 月 14 日から 11 月 28 日の期間で再公募を行い、今回の候補者であります公益財団法人北海道医療団 1 者から指定管理者指定申請書が提出されたものであります。

応募者の資格審査を経て、12 月 4 日に開催いたしました選定委員会において、候補者選定基準に基づきプレゼンテーションとヒアリングを行い、候補者を選定したところであります。選定委員会においては、診療所の管理運営の基本的な考え方をはじめ、安定した運営が可能となる組織体制や財政基盤などの項目で、委員一同から高い評価が得られましたことから、公益財団法人北海道医療団を指定管理者の候補者として選定したものであります。

説明資料に戻りまして、3、公益財団法人北海道医療団の概要であります。

同法人は、昭和 3 年にその前身の志田病院を開設し、昭和 23 年 5 月 5 日に財団法人志田病院として設立され、昭和 46 年に財団法人北海道医療団に名称変更を行い、平成 25 年からは公益財団法人に移行し現在に至っております。

資産の総額は 68 億 9,614 万 1,267 円、令和 6 年度の経常収益は 66 億 2,022 万 8,180 円であります。

本年 3 月末現在、理事 8 名、監事 2 名、評議員 7 名、職員 766 名であります。

事業内容であります。

同法人は、帯広第一病院をはじめ、帯広西病院、音更病院などのほか、介護老人保健施設とかちなど、医療と介護にわたる提供体制を有し、また生活困窮者への無料低額診療などにも取り組まれております。

4、指定管理者候補者の選定結果であります。

選定委員会委員 8 人の平均点数は、100 点満点中 87 点であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 118 号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 118 号、指定管理者の指定については、民生常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明 12 月 12 日から 12 月 15 日までの 4 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、明 12 月 12 日から 12 月 15 日までの 4 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 12 月 16 日午前 10 時からであります。

10：59 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

令和7年第4回幕別町議会定例会
(令和7年12月16日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
17 藤原 孟 18 中橋友子 1 畠山美和
（諸般の報告）
行政報告
- 日程第2 議案第111号 町道の路線の変更について
- 日程第3 議案第118号 指定管理者の指定について（忠類診療所）（民生常任委員会報告）
- 日程第4 議案第119号 令和7年度幕別町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第5 議員の派遣について
- 日程第6 閉会中の継続調査の申し出
（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）

会議録

令和7年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和7年12月16日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月16日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子

- | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 畠山美和 | 2 塚本逸彦 | 3 山端隆治 | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀 |
| 6 長谷陽子 | 7 酒井はやみ | 8 荒 貴賀 | 9 野原恵子 | 10 石川康弘 |
| 11 岡本眞利子 | 12 小島智恵 | 13 藤谷謹至 | 16 谷口和弥 | 17 藤原 孟 |

- 6 欠席議員

14 田口廣之

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義
教 育 長 笹原敏文
企 画 総 務 部 長 山端広和
保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁
建 設 部 長 河村伸二
忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健
教 育 部 長 石田晋一
総 務 課 長 西田建司
糠 内 出 張 所 長 古山悌士
土 木 課 長 香田裕一
防災環境課参事(消防担当) 西川浩之

副 町 長 伊藤博明
農 業 委 員 会 会 長 中村富士男
住 民 生 活 部 長 寺田 治
経 済 部 長 高橋修二
会 計 管 理 者 武田健吾
札 内 支 所 長 白坂博司
政 策 推 進 課 長 宇野和哉
地 域 振 興 課 長 安田奈緒
税 務 課 長 田村真由美
保 健 福 祉 課 長 北原正喜

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 佐藤勝博 課長 岩岡夢貴 係長 渡辺 優

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 17 藤原 孟 18 中橋友子 1 畠山美和

議事の経過

(令和7年12月16日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に17番藤原議員、18番中橋議員、1番畠山議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、町民と議会の意見交換会、十勝町村議会議員研修会及び議会運営委員会議員研修会に係る議員派遣結果報告書が、総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長から、会議規則第77条の規定による所管事務調査報告書及び委員会報告書が、民生常任委員会に付託いたしました議案についての「審査結果報告書」が、それぞれ、議長宛に提出されていますので、あらかじめ配布いたしました。

のちほど、ご覧いただきたいと思います。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤勝博） 本日、14番田口議員から、本日、欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、後期高齢者医療保険料の特別徴収の事務処理誤りについて、ご報告させていただきます。

この度、後期高齢者医療保険料の徴収事務におきまして、本年8月支給分の年金からの天引き、いわゆる特別徴収が開始される73人分の保険料、合計78万3,600円について、特別徴収が実施されていないことが判明いたしました。

年金からの特別徴収につきましては、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料のそれぞれについて、日本年金機構へ特別徴収する金額のデータを送信し、日本年金機構経由で納付される仕組みとなっております。

今回の誤りの原因につきましては、本年8月支給分の年金から特別徴収する後期高齢者医療保険料の「特別徴収の依頼データ」を6月10日に町から日本年金機構へ送信する際、誤って前月に作成したデータを当月作成のデータと誤認し送信したことによるものであります。

本年11月18日に、町民向けの補助事業の申請書の受付において、補助金交付に伴う審査事項の「町税等に滞納がないこと」の確認作業において、8月支給分の年金から特別徴収する後期高齢者医療保険料が未納となっている申請者を発見し、これを受けて調査を行った結果、8月支給分の年金から初めて特別徴収することとなっていた73人分の後期高齢者医療保険料が特別徴収されずに、未納となっていることを確認したものであります。

このため、ご迷惑をお掛けした皆様に対しましては、昨日までに直接訪問のうえお詫びを申し上げ、経緯を説明するとともに、未納となっている8月分の保険料については、持参した納付書で納めていただくことでご理解をいただいたところであります。

今回の事務処理誤りにつきましては、人的要因によるものであり、弁解の余地はなく、町民の皆様の信頼を損ねたことにつきまして、深く反省しているところであります。

今後は、事務処理手順のチェック体制の強化を図るとともに、システム改良についても検討を行いながら、再発防止に向けた対策を徹底し、二度とこのような事態を招くことのないよう、より一層緊張感を持って適正な事務処理に努めるとともに、このたびの事務処理を担当した職員につきましては、公務の運営に支障を生じさせたものと判断し、指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上、後期高齢者医療保険料の特別徴収の事務処理誤りについてのご報告とさせていただきます。
○議長（寺林俊幸） これで行政報告は、終わりました。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第2、議案第111号及び日程第4、議案第119号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、議案第111号及び日程第4、議案第119号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、議案第111号、「町道の路線の変更について」を議題といたします。説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第111号、町道の路線の変更について、提案理由をご説明申し上げます。議案書の26ページ、議案説明資料の43ページをご覧ください。

道路法は、「市町村長は、市町村道として路線を認定した場合や廃止又は変更した場合は、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を公示しなければならない」と定めております。

（法9条）同法は、市町村長が市町村道を認定しようとする場合や廃止または変更しようとする場合は、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない、と定めておりますことから、町道の路線の変更について、議会の議決を求めようとするものであります。

令和6年度に国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して、公開型地理情報システム整備事業を実施いたしました。

当該事業において、道路台帳の電子化を図るために実施した測量結果に基づき、現況ならびに今後の整備予定に応じて15の町道の起終点を変更するものであります。

議案説明資料の43ページをご覧ください。

①古舞原野線であります。

変更前を緑色で、変更後を赤色で示しております。

起点の位置を変更するものであります。

合わせまして、起終点の具体的な位置を示すため地番表示に変更するものであります。

変更前と変更後の道路延長の距離とその増減距離、変更理由を下部に記載しております。

44ページをご覧ください。

②糠内東1線であります。

終点の位置を変更するものであります。

45ページをご覧ください。

③明野25号線であります。

起点の位置を変更するものであります。

46ページをご覧ください。

④大豊零号線であります。

終点の位置を変更するものであります。

47ページをご覧ください。

図面上から、⑨新川11線、⑤新川12線、⑥新川13線、⑩新川14線、⑦新川33号15線の5路線であります。

下段の「理由」の欄に記載のとおり、いずれも新川二期地区堤内排水路改修工事のため、終点の位置を統内築堤や十勝川堤防から河川敷地の境界となる地先まで変更するものであります。

48ページをご覧ください。

⑧依田6線であります。

終点の位置を変更するものであります。

49ページをご覧ください。

⑪軍岡2号線であります。

終点の位置を変更するものであります。

50ページをご覧ください。

⑫札内7号団地道路6号であります。

起点の位置を変更するものであります。

51ページをご覧ください。

⑬文京1号通、⑭文京2号通、⑮文京3号通であります。

3路線の終点の位置を変更するものであります。

今回の変更は、合計15路線で道路延長4.68キロメートルの減となるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

[委員長報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第118号、「指定管理者の指定について」、議題といたします。

民生常任委員会 委員長の報告を求めます。

委員長 岡本 眞利子 議員。

○11番（岡本眞利子） 令和7年12月16日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様
民生常任委員会委員長 岡本眞利子
民生常任委員会報告書

令和7年12月11日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 委員会開催日

令和7年12月11日（1日間）

2 審査事件

議案第118号 指定管理者の指定について

3 審査の経過

審査に当たっては、忠類診療所の指定管理者の候補者から提案された事業計画と収支計画に基づき、管理運営の基本方針、利用促進に向けた取組、安全対策等について説明がなされた。

委員会では、指定管理期間や健康増進プログラムの取組などについて質疑が出され、慎重に審査した結果、全会一致で結論をみた。

4 審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

〔討 論〕

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第118号、「指定管理者の指定について」、討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

「採 決」

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議案第118号「指定管理者の指定について」、委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。したがって、本件は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第4、議案第119号、「令和7年度幕別町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。
説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第119号、令和7年度幕別町一般会計補正予算第8号について、ご説明申し上げます。

12月9日に追加提出いたしました、別冊の議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ463万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ231億1,144万2,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表

歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4 ページをご覧ください。

「第2表 債務負担行為補正」、「1 追加」であります。

「忠類診療所の指定管理者業務に係る指定管理料」であります。

期間は、令和8年度から9年度までの2年であります。

限度額は、「6,000万円に消費税及び地方消費税を加算した額」であります。

5 ページをご覧ください。

「第3表 地方債補正」、「1 変更」であります。

11月1日の大雨・強風による土木施設の災害復旧事業の財源に充当するため、60万円を追加し、限度額を1,760万円に変更しようとするものであります。

歳出をご説明申し上げます。

7 ページをご覧ください。

9 款、1 項 消防費、1 目 常備消防費 321万7,000円の追加であります。

幕別消防署配備の救急車に積載しております、自動心臓マッサージシステムが故障し、更新が必要となりましたことから、当該更新費用相当額をとちか広域消防事務組合分担金に追加するものであります。

14款 災害復旧費、2 項 土木災害復旧費、1 目 単独災害復旧費
141万9,000円の追加であります。

11月1日の大雨・強風により、復旧工事が必要となりました土木災害復旧費であります。
糠内コミュニティセンターから西に約1.9キロメートル進んだところに位置する町道糠内明倫線において路面洗堀や側溝埋塞が発生しましたことから、これに係る復旧工事費であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

6 ページをご覧ください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人403万6,000円の追加であります。

23款、1 項町債、9 目災害復旧債60万円であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

[議員の派遣]

○議長（寺林俊幸） 日程第5、「議員の派遣について」を議題といたします。
お諮りいたします。あらかじめ配付しましたとおり、
令和7年12月23日に北海道幕別清陵高等学校で開催する高校生出前講座並びに令和8年1月24日、25日、28日、29日及び31日に札内南コミュニティセンターほか町内5か所で開催する「幕別町議会まちトークカフェ」に、全議員を派遣いたしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、あらかじめ配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（寺林俊幸） 日程第6、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会 委員長、民生常任委員会 委員長及び 産業建設常任委員会 委員長から、所管事務に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、あらかじめ配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和7年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。

10：21 閉会